令和３年(2021年)１０月６日
厚生委員会資料
地域支えあい推進部
健康福祉部

中野区基本計画の策定について

中野区基本計画（案）に対するパブリック・コメント手続の結果等を踏まえ、中野区基本計画を策定したので以下のとおり報告する。

１　パブリック・コメント手続の実施結果について

⑴　意見募集期間

令和３年８月１２日（木曜日）から９月１日（水曜日）まで

⑵　意見提出者数

２０人（電子メール１６人、郵送１人、窓口３人）

⑶　提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

別紙１のとおり

２　中野区基本計画の構成及び内容について

⑴　構成

第１章　計画の基本的な考え方
第２章　策定の背景
第３章　計画の体系
第４章　重点プロジェクト
第５章　基本目標別の政策・施策
第６章　区政運営の基本方針
参考資料１・２・３

⑵　中野区基本計画（案）からの主な変更点

別紙２のとおり

⑶　中野区基本計画の内容

別紙３のとおり

別紙１

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO.	提出された意見の概要	区の考え方
第２章　策定の背景		
１　区を取り巻く社会状況等の変化		
1	「(1)中長期的な人口構造の変化」について、少子高齢化が最大の社会状況であり、中野区では年少人口が特に低いことが問題だと思うので、とりわけ、中野区で子育てしたいと思える環境の整備が喫緊の課題となっていることを追記すべきだと思う。	中野区は、23区の中でも人口に占める年少人口(0～14歳)の割合が低いことを課題として捉え、本文中に、安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境を整える旨を記載している。
2	「(2)ダイバーシティ（多様性）の進展と地域コミュニティの変化」に、多様性の尊重は、日本国憲法13条の個人の尊厳の尊重に基づくものであり、憲法擁護・非核都市宣言を掲げている中野区として、特に大切にすべきであることや、特定の外国人の存在を否定するヘイト・スピーチは許されないものであることを追記してほしい。	中野区基本構想において多様性の尊重を掲げている。区としては多様性を認め合う地域づくりを進めていく考えであり、ご意見の主旨は、本計画の前提として含まれている。
3	「(3)デジタル技術の進展と社会全体のデジタルトランスフォーメーション」に、デジタルトランスフォーメーションの対応においては、最も懸念されるのが個人情報保護だと思うので、行政機関の責任として、個人情報の保護に最大の留意をはらうことを記載してほしい。また、総務省のDX推進に伴い、全国標準システムが整備されていくことになると思うが、中野区独自の施策が標準システムに整合しない事態となった際に、中野区独自の施策を放棄しないようにすべきだと思うので、その旨を明記してほしい。	個人情報保護については、ご意見の主旨を踏まえ、記述を見直した。 また、全国標準システムへの移行は「地方自治体情報システム標準化法」に基づく事業であるため、全国の自治体で足並みを揃えて行う必要があると考えているが、今後のシステムの移行・整備にあたっては区民サービスが低下しないよう、最大限努めていく。
4	「(5)新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化」に、「新型コロナウイルス感染症の収束・共生に向け」とあるが、共生という言葉に違和感を感じる。「共生」は、複数の生物がそれぞれ関係（概して良い関係）を持ち、生息しているイメージがあるので、単に共に生きている、存在しているという意味で、「共存」という言葉に変えた方が良いと思う。	新型コロナウイルス感染症が収束していない状態であっても、様々な対策を講じながら人々は日々の生活を営んでいく必要があるという考えから、「共生」という言葉を用いている。
２　人口動向・将来人口推計		
5	「2 人口動向・将来人口推計」に、少子高齢化が進展している状況が記載されているが、それを踏まえ、子育て先進区の施策に最大の重点をおき、「中野区で子育てしたい」と思える環境整備を急ぐことが大事だと思う。	少子高齢化の進展は区政運営における大きな課題であることから、子育て先進区の実現を重点プロジェクトとして設定しており、子育て・子育ち環境の整備などを組織横断的かつ重点的に取り組むこととしている。

NO.	提出された意見の概要	区の考え方
３　財政状況・財政見通し		
6	「(1)財政状況」に、「今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、納税者一人あたりの所得額の減少や景気の影響を受けやすい特別区財政調整交付金の減少など歳入への深刻な影響が懸念されます」とあるが、税収が大きく落ち込むという予測は外れていると思うので、最新の税収結果を踏まえ、修正すべきだと思う。	令和2年度の決算状況や現時点での令和3年度の歳入見込みからすると、今後の財政状況は、想定より上振れする状況も見込まれるところである。一方で、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、区財政の今後も不透明な状況であることから、歳入の伸びについては、引き続き慎重に見込んでいきたいと考えている。また、重点プロジェクトの1つである「子育て先進区の実現」に向けて、子育てや教育関連などの施策を強く推進していくための予算を計上していく考えである。
7	「(3)10年間の財政フレーム」について、最新情報を基に試算し直すことが必要だと思う。その際には、子育て先進区の実現のための施策を上乗せする形で財政フレームを一定上方修正してほしい。	
第４章　重点プロジェクト		
8	「重点プロジェクト1 子育て先進区の実現」に、児童館を現在の18施設から増やす旨を記載してほしい。基本計画には「地域全体で子育てを応援するための地域環境の整備」とあるが、中野区区有施設整備計画では児童館を現在の18施設から減らすこととなっており理解しがたい。	児童館については、小学校内にキッズ・プラザを整備した後に、順次、中学校区1館に集約していく。 今後、キッズ・プラザ、学童クラブ、児童館、中高生向け施設等の整備・再編や子育てひろば事業の充実などを進め、地域の中で安心して、子育て・子育ちができるための環境を充実させていく。
第５章　基本目標別の政策・施策		
9	各政策に示されている成果指標の2025年度が「向上」となっているが、目標とする数値を示してほしい。また、各施策に、成果指標の2025年度目標値を設定しているが、目標値の算出根拠が分からない。少なくとも、過去5年間の数値から5年後が推定できるものを示してほしい。	政策の成果指標は区民生活の実感を問うものであり、区の取組の効果だけでなく、社会的な要因も大きく影響することから、明確な目標値は設定せず、現状から向上させることを目標としている。また、各施策の成果指標の2025年度目標値の設定にあたっては、過去の推移を踏まえて、伸び率を見込み算出しているものが多いが、本計画の策定にあたって新たに現状値を把握し、目標値を設定したものもある。
（１）人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまち		
10	政策1の目指すまちの姿に「国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らし、地域の特色や今までにない新たな価値が生まれています」とあるが、人権の尊重等を追記し「･･･などにもかかわらず、人権が尊重され、誰もが地域の一員として安全・安心な暮らし、地域の特色や今までに無い新たな価値が生まれています」に修正してほしい。	政策に記載した目指すまちの姿は、令和3年3月に改定した中野区基本構想において描く「10年後に目指すまちの姿」の内容を記載しており、人権の尊重や安全な暮らしについても主旨として含まれている。
11	「施策1 人権と多様性の尊重」の現状と課題に「人権侵害やハラスメントなどが発生しています」とあるが、「人権侵害やハラスメントなどを未然防止する必要があります」に修正してほしい。	ご意見の主旨を踏まえ、記述を見直した。

NO.	提出された意見の概要	区の考え方
12	「施策1 人権と多様性の尊重」の主な取組②に「区民等が、性別、性自認や性的指向、国籍や文化、年齢や世代、障害等の多様性を認め合いながら」とあるが、「･･･障害等について、多様性を認め合いながら」に修正してほしい。	ご意見の主旨を踏まえ、記述を見直した。
13	「施策1 人権と多様性の尊重」の主な取組③については、事業の展開に「区内の学校と連携した普及啓発の拡充」として、学校教育との連携が記載されているが、それ以外の主な取組においても、学校と連携した取組を行ってほしい。	これまでも人権教育等をはじめ、様々な分野で学校と連携した取組を進めてきたところであり、今後も連携しながら推進していく。DV・デートDV防止等の普及啓発においては、特に若年層へのアプローチが重要であることから、このような記載としたものである。
14	「施策1 人権と多様性の尊重」の「主な取組⑤平和意識の啓発」について、区としての体制の強化等を図るとともに、日本非核宣言自治体協議会へ再加入してほしい。全国的な非核行政の進展に寄与すべきだと思う。また、区民・団体との協働を図ってほしい。	日本非核宣言自治体協議会への再加入や、区民・団体との協働の在り方については、引き続き検討していく。
15	「施策2 多文化共生のまちづくりの推進」の主な取組①に「災害、医療、福祉及びごみなどをはじめ様々な分野における生活環境の充実を図ります」とあるが、「ごみ回収」に修正してほしい。	ご意見の主旨を踏まえ、記述を見直した。
16	「施策2 多文化共生のまちづくりの推進」について、外国人住民は、選挙権がないなど、区政へ意見を述べる場が少ないと思うので、困りごとなどを聞く外国人住民の懇談会や外国人住民とのタウンミーティングの開催、様々なワークショップにおいて外国人住民の参加枠を設けることにより、ネットワーク化をしていく必要があると思う。	区では、広報の多言語化に力を入れているほか、区の窓口に翻訳機を導入するなど、相談機能の充実を図っている。また、区内大学の協力により、区長と外国人住民等との懇談会を開催している。今後も、国際交流や多文化共生事業の充実等を通じて、外国人同士の情報交換や交流の機会を増やすよう努めるなど、必要な支援を検討していきたい。
17	「施策3 地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり」について、イベントに頼らず、日常の触れ合いが生まれる仕掛けとして、ベンチの設置や玄関先への鉢植え助成などを検討してほしい。	中野区町会・自治会公益活動推進助成や区民公益活動に関する助成等の活用、さらに今後のまちづくりを進めていく中で、日常の触れ合いが生まれる環境づくりについても検討していきたい。
18	「施策3 地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり」の「主な取組③共通の関心を持つ人がつながる場の創出と取組の支援」について、情報発信だけでなく、様々なテーマごとに区政につながる仕掛けを作ることを検討してほしい。その際、SNSの活用を検討してほしい。	様々な関心を持つ人が地域とつながるきっかけを作っていくため、SNS等の様々媒体を有効に活用しながら、取組を進めていく。なお、主な事業として記載しているナカノミライプロジェクトでは、地域貢献などをテーマとしたワークショップにおいて、企業と若手社員同士のつながりを築いており、今後もこうした取組を進めていく。
19	いつでもどこでも世代を問わず、誰もが気軽に参加できる交流の場づくりは良いことだと思うが、なじみの深い仲間の絆が強く、入って行くのに抵抗感を覚える人もいると聞くので、そのような人が気軽に参加できる仕組みを作ってほしい。	区内で公益活動を行っている団体の担い手育成支援において、より多くの人が交流の場に参加しやすい仕組みづくりを検討していく。

NO.	提出された意見の概要	区の考え方
20	「施策4 地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実」の「主な取組②町会・自治会と区との連携の強化」に、「中野区町会連合会と区が締結したパートナーシップ協定に基づき、協働の取組を進めます」とあるが、区民の中には、町会・自治会に関わりたくないという人もいるという実態もあると思うので、今までのやり方ではうまくいかないのではないか。	今後も町会・自治会と協働して地域の課題等に取り組んでいくことが重要であり、担い手育成の支援が必要だと考えている。また、町会・自治会のほか、人々の価値観やライフスタイルの多様化などに対応し、公益活動等に参加しやすい仕組みづくりや担い手育成を行っていく。
21	「施策4 地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実」の主な取組③において、主な事業として「地域デビュー応援講座の開設」と「地域で活躍する人材の育成に向けた機会の充実」が計画されているが、現在実施している地域活動コーディネーター養成講座や地域活動担い手養成講座などがうまくいっていない一方で、地域活動に参加する人材の育成に貢献している「なかの生涯学習大学」を再編するのはおかしいと思う。新しい講座を作るのではなく、既存の講座について更に分析し、対策を取るべきである。	区では、地域における公益活動や区等が実施してきている様々な既存事業の現状や課題について分析等を行った。当該結果を踏まえ、「地域デビュー応援講座の開設」や「地域で活躍する人材の育成に向けた機会の充実」について、新たに実施していくこととした。新たな事業の実施に向けて、区民による公益活動や地域で活躍したいという区民に対する支援が効果的に行えるよう、幅広く意見を伺いながら検討を進めていく。
22	「施策5 地域の自主的な活動の推進と環境づくり」の「成果指標①区民活動センターを身近に感じる人の割合」が低いのは、特定の人への貸し集会室だと見られているからではないかと思う。中野区の伝統である、住区協議会の歴史に学び、社会教育の視点・体制を含め、地域から区に関わっていく拠点にすべきだと思う。	住区協議会についての検証をもとに区民活動センターを設置している。地域住民の自主的かつ主体的な取組を促進するため、地域団体の活動拠点として、また、地域団体間のネットワークづくりの推進拠点として、より身近に感じてもらえるようにしていきたい。
23	「施策5 地域の自主的な活動の推進と環境づくり」の「主な取組②区民活動センター集会室の活用促進」について、集会室の予約や使用料の納入がオンラインでもできるようにするとともに、団体登録の更新手続きを区民活動センターごとに行わなくていい仕組みに改め、忙しい区民に配慮したものとしてほしい。	集会室の予約や使用料の支払い等について、既存の予約システム等との統合も含めて利便性向上のための見直しを図っていく。区民活動センターは、地域住民の活動拠点として各運営委員会で利用方法などのルールづくりを行っている。利用者にとって利便性の高い、集会室の利用手続きについて今後も検討していきたい。
24	「政策3 遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する」とあるが、遊び心という言葉は、文化全体を括ってしまっていると思えるので、見直してほしい。	政策の名称は、中野区基本構想において描く「10年後に目指すまちの姿」に基づいて設定している。区内の文化芸術については、中野ならではの伝統・文化の継承と豊かな発想から生まれる遊び心ある活動の広がりという2つの視点から記載している。
25	哲学堂公園について、井上円了氏の想いを踏まえて、哲学堂が持つ文化財としての本来的価値を高めていってほしい。	哲学堂公園は、令和4年度以降に保存活用計画を策定するなど、文化財としての価値を高めるための取組を推進していく。

NO.	提出された意見の概要	区の考え方
26	「施策6 誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり」の現状と課題に、「中野区民は国や都と比較して、文化芸術を鑑賞する割合が高く」とあるが、根拠となるデータはあるのか。この記載を削除し、短期間での既存施設の活用も含め、民間活動を支援するなど、日常において文化芸術に触れる機会を創出していくことを記載してほしい。	令和元年度に実施した「中野区文化芸術活動に関する実態調査」と内閣府が平成28年度に実施した「文化に関する世論調査」における、最近1年間に直接鑑賞した文化芸術を比較したものである。今後も区内の文化芸術の振興に向けて、区民の誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくりを進めていく。
27	「施策7 魅力的な地域資源の発掘・発信」について、中野区の平和や住民参加の歴史を重視し、「平和・民主」の視点を中野区の特徴として打ち出し、地域振興を行なうべきだと思う。	施策の実施にあたっては、ご意見の主旨についても参考としながら検討する。
28	「施策8 持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり」について、労働者協同組合の育成・活用やハンディに応じて働ける仕組みなど、新しい仕組みづくり等についても記載すべきだと思う。	ご意見の主旨も含め、新たなビジネスの創出を支援するとともに個人の状況に応じた働き方など、誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりを推進していく。
（２）未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち		
29	「施策12 子どもの権利の尊重と理解促進」について、子どもの権利擁護推進審議会の答申に盛り込まれている内容が適切だと思うので、答申に沿った子どもの権利に関する条例を制定してほしい。また、「主な取組②子どもの権利に係る相談支援の仕組みづくり」について、相談窓口は、設置して相談を待つのではなく、相談員がアウトリーチして、定期的に児童館等を訪問するなど、問題発見をしていくようにしてほしい。	（仮称）中野区子どもの権利に関する条例の内容については、答申の内容を踏まえて検討を進めていく。また、相談支援の仕組みについては、子どもが相談しやすいよう、十分に配慮した制度を構築していく。
30	「施策12 子どもの権利の尊重と理解促進」の「主な取組③子どもが意見を表明する機会の提供」について、学校外の第三者による校則や学校のルールに関する子どもたちへの意見聴取、児童館や公園の使い方や運営に関する子どもワークショップの開催、子ども議会のような機関の設置を検討してほしい。	子どもの意見表明の機会の確保は、子どもの権利保障の中でも重要であり、様々な機会を捉えて、子どもの意見聴取の取組を行っていく。
31	ヤングケアラーについて、社会的に深刻な問題となっているが、中野区の実態や今後の対策等はどうなっているのか。	令和元年に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」において、日常的に家族の世話や介護、家事を負担している子どもが一定数見られた。今後、支援策やその体制について、検討を進めていきたい。
32	教育の場におけるICTの活用を進めてほしいが、ICTを活用した教育内容については、教職員の創意工夫を生かしたものとしてほしい。	ICTを活用した学習と、教職員がこれまで積み重ねてきた学習活動を組み合わせ、子どもたち一人ひとりの状況に合わせた学習活動を展開していく。

NO.	提出された意見の概要	区の考え方
33	多様な子どものニーズに合った学校がこれから必要だと思うので、統廃合などで空いた学校を活用して、今までの学校のシステムには合わない子どもや、探究的な学びなどで更に主体的に学びたい子どもに向けた新しいタイプの学校づくりも考えてほしい。	不登校の児童・生徒に対しては、教育支援室や巡回支援などの支援を行うなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行っており、ご意見にあるような施設の設置は予定していない。
34	児童館が地域で担ってきた信頼感は強く、新たな機能を備えた児童館として機能を拡充し展開するのにあたっては、地域の子育て支援の拠点として、子育て支援を行う人材の発掘や子育て支援団体のネットワーク化に力を入れてほしい。	児童館においては、子どもの居場所・交流等の基本機能に加え、子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援といった機能を強化し、すこやか福祉センターや子ども家庭支援センター、児童相談所と連携した継続的な見守りを行うことで子どもの地域包括ケアに資する役割を担っていく。
35	「施策22 将来を見通した幼児教育・保育の実現」について、保育室等の面積や職員配置、園庭の確保など、ハード面での環境改善を検討することを追記してほしい。子どもの発達する権利を保障し、コロナ禍での三密を避け、ゆとりある保育への転換を図ってほしい。	中野区の保育施設の設備及び運営に関する基準に基づき、適切な運営を行っている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応についても、施設運営の中で適切に対応していく。
36	「施策22 将来を見通した幼児教育・保育の実現」の現状と課題に、「将来の年齢別人口や保育需要を見据えて、保育定員を確保・調整していく必要があります」とあるが、保育需要が減った時には、園全体やクラス定員の縮小を検討してほしい。保育室や職員配置によりゆとりを持ち、詰込みではなく、子ども一人ひとりの気持ちに保育士が寄り添い、より豊かに育てる環境を作ってほしい。	将来的に少子化が進行し、保育需要が減少した場合、保育の質の確保を図りながら、定員縮小または閉園による区全体の保育定員の調整を検討していく。
37	質の高い保育をするには、安全・安心な保育ができる人数・保育労働者が働き続けられる処遇が大切だと思う。民間保育園においては、人件費率が50％以下の施設もある。処遇の悪さから離職が増え、定着率が低くならないよう、対策を行ってほしい。	区は、保育の質ガイドラインを策定し、中野区における保育の質の向上に向けた取組を進めている。また、国基準の運営費のほか、各種経費を加算して給付・補助するなど、民間保育園の運営を支援している。保育士の定着率の向上については、人件費比率の低い保育園に対して個別指導を行っている。
38	区立保育園が同じエリアの児童館と円滑な連携を図るため、新たな機能をもつ児童館が中学校区に1館ということであれば、区立保育園も同様の配置にすべきだと思う。	区立保育園は、将来的に少子化が進行し、保育需要が減少した場合、保育の質の維持・向上、障害児保育など、公立施設としての機能・役割を果たすために必要な園数を存続させる。
39	区立保育園10園を存続させてほしい。地域に公立･私立がバランス良くあり、保護者が選べる状態が必要だと思う。区立は、中野区が保育施策を直接できる保育施設であり、保育実践を積み重ねてきており、障害児保育や医療的ケア児の保育にあたっていく上でも必要だと思う。	

NO.	提出された意見の概要	区の考え方
40	区立幼稚園におけるインクルーシブ教育を進めてほしい。また、区立幼稚園について、認定こども園に関して引き続き検討していくとのことだが、現在の区立幼稚園は評判が良いので、慎重に検討してほしい。	区立幼稚園において実施しているインクルーシブ教育は区立幼稚園に求められる重要な役割であり、今後も推進していく必要がある取組であると認識している。 区立幼稚園は、当分の間、現在の幼稚園運営を継続するが、様々なライフスタイルに対応できる認定こども園についての検討も続けていく。
41	区立幼稚園について、認定こども園も引き続き検討していくとのことだが、中野区の公立幼稚園は2園しかなく、区立幼稚園がなくなれば私立のみになり、保護者が選択できなくなる。中野区の幼稚園のモデルがなくなるので、今の幼稚園のままでいいと思う。	区立幼稚園は、当分の間、現在の幼稚園運営を継続するが、様々なライフスタイルに対応できる認定こども園についての検討も続けていく。
42	子育て世帯向けの住宅を整備するために、新規マンション建設の際には低階層に保育所や子育て世帯向けの居住物件を配置するように求めることはできないか。また、中野駅周辺の開発においても、子育て世帯向けの住居を誘致することはできないか。	区では、都営住宅や東京都住宅供給公社が管理する公社住宅の建替えの際に子育て世帯の居住スペースがより多く確保できるよう東京都や東京都住宅供給公社に対して要望を行っている。 中野駅周辺の開発においては、子育て世帯や高齢者世帯など各世代のニーズに合わせた良質・多機能な住宅を誘導し、地域のにぎわいや活力を維持していく考えである。
43	プレーパークへの支援にあたっては、プレーパークの日常的な開催を見据え、学生がプレーリーダーとしてスタッフ参加できるよう、人件費の支援を拡充してほしい。	プレーパーク活動を行う団体支援の具体的な方策の検討において、団体活動や区内のプレーパーク実施の推進に必要な支援について、精査していく。
44	（仮称）中野区子ども・若者計画の策定は、縦割行政を排して総合的に進めてほしい。また、計画策定によって全体が把握しやすくなり、子ども・若者施策の進捗が分かりやすくなって良いと思う。	若者支援については、組織横断的な対応が必要であると考えており、区の子ども・若者計画の策定において、効果的な事業展開に向けた庁内の連携を進める。
45	ハイティーン会議の拡充にあたっては、一定の予算措置を伴う提案や（仮称）中野区子ども・若者計画への意見を求めるなど、中高生が実際に区政を動かせるという実感を持てるものとしてほしい。	若者ならではの視点を区政や地域課題の解決へ生かしていく取組は必要であり、その旨を記載している。 ハイティーン会議については、これまで事業を通じて培ってきたものを生かしながら、意見表明の機会を確保するとともに、若者の社会参画意識を高めるものとして機能の拡充を検討していく。
46	若者向けの継続的な相談支援体制の構築については賛成であり、仕事等に行き詰まった末に生活に不安を抱える若者も多いと思うので、ぜひ進めてほしい。	社会との関わりに課題を抱える若者が段階的に自立につながるよう、子ども・若者支援センターにおいて本人や家族に対する相談・支援を行うとともに、すこやか福祉センターや関係機関が連携した継続的な相談支援体制を整備する。

NO.	提出された意見の概要	区の考え方
（３）誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち		
47	アウトリーチチームについて、区民に存在を知ってもらうために、現場で活躍する様子を更に広報してほしい。	アウトリーチ活動について、より効果的な周知を図るため、区ホームページなどの情報ツールを活用して情報発信を行っていく。
48	高齢者が、若者との接点を持ちにくい。若い世代の担い手育成の一環として、若者の手助けができる高齢者の出番があるといい。若者や高齢者等、活動に意欲のある人が地域において活躍できる仕組み、環境づくりの充実を図ってほしい。	地域における公益的な活動に、多様な人材・団体が参加して活躍できるよう、きっかけづくりから相談、人材と団体とのコーディネートなど総合的な支援を行う体制を構築する。その中で、若者や高齢者を対象とした参加支援とともに、それぞれが経験や能力を生かし、つながりながら活躍できる仕組み等についても充実を図っていく。
49	「施策35 生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実」の主な取組③に「頻回受診者・重複受診者への指導を通じ、医療費削減に取り組みます」とあるが、生活保護受給者が不要な、もしくは過剰な医療の給付を受けているという認識があるのではないか。経済的自立、健康維持や日常生活の自立に向けた支援は大切だが、医療費削減は目的にするものではないので、記述を削除してほしい。	ご意見の主旨を踏まえ、記述を見直した。
50	「施策35 生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実」に、生活保護申請等の「入口」についての記載が不足していると思う。アウトリーチ等の視点も大切だが、自治体の基本的な機能についても記載し、体制を強化すべきだと思う。	現状と課題に、生活上の様々な不安や悩みを抱える方の自立相談支援機関への相談件数が増加傾向であることや、新型コロナウイルス感染症の影響により自立支援等の相談支援体制を強化していく必要があることを記載しており、ご指摘の点については要旨を整理し記載をまとめているところである。
51	認知症の人やその家族・支援者の居場所づくりなど、「中野モデル」の構築に向け、たとえ認知症を患っても地域の中で明るく生きていけるようにしていくことがとても大事だと思う。	NPO法人や社会福祉協議会、民間介護事業者等が認知症カフェを行いながら、居場所づくりを進めている。認知症サポーター・サポートリーダー等の活動が活発な地域性を生かして、認知症の人とその家族などの支援を進めながら、取組を広げていきたい。
52	非喫煙者と喫煙者の双方の立場を尊重し、共存できる社会を実現していくため、分煙が重要だと考える。数少ない喫煙場所に喫煙者が集中すると喫煙環境が悪化すると思うので、中野駅周辺に、喫煙所を増設してほしい。ポイ捨てや歩きたばこ防止など、街の環境美化の観点からも喫煙場所は必要だと考える。	駅周辺等における喫煙場所の確保については、加熱式たばこ喫煙所も含めて、地元町会・自治会や商店会などの要望なども総合的に考慮した上で検討していきたい。
53	飲食店等の屋内の喫煙場所をはじめ、屋外の喫煙場所も減少している。区は、非喫煙者にも配慮しながら、公園内における喫煙場所の整備に力を入れてほしい。	令和2年度に策定した区立公園等の受動喫煙防止対策の考え方に基づき、6公園については喫煙場所を設置して分煙化を図り、それ以外の公園については禁煙としている。
54	保健所機能の強化にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を教訓として、保健所予算を増やし、必要な人員を整備していってほしい。	新興感染症や災害等の発生に備え、必要な予算や専門職員を確保し、健康危機に迅速かつ柔軟に対応できる体制を引き続き整備していく。

NO.	提出された意見の概要	区の考え方
55	地域開放型学校図書館は、施設の広さの制約があり、蔵書数の制約もあるので、用途を親子向けに特化したほうが利用しやすくなると思う。また、中央図書館は、区の図書館政策を立案する機能を持っていると思うので、区に図書館の専門家を確保する観点から、直営にすべきだと思う。	地域開放型学校図書館の今後については慎重に検討していく。また、図書館運営にあたっては、区と指定管理者の間で適宜協議しながら必要な事業等の構築を進めており、区においても一定の専門性や能力の確保、必要な課題等の把握を行っている。指定管理による民間のノウハウ等の活用による区民サービスの向上や行政コストの削減の観点から、中央図書館を直営とすることは予定していない。
（４）安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまち		
56	近年、台風やゲリラ豪雨、集中豪雨等の風水害により大規模な停電が発生しており、避難所等において停電に対応した設備の整備が求められるとともに、新型コロナウイルス等の感染症との複合災害に備え、在宅避難が可能な環境づくりが必要だと思う。「施策43 災害に強い体制づくり」の「主な取組①防災施設の機能強化と様々な想定に基づいた避難環境の整備」に、在宅避難が可能な環境づくりの推進や、避難所等への停電対応型設備の導入を進めることについて記載してほしい。	在宅避難については、正しい避難行動に関する区民への啓発を行っていく旨を記載しており、区民の災害への備えと行動変容を促しながら在宅避難が可能な環境づくりを推進していく。また、避難所等への停電型設備の導入については、各施設で導入できるものが異なるため、各避難所の状況を考慮しながら環境改善を図っていく。これらを通じて、区民の安全・安心な避難環境の確保を図っていく。
57	「施策46 住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進」について、区営住宅・都営住宅の拡充・誘致、入居促進等を積極的に行うべきだと思う。	区営住宅等については、現状戸数を適切に維持管理していくとともに、現在、国が推進している民間賃貸住宅を活用した高齢者や低所得者の方など住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度（住宅セーフティネット制度）の普及促進を行っている。
58	中野の居住環境に比して、「景観」に関する記載が不足しているので、「施策47 まちなかの安全性・快適性の向上」の施策名称を「街並みの緑と景観の向上、安全なまちなかの推進」とするなど、景観行政の重要性を明示してほしい。	主な取組として「良好な住環境を構築する景観形成」を明示しており、景観行政の重要性が明示されていると考える。
59	「施策47 まちなかの安全性・快適性の向上」の「景観まちづくりの推進」の事業の展開のそれぞれに対して、区内の専門家に諮問する機会を設けてほしい。また、主な事業に、景観条例の制定や景観行政団体となることを加えてほしい。	事業の展開として景観方針等の策定を盛り込んでおり、今後方針の中で具体的な進め方や取組等について検討することしている。
60	建築の確認申請時に、緑化計画書を課す基準面積を下げ、厳しくしてほしい。また、最低敷地面積及び建蔽率の設定も、現状よりも厳しくし、建て詰まりを抑止してほしい。	みどりの保全と創出は大切であるが、都市部の限られた敷地とのバランスにも考慮する必要がある。 現在の居住水準の維持や良好な住環境を保全していくことを目的として、都市計画法に規定する用途地域で建築物の最低敷地面積（住居系地域のみ）及び建ぺい率が定められており、それよりも厳しくすることはできない。

NO.	提出された意見の概要	区の考え方
61	「施策49 多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備」の主な取組②の主な事業に「公園利用ルールの見直し」とあるが、子どもたちにとってボール遊びができない公園は魅力が半減すると思うので、ボール遊び禁止のルールをできる限り緩和してほしい。	公園利用ルールの見直しの中で、ボール遊びについても、緩和を検討していく。
62	「施策51 脱炭素社会の推進と気候変動への適応」の「成果指標①区内の二酸化炭素排出量」の2025年度目標値を、日本全体や東京都の2030年度目標と整合を図り、716千ｔ-CO_2から633千ｔ-CO_2に変更してほしい。中野区の排出量のメインである家庭部門は、削減できるポテンシャルがある分野だと思うので、高い目標を掲げ、それに向けた実効性の高い住まいの高断熱化などを実施することにより、区内のインフラストックの質を向上し、中野区の価値向上にもつなげてほしい。	区においては、2050年にCO_2排出量実質ゼロの実現に向けて、2025年度までに、CO_2排出量を2013年度比で33％削減を目標としている。国や都の目標を踏まえるとともに、区として実現可能性のある目標とするため、現状のCO_2排出量などを考慮しつつ、目標を設定した。
63	「施策51 脱炭素社会の推進と気候変動への適応」の主な取組①に、「家庭における再生可能エネルギー設備の導入等の支援・誘導を行う」とあるが、省エネルギー設備を加えてほしい。中野区では、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入には制約が多く、徹底した省エネルギーを両輪として推進する必要があり、省エネルギー設備の導入についても支援すべきだと考える。	区民の行動変容を促していく過程において省エネルギー化についても重要な取組と認識しており、区民・事業者の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用等を促進する旨を記載している。しかしながら、脱炭素社会の実現に向けては、特に再生可能エネルギーの利用を促進していく必要があると考えており、このような記述としている。
64	新型コロナウイルス感染症に関する区民への情報提供が他区に比べると希薄に思われるので、充実してほしい。	新型コロナウイルス感染症に関する区民への情報提供は、これまでも区報や区ホームページなどで随時実施しているところだが、今後も様々な方法で情報提供に努めていく。
第６章　区政運営の基本方針		
65	区政運営における基本的な考え方として、中野区は、大きい区政、小さい区政のいずれを目指すのか。	区政運営を進めるにあたっては、区民等との対話・参加・協働の下、最少の経費で最大の効果を挙げる、効果的・効率的な行政運営の実現を目指していく。
その他、全般的な事項に関するもの		
66	「中野区基本計画」では、中野区の何の基本計画なのかが分からないので、計画の名称を「中野区の行政基本計画」に改めてほしい。国では、エネルギー基本計画、環境基本計画などと、何の計画か分かるような名称となっている。	中野区の個別計画については、中野区区有施設整備計画、中野区環境基本計画などと、それぞれの主旨に沿った名称としている。中野区基本計画は、各個別計画の上位の計画として、区が取り組む基本的な方向性を示したものであることから、こうした名称としている。

※区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。

別紙２

中野区基本計画（案）からの主な変更点

構成・項目	頁	主な変更点　※文言整理等の一部修正は除く
第１章　計画の基本的な考え方		－
第２章　策定の背景	P.9	●区を取り巻く社会状況等の変化のうち「（３）デジタル技術の進展と社会全体のデジタルトランスフォーメーション」について記述を修正 **（新）** 日本では、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のデジタルトランスフォーメーションを推進し、デジタル時代の官民のインフラを早急に作り上げるため2021年9月にデジタル庁が設置されました。また、テクノロジーの活用により政府や自治体の業務の効率化等を進める「GovTech（ガブテック）」という言葉も注目されています。こうした中、行政機関はすべての人々にデジタル化の恩恵が行き渡る社会の実現に向け、デジタルトランスフォーメーションを推進し、利便性の向上と情報セキュリティの確保を両立しながら、行政運営の効率化や住民サービスの向上に取り組んでいくことが求められます。 **（旧）** 日本でも、行政のデジタルトランスフォーメーションをより強力に推進し、デジタル社会の形成に関する司令塔とするため、2021年の秋にデジタル庁が設置される予定であり、テクノロジーの活用により政府や自治体の業務の効率化等を進める「GovTech（ガブテック）」という言葉も注目されています。こういった高度なデジタル技術の利活用により、行政機関がデジタルトランスフォーメーションに対応していくことで、行政運営の効率化や住民サービスの向上を図ることが必要になっています。
	P.24 P.26	●財政状況・財政見通しのうち「（３）10年間の財政フレーム」について記述を修正 ①一般財源ベースの財政フレーム ・退職手当の積算見直しによる人件費の変更等に伴い一部修正 ②基金の積立・繰入計画 ・各基金について令和２年度末残高を反映したこと及び人件費の変更に伴い一部修正 ※修正項目について５頁参照

構成・項目	頁	主な変更点　※文言整理等の一部修正は除く
第３章　計画の体系		－
第４章　重点プロジェクト		－
第５章　基本目標別の政策・施策		
基本目標１　人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまち		
施策１　人権と多様性の尊重	P.68	●現状と課題について記述を修正 **（新）** 人権侵害やハラスメントなどが発生しており、それらを未然に防止する必要があります **（旧）** 人権侵害やハラスメントなどが発生しています
	P.69	●主な取組②「性別、性自認・性的指向、国籍・文化等の多様性を認め合う気運の醸成」の本文について記述を修正 **（新）** 国籍や文化、年齢や世代、障害等について、多様性を認め合いながら、 **（旧）** 国籍や文化、年齢や世代、障害等の多様性を認め合いながら、
施策２　多文化共生のまちづくりの推進	P.73	●主な取組①「外国人住民等が暮らしやすい生活の支援及び環境の整備」の本文について記述を修正 **（新）** 災害、医療、福祉及びごみの分別・排出などをはじめ様々な分野 **（旧）** 災害、医療、福祉及びごみなどをはじめ様々な分野

構成・項目	頁	主な変更点　※文言整理等の一部修正は除く
施策６　誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり	P.86	●現状と課題の遊び心あふれる文化芸術の主旨について記述を修正 **(新)** 区内では、中野ならではの伝統・文化が大切に受け継がれています。また、豊かな発想から生まれる遊び心ある活動が広く展開されています。こうした伝統・文化、さらには活動がまち全体で活発に行われ、誰もが文化芸術に気軽に親しむことを通じて、人々の心のゆとりや楽しみを生み出していくことが必要です。 **(旧)** 区内では、中野ならではの伝統・文化や、豊かな発想から生まれる遊び心ある活動が広く展開されています。こうした活動がまち全体で活発に行われ、誰もが文化芸術に気軽に親しむことを通じて、人々の心のゆとりや楽しみを生み出していくことが必要です。
基本目標３　誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち		
施策３３　多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進	P.196	●成果指標②「自殺死亡率（10万人対）」の現状値及び目標値を修正 **(新)** 現状値：17.6（2016年から2020年の5年平均）　目標値：14.4 **(旧)** 現状値：17.4（2015年から2019年の5年平均）　目標値：14.5
施策３５　生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実	P.205	●主な取組③「健康管理のための支援」の本文について記述を修正 **(新)** 適正受診の推進に取り組みます **(旧)** 頻回受診者・重複受診者への指導を通じ、医療費削減に取り組みます
施策４０　地域医療体制の充実	P.224	●主な取組①「地域での医療提供の充実」の本文について記述を修正 **(新)** 地域の診療所と入院機能や高度医療を提供する病院等との連携を推進し、医療機能の分担と円滑な入院患者の受け入れを図り **(旧)** 地域の診療所と高度医療を提供する病院等との連携を推進し、医療機能の分担と専門化を図り

構成・項目	頁	主な変更点　※文言整理等の一部修正は除く
基本目標４　安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまち		
施策４２　防災まちづくりの推進	P.232	●現状と課題について記述を修正 **（新）** 中野区が管理する道路においては、幅員４ｍ未満の道路の割合が最も多く、緊急車両の通行や消火・救援活動等を行うために必要な空間が不足しており **（旧）** 緊急車両の通行、消火・救援活動等を行う際の活動空間が不足しており
施策５１　脱炭素社会の推進と気候変動への適応	P.269	●主な取組①「脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策の推進」の主な事業の名称の変更 **（新）** 建物の高断熱化促進 **（旧）** 高断熱建築物認証制度
第６章　区政運営の基本方針		－

10年間の財政フレーム（基本計画（案）との比較）

※表中の【　】内は、基本計画（案）の値を示す

①一般財源ベースの財政フレーム　（単位：億円）

			基本計画 前期	基本計画 後期	次期・基本計画	計
歳入	特別区税		672	1,026	1,724	3,421
	特別区交付金		658	1,094	1,949	3,701
	その他一般財源		152	235	412	799
	基金繰入金		284	453【476】	554	1,290【1,313】
	特別区債		193	438	318	949
	財産収入等		46	315	239	600
	歳入合計		2,004【2,005】	3,561【3,585】	5,196【5,195】	10,761【10,785】
歳出	義務的経費		789【790】	1,410【1,430】	2,211【2,201】	4,410【4,420】
		人件費	416	581【601】	953【943】	1,950【1,960】
		公債費	38	295	315	647
		扶助費	336	534	943	1,813
	繰出金		185	284【283】	495【492】	964【960】
	一般事業費		424	633	1,055	2,112
	新規･拡充等事業		479	917	873	2,270
	（うち施設関連経費）		(261)	(489)	(407)	(1,157)
	基金積立金		127	316【321】	561【574】	1,005【1,022】
		財政調整基金	52	104【109】	88【101】	244【261】
		減債基金	9	90	143	243
		特定目的基金	66	122	330	518
	歳出合計		2,004【2,005】	3,561【3,585】	5,196【5,195】	10,761【10,785】

②基金の積立・繰入計画　（単位：億円）

種別	区分	基本計画 前期	基本計画 後期	次期・基本計画
財政調整基金	積立	52	104【109】	88【101】
	繰入	127	174【198】	126
	残高	211【203】	141【114】	103【89】
減債基金	積立	9	90	143
	繰入	10	75	151
	残高	7	22	14
義務教育施設整備基金	積立	4	15	91
	繰入	69	35	76
	残高	135【97】	115【77】	130【92】
社会福祉施設整備基金	積立	0	0	7
	繰入	7	3	19
	残高	28【25】	25【22】	13【10】
道路・公園整備基金	積立	16	24	40
	繰入	20	33	53
	残高	28【27】	19【18】	5【4】
まちづくり基金	積立	45	83	192
	繰入	51	132	129
	残高	58【56】	9【7】	72【70】
合計	積立	127	316【321】	561【574】
	繰入	284	453【476】	554
	残高	466【414】	330【259】	337【279】
計（減債基金を除く）	残高	460【407】	308【237】	323【265】

別紙３

中野区基本計画

２０２１年度 ▶ ２０２５年度（令和３年度～令和７年度）

令和３年（２０２１年）９月

中野区

ー目次ー

第１章　計画の基本的な考え方 …… 1

１　策定の趣旨…… 2
２　基本計画の位置付け…… 3
３　基本計画の構成…… 4
４　計画期間…… 5
５　計画の進行管理…… 5

第２章　策定の背景 …… 7

１　区を取り巻く社会状況等の変化…… 8
２　人口動向・将来人口推計…… 13
３　財政状況・財政見通し…… 21

第３章　計画の体系 …… 31

１　基本構想・基本計画体系図…… 33
２　政策と SDGs の関係性 …… 34

第４章　重点プロジェクト…… 35

プロジェクト１　子育て先進区の実現…… 38
プロジェクト２　地域包括ケア体制の実現…… 44
プロジェクト３　活力ある持続可能なまちの実現…… 51

第５章　基本目標別の政策・施策 …… 59

基本目標１　人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまち…… 65
政策　１　多様性を生かし新たな価値を生み出す…… 67
施策　１　人権と多様性の尊重…… 68
施策　２　多文化共生のまちづくりの推進…… 72
政策　２　地域愛と人のつながりを広げる…… 75
施策　３　地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり … 76
施策　４　地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実… 79
施策　５　地域の自主的な活動の推進と環境づくり…… 82

政策　３　遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する…… 85
施策　６　誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり…… 86
施策　７　魅力的な地域資源の発掘・発信…… 90
政策　４　地域経済活動を活性化する…… 93
施策　８　持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり… 94
施策　９　商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出…… 97
政策　５　東京の新たな活力とにぎわいを世界に発信する……101
施策１０　中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信……102
施策１１　中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と
多様な都市機能の誘導……105
基本目標２　未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち……109
政策　６　子どもの命と権利を守る……111
施策１２　子どもの権利の尊重と理解促進……112
施策１３　一人ひとりの状況に応じた支援の充実……115
施策１４　子どもの貧困対策の推進……119
施策１５　児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応……123
政策　７　社会の変化に対応した質の高い教育を実現する……127
施策１６　子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実……128
施策１７　発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実……133
施策１８　特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による
学校運営の推進……136
施策１９　これからの学びに対応した学校教育環境の整備……139
政策　８　まち全体の子育ての力を高める……143
施策２０　地域における子育て支援活動の促進……144
施策２１　妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実…147
施策２２　将来を見通した幼児教育・保育の実現……151
施策２３　特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した
相談支援体制の充実……154
政策　９　子育て世帯が住み続けたくなるまちをつくる……157
施策２４　子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導……158
施策２５　子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実……161
政策１０　若者のチャレンジを支援する……165
施策２６　若者が地域や社会で活躍できる環境づくり……166
施策２７　社会との関わりに課題を抱える若者の
相談支援体制の充実……169

基本目標３　誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち…173
政策１１　人生１００年時代を安心して過ごせる体制を構築する……175
施策２８　高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実……176
施策２９　高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実……179
政策１２　生涯現役で生き生きと活躍できる環境をつくる……183
施策３０　多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり……184
施策３１　区民が主体的に取り組む介護予防の推進……187
政策１３　誰一人取り残されることのない支援体制を構築する……191
施策３２　権利擁護と虐待防止の推進……192
施策３３　多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進……195
施策３４　障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備……199
施策３５　生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実……203
政策１４　誰もが自分らしく輝ける地域社会を形成する……207
施策３６　障害者の就労や社会参画の推進……208
施策３７　認知症のある人とその家族を支える環境づくり……212
政策１５　生涯を通じて楽しく健康に過ごせる環境をつくる……215
施策３８　誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり …216
施策３９　健康的な生活習慣が身につく環境づくり……220
施策４０　地域医療体制の充実……223
施策４１　生涯にわたり学び続けることができる環境づくり……226
基本目標４　安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまち……229
政策１６　災害に強く回復力のあるまちづくりを進める……231
施策４２　防災まちづくりの推進……232
施策４３　災害に強い体制づくり……236
政策１７　時代の変化に対応したまちづくりを進める……241
施策４４　西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進……242
施策４５　各地区の特性に応じたまちづくりの推進……246

政策１８　快適で魅力ある住環境をつくる……249
施策４６　住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進……250
施策４７　まちなかの安全性・快適性の向上……254
施策４８　道路・橋梁の着実な整備・改修……257
施策４９　多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備……260
施策５０　誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備…263
政策１９　環境負荷の少ない持続可能なまちをつくる……267
施策５１　脱炭素社会の推進と気候変動への適応……268
施策５２　ごみの減量やリサイクルの推進……272
施策５３　みどりの保全と創出の推進……275
政策２０　安全・安心な生活環境と防犯まちづくりを進める……279
施策５４　犯罪や事件・事故の防止と消費生活の安全の推進……280
施策５５　感染症の予防と拡大防止……283
施策５６　安全・安心な生活環境の確保……286

第６章　区政運営の基本方針 ……289

１　対話・参加・協働に基づく区政運営……292
２　危機の発生に備えた体制の強化……296
３　社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供……298

参考資料

１　用語解説
２　政策、施策、主な取組、主な事業の一覧
３　施策の成果指標一覧

※本文中に「＊印」のある用語は、巻末の用語解説に説明があります。
※本冊子の表・グラフの数値は、表示単位未満を四捨五入しています。
　このため、表示している数値から算出した合計値と合計欄の値は異なる場合があります。

第1章

計画の基本的な考え方

1　策定の趣旨

2　基本計画の位置付け

3　基本計画の構成

4　計画期間

5　計画の進行管理

1　策定の趣旨

中野区は、2021 年 3 月に区議会の議決を経て中野区基本構想（以下「基本構想」といいます。）を改定しました。基本構想は、中野区に住むすべての人々や、このまちで働き、学び、活動する人々にとって、平和で、より豊かな暮らしを実現するための共通目標であり、また、区が区民の信託に基づき、区政運営を進める上で、最も基本的な指針を示すものです。

全国各地で甚大な影響を及ぼす大規模な自然災害の発生、2020 年に感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響による人々の生活の変化、さらには中長期的な人口構造の変化など区を取り巻く環境は常に変わり続けています。いかなる時代においても、安全・安心な地域社会を築くとともに、中野の持つ多様な資産を次の世代に着実につなぎ、活力あるまちであり続けなければなりません。地域の自治を育み、人々のつながりや交流を広げ、多様な主体による協働と協創を深めながら、中野の未来のために、ともに歩み続けていく必要があります。

このような社会状況等を踏まえ、基本構想では、人々が大切にする理念の下、中野のまちの将来像「つながる　はじまる　なかの」を掲げるとともに、10 年後に目指すまちの姿を、4 つのまちの姿（基本目標）ごとに描いています。また、あわせて、区政運営の基本方針を示しています。

基本構想の実現に向け、その礎となる 5 年間の区政運営を着実に進めていくために、中野区基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2　基本計画の位置付け

区は、中野区自治基本条例に基づき、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を行います。

基本計画では、基本構想において描く目指すまちの姿の実現に向け、区が取り組む基本的な方向性を示します。また、区政全般にわたる総合的な計画として定めるとともに、各個別計画の上位の計画として位置付けるものです。

基本計画においては、区が取り組む方向性に沿って必要な政策及び施策を体系的に示します。また、この基本計画は、将来人口推計や持続可能で活力ある地域社会の実現に向けた取組を盛り込み、まち・ひと・しごと創生法に基づく中野区まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けます。

■基本計画の位置付け

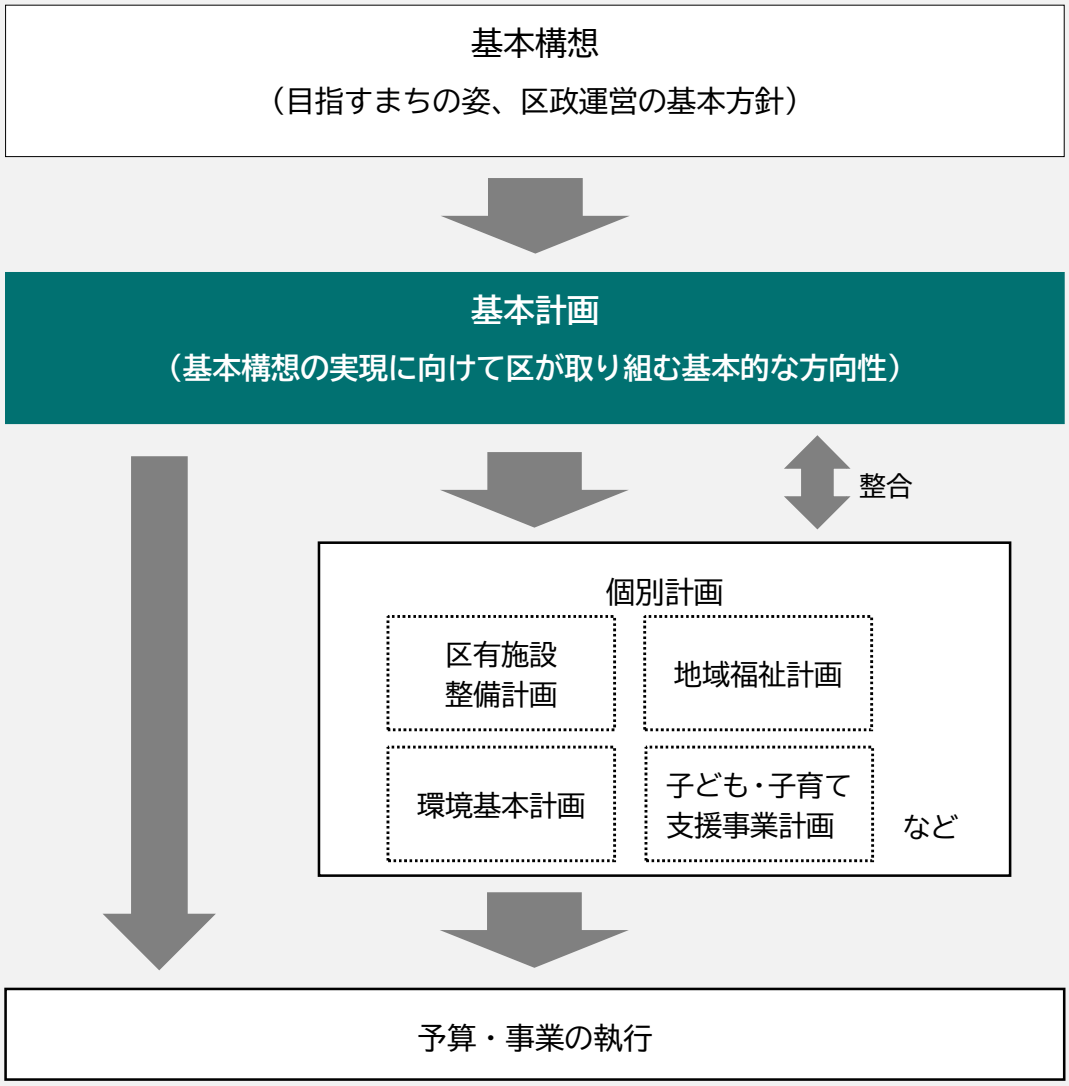

3　基本計画の構成

第１章	▶	基本計画の基本的な考え方として、策定の趣旨、位置付け、構成、計画期間、進行管理について整理しています。
第２章	▶	基本計画の策定にあたり、注視すべき区を取り巻く社会状況等の変化、人口動向・将来人口推計、基本計画を踏まえた財政見通しを示します。
第３章	▶	基本構想・基本計画の体系図、政策と SDGs の関係性を示します。
第４章	▶	政策及び施策を効果的かつ効率的に推進していくため、組織横断的かつ重点的に対応することが必要な政策課題に対して「重点プロジェクト」を設定しています。
第５章	▶	基本構想において描く目指すまちの姿の実現に向け、区が取り組む基本的な方向性を示すため、4 つの基本目標の下、政策及び施策を体系的に整理しています。各施策においては、現状と課題を踏まえ、「施策の方向性」を明示するとともに、施策の達成状況の目安となる「成果指標と目標値」を設定しています。また、「主な取組」を示し、「事業の展開」を前期（概ね 2 年）と後期（概ね 3 年）に分けて設定しています。なお、基本計画においては、今後の区政の方向性を示す趣旨から、国の制度等に基づき運営していくことが義務付けられている事務については原則として掲載を省略しています。
第６章	▶	持続可能な区政運営を実現するための基本方針を示します。

■基本計画の構成

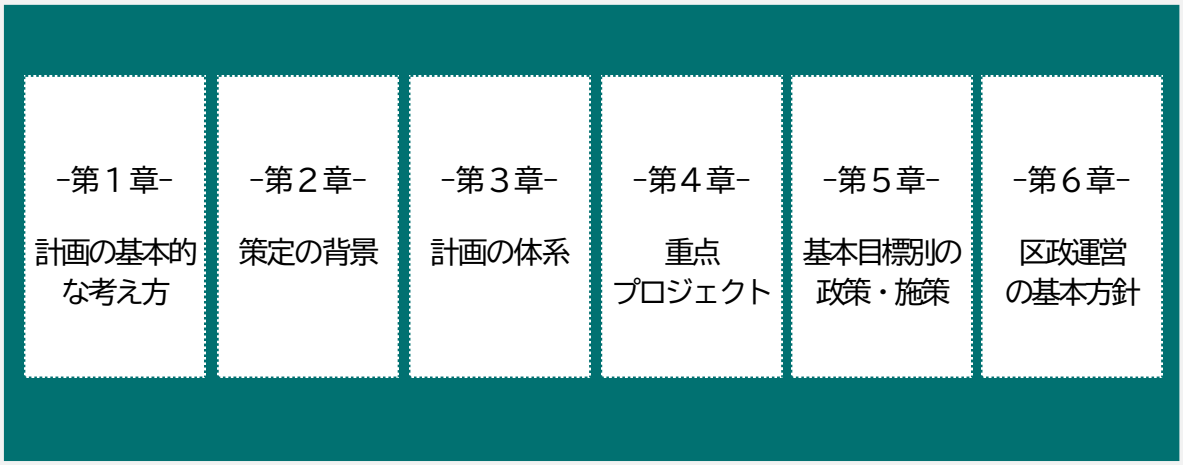

4　計画期間

基本計画は、2021 年度から 2025 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、原則として、計画の期間終了までに評価や検証を行った上で、必要な見直しを行い、次期の基本計画を策定します。

ただし、区を取り巻く社会経済状況が大きく変化した場合や、財政状況及び計画の前期における各施策の実施状況等を踏まえ、後期の見通しがより明確となった段階において、見直しの必要性について再度検討を行った上で、計画期間の終了を待たずに必要に応じて改定を行います。

【計画期間】２０２１年度～２０２５年度（５年間）

5　計画の進行管理

基本構想で描く目指すまちの姿を目標として、その実現に向けて、より高い価値を区民に提供することを目的として、「目標と成果による区政運営」を進めます。基本計画では、政策及び施策を体系化し、各施策においては、その方向性を示すとともに、成果指標や主な取組、事業の展開を設定しています。毎年度、主な取組や事業の展開について進捗状況を把握するとともに、定期的に目標と現状について検証や評価を行い、それらを総合的に判断し、次期の基本計画において施策の廃止、統合、追加など必要な見直しを行います。

第2章

策定の背景

1　区を取り巻く社会状況等の変化

2　人口動向・将来人口推計

3　財政状況・財政見通し

1　区を取り巻く社会状況等の変化

（1）中長期的な人口構造の変化

国の総人口は、2008 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2020 年代初めは毎年 50 万人程度の減少、2040 年代頃には毎年 90 万人程度の減少になると予想されています。

このように全国的に人口減少が進む中、中野区を含む都市部においては、現在も概ね増加傾向にあります。中野区においては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みても、2035 年頃まではこの傾向が続き、その後、減少局面に突入すると推測されます。

2025 年には団塊世代が後期高齢者となり、人生 100 年時代とも言われる超高齢社会は一層進展していきます。医療・介護などの社会保障費の増加、さらに様々な社会問題の発生が懸念される中、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進め、生涯にわたり誰もが自分らしく生き生きと暮らし、そして活躍できる社会を築いていく必要があります。

一方、中野区は 23 区の中でも人口に占める年少人口（0～14 歳）の割合が低く、0～9 歳の転出入の状況を見ると、転出超過の傾向が続いています。少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、地域経済や区財政、地域コミュニティの活力に深刻な影響を及ぼすことが予測されます。安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境を整えるとともに、次の世代を担う若者への支援などを通じて、持続可能な活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

こうした人口構造の変化を見据え、誰もがいつまでも住み続けたくなるまちの実現に向けては、快適で良好な住環境の形成、新たなにぎわいや魅力の創出が求められます。現在、進展している各地区のまちづくりを契機として、経済の活性化や文化芸術の振興、安全性・快適性・利便性の向上、歩いて楽しくなるまちなかづくりなどを着実に進めていく必要があります。

（2）ダイバーシティ（多様性）の進展と地域コミュニティの変化

2019 年の訪日外客数は 3,188 万人と過去最多を記録し、中野区においては 2020 年 1 月には外国人住民が 2 万人を超え、人口の約 6%に達しました。また、出入国管理法の改正により、一定の専門性・技能を有した外国人人材を受け入れる新しい在留資格が創設され、外国人住民の更なる増加が見込まれました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による海外渡航の制限や外出禁止措置

の影響等を受け、中野区の外国人住民は2021年1月時点で17,809人に減少しましたが、現在も多くの外国人が暮らしており、新型コロナウイルス感染症の収束後には、再び増加に転じると考えられます。

また、中野区は、20歳代・30歳代の若年層の転入者が多く、人口の大きな割合を占めています。出産等を契機に転出する傾向があるものの、こうした流動性の高さが中野区の特徴の一つとなっています。

ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、国籍や文化、年齢や世代、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず多様な人々が暮らす中野区においては、互いを認め合い、ダイバーシティ（多様性）を尊重する地域社会の形成が求められます。

多様性を尊重し合いながら、将来にわたって持続可能な自治を実現するためにも、子どもから高齢者まで多世代にわたる人々のつながりや交流を生み出し、地域への関心と参画を広げ、多様な主体による協働と協創を深め、誰もが地域の一員として共生し、誰一人取り残されることのない地域社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

（3）デジタル技術の進展と社会全体のデジタルトランスフォーメーション

AI（人工知能）、ロボット、IoT*（モノのインターネット）などの新技術の社会実装が進み、データの世界的な流通や利活用高度化の進展により、多種多様な知識・活動がデータ化されネットワークでつながることで新たな価値を生み出す、高度情報通信ネットワーク社会が進展しています。

国は、社会全体がデジタル化・スマート化することにより、イノベーションを促していくことで新たな経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society5.0」の実現を提唱しています。

また、従来からのデジタライゼーション（業務等プロセス全体のデジタル化）を更に進め、ICT（情報通信技術）の浸透により生活をより良い方向に変革するという意味の、「デジタルトランスフォーメーション」への取組も世界規模で進んでいます。日本では、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のデジタルトランスフォーメーションを推進し、デジタル時代の官民のインフラを早急に作り上げるため2021年9月にデジタル庁が設置されました。また、テクノロジーの活用により政府や自治体の業務の効率化等を進める「GovTech（ガブテック）」という言葉も注目されています。こうした中、行政機関はすべての人々にデジタル化の恩恵が行き渡る社会の実現に向け、デジタルトランスフォーメーションを推進し、利便性の向上と情報セキュリティの確保を両立しながら、行政運営の効率

化や住民サービスの向上に取り組んでいくことが求められます。

このように、人々の生活や社会状況が大きく変化していく中、中野区においてもデジタル技術の進展に確実に対応し、社会の変化を見据えた質の高い行政サービスを提供していく必要があります。来庁することなく必要な手続等が出来る、24 時間 365 日の対応が可能な電子窓口を整備するとともに、業務プロセスのデジタル化や、AI や RPA*、GIS*の更なる利活用など、業務の効率化にも取り組みます。

また、区の窓口では、情報システムやデータを利活用して、来庁した区民一人ひとりのニーズに寄り添った丁寧な対応を行っていくことが必要です。

（4）大規模自然災害の発生

国内外で気候変動の影響とみられる異常気象が頻発しています。我が国においても、各地で猛暑や豪雨、記録的な規模の台風により、生命や財産への直接的な影響が現れているとともに、社会インフラへの甚大な被害も発生しています。

さらに、2011 年の東日本大震災や 2016 年の熊本地震など、大規模な地震も発生しています。関東大震災から 100 年を迎えようとしている中、都の想定では、今後 30 年間に約 70％の確率でマグニチュード 7 クラスの首都直下地震等が発生し、都内で最大約 1 万人の犠牲者が生じると予測されています。

中野区は、建物倒壊や延焼に関する災害危険度の高い木造住宅密集地域が多く分布し、狭あい道路も多く存在しています。また、近年の局地的集中豪雨による内水氾濫などの都市型水害も発生しています。このように災害時における課題を抱えており、甚大な被害が生じる可能性があります。

こうした課題に対応するため、木造住宅密集地域の改善、建物等の耐震化・不燃化の促進、狭あい道路の拡幅などによる避難道路のネットワークの形成、公共空間の確保など震災時・火災時に向けた対策や、集中豪雨等に備えるための治水対策などを今後も一層進めていく必要があります。

あわせて、地域防災力や避難環境の向上、災害時における迅速で適切な情報提供体制等の確立など総合的に取り組み、災害時における早期の復旧・復興が可能となるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、気候変動の原因である温室効果ガスを削減し、脱炭素社会*を実現するためには、区民や事業者の意識を高め、行動変容を促し、区内全体の CO_2 排出量の削減に取り組むなど地球温暖化対策を進めるとともに、気候変動への適応に向けた取組についても着実に進めていく必要があります。

（5）新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は未だ収束の目処が立たず、様々な場面において、人々の生活に甚大な影響を及ぼしています。国内や地域社会に目を向けると、人々の生命や健康に限らず、日常生活における外出や移動、学校教育、地域経済、地域医療など様々な分野にその影響を及ぼし、感染者等に対する差別や偏見なども生まれています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の収束・共生に向け、産業構造や働き方、住まい方、人と人とのコミュニケーションのあり方など、新しい生活様式への移行が進み、家庭・生活を重視する意識が高まるなど、社会全体の価値観や行動の変化が生まれています。

このような状況の下、区では、「医療など最前線の現場環境を支える」「生活や子育て、介護などを支える」「経済の再生に向け事業者を支える」の３つの柱を掲げ、PCR 検査センター開設、在宅児童・生徒 ICT 支援、緊急応援資金融資斡旋など、医療・生活・経済を支援する対策を講じてきました。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが懸念される中、医療にかかる継続的な支援を行っていくことや区の健康危機管理体制を充実していくことが必要です。また、日常生活や家計等に対する不安の解消、そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済再生の両立を図る取組を進めていく必要があります。

これら医療・生活・経済を支援する対策を柱として、基本計画に定める取組を着実に進めていくためには、中長期的な視点に立ち、行政手続や事業の実施におけるデジタル化・オンライン化の推進、移動・外出等の区民生活と感染拡大防止の両立、働き方や住まい方の変化に対する対応、高齢者の体力や認知機能の低下への対策、区民生活を支える医療・介護の体制の強化、ICT（情報通信技術）の活用による地域コミュニティと地域活動の活性化、さらには、差別・偏見、孤立、生活困窮など様々な課題に対して、感染状況や国による対策などの局面にあわせて柔軟な対策を進めていく必要があります。

（6）SDGs（持続可能な開発目標）の推進

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs*）」が採択されました。

SDGs では、持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）と、具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を

目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

国においては、SDGs 推進本部を立ち上げ、「SDGs 実施指針」を示しています。この指針では、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとし、その達成に向けて、国や地方自治体、NPO 法人などの広範なステークホルダー*の連携を推進していくこととしています。

基本構想では、「誰一人取り残さない」という考え方や協働・協創の推進など、SDGs に掲げている目標や方向性と同じくするものであることから、基本構想の理念に基づき、各施策の取組を着実に推進していくことが、SDGs の推進につながると考えられます。

SDGs の 17 のゴールは、いずれも密接に関わる不可分の課題であり、どれが欠けてもビジョンは達成されないという認識のもと、統合的かつ横断的な取組を推進していく必要があります。

また、SDGs に取り組むにあたり、分野を問わず適用されるべき原則として、(1) 普遍性、(2) 包摂性、(3) 参画型、(4) 統合性、(5) 透明性と説明責任の 5 つがあります。区だけでなく社会全体で取り組む「普遍性」、誰一人取り残さない「包摂性」、多様な主体の参画により取り組む「参画型」、経済・社会・環境の 3 要素の視点を持つ「統合性」、施策の立案や実施における「透明性と説明責任」の 5 つの主要原則を考慮しながら、区としてそれぞれの施策を展開していく必要があります。さらに、SDGs の達成に向けて、区民生活や事業者の事業活動に浸透させていくためにも積極的な広報・啓発活動を進めていく必要があります。

2　人口動向・将来人口推計

（1）総人口

中野区の人口は 1970 年をピークに減少傾向となり、2000 年には 30 万人を割り込みました。その後は増加傾向に転じ、2020 年 1 月時点で 335,234 人となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の影響により、2021 年 1 月時点では、総人口 334,632 人と減少しています。また、年齢 3 区分別人口割合をみると、65 歳以上の人口は、年々増加しており、2021 年 1 月時点で 20.3%を占め、おおよそ 5 人に 1 人の割合となっています。一方、15 歳未満の人口は、減少傾向が続いていましたが、近年は横ばいから微増傾向となっています。

■人口の推移【各年 1 月 1 日】

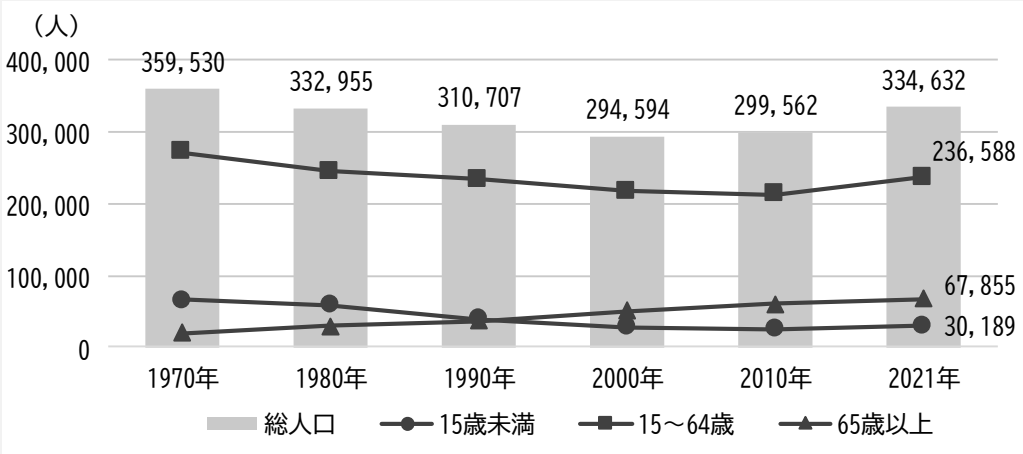

（住民基本台帳より作成）
※住民基本台帳法の一部改正により 2013 年から外国人を含んでいる。

■年齢 3 区分別人口割合の推移【各年 1 月 1 日】

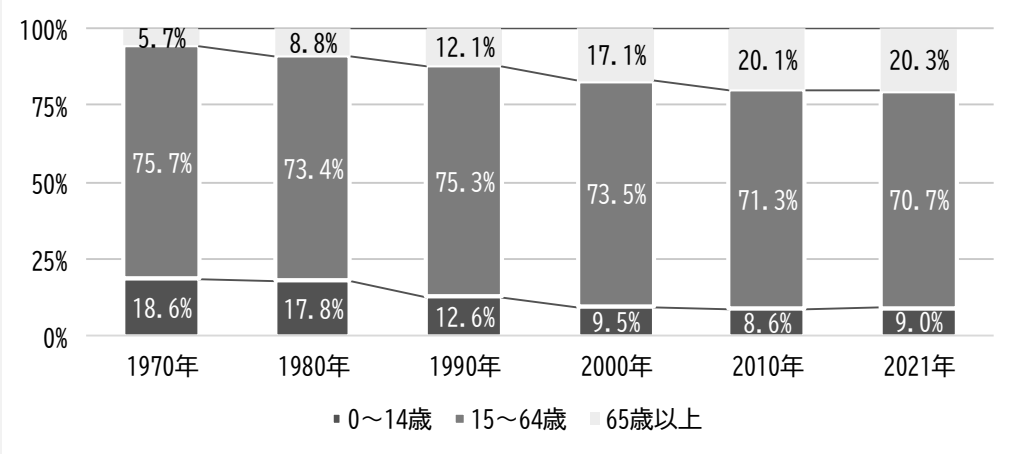

（住民基本台帳より作成）

（2）年齢構成

2000 年と 2021 年を比較すると、0～9 歳、30～49 歳、70 歳以上の人口が増加しています。一方で 10～29 歳の人口は減少傾向にあります。2021 年においては、20～59 歳の人口が総人口のうち 5 割を占めており、そのなかでも最も多い年齢層は、男性・女性ともに 25～29 歳となっています。

■5 歳階級別人口構成の変化【各年 1 月 1 日】

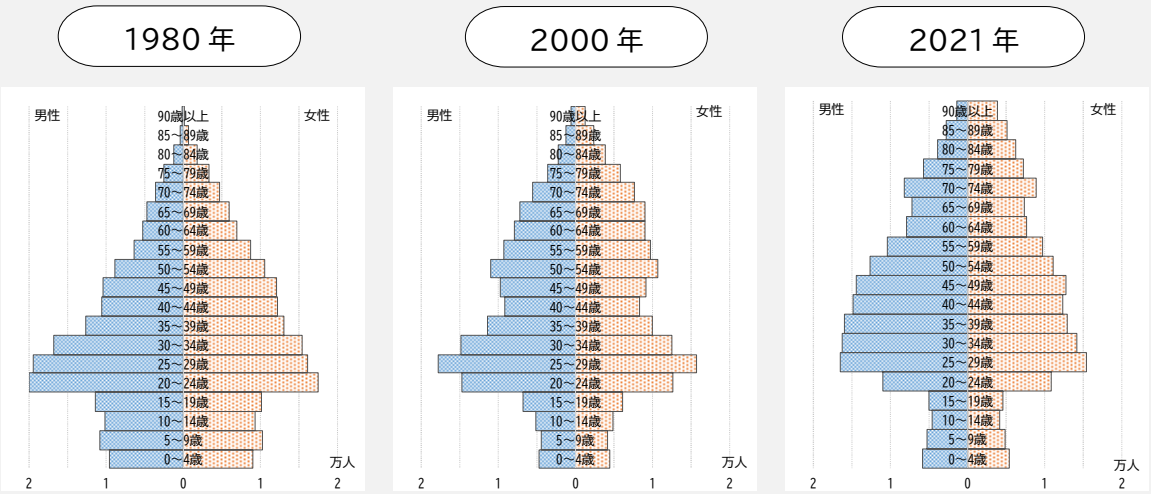

（住民基本台帳より作成）

（3）出生数・合計特殊出生率

出生数・合計特殊出生率ともに 2005 年から概ね上昇傾向にありましたが、2016 年をピークに減少傾向に転じています。

■出生数・合計特殊出生率の推移

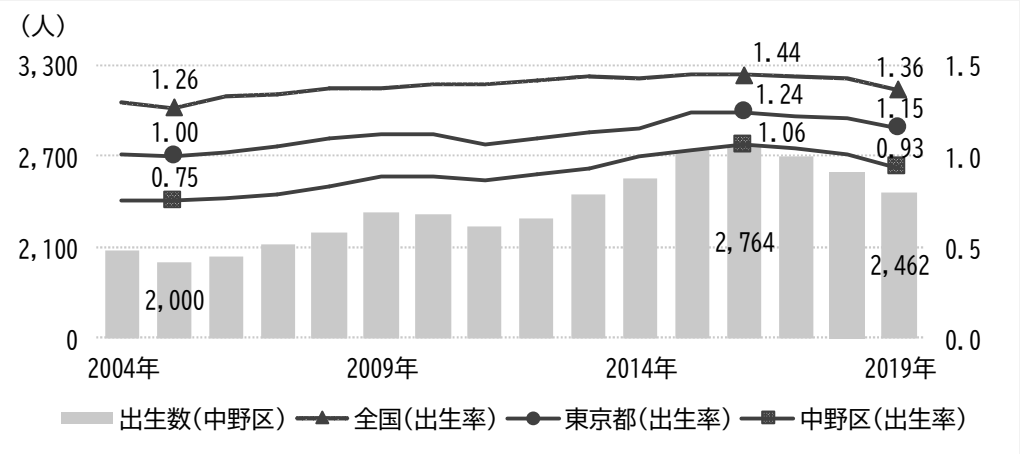

（東京都人口動態統計より作成）

（４）子ども女性比

子ども女性比（0～4 歳人口／15～49 歳女性人口）は 2008 年から概ね上昇傾向にありましたが、2020 年以降は減少しています。

■中野区の子ども女性比の推移【各年１月１日】

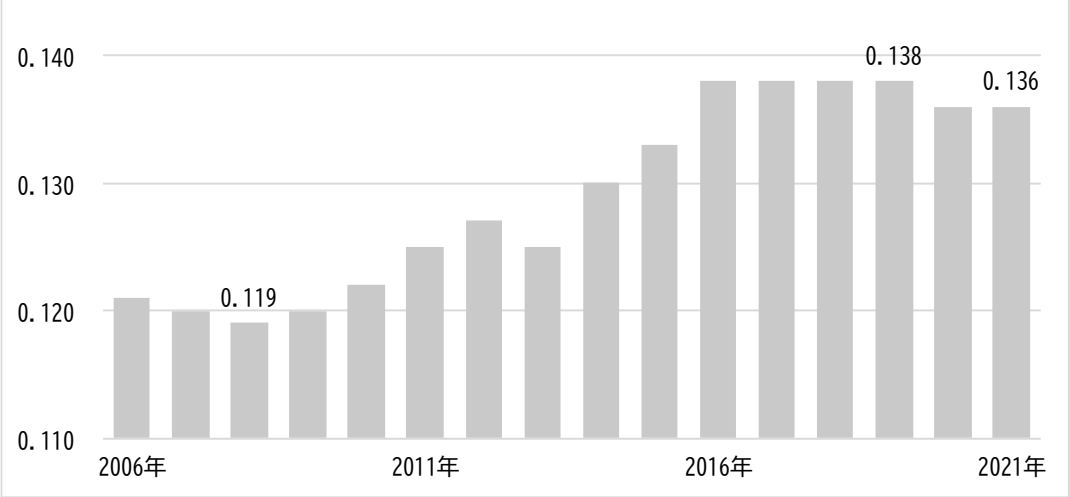

（住民基本台帳より作成）

（5）人口動態

人口の増加の主たる要因は転入増によるものです。近年、転入者は増加傾向にあり、2020 年は 710 人の転入超過となっています。

自然変動（出生－死亡）は、出生者数が死亡者数を下回る状況が続いており、2020 年は 303 人の自然減となっています。

■社会動態（転入・転出者数）

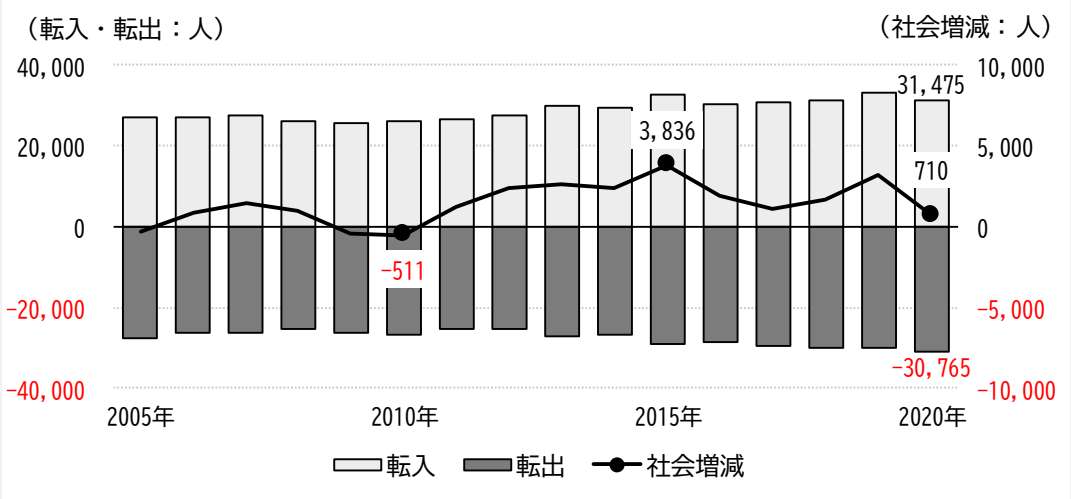

（住民基本台帳より作成）

■自然動態（出生・死亡者数）

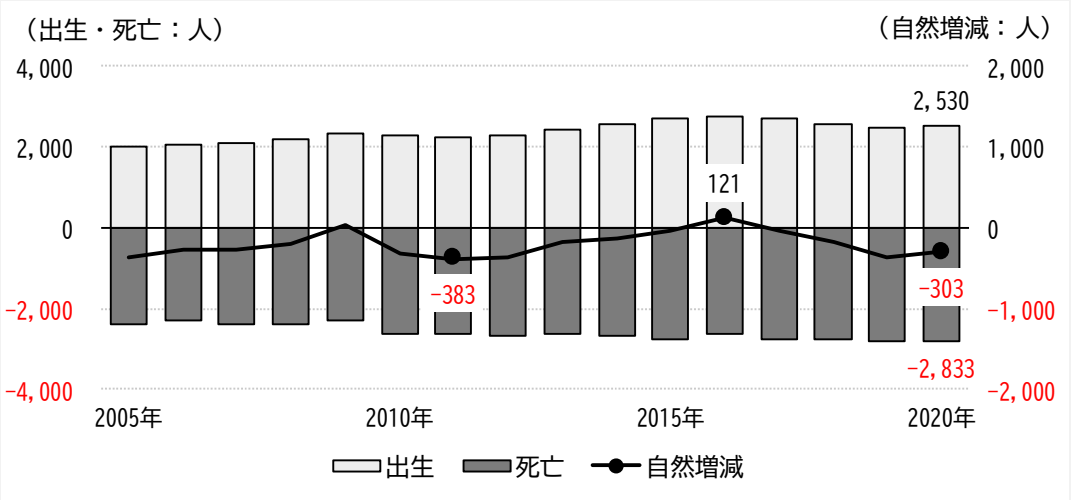

（住民基本台帳より作成）

（6）外国人人口

外国人人口は近年増加傾向にあり、2020 年 1 月時点で 2 万人を超え、人口の約 6%を占めていました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の影響により、2021 年 1 月時点では 17,809 人となっています。

■外国人人口の推移【各年 1 月 1 日】

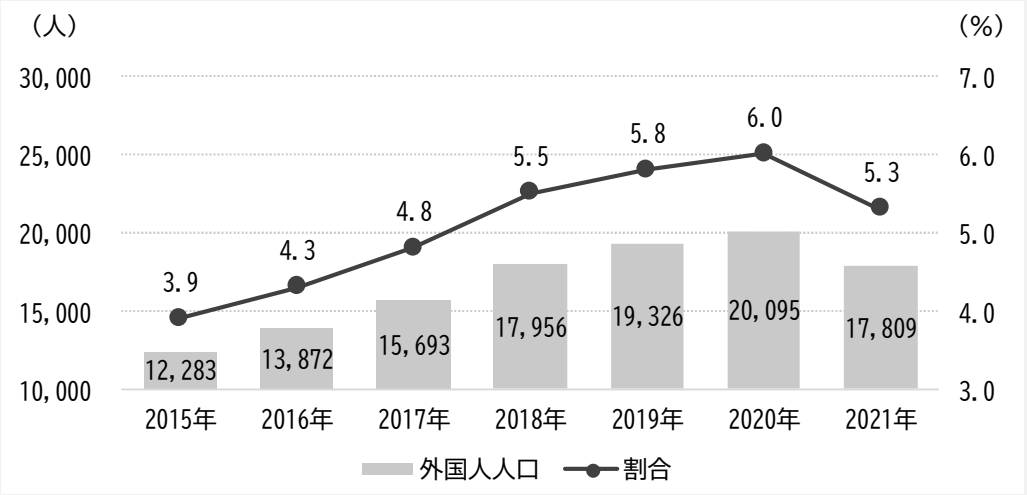

（住民基本台帳より作成）

（7）昼夜間人口

近年、昼間人口及び夜間人口ともに増加傾向にあります。昼夜間人口比率は上昇傾向にあり 2015 年は 95.4 となっています。

■昼夜間人口・昼夜間比率

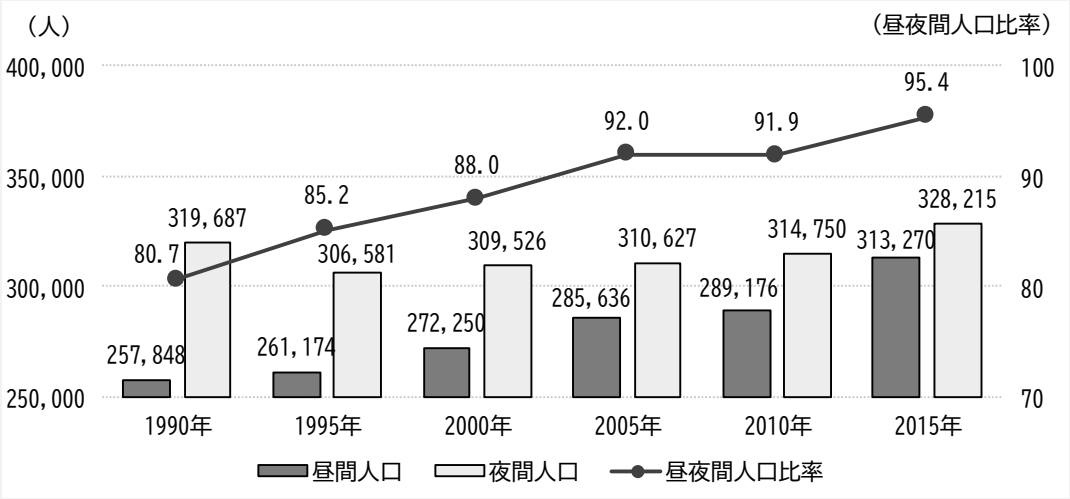

（国勢調査より作成）

（8）世帯数

世帯数は増加傾向にあるものの、1 世帯当たりの人員は年々減少し、2015 年には 1.67 人となっています。

世帯類型別構成比の推移をみると、「単身世帯」が 6 割以上を占め最も多く、続いて、「夫婦と子、ひとり親と子からなる世帯」となっています。

■世帯数の推移

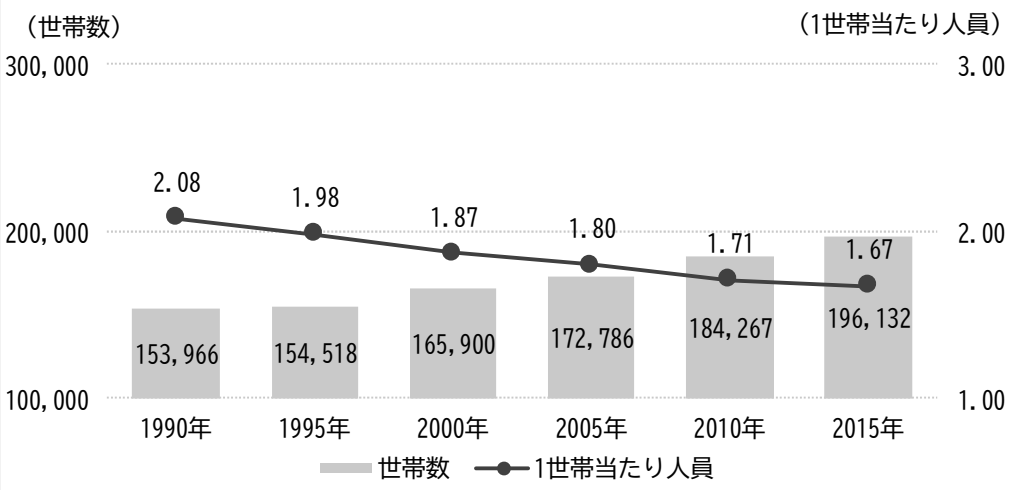

（国勢調査より作成）

■世帯類型別構成比の推移

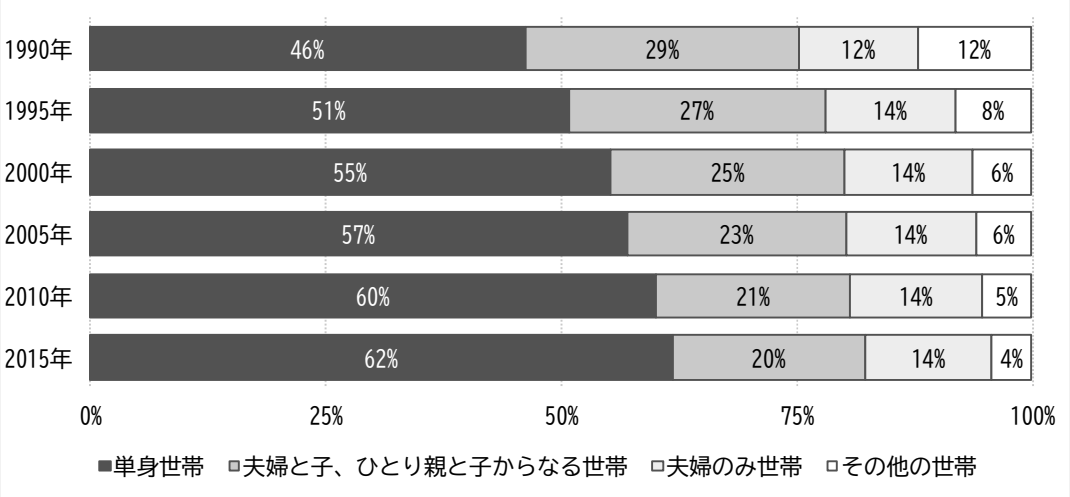

（国勢調査より作成）

（9）将来人口推計

国勢調査及び住民基本台帳のデータに基づき、これまでの人口推移や開発の進む中野駅周辺まちづくりの動向、新型コロナウイルス感染症の影響、日本全体の将来人口推計等を踏まえ、2070 年までを見据えて 5 年ごと 50 年間の推計を行いました。

この推計では、中野区の総人口は 2035 年をピーク(351,798 人)に、その後は減少に転じ、2060 年には現在の人口を下回り、2070 年には 313,332 人となると見込まれます。また、年齢 3 区分別人口の推移予測では、現在、おおよそ 5 人に 1 人の割合となっている 65 歳以上の人口は、増加傾向が続き、2050 年にはおおよそ 3 人に 1 人の割合となり、2055 年には 12 万人を超えると見込まれます。一方で、0～14 歳及び 15～64 歳の人口割合は緩やかに減少すると見込まれます。

将来の人口減少をできる限りくいとめ、超高齢社会、人口減少局面においても、持続可能なまちであり続けるためには、子ども女性比の一定の維持や出生数・合計特殊出生率の増加が必要です。妊娠・出産、子育て期にあたる 20・30 歳代が生まれた 1980 年～1990 年代の子ども女性比は、現状値 0.136 よりも高い水準でした（平均値 0.147）。この水準を目指し、さらなる子ども女性比の増加を図るため、安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境を整えるなど、様々な施策等による対策を講じていきます。

■将来人口推計

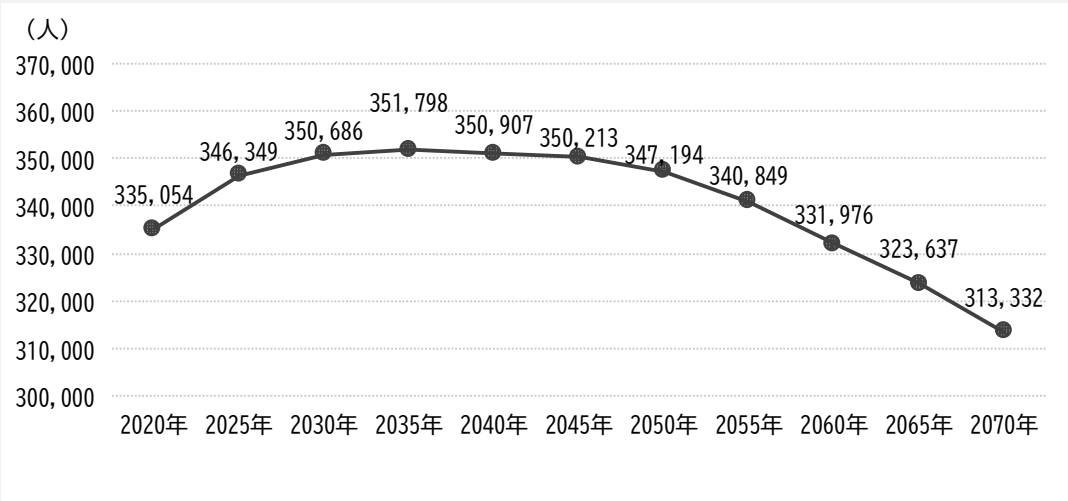

※2020 年の値は、2020 年 10 月 1 日現在（住民基本台帳）の人口を示しています。

■年齢 3 区分別人口の推移予測

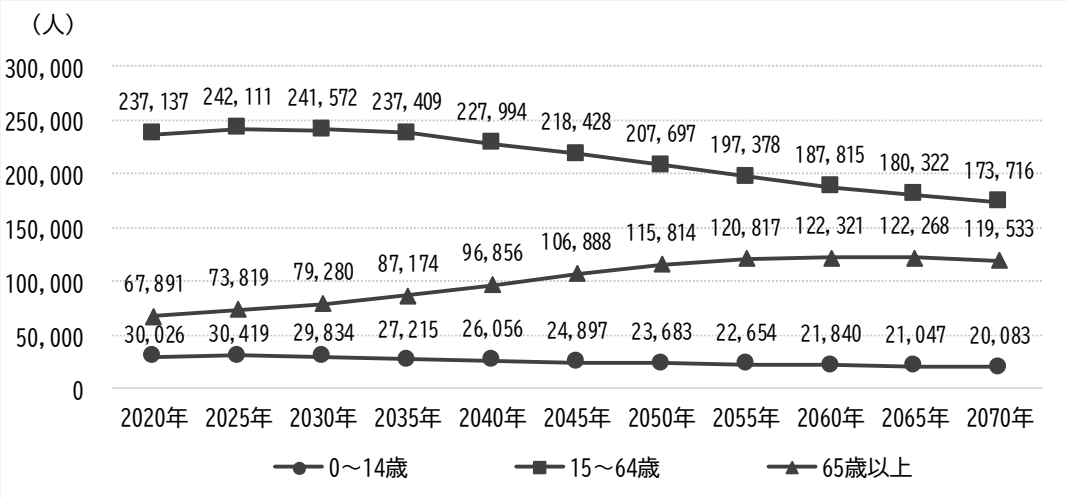

■年齢 3 区分別人口の推移予測・割合

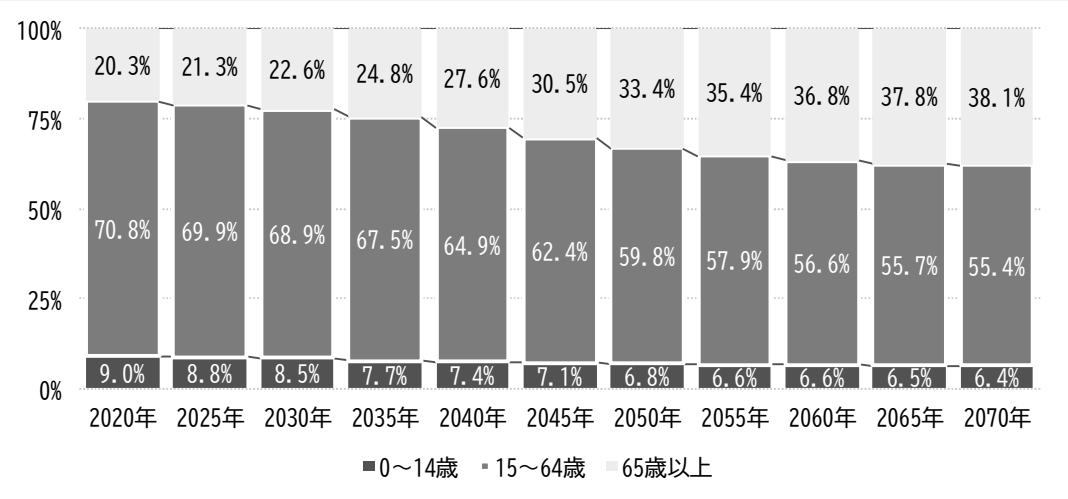

■人口構成の変化予測（2020 年と 2030 年の比較）

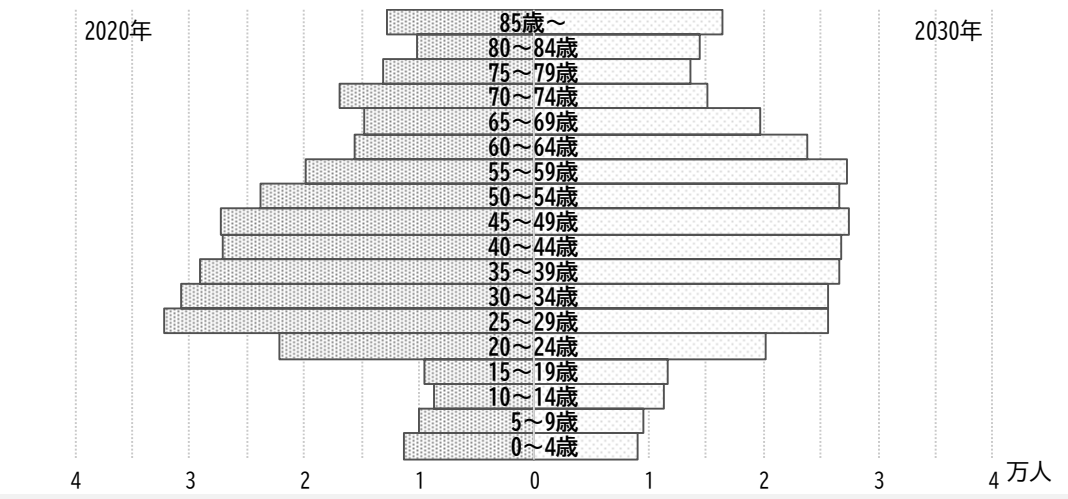

3　財政状況・財政見通し

（1）財政状況

≪歳入≫

歳入は、一般財源と特定財源に分けることができます。一般財源は、使途の制約を受けないもので、特別区税や特別区財政調整交付金などによって構成されます。歳入総額に対して一般財源の占める割合が高いほど、多様な行政ニーズに対し弾力的に対応することが可能になります。

2019 年度決算において、歳入総額は 1,498 億円で、うち一般財源は 809 億円となっています。一般財源のうち、特別区税と特別区財政調整交付金は歳入全体の 48.9%を占めており、732 億円となっています。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、納税者一人あたりの所得額の減少や景気の影響を受けやすい特別区財政調整交付金の減少など歳入への深刻な影響が懸念されます。

■歳入決算額の推移（一般財源・特定財源別）

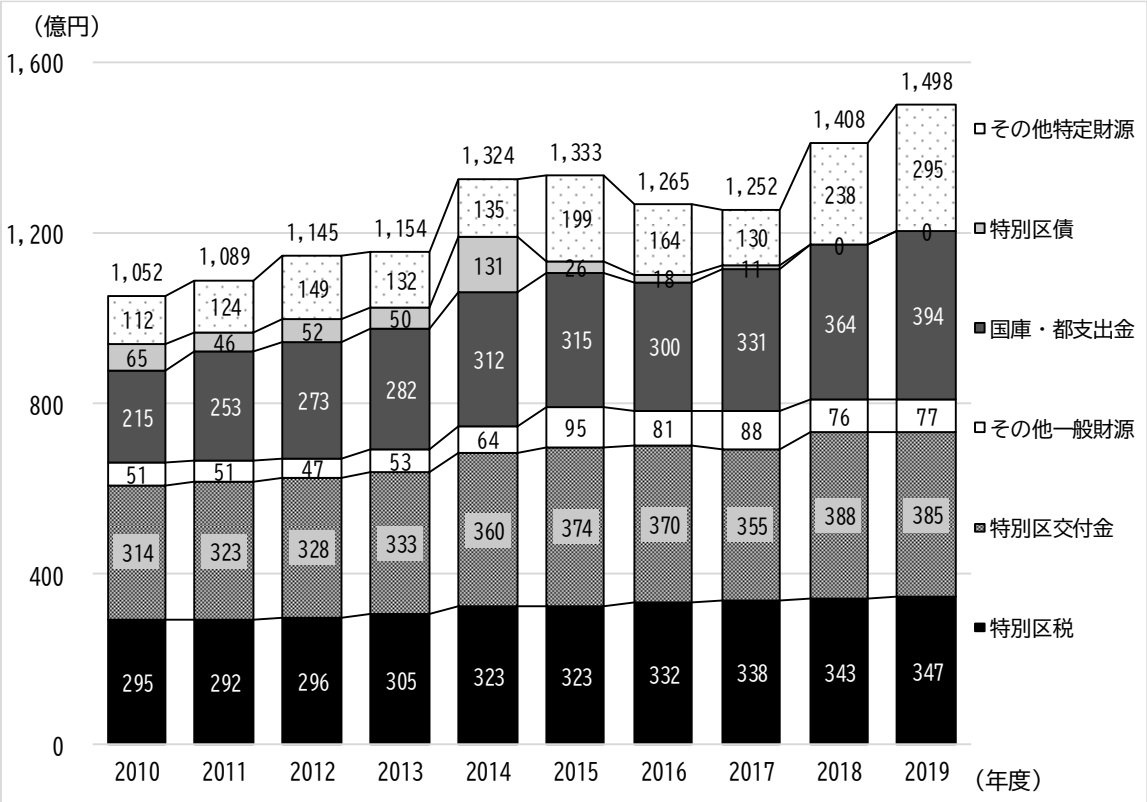

≪歳出≫

目的別にみると、教育費（幼稚園、学校教育、生涯学習、図書館などの経費）が小中学校施設整備費の増などにより、民生費（高齢者・障害者・児童の福祉サービス、生活保護などの経費）が民間保育施設への給付費の増などにより、増加傾向となっています。

性質別でみると、義務的経費のうち、人件費（職員の給与・退職金など）は近年横ばい傾向ですが、扶助費（社会保障制度の一環として法律などに基づいて支出する経費）は、民間保育施設への給付費の増などにより増加傾向となっています。投資的経費については、これまで大規模公園等の用地取得・整備などを進めてきました。2019 年度は小中学校施設や中野区立総合体育館の整備などが大きな割合を占めました。

■歳出決算額の推移（目的別）

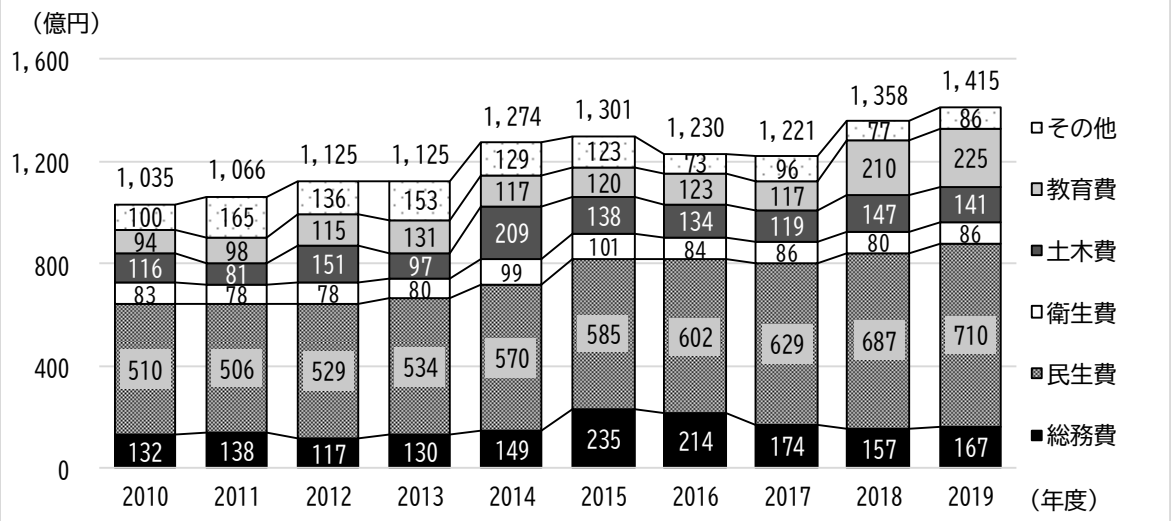

■歳出決算額の推移（性質別）

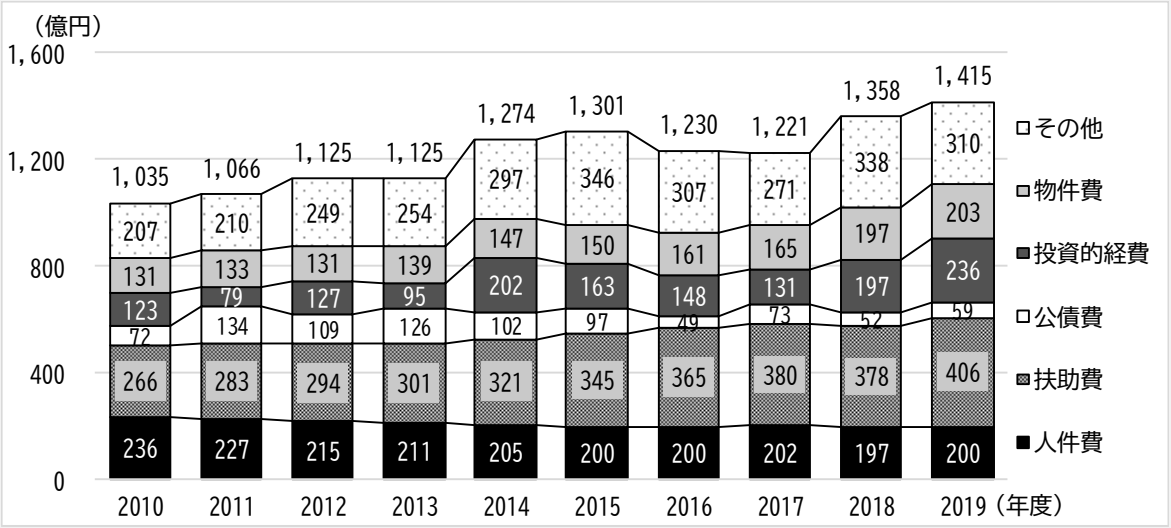

（2）財政見通し

10 年間の一般財源の推移については、国の経済見通しや税制改正の影響等を参考に、以下の図のとおり見込んでいます。

財政運営にあたっては、中野区の「基準となる一般財源規模」を 687 億円として設定し、経常的な経費の削減に努めるとともに、財政調整基金などの繰入や積立による財源調整を通じて、歳入規模を一定に保つこととします。

■一般財源の推移（想定）

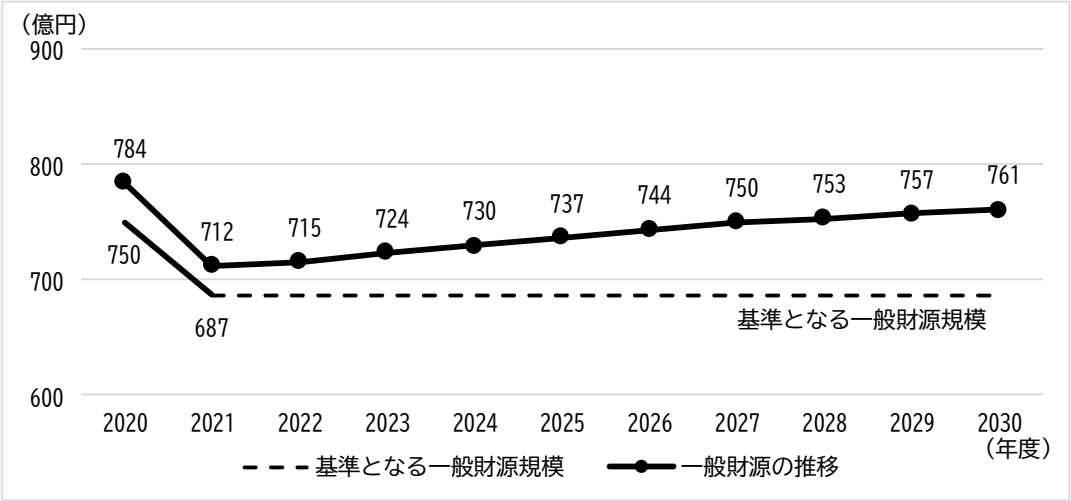

（3）10 年間の財政フレーム

①一般財源ベースの財政フレーム

10 年間の財政フレーム（一般財源ベース）の見込みは、以下の表のとおりです。

なお、投資的な事業に係る経費について、その財源を明確にするため、歳出を一般財源ベース（事業費から国や都の補助金等を除いた額）で算定し、その財源対策分として歳入に基金の繰入額と特別区債の発行額を加えています。

（単位：億円）

		基本計画		次期・基本計画	計
		前期	後期		
歳入	特別区税	672	1,026	1,724	3,421
	特別区交付金	658	1,094	1,949	3,701
	その他一般財源	152	235	412	799
	基金繰入金	284	453	554	1,290
	特別区債	193	438	318	949
	財産収入等	46	315	239	600
	歳入合計	2,004	3,561	5,196	10,761
歳出	義務的経費	789	1,410	2,211	4,410
	人件費	416	581	953	1,950
	公債費	38	295	315	647
	扶助費	336	534	943	1,813
	繰出金	185	284	495	964
	一般事業費	424	633	1,055	2,112
	新規･拡充等事業	479	917	873	2,270
	（うち施設関連経費）	(261)	(489)	(407)	(1,157)
	基金積立金	127	316	561	1,005
	財政調整基金	52	104	88	244
	減債基金	9	90	143	243
	特定目的基金	66	122	330	518
	歳出合計	2,004	3,561	5,196	10,761

《フレーム策定の前提条件》

このフレームは、歳入・歳出額を一般財源ベースで推計し、前期を概ね 2 年間、後期を概ね 3 年間、次期・基本計画はその後の 5 年間と想定して示したものです（以下、②基金の積立・繰入計画、③起債の活用計画においても同様です）。試算にあたっては、現時点で想定される歳入・歳出の増減要素を加味し、把握できる税財政制度改正の影響額について反映しました。

■歳入

〇計画期間における経済成長率を 0.8%～2.1%と想定し推計しました。

〇特別区税は、2021 年度の収入見込みをベースに算出しました。

〇特別区交付金は、経済成長や財産費の増減を加味して推計しました。

〇基金の繰入には、退職手当に係る財政調整基金や起債償還のための減債基金の繰入のほか、学校再編やまちづくり、施設整備などの投資的な事業に充てる基金の繰り入れを含んでいます。基金ごとの内容は、②基金の積立・繰入計画のとおりです。

〇特別区債は、起債の対象となる投資的な経費について精査し、将来の公債費負担を考慮しながら発行可能な額を見込みました。具体的には、③起債の活用計画のとおりです。

■歳出

〇人件費は、退職手当の額や、職員数の推移を見込んで推計しました。

〇公債費は、既発行分に新規発行分を加えて推計しました。

〇扶助費は、生活保護費等の伸びを見込みました。

〇繰出金は、高齢者人口の推移等、被保険者数の伸びを見込んで推計しました。

〇一般事業費は、PDCA サイクルによる事業の見直し改善、事業経費の縮減を見込み推計しました。

〇新規・拡充等事業には、基本計画で取り組む投資的な経費や、新規・拡充、推進する経費分を見込みました。

〇基金積立には、財政調整基金・減債基金・特定目的基金それぞれについて所要額を見込みました。基金ごとの内容は、②基金の積立・繰入計画のとおりです。

②基金の積立・繰入計画

基金の計画的な積立と繰入を行い、基金の持つ財源の年度間調整機能を活用していきます。各期の基金の積立、繰入及び当該期末基金残高の見込みは、以下の表のとおりです。

（単位：億円）

種別	区分	基本計画		次期・基本計画
		前期	後期	
財政調整基金	積立	52	104	88
	繰入	127	174	126
	残高	211	141	103
減債基金	積立	9	90	143
	繰入	10	75	151
	残高	7	22	14
義務教育施設整備基金	積立	4	15	91
	繰入	69	35	76
	残高	135	115	130
社会福祉施設整備基金	積立	0	0	7
	繰入	7	3	19
	残高	28	25	13
道路・公園整備基金	積立	16	24	40
	繰入	20	33	53
	残高	28	19	5
まちづくり基金	積立	45	83	192
	繰入	51	132	129
	残高	58	9	72
合計	積立	127	316	561
	繰入	284	453	554
	残高	466	330	337
計（減債基金を除く）	残高	460	308	323

※残高は、各期末見込を記載しています。

※後期において、中野駅新北口駅前エリア再整備事業のスキームに基づき、区有資産の活用により得られる見込みの転出補償金を財源に、新区役所整備にかかる基金繰入相当額を、財政調整基金に積み立てています。

③起債の活用計画

起債の活用は、原則として、後年度の負担が大きい公共施設の建設整備・除却、防災基盤の整備及び公共用地の取得に限定して行います。起債の活用計画は、以下の表のとおりです。

■発行額（一般会計）

（単位：億円）

区分（目的）	基本計画		次期・基本計画	計
	前期	後期		
学校関連	71	188	182	441
まちづくり	74	126	125	325
保健福祉・子ども施策	7	－	12	19
区有施設・総務	41	123	－	164
計	193	437	319	949

■公債費負担比率（中野区方式）の推計

（単位：億円・%）

区分	基本計画		次期・基本計画	計
	前期	後期		
一般財源総額 A	1,488	2,364	4,100	7,952
実質公債費※B	37	310	307	655
公債費負担比率 B/A（%）	2.5%	13.1%	7.5%	8.2%

※実質公債費＝元利償還金＋減債基金積立金－減債基金繰入金

※後期において、中野駅新北口駅前エリア再整備事業のスキームに基づき、区有資産の活用により得られる見込みの転出補償金を財源に、新区役所整備にかかる借入金の繰上げ償還を想定しているため、公債費負担比率について 13.1%と高率な値になっています。

■起債残高の推計（期末残高。用地特別会計を含む）

（単位：億円）

区分	基本計画		次期・基本計画
	前期	後期	
起債残高	417	444	466
（参考）土地開発公社	62	9	8

※土地開発公社の数字は金融機関借入残高の推計

（4）起債・基金を活用する主な事業

基金や起債を活用する予定の主な事業（一般会計分）は下表のとおりです。事業費等は、現時点での各期の想定経費です。また、社会経済状況の変化に応じて事業実施スケジュール等は変更になることがあります。

※表示単位未満を四捨五入しているため、5,000 万円未満の事業費等は表示していません。

（単位：億円）

事業名		区分	基本計画		次期・基本計画	計
			前期	後期		
にぎわいのまちづくり	中野駅地区 ・中野駅南北通路 ・中野駅橋上駅舎	事業費	13	15	64	92
		起債	－	－	30	30
		基金繰入	6	7	7	20
	中野二丁目地区	事業費	65	26	－	91
		起債	20	5	－	25
		基金繰入	4	10	－	13
	中野三丁目地区	事業費	21	15	－	36
		起債	－	－	－	－
		基金繰入	5	2	－	8
	中野四丁目新北口地区	事業費	3	202	316	521
		起債	－	21	55	76
		基金繰入	1	32	61	94
	囲町東地区・西地区	事業費	82	111	19	212
		起債	25	23	－	48
		基金繰入	4	15	6	25
	連続立体交差事業*調整	事業費	18	15	7	40
		起債	10	－	4	14
		基金繰入	3	11	1	16
	新井薬師前駅周辺基盤整備（区画街路 3 号線・補助第 220 号線）	事業費	27	55	137	220
		起債	－	5	23	28
		基金繰入	10	12	22	44
	沼袋駅周辺地区基盤整備（区画街路第 4 号線）	事業費	44	114	42	200
		起債	19	57	5	80
		基金繰入	8	16	10	35

事業名		区分	基本計画		次期・基本計画	計
			前期	後期		
まちづくり	野方以西のまちづくり	事業費	1	26	105	131
		起債	–	7	–	7
		基金繰入	–	4	15	19
	木造住宅密集地域整備	事業費	7	6	6	19
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	2	2	3	8
	弥生町防災まちづくり	事業費	5	9	4	17
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	1	3	1	5
	大和町まちづくり	事業費	13	48	9	71
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	4	16	2	22
	（仮称）上高田五丁目公園整備	事業費	–	12	–	12
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	–	3	–	3
	哲学堂公園再整備計画	事業費	–	12	13	24
		起債	–	8	8	15
		基金繰入	–	2	1	3
	公園再整備事業	事業費	–	7	28	35
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	–	4	14	18
	公園施設維持補修	事業費	2	3	5	10
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	2	2	4	8
	無電柱化整備事業	事業費	6	20	15	41
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	2	8	8	18
	道路舗装改良補修等	事業費	27	46	73	146
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	11	16	24	51
	橋梁長寿命化修繕等	事業費	6	3	3	11
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	4	2	2	8

事業名		区分	基本計画		次期・基本計画	計
			前期	後期		
区有施設	文化・スポーツ施設	事業費	1	2	4	8
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	1	1	4	6
	保育園・幼稚園	事業費	–	–	4	4
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	–	–	3	3
	子ども・若者支援センター*	事業費	14	–	–	14
		起債	7	–	–	7
		基金繰入	5	–	–	5
	すこやか福祉センター等	事業費	2	5	15	22
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	2	3	12	17
	区役所新庁舎	事業費	63	182	–	245
		起債	41	123	–	164
		基金繰入	15	35	–	50
	合同庁舎	事業費	–	–	16	16
		起債	–	–	12	12
		基金繰入	–	–	4	4
	区民活動センター	事業費	2	15	2	18
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	1	10	1	12
	施設保全・その他改修（長期保全）	事業費	13	18	41	72
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	10	9	25	44
学校	学校再編・改築	事業費	157	281	318	756
		起債	71	189	182	441
		基金繰入	65	50	89	203
	学校施設計画改修	事業費	29	16	25	70
		起債	–	–	–	–
		基金繰入	15	–	–	15

第3章

計画の体系

1　基本構想・基本計画体系図

2　政策と SDGs の関係性

基本構想・基本計画体系図

基本構想

都市像	つながる　はじまる なかの
まちの姿	人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまち 未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち 誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち 安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまち
区政運営	○　区民に信頼される対話と参加の区政を進めます　○　職員力でまちの価値と地域の力を高めます　○　持続可能な財政運営を進めます ○　社会の変化を見据えた質の高い行政サービスを提供します　○　危機の発生に備えた体制を強化します

基本計画

重点プロジェクト

①子育て先進区の実現　②地域包括ケア体制の実現　③活力ある持続可能なまちの実現

政策

1	多様性を生かし新たな価値を生み出す
2	地域愛と人のつながりを広げる
3	遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する
4	地域経済活動を活性化する
5	東京の新たな活力とにぎわいを世界に発信する
6	子どもの命と権利を守る
7	社会の変化に対応した質の高い教育を実現する
8	まち全体の子育ての力を高める
9	子育て世帯が住み続けたくなるまちをつくる
10	若者のチャレンジを支援する
11	人生100年時代を安心して過ごせる体制を構築する
12	生涯現役で生き生きと活躍できる環境をつくる
13	誰一人取り残されることのない支援体制を構築する
14	誰もが自分らしく輝ける地域社会を形成する
15	生涯を通じて楽しく健康に過ごせる環境をつくる
16	災害に強く回復力のあるまちづくりを進める
17	時代の変化に対応したまちづくりを進める
18	快適で魅力ある住環境をつくる
19	環境負荷の少ない持続可能なまちをつくる
20	安全・安心な生活環境と防犯まちづくりを進める

施策

1	人権と多様性の尊重
2	多文化共生のまちづくりの推進
3	地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり
4	地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実
5	地域の自主的な活動の推進と環境づくり
6	誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり
7	魅力的な地域資源の発掘・発信
8	持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり
9	商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出
10	中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信
11	中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と多様な都市機能の誘導
12	子どもの権利の尊重と理解促進
13	一人ひとりの状況に応じた支援の充実
14	子どもの貧困対策の推進
15	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応
16	子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実
17	発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実
18	特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進
19	これからの学びに対応した学校教育環境の整備
20	地域における子育て支援活動の促進
21	妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実
22	将来を見通した幼児教育・保育の実現
23	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実
24	子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導
25	子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実
26	若者が地域や社会で活躍できる環境づくり
27	社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援体制の充実
28	高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実
29	高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実
30	多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり
31	区民が主体的に取り組む介護予防の推進
32	権利擁護と虐待防止の推進
33	多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進
34	障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備
35	生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実
36	障害者の就労や社会参画の推進
37	認知症のある人とその家族を支える環境づくり
38	誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり
39	健康的な生活習慣が身につく環境づくり
40	地域医療体制の充実
41	生涯にわたり学び続けることができる環境づくり
42	防災まちづくりの推進
43	災害に強い体制づくり
44	西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進
45	各地区の特性に応じたまちづくりの推進
46	住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進
47	まちなかの安全性・快適性の向上
48	道路・橋梁の着実な整備・改修
49	多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備
50	誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備
51	脱炭素社会の推進と気候変動への適応
52	ごみの減量やリサイクルの推進
53	みどりの保全と創出の推進
54	犯罪や事件・事故の防止と消費生活の安全の推進
55	感染症の予防と拡大防止
56	安全・安心な生活環境の確保

区政運営の基本方針

1　対話・参加・協働に基づく区政運営　2　危機の発生に備えた体制の強化　3　社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供

政策とSDGsの関係性

政策と特に関わりの強いSDGsのゴールとの関係性を一覧として示しています。

基本計画の基本目標・政策		人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまち					未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち					誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち					安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまち				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
SDGｓのゴール		多様性を生かし新たな価値を生み出す	地域愛と人のつながりを広げる	遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する	地域経済活動を活性化する	東京の新たな活力とにぎわいを世界に発信する	子どもの命と権利を守る	社会の変化に対応した質の高い教育を実現する	まち全体の子育ての力を高める	子育て世帯が住み続けたくなるまちをつくる	若者のチャレンジを支援する	人生100年時代を安心して過ごせる体制を構築する	生涯現役で生き生きと活躍できる環境をつくる	誰一人取り残されることのない支援体制を構築する	誰もが自分らしく輝ける地域社会を形成する	生涯を通じて楽しく健康に過ごせる環境をつくる	災害に強く回復力のあるまちづくりを進める	時代の変化に対応したまちづくりを進める	快適で魅力ある住環境をつくる	環境負荷の少ない持続可能なまちをつくる	安全・安心な生活環境と防犯まちづくりを進める
1	貧困をなくそう						●							●			●		●		
2	飢餓をゼロに						●		●					●							
3	すべての人に健康と福祉を								●			●		●		●					●
4	質の高い教育をみんなに	●			●		●	●	●		●				●	●				●	
5	ジェンダー平等を実現しよう	●																			●
6	安全な水とトイレを世界中に																			●	●
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに																			●	
8	働きがいも経済成長も			●	●						●		●		●						
9	産業と技術革新の基盤をつくろう				●														●	●	
10	人や国の不平等をなくそう	●			●		●							●	●						
11	住み続けられるまちづくりを		●	●		●				●			●	●		●	●	●	●	●	●
12	つくる責任つかう責任			●				●												●	●
13	気候変動に具体的な対策を							●								●	●			●	
14	海の豊かさを守ろう																			●	
15	陸の豊かさも守ろう																			●	●
16	平和と公正をすべての人に	●					●							●	●						●
17	パートナーシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

第4章

重点プロジェクト

1　子育て先進区の実現

2　地域包括ケア体制の実現

3　活力ある持続可能なまちの実現

重点プロジェクトとは

○区を取り巻く社会状況等が今後一層厳しさを増すことが想定される中、基本構想で描く 10 年後に目指すまちの姿の実現に向けて、政策及び施策を効果的かつ効率的に推進していくため、組織横断的かつ重点的に対応することが必要な政策課題に対して重点プロジェクトを設定し、基本計画の期間内において、全庁をあげて取り組んでいきます。

○重点プロジェクトを設定する上では、早期に対応が必要となる「誰一人取り残さない」という視点と、中長期的に対応が求められる「将来を見据えた投資」の視点を重視して設定しています。

○限られた財源、人材等を効率良く配分するため、重点プロジェクトとして設定した取組については、組織・人員体制の整備と予算の計上を行いながら、着実に推進していきます。

○重点プロジェクトの推進にあたっては、各部の円滑な連携を図るとともに、各プロジェクトの着実な進展と進捗管理を行うため、推進会議を設置し、課題の解決に向けて、効果的かつ効率的にプロジェクトを実行していきます。

■重点プロジェクトの構成

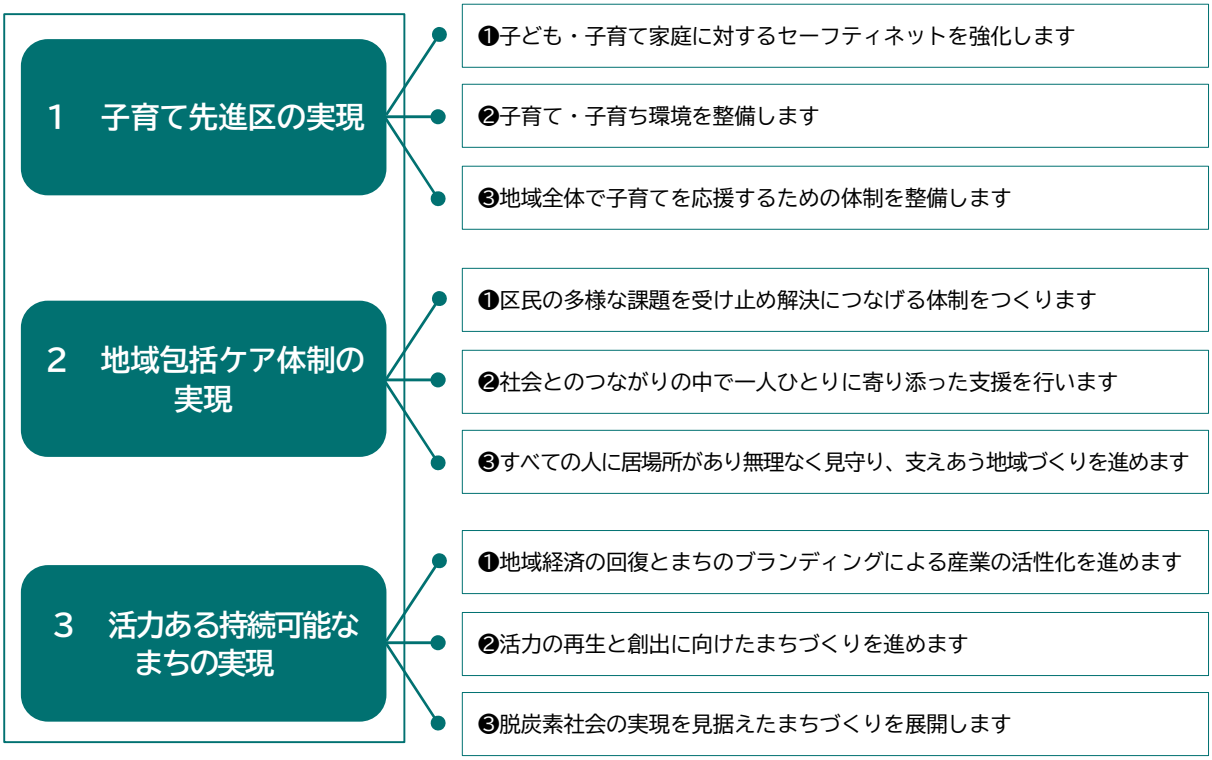

プロジェクト1　子育て先進区の実現

プロジェクト設定の背景

少子高齢化の進展や今後迎える人口減少による地域活力の低下は、区政運営の大きな課題となっています。区の出生数・合計特殊出生率はともに2005年から概ね上昇傾向にありましたが、2016年をピークに減少傾向に転じています。また、社会動態（転入・転出者数）は区民全体では転入超過であり総人口は増加傾向にありますが、0歳から9歳については転出超過となっています。このことから、出生率の向上や子どもと子育て家庭の区内定住の促進を図るため、「子どもが健やかに育ち、子育てをする上で必要な環境が整っており、子どもと子育て家庭の満足度の高いまち」、「区の子育て環境が区内外に認知されており、多くの子どもと子育て家庭から選ばれるまち」を目指していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今後も子どもと子育て家庭の生活環境への影響が懸念されます。子どもの「今」を大切にするとともに、次の時代を創る子どもの未来を見据え、成長の過程にある子どもへの影響を最小限に留めていく必要があります。

区は、「『子育て先進区』実現に向けた基本方針」や地域包括ケア体制*の進捗を踏まえ、セーフティネットの強化に早期に取り組むとともに、子育て・子育ち環境の整備や地域全体で子育てを応援するための取組を推進していきます。

SDGs*のゴールとの関係

※プロジェクトと特に関わりの強いSDGsのゴールを示しています。

推進するプロジェクト

❶ 子ども・子育て家庭に対するセーフティネットを強化します

《対応すべき課題》

・児童虐待相談・対応件数の増加
・新型コロナウイルス感染症による生活環境への影響
・生まれ育った環境に左右されることのない地域社会の実現

○児童虐待を発生させないための取組の推進

生活や子どもの養育に関して支援を必要とする家庭や虐待通告件数の増加に伴い、一層の予防対応を強化する必要があります。「児童虐待を生まない」という視点に重点を置き、その理念を地域全体で共有し、行政をはじめ、区民、団体、事業者の活動や取組等に結びつけていきます。また、育児不安の解消や支援が必要な家庭を把握し関係機関につなげることなど、児童虐待を発生させないための取組を推進します。

○現在及び将来を見据えた子どもへの支援

すべての子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる地域社会を実現していきます。また、新型コロナウイルス感染症による生活環境への影響にも配慮し、すべての子どもの心身の健やかな成長が保障されるように、子どもを主体として捉え、学び・体験の支援、生活支援などの子どもへの支援を推進します。

《重点ポイントと主な関連事業》

～児童虐待を未然に防止する事業を充実し体制を強化します～

●子どもの権利に係る普及啓発の実施
●保護者の育児不安の解消につながる子育てサービスや相談支援の充実
●すこやか福祉センター、子ども・若者支援センター*、児童館等による見守り、ネットワーク支援の強化
●様々な機会を捉えた要支援家庭の早期発見、早期対応

～生活が困難な状況にある家庭の子どもを支える環境をつくります～

●子どもの経験・体験・学びの機会の確保
●食事の確保などの生活支援の充実
●子どもの立場に寄り添った相談体制の確保

《主な関連施策》

施策１２　子どもの権利の尊重と理解促進
施策１４　子どもの貧困対策の推進
施策１５　児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応
施策２１　妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実
施策２５　子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実

❷ 子育て・子育ち環境を整備します

《対応すべき課題》

・魅力ある公園、屋内施設等の充実
・子育て関連店舗や子育て世帯が暮らしやすい住宅の普及促進
・教育・学習環境の充実

○子ども・子育て家庭にとって魅力的な環境の整備

子育て・子育ち環境整備に関する区の現状や課題等を踏まえ、魅力ある公園や屋内施設の充実、子育て関連店舗や住宅の普及促進などに取り組み、ソフト・ハード両面から子ども・子育て家庭にとって魅力的な環境の整備を推進します。

○子どもの学びを地域全体で支える環境の整備

次の時代を創る子どもの学びを支えるため、学校・地域・民間事業者などの連携・協働により、地域全体で子どもの学習環境の充実に取り組み、子どもの学びを地域全体で支える環境の整備を推進します。

《重点ポイントと主な関連事業》

～子どものニーズに合わせた環境づくりを進めます～

- 子どもの成長に合わせた児童館やキッズ･プラザなどの多様な居場所づくり
- 魅力ある公園の整備
- 中高生が主体的に活動・交流できる機会の確保
- 子育て関連店舗の充実と子育て支援住宅の普及促進

～地域の協働・協創により学習環境を充実します～

- 学校運営協議会・地域学校協働本部の設置
- 子どもや地域の現状・課題を踏まえた学校ごとの特色ある教育の充実
- 保育園、幼稚園、小・中学校の連携教育の充実
- 子どもの読書活動の推進

《主な関連施策》

施策１６　子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実
施策１８　特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進
施策１９　これからの学びに対応した学校教育環境の整備
施策２２　将来を見通した幼児教育・保育の実現
施策２４　子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導
施策２５　子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実
施策２６　若者が地域や社会で活躍できる環境づくり
施策４１　生涯にわたり学び続けることができる環境づくり

❸ 地域全体で子育てを応援するための体制を整備します

《対応すべき課題》

・「子どもの最善の利益*」を考える地域社会の実現
・子育て関連団体の活性化や新たな活動の担い手の確保
・地域コミュニティの活性化

○地域全体で子育てを応援するための地域環境の整備

子どもを見守り、子育てを応援し、一人ひとりの子どもの成長を支える地域を目指し、子育て関連団体のネットワーク構築や活動場所の確保に向けた支援などによる子育て支援活動の活性化、世代間交流や若者の活動支援、地域での新たな担い手が生まれるための様々な仕組みづくりなどに取り組み、地域全体で子育てを応援するための地域環境の整備を推進します。

《重点ポイントと主な関連事業》

～多様な主体の参画により子どもの育成活動を活性化します～

●地域の協働・協創体制の拠点としての児童館機能の充実
●子育て関連団体に対する支援とネットワークの構築
●若者が活躍できる交流や活動の機会の充実

《主な関連施策》

施策４　地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実
施策５　地域の自主的な活動の推進と環境づくり
施策１２　子どもの権利の尊重と理解促進
施策２０　地域における子育て支援活動の促進
施策２６　若者が地域や社会で活躍できる環境づくり

プロジェクト２　地域包括ケア体制の実現

プロジェクト設定の背景

今後、少子高齢化の一層の進展に伴い生産年齢人口が減少していく中で、高齢者、子ども、障害のある人、その家族等、課題を抱える区民を支援していく必要性はますます高まっています。また、単身世帯の増加やライフスタイルの多様化は、地域における人間関係の希薄化につながっており、このような傾向は中野区のような都市部において、より顕著となっています。こうした中で、個人や世帯の抱える生きづらさやリスクも多様かつ複雑になっていることから、既存の制度やサービスだけでは解決が難しくなっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、生活や健康への影響が懸念されます。中野区が、すべての人にとって安心して住み続けることができるまちであるためには、包括的な支援を質・量ともに確保してくことが求められています。

区では、このような人口・社会構造の大きな変化に起因する課題に対応していくために、地域包括ケア体制*の拠点として、すこやか福祉センターを区内４つの日常生活圏域*ごとに整備するとともに、多職種からなるアウトリーチチーム*を区民活動センター圏域に配置してきました。また、地域でのさまざまな課題を区と医療・介護・福祉等の関係機関の間で共有し、地域ケア会議*などの推進組織を中核として、新たな仕組みを生み出していくなど、課題の解決に向け、中野区全体で取り組んできました。

こうしたこれまでの取組の中で、社会的に孤立している人や自ら SOS を発信できない人に対する支援のあり方が重要な課題として浮かび上がってきました。

今後、すべての人を対象に地域包括ケア体制を構築していくにあたっては、これまでの取組を更に充実していくとともに、人と人とが無理なくつながることができる仕組みづくり、「支える側と支えられる側」という垣根を越えてすべての人に居場所ができる環境づくりが必要です。そのために新たな発想で支援やサービスを創出し、一人ひとりの状況に応じたコーディネートをしていくことができる環境の整備や仕組みづくりを通して、地域包括ケア体制の実現を目指します。

SDGs*のゴールとの関係

※プロジェクトと特に関わりの強い SDGs のゴールを示しています。

推進するプロジェクト

❶ 区民の多様な課題を受け止め解決につなげる体制をつくります

《対応すべき課題》

・8050 問題*やダブルケア問題*等の課題の複合化への対応
・ひきこもりなど既存の制度の枠組みでは対応しきれない課題への対応
・支援に結びついていない潜在的な要支援者の発見とアプローチ

〇支援を必要とする人を取り残さず支援につなげる体制の充実

必要な支援が届いていない人の実態を早期に把握し、課題の深刻化を未然に防ぐとともに、多様な主体と連携したアウトリーチ活動*を進め、要支援者本人やその家族を適切な相談支援につなぎ、継続的な支援を行います。また、すこやか福祉センターや区民活動センター（アウトリーチチーム*）を中心として、すべての人の相談を受け止め、切れ目のない相談支援を行うため、関係機関とのネットワークを強化します。

〇多機関の協働を通じた地域の課題解決力の向上

単独の支援機関では、対応が難しい複雑化・複合化した事例・課題の共有を行い、地域ぐるみで協働して解決に取り組みます。また、このような協働の中で、不足している地域資源の開発を進めます。

《重点ポイントと主な関連事業》

～支援を必要とする人への相談・コーディネート体制を充実します～

- アウトリーチ活動*等を通じた支援に結びつかない潜在的な要支援者の発見、適切な相談支援への接続、継続的な見守り・支援
- より身近な地域で専門的な相談支援を受けられる体制の整備とそれに伴うすこやか福祉センター及び地域包括支援センター圏域の再編
- ひきこもり、精神保健相談など、複合的な課題や専門性が要求される課題に対する子ども・若者支援センター*やすこやか福祉センターなどの相談支援機関の連携強化

～地域ぐるみで課題を解決するための機能を強化します～

- 地域ケア会議*を通じた行政、事業者、教育機関、地域住民など多様な主体の連携の強化と事例の共有・蓄積
- 相談支援機関の職員をはじめ、多様な主体の提案力、課題解決力の向上
- 地域資源の開発や区民が抱える個別課題への柔軟かつ迅速な解決に向けた仕組みづくり

《主な関連施策》

施策２１　妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実
施策２３　特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実
施策２７　社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援体制の充実
施策２８　高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実
施策３３　多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進
施策３４　障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備

❷ 社会とのつながりの中で一人ひとりに寄り添った支援を行います

《対応すべき課題》

・判断能力が十分でない人等の権利擁護の推進
・生活上の課題を抱えた人の自立に向けた社会とのつながりの構築
・住宅確保要配慮者に向けたきめ細かいサポート体制の整備
・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた在宅療養体制の整備
・医療や介護・福祉・生活支援・施設サービスの連携推進

○本人の意思決定に基づく権利擁護の推進

高齢者、子ども、知的障害者、精神障害者、認知症の人など本人の意思や利益、権利、財産が守られる仕組みづくりを進めるとともに、成年後見制度等の権利擁護の取組を推進します。また、認知症や障害など生活における困難を抱える人やその家族に対する区民等の理解を促進し、当事者が必要な支援や地域社会とつながりやすい環境をつくります。さらに、高齢者や障害者、子ども等の虐待対応を関係機関と連携しながら迅速かつ適切に行っていきます。

○住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備

支援が必要になっても孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援が必要な人に対し、個々の状況に応じて、住まい、医療や介護・生活支援サービスなどの必要な支援・サービスが連携しながら提供される、セーフティネット機能や基盤を整えます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、これまで進めてきた医療・介護関係者の情報共有の支援を推進しつつ、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制を含め地域医療体制の構築を加速させます。

《重点ポイントと主な関連事業》

～すべての人の意思と権利を守る地域づくりを進めます～

- 権利擁護支援の中核機関*の設置
- 権利擁護の推進に向けた相談体制や意思決定支援の充実
- 認知症や障害など生活において困難を抱える人への理解の促進
- 子どもの権利に係る相談支援の充実
- 高齢者、障害者、児童等虐待の未然防止、早期発見・早期対応

～支援が必要な人の生活の安定と自立を支える基盤づくりを進めます～

- 医療・介護など、支援・サービス提供者の連携の推進
- 居住支援協議会の運営支援、サポート体制及び総合相談体制の確立
- 障害者の地域生活移行・地域定着支援の推進
- 医療・障害者・介護高齢者施設基盤の整備
- 生活困窮者に対する包括的な自立支援の推進

《主な関連施策》

施策１２　子どもの権利の尊重と理解促進
施策１５　児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応
施策２９　高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実
施策３２　権利擁護と虐待防止の推進
施策３４　障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備
施策３５　生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実
施策３６　障害者の就労や社会参画の推進
施策３７　認知症のある人とその家族を支える環境づくり
施策４０　地域医療体制の充実
施策４６　住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進

❸ すべての人に居場所があり無理なく見守り、支えあう地域づくりを進めます

《対応すべき課題》

・地域課題と活動主体のマッチング
・地域での多様な活躍と交流の機会の創出
・地域における公益的な活動を行う人材・団体への支援

○誰もが地域社会へ参加できる環境と交流の充実

誰もが、多様な社会参加を通じ地域で活躍し、それぞれの可能性を高めていくことができるよう、心身の健康づくり、就労や学びの機会を創出するとともに、つながりや交流が生まれる機会や居場所の充実を図ります。また、地域における公益的な活動に多様な人材・団体が参加し、活躍できるよう、個人や団体に対する相談支援機能の強化を図ります。

○地域における見守り・支えあいやネットワークの強化

支援を必要とする人が早期に発見され、地域で安心して生活できるよう、区民等の主体的な活動の支援を通じて、地域での見守り・支えあい、交流のネットワークを強化していきます。

《重点ポイントと主な関連事業》

～関心やスキルに応じた多様な社会参加を促進します～

- 地域における公益的な活動を担う新たな人材・団体の育成
- 地域団体等と人材をつなげる総合的な支援体制の構築
- 多様な交流機会の創出と活動を通じたコミュニティの形成
- 高齢者、障害者、外国人住民等が社会参加や活躍できる環境づくり

～見守り・支えあい、支援に取り組む主体や手法を充実します～

- ICT を活用した見守り・支えあい活動の仕組みづくり
- 地域団体、専門職（多職種）及び民間企業等と連携した見守り・支えあい
- 住民主体サービスを提供する地域団体等に対する支援

《主な関連施策》

施策２　多文化共生のまちづくりの推進
施策３　地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり
施策４　地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実
施策２０　地域における子育て支援活動の促進
施策２８　高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実
施策３０　多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり
施策３１　区民が主体的に取り組む介護予防の推進
施策３６　障害者の就労や社会参画の推進
施策３７　認知症のある人とその家族を支える環境づくり
施策３８　誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり

プロジェクト3　活力ある持続可能なまちの実現

プロジェクト設定の背景

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は未だ収束の目処が立たず、区民の生活、そして区内中小企業や商店街等の事業活動に大きな影響を与え続けています。今後、この影響が長期化することにより、地域経済のさらなる衰退を招くことが懸念されることから、事業者にとって必要となるニーズを的確に捉え、この危機を乗り切るための支援を迅速に行う必要があります。

中野のまちには、アニメ、サブカルチャーなど魅力的な地域資源が溢れています。このような地域資源を有効に活用しながら地域ブランドづくりを進め、産業を下支えしながら地域経済の回復とまちの活性化につなげていく必要があります。

また、活力ある持続可能なまちの実現に向けては、中長期的な視点に立ち、今後迎える人口構造や社会の変化、さらには子育て先進区や地域包括ケア体制*の実現を見据え、各地区のまちづくりによる都市基盤の創出・再生とあわせて、ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進、経済の活性化や文化芸術の振興、まちの安全性・快適性・利便性の向上や、商店街をはじめとしたまちのにぎわいを生み出していく必要があります。

さらに、持続可能なまちを次世代に引き継いでいくためには、環境・経済・社会を統合的に発展させ、相乗効果を生み出していく必要があります。そのためには、区民・事業者・区が一丸となり、まち全体で脱炭素社会*を目指したまちづくりを進めていくことが重要です。また、地球温暖化に伴う気候変動による影響は避けられないため、区民の生活や事業活動を守る都市の基盤を強靭化することも求められます。

SDGs*のゴールとの関係

※プロジェクトと特に関わりの強い SDGs のゴールを示しています。

推進するプロジェクト

❶ 地域経済の回復とまちのブランディングによる産業の活性化を進めます

《対応すべき課題》

・新型コロナウイルス感染症による地域経済の低迷、雇用の悪化
・消費の低迷と商店街等における売上げの減少
・新規創業者数の低迷
・地域ブランドの形成
・マイクロツーリズム*など身近な地域に対する人々の価値観の変化

○区内中小企業及び商店街各個店へのニーズを捉えた支援による経済の回復

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営悪化や事業継続が困難になっている事業者が多く存在する中、必要なニーズを捉え、区内事業者の ICT 化・デジタル活用の促進、中小企業者等に対する事業活動の継続のための支援や経営支援の充実、販路拡大と生産性向上、雇用の促進を図ります。また、商店街における電子化の促進による利便性の向上や各個店の経営力と商店街組織力の強化を図るとともに、空き店舗の解消と出店・起業の機会が拡大される環境づくりを進めます。

○魅力的な地域資源を活用した地域ブランドづくり等による産業の活性化

区民や来街者に地域の魅力を伝えるため、アニメ、サブカルチャーなどのコンテンツを活用した地域ブランドづくりを進めます。また、中野のまちの個性豊かな地域資源を発掘し、人々に中野のまちの魅力を伝えるとともに、産業の下支えと活性化を図ります。

《重点ポイントと主な関連事業》

～区内事業者の継続的な事業活動を支え育てます～

●販路拡大や生産性向上などの経営支援の強化
●デジタル活用など ICT 化促進への支援
●商業サポート機能の強化と産業振興の総合的支援機能の強化
●高齢者、女性、若者、障害者等への就労支援

～商店街の魅力と利便性を向上させ、新たな活力を創出します～

●キャッシュレス化などの商店街におけるデジタル化・ICT 化の促進
●個店経営支援及び商業サポート機能の強化
●なかの里・まち連携*自治体との連携の推進

～新たな魅力の発信・活用による地域ブランドづくりを進めます～

●個性豊かな地域資源の発掘と情報発信の強化
●団体・企業との連携強化による、アニメ、サブカルチャーなどのコンテンツを活用した地域ブランドづくり

《主な関連施策》

施策６　誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり
施策７　魅力的な地域資源の発掘・発信
施策８　持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり
施策９　商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出
施策２７　社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援体制の充実
施策３０　多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり
施策３６　障害者の就労や社会参画の推進

❷ 活力の再生と創出に向けたまちづくりを進めます

《対応すべき課題》

・各駅周辺及び区全域におけるユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進
・交通結節機能の強化や、まちの回遊性を高める基盤整備の着実な推進
・新たなにぎわいの創出や地域商業の活性化による、まちの活力向上
・オープンスペースの確保による防災性向上と地域活性化
・にぎわいや安全・安心を維持向上させる仕組みづくり

○中野駅周辺各地区のまちづくりによる新たな活力とにぎわいの創出

中野駅周辺各地区のまちづくりにより、まちの利便性・回遊性の向上を図るとともに、多様な都市機能の集積や、環境性・防災性の向上、居住環境の向上を図ります。また、文化・芸術活動や経済活動等のにぎわいや交流を生み出すため、中野のシンボルとなる新たな文化・芸術等発信拠点の形成を図るとともに、まちのブランディング、プロモーション活動の強化、エリアマネジメント*の仕組みを構築し、官民連携のまちづくりを進めながら、区全体の活力とにぎわいを高めていきます。

○西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちの魅力の向上

西武新宿線連続立体交差化*や交通基盤の着実な整備による、交通渋滞の解消、駅前の交通結節機能の強化、安心して買い物ができる空間の整備等により、まちの安全性・快適性・利便性の向上と環境性・防災性の向上を図ります。また、都市計画道路の整備や各地区のまちづくりと連携した商店街の活性化やまちのにぎわいの創出に向けた取組を進めます。

《重点ポイントと主な関連事業》

～新たなにぎわいの創出に向けたエリアマネジメントの仕組みを構築します～

●文化・芸術発信拠点の形成及びにぎわい、文化・芸術事業の誘導
●（仮称）中野駅周辺エリアマネジメント協議会設置・運営
●中野駅周辺各開発地区におけるエリアマネジメント*の展開支援

～交通結節機能の強化と回遊性・防災性の向上を図ります～

●中野駅西口南北通路・橋上駅舎の整備
●駅前広場の整備（中野駅新北口駅前広場、西口広場、南口駅前広場）
●土地区画整理事業（中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目新北口駅前）
●市街地再開発事業（中野二丁目地区、囲町東地区、（仮称）中野四丁目西地区、（仮称）中野四丁目新北口駅前地区、（仮称）囲町西地区）

～まちの安全性・快適性・利便性の向上を図ります～

●新井薬師前・沼袋駅前拠点の整備
●都市計画道路の整備（補助第 220 号線、区画街路第 3・4 号線）
●野方駅周辺、都立家政駅・鷺ノ宮駅周辺まちづくり
●各地区まちづくりと連携した商店街の活性化

《主な関連施策》

施策９　商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出
施策１０　中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信
施策１１　中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と多様な都市機能の誘導
施策４２　防災まちづくりの推進
施策４４　西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進
施策４５　各地区の特性に応じたまちづくりの推進
施策５０　誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備

❸ 脱炭素社会の実現を見据えたまちづくりを展開します

《対応すべき課題》

・区民の環境配慮型行動の促進
・環境に配慮したまちづくりの推進
・区有施設や行政活動における CO_2 排出量の削減

○環境配慮型のライフスタイルへの転換を進めます

区民・事業者に対して地球温暖化対策及び気候変動への適応に関する意識を浸透させ、移動や消費など生活のあらゆる場面において、環境配慮型のライフスタイルへの転換を促進します。そうした生活への転換を図るため、省エネルギー、創エネルギー、蓄エネルギーによる脱炭素化とともに、環境に配慮したまちを形成するための基盤づくりを進めます。

○区有施設や行政活動における脱炭素化を率先して進めます

区は、区内の大規模事業者として、区有施設や行政活動における環境負荷を低減する取組を効果的に推進していきます。

《重点ポイントと主な関連事業》

～生活のあらゆる場面における環境配慮行動を促進します～

●再生可能エネルギー設備等の導入支援
●地域の脱炭素化と持続的発展を両立する協働まちづくり
●環境に関する連携・協働に向けたネットワークづくり

～すべての行政活動における環境負荷を低減します～

●環境配慮型公共施設の建設・整備
●区有施設運営における脱炭素化の推進
●環境マネジメントシステムの推進

《主な関連施策》

施策１１　中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と多様な都市機能の誘導
施策４２　防災まちづくりの推進
施策４５　各地区の特性に応じたまちづくりの推進
施策５１　脱炭素社会の推進と気候変動への適応
施策５２　ごみの減量やリサイクルの推進
施策５３　みどりの保全と創出の推進

第5章

基本目標別の政策・施策

1　人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまち

2　未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち

3　誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち

4　安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまち

基本目標・政策の見方

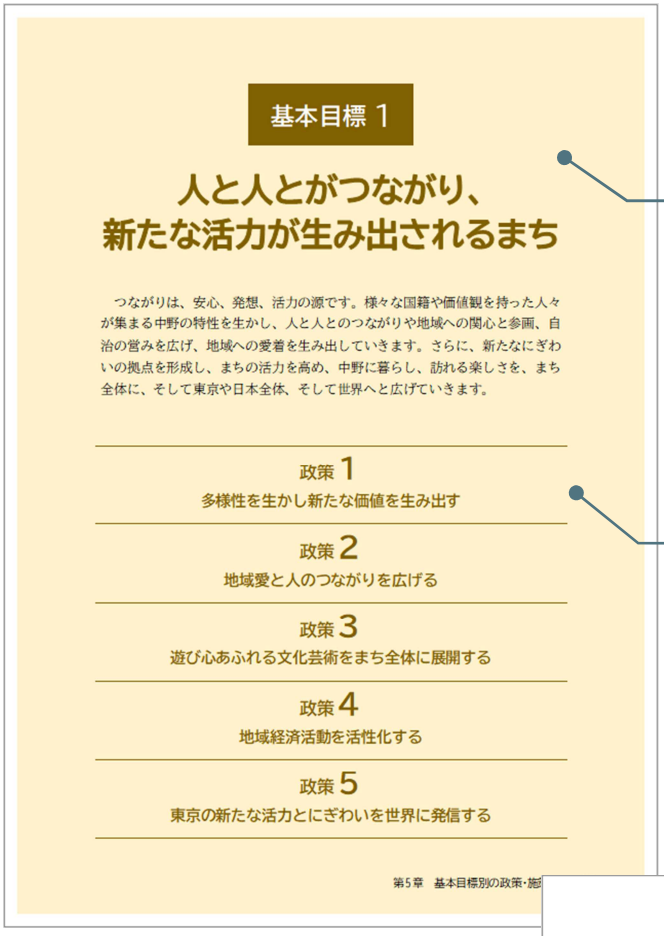

基本目標 1

人と人とがつながり、
新たな活力が生み出されるまち

つながりは、安心、発想、活力の源です。様々な国籍や価値観を持った人々が集まる中野の特性を生かし、人と人とのつながりや地域への関心と参画、自治の営みを広げ、地域への愛着を生み出していきます。さらに、新たなにぎわいの拠点を形成し、まちの活力を高め、中野に暮らし、訪れる楽しさを、まち全体に、そして東京や日本全体、そして世界へと広げていきます。

政策 1
多様性を生かし新たな価値を生み出す

政策 2
地域愛と人のつながりを広げる

政策 3
遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する

政策 4
地域経済活動を活性化する

政策 5
東京の新たな活力とにぎわいを世界に発信する

第5章　基本目標別の政策・施

基本目標

基本構想において描く 4 つのまちの姿ごとに設定しています。

政策

基本構想において描く 10 年後に目指すまちの姿ごとに設定しています。

政策 1

多様性を生かし新たな価値を生み出す

目指すまちの姿

国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らし、地域の特色や今までにない新たな価値が生まれています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されている」と思う区民の割合	55.8%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策 1　人権と多様性の尊重
施策 2　多文化共生のまちづくりの推進

第5章　基本目標別の政策・施策　|　67

成果指標

基本構想において描く 10 年後に目指すまちの姿の実現に対する区民の実感を指標として設定しています。

SDGs のゴールとの関係

政策と特に関わりの強い SDGs*のゴールを示しています。

施策の構成

政策の実現のために取り組む施策を設定しています。

施策の見方

現状データ

施策の現状を示すデータをグラフで整理しています。グラフの作成にあたり、引用・参考とした資料等を出典に記載しています。

現状と課題

施策を取りまく現状と課題を示しています。

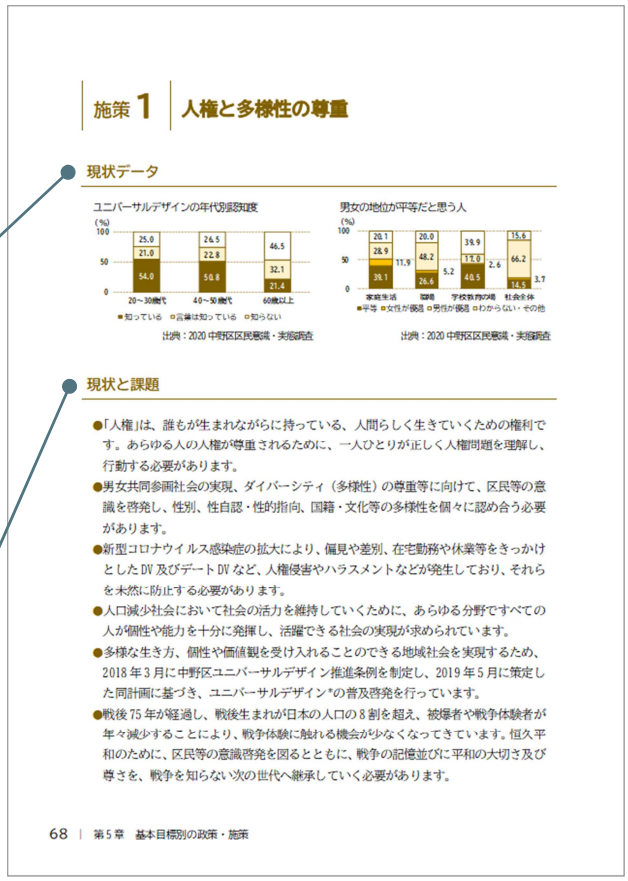

施策 1　人権と多様性の尊重

現状データ

ユニバーサルデザインの年代別認知度

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

男女の地位が平等だと思う人

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

現状と課題

●「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく生きていくための権利です。あらゆる人の人権が尊重されるために、一人ひとりが正しく人権問題を理解し、行動する必要があります。
●男女共同参画社会の実現、ダイバーシティ（多様性）の尊重等に向けて、区民等の意識を啓発し、性別、性自認・性的指向、国籍・文化等の多様性を個々に認め合う必要があります。
●新型コロナウイルス感染症の拡大により、偏見や差別、在宅勤務や休業等をきっかけとしたDV及びデートDVなど、人権侵害やハラスメントなどが発生しており、それらを未然に防止する必要があります。
●人口減少社会において社会の活力を維持していくために、あらゆる分野ですべての人が個性や能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現が求められています。
●多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会を実現するため、2018年3月に中野区ユニバーサルデザイン推進条例を制定し、2019年5月に策定した同計画に基づき、ユニバーサルデザイン*の普及啓発を行っています。
●戦後75年が経過し、戦後生まれが日本の人口の8割を超え、被爆者や戦争体験者が年々減少することにより、戦争体験に触れる機会が少なくなってきています。恒久平和のために、区民等の意識啓発を図るとともに、戦争の記憶並びに平和の大切さ及び尊さを、戦争を知らない次の世代へ継承していく必要があります。

68 ｜ 第5章　基本目標別の政策・施策

施策の方向性

現状と課題を踏まえ、政策の実現のために、どのように施策を進めていくかを示しています。

成果指標と目標値

施策の達成状況の目安となる指標と目標値を設定しています。

主な取組

施策を進めるために取り組む主な内容を示しています。
（参考）課名は2021年度組織に基づき、主な取組を所管する課を記載しています。

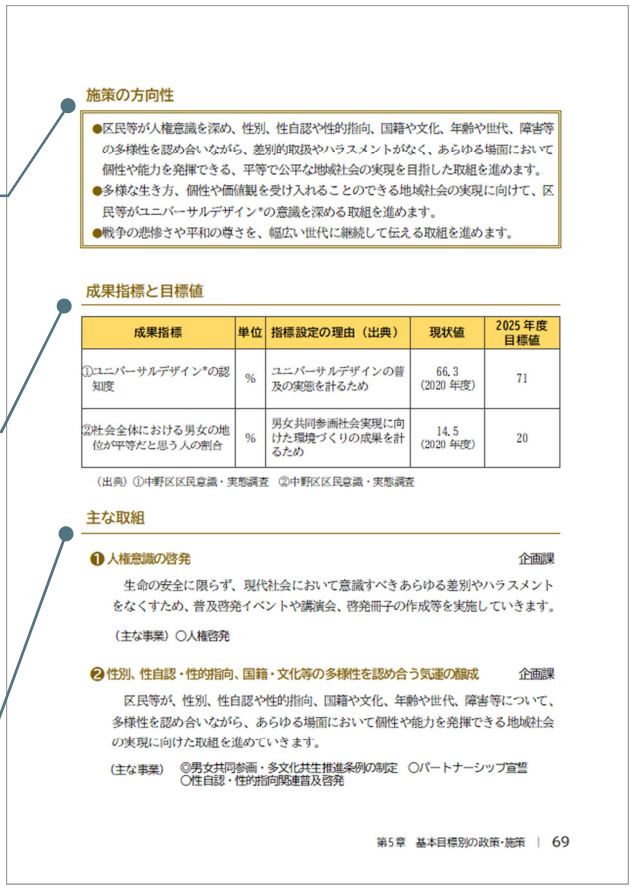

施策の方向性

●区民等が人権意識を深め、性別、性自認や性的指向、国籍や文化、年齢や世代、障害等の多様性を認め合いながら、差別的取扱やハラスメントがなく、あらゆる場面において個性や能力を発揮できる、平等で公平な地域社会の実現を目指した取組を進めます。
●多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会の実現に向けて、区民等がユニバーサルデザイン*の意識を深める取組を進めます。
●戦争の悲惨さや平和の尊さを、幅広い世代に継続して伝える取組を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由（出典）	現状値	2025年度目標値
①ユニバーサルデザイン*の認知度	%	ユニバーサルデザインの普及の実態を計るため	66.3（2020年度）	71
②社会全体における男女の地位が平等だと思う人の割合	%	男女共同参画社会実現に向けた環境づくりの成果を計るため	14.5（2020年度）	20

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区区民意識・実態調査

主な取組

❶人権意識の啓発　企画課

生命の安全に限らず、現代社会において意識すべきあらゆる差別やハラスメントをなくすため、普及啓発イベントや講演会、啓発冊子の作成等を実施していきます。

（主な事業）○人権啓発

❷性別、性自認・性的指向、国籍・文化等の多様性を認め合う気運の醸成　企画課

区民等が、性別、性自認や性的指向、国籍や文化、年齢や世代、障害等について、多様性を認め合いながら、あらゆる場面において個性や能力を発揮できる地域社会の実現に向けた取組を進めていきます。

（主な事業）◎男女共同参画・多文化共生推進条例の制定　○パートナーシップ宣誓
○性自認・性的指向関連普及啓発

第5章　基本目標別の政策・施策 ｜ 69

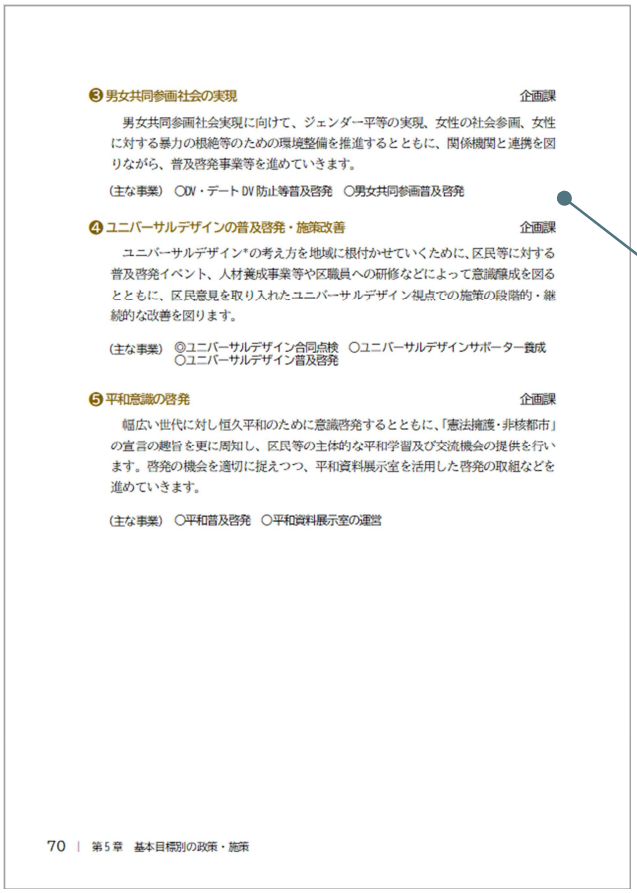

❸ 男女共同参画社会の実現　企画課

男女共同参画社会実現に向けて、ジェンダー平等の実現、女性の社会参画、女性に対する暴力の根絶等のための環境整備を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら、普及啓発事業等を進めていきます。

（主な事業）　○DV・デート DV 防止等普及啓発　○男女共同参画普及啓発

❹ ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善　企画課

ユニバーサルデザイン*の考え方を地域に根付かせていくために、区民等に対する普及啓発イベント、人材養成事業等や区職員への研修などによって意識醸成を図るとともに、区民意見を取り入れたユニバーサルデザイン視点での施策の段階的・継続的な改善を図ります。

（主な事業）　◎ユニバーサルデザイン合同点検　○ユニバーサルデザインサポーター養成　○ユニバーサルデザイン普及啓発

❺ 平和意識の啓発　企画課

幅広い世代に対し恒久平和のために意識啓発するとともに、「憲法擁護・非核都市」の宣言の趣旨を更に周知し、区民等の主体的な平和学習及び交流機会の提供を行います。啓発の機会を適切に捉えつつ、平和資料展示室を活用した啓発の取組などを進めていきます。

（主な事業）　○平和普及啓発　○平和資料展示室の運営

70 ｜ 第5章　基本目標別の政策・施策

主な事業

各取組における主な事業を記載しています。新規事業には、事業名称に◎印を付しています。

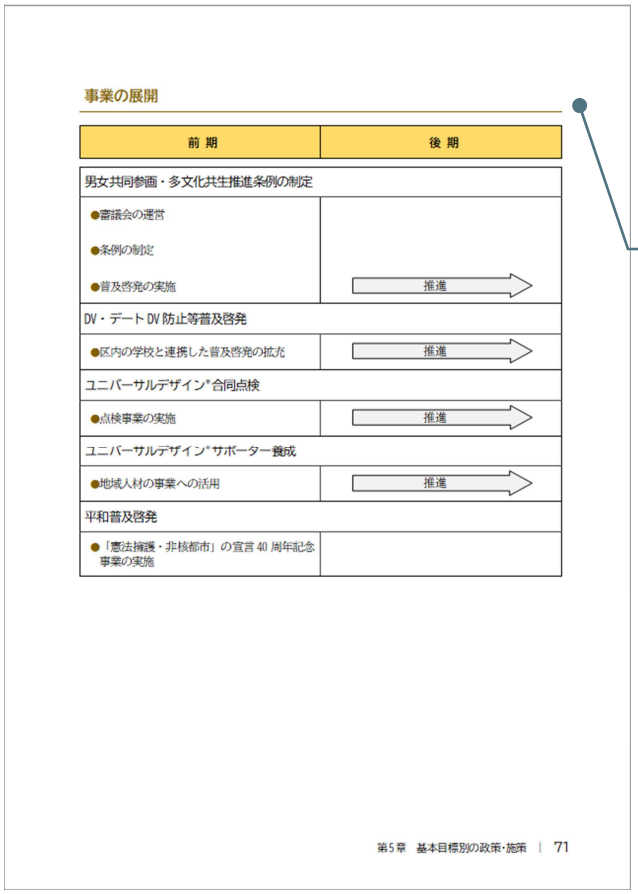

事業の展開

前 期	後 期
男女共同参画・多文化共生推進条例の制定	
●審議会の運営 ●条例の制定 ●普及啓発の実施	推進
DV・デート DV 防止等普及啓発	
●区内の学校と連携した普及啓発の拡充	推進
ユニバーサルデザイン*合同点検	
●点検事業の実施	推進
ユニバーサルデザイン*サポーター養成	
●地域人材の事業への活用	推進
平和普及啓発	
●「憲法擁護・非核都市」の宣言 40 周年記念事業の実施	

第5章　基本目標別の政策・施策 ｜ 71

事業の展開

主な事業のうち、新規事業を中心として、計画期間中に事業展開を予定している内容を、前期（概ね 2 年）と後期（概ね 3 年）に分けて記載しています。

基本目標 1

人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまち

つながりは、安心、発想、活力の源です。様々な国籍や価値観を持った人々が集まる中野の特性を生かし、人と人とのつながりや地域への関心と参画、自治の営みを広げ、地域への愛着を生み出していきます。さらに、新たなにぎわいの拠点を形成し、まちの活力を高め、中野に暮らし、訪れる楽しさを、まち全体に、そして東京や日本全体、そして世界へと広げていきます。

政策 1
多様性を生かし新たな価値を生み出す

政策 2
地域愛と人のつながりを広げる

政策 3
遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する

政策 4
地域経済活動を活性化する

政策 5
東京の新たな活力とにぎわいを世界に発信する

政策 1

多様性を生かし新たな価値を生み出す

目指すまちの姿

国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らし、地域の特色や今までにない新たな価値が生まれています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されている」と思う区民の割合	55.8%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策 1　人権と多様性の尊重

施策 2　多文化共生のまちづくりの推進

施策 1　人権と多様性の尊重

現状データ

ユニバーサルデザインの年代別認知度

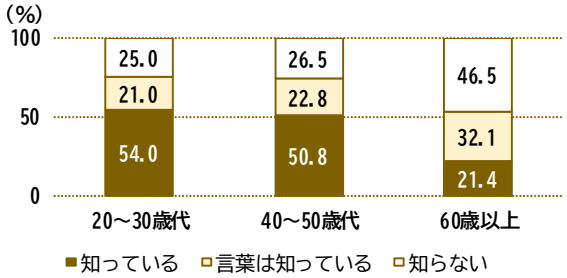

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

男女の地位が平等だと思う人

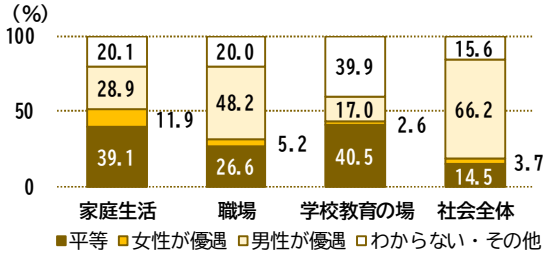

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

現状と課題

●「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく生きていくための権利です。あらゆる人の人権が尊重されるために、一人ひとりが正しく人権問題を理解し、行動する必要があります。

●男女共同参画社会の実現、ダイバーシティ（多様性）の尊重等に向けて、区民等の意識を啓発し、性別、性自認・性的指向、国籍・文化等の多様性を個々に認め合う必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の拡大により、偏見や差別、在宅勤務や休業等をきっかけとしたDV及びデートDVなど、人権侵害やハラスメントなどが発生しており、それらを未然に防止する必要があります。

●人口減少社会において社会の活力を維持していくために、あらゆる分野ですべての人が個性や能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現が求められています。

●多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会を実現するため、2018年3月に中野区ユニバーサルデザイン推進条例を制定し、2019年5月に策定した同計画に基づき、ユニバーサルデザイン*の普及啓発を行っています。

●戦後75年が経過し、戦後生まれが日本の人口の8割を超え、被爆者や戦争体験者が年々減少することにより、戦争体験に触れる機会が少なくなってきています。恒久平和のために、区民等の意識啓発を図るとともに、戦争の記憶並びに平和の大切さ及び尊さを、戦争を知らない次の世代へ継承していく必要があります。

施策の方向性

●区民等が人権意識を深め、性別、性自認や性的指向、国籍や文化、年齢や世代、障害等の多様性を認め合いながら、差別的取扱やハラスメントがなく、あらゆる場面において個性や能力を発揮できる、平等で公平な地域社会の実現を目指した取組を進めます。
●多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会の実現に向けて、区民等がユニバーサルデザイン*の意識を深める取組を進めます。
●戦争の悲惨さや平和の尊さを、幅広い世代に継続して伝える取組を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由（出典）	現状値	2025 年度目標値
①ユニバーサルデザイン*の認知度	%	ユニバーサルデザインの普及の実態を計るため	66.3（2020 年度）	71
②社会全体における男女の地位が平等だと思う人の割合	%	男女共同参画社会実現に向けた環境づくりの成果を計るため	14.5（2020 年度）	20

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区区民意識・実態調査

主な取組

❶ 人権意識の啓発　企画課

生命の安全に限らず、現代社会において意識すべきあらゆる差別やハラスメントをなくすため、普及啓発イベントや講演会、啓発冊子の作成等を実施していきます。

（主な事業）〇人権啓発

❷ 性別、性自認・性的指向、国籍・文化等の多様性を認め合う気運の醸成　企画課

区民等が、性別、性自認や性的指向、国籍や文化、年齢や世代、障害等について、多様性を認め合いながら、あらゆる場面において個性や能力を発揮できる地域社会の実現に向けた取組を進めていきます。

（主な事業）　◎男女共同参画・多文化共生推進条例の制定　〇パートナーシップ宣誓
〇性自認・性的指向関連普及啓発

❸ 男女共同参画社会の実現　企画課

男女共同参画社会実現に向けて、ジェンダー平等の実現、女性の社会参画、女性に対する暴力の根絶等のための環境整備を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら、普及啓発事業等を進めていきます。

(主な事業)　○DV・デートDV防止等普及啓発　○男女共同参画普及啓発

❹ ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善　企画課

ユニバーサルデザイン*の考え方を地域に根付かせていくために、区民等に対する普及啓発イベント、人材養成事業等や区職員への研修などによって意識醸成を図るとともに、区民意見を取り入れたユニバーサルデザイン視点での施策の段階的・継続的な改善を図ります。

(主な事業)　◎ユニバーサルデザイン合同点検　○ユニバーサルデザインサポーター養成
○ユニバーサルデザイン普及啓発

❺ 平和意識の啓発　企画課

幅広い世代に対し恒久平和のために意識啓発するとともに、「憲法擁護・非核都市」の宣言の趣旨を更に周知し、区民等の主体的な平和学習及び交流機会の提供を行います。啓発の機会を適切に捉えつつ、平和資料展示室を活用した啓発の取組などを進めていきます。

(主な事業)　○平和普及啓発　○平和資料展示室の運営

事業の展開

前 期	後 期
男女共同参画・多文化共生推進条例の制定	
●審議会の運営 ●条例の制定 ●普及啓発の実施	推進
DV・デート DV 防止等普及啓発	
●区内の学校と連携した普及啓発の拡充	推進
ユニバーサルデザイン*合同点検	
●点検事業の実施	推進
ユニバーサルデザイン*サポーター養成	
●地域人材の事業への活用	推進
平和普及啓発	
●「憲法擁護・非核都市」の宣言 40 周年記念事業の実施	

施策 2　多文化共生のまちづくりの推進

現状データ

外国人住民数（各年１月１日）

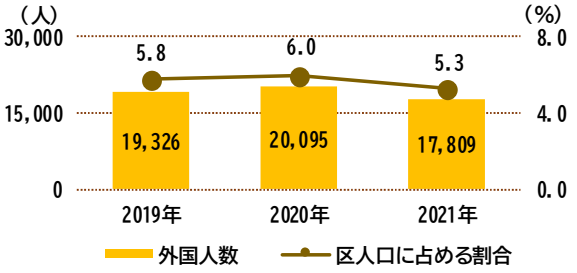

出典：中野区資料

国籍別外国人住民数（2021 年１月１日）

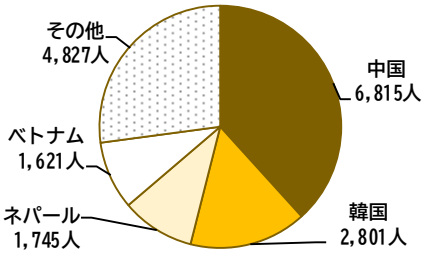

出典：中野区資料

現状と課題

●中野区の外国人住民は、2020 年 1 月時点では、区内人口の約 6%を占め、直近 5 年間で約 2 倍に増加し、2 万人を超えて全国的に見ても非常に高い増加率となっています。在留資格別にみると「留学」が全体の約 4 割、年齢層は 20 歳代が全体の約 5 割を占めており、来日してすぐに在住している外国人が多いと考えられます。

●2019 年出入国管理法の改正による外国人住民の増加が見込まれるため、外国人住民を受け入れる環境の充実が必要です。

●一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの国で海外への渡航が制限され、区においても外国人住民数が減少するとともに、海外友好都市・諸外国との交流が難しくなっています。

●外国人住民の国籍は約 120 か国と多様化の傾向が進んでおり、多言語化の推進だけでは言語数をカバーしきれないため、多くの外国人とコミュニケーションをとるためのツールが必要であり、税・国民健康保険などの行政手続や、感染症や新しい生活様式の情報などについて、多言語ややさしい日本語による案内を進めていくことが求められます。

●さらに、外国人住民の受入れ拡大に向けては、外国人住民や外国人の児童・生徒が、暮らしに困らず、教育や就労、生活の場で円滑にコミュニケーションなどができる環境づくりを進めるとともに、日本人と外国人がともに暮らし、活躍できる場を創出することで、多様性の力を広げていく必要があります。

施策の方向性

●外国人住民等が地域で安心して暮らすことができるよう、多言語ややさしい日本語での情報提供や相談対応など、生活に必要な基盤の充実を図ります。
●海外友好都市・諸外国との交流を推進するとともに、地域における様々な参画・交流を生み出すなど、区民の国際理解を深め、多文化共生のまちづくりを総合的に進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①国際交流や多文化共生事業への満足度	%	外国人住民等にとって暮らしやすい環境づくりの成果を計るため	－	80
②文化・国際交流事業への外国人の参加割合	%	外国人住民等の地域への参画の実態を計るため	42.8 (2020 年度)	50

（出典）①中野区資料　②中野区資料

主な取組

❶ 外国人住民等が暮らしやすい生活の支援及び環境の整備　区民文化国際課

多文化共生の推進に向け、区としての取組を示す基本的な指針などの整備を進めます。また、外国人住民等が地域で安心して生活を営めるよう、相談機能の充実を図るほか、行政手続の多言語化や、やさしい日本語の普及を推進し、災害、医療、福祉及びごみの分別・排出などをはじめ様々な分野における生活環境の充実を図ります。

（主な事業）〇外国人住民等生活支援事業

❷ 多様な文化を受け入れるための意識の啓発　区民文化国際課

区と友好区関係、姉妹都市関係を締結している北京市西城区やソウル特別市陽川区との交流を引き続き行っていくとともに、台湾など新たな海外都市との交流を創出していきます。また、中野区国際交流協会で行われている国際交流イベントをはじめ国際交流や多文化共生事業の充実を図ります。

（主な事業）〇海外友好都市交流事業　〇区民と外国人住民等の多文化･国際交流事業

❸ 外国人住民等が活躍できる場の創出

区民文化国際課

外国人住民等に対する日本語の支援や地域社会への参画推進など、外国人住民等が地域社会の一員として様々な活動に参加し活躍できる場を創出していきます。

（主な事業）〇外国人住民等への日本語支援事業　〇外国人住民等の社会参画推進事業

事業の展開

前 期	後 期
外国人住民等生活支援事業	
●多文化共生の推進に向けた基本指針の策定 ●やさしい日本語普及啓発事業の実施 ●多言語 AI 通訳システムの充実に向けた検討	●基本指針の運用 推進 ●多言語 AI 通訳システムの充実
海外友好都市交流事業	
●交流都市の創出	●交流の推進

政策 2

地域愛と人のつながりを広げる

目指すまちの姿

ライフスタイルや関心に応じて、場所や時間を選ばず気軽に地域で関わりを持てるような、ゆるやかなつながりが広がり、それぞれの個性を生かし、地域の課題を住民同士が協力しながら解決しています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「地域愛と人のつながりが広がっている」と思う区民の割合	45.6%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策 3　地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり

施策 4　地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実

施策 5　地域の自主的な活動の推進と環境づくり

施策 3　地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり

現状データ

近所とのつきあいの程度

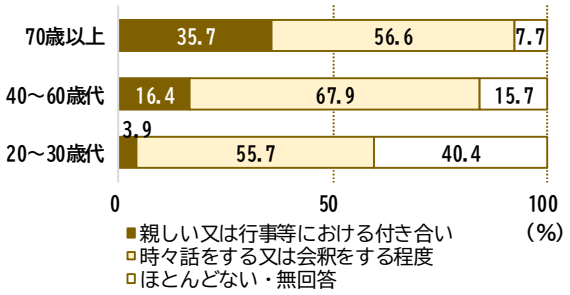

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

住民同士の交流の場があると感じている区民の割合

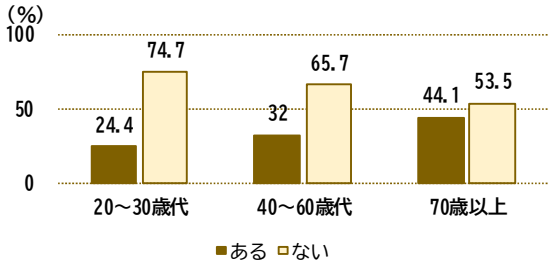

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

現状と課題

●中野区では、20～30 歳代の転入者が多い反面、転出者も多く、流動性が高いことなどから、若い世代になるほど、近所づきあいがほとんどないなど、地域とのつながりが生まれにくい状況となっています。

●また、仕事以外で社会や地域と関わっている人は約半数程度にとどまっており、関わっていない人の理由としては「時間がない」をはじめ、「興味・関心がない」「情報がない」「きっかけがない」などが主な理由として挙げられています。

●地域におけるつながりが生まれづらい社会状況の中で、若年単身者などを中心に、新たに中野区に転入してくる人たちが、安心し、愛着を持って暮らすことができるよう、身近な人とのつながりを持つことができるきっかけづくりに取り組む必要があります。

●そのために、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進む中、共通の趣味や関心をもつ人がつながりやすい環境や、町会・自治会や様々な地域活動団体のイベント等において多様な人が参加しやすい開かれた環境づくりを進め、人々が日常生活の中で出会うことで生まれる「ゆるやかなつながり」を広げていく必要があります。

●このように、区民同士のつながりの裾野を広げ、地域に関わりを持つ区民の割合が増えていくことで、地域コミュニティを支えるための地域の担い手の確保や、地域課題を解決するための活動の充実にもつなげていく必要があります。

施策の方向性

●気軽に地域の情報に触れ、中野のまちに関心や愛着を持ち、区や地域を身近に感じることができるための取組を進めます。
●常日頃からのご近所同士のつながりやあいさつ等、互いの顔が見え、困りごとがあった時に助け合えるような人間関係が構築される取組を進めます。
●共通の関心や経験・課題を持つ人同士がゆるやかにつながる場づくりを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①近所との付き合いがほとんどない区民の割合	%	近所同士のつながりが生まれているかを計るため	21.6 (2020 年度)	18
②住民同士の交流の場があると感じている区民の割合	%	住民同士の交流の場の充実度を計るため	32.2 (2020 年度)	40

（出典）①健康福祉に関する意識調査　②健康福祉に関する意識調査

主な取組

❶ 人とまちを知るための情報発信　　地域活動推進課

地域への関心を高めるため、暮らしに関する身近な情報や地域における活動・交流の機会などに関する情報を収集し、SNS 等により発信します。

（主な事業）〇SNS 等の活用による情報発信　　〇転入時等の地域情報の提供

❷ 身近な地域の人と知り合うきっかけづくり　　地域活動推進課

いつでも、どこでも、世代を問わず誰もが気軽に参加することができるイベントや交流会など、地域での人と人とのつながりや交流を広げるための町会・自治会や地域活動団体等による活動を支援します。

（主な事業）〇地域団体活動支援事業

❸ 共通の関心を持つ人がつながる場の創出と取組の支援　　広聴・広報課

区内事業者や団体の若い世代が集い、地域貢献や中野の PR をテーマに取組を企画する場を創出するとともに、取組の実施を支援します。さらに、これらの取組が広がるよう、多様な媒体により広報します。

（主な事業）〇ナカノミライプロジェクト

事業の展開

前 期	後 期
SNS 等の活用による情報発信	
●SNS 等を活用した地域情報の発信手法の検討・充実	●地域情報の発信手法の充実
地域団体活動支援事業	
●オンラインによるイベントの開催に向けた支援方法の検討	●オンラインによるイベントの開催支援

施策 4　地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実

現状データ

町会・自治会活動やボランティア活動に参加したいと思っている区民の割合

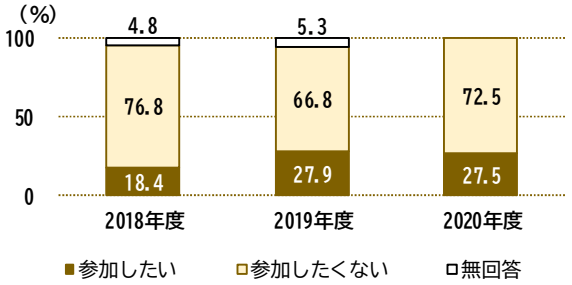

出典：中野区区民意識・実態調査

地域活動等に関わらない理由

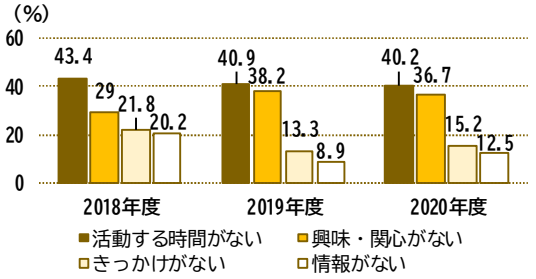

出典：中野区区民意識・実態調査

現状と課題

●少子高齢化や人々のライフスタイルの変化などの影響により、地域の課題は、多様化・複雑化しています。そうした中で、課題を解決していくためには、まずは区や関係機関が、それぞれ把握している地域課題に係る情報の共有を進めていく必要があります。

●一人暮らし高齢者の増加などにより、「高齢者の見守り」「地域の安全対策」「防災対策」などの町会・自治会の活動がより重要となってきています。町会・自治会が地域社会の変化に対応しながら地域で活動できるよう、若い世代の担い手の育成や活動内容の普及啓発等の支援が必要です。

●区や社会福祉協議会においては、地域における公益的な活動に携わる人材の養成を行っていますが、地域での活動につながりにくい状況が続いており、活動意欲のある人と活動をつなげる仕組みづくりを進める必要があります。

●多岐にわたる区民ニーズに対応するため、NPO 法人などの公益的な活動団体の活動は、重要性を増しています。活動の促進を図るとともに、団体間の連携や人材と活動のマッチングを充実していく必要があります。

施策の方向性

●地域の様々な課題の見える化とその課題を解決するための仕組みづくりを進めるとともに、地域で活動する新たな人材の発掘に向けた取組を進めます。
●地域での活動の核である町会・自治会への加入の促進や町会・自治会活動の担い手として、多くの区民が参加できるよう支援を進めます。
●NPO 法人などの多様な公益的な活動団体が行う、自主的な活動の支援を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①地域活動を行っている区民の割合	%	地域活動の担い手として活動している人材の割合を計るため	19.6 (2020 年度)	25
②地域課題の解決に取り組む団体の新規立上げ支援数	団体	地域における公益的な活動の活性化を計るため	15 (2017～2020 年度)	36 (5 年間の累計)

（出典）①健康福祉に関する意識調査　②中野区資料

主な取組

❶ 地域の課題解決に向けた関係機関の連携の強化　地域活動推進課

地域の課題解決に向け、区と町会・自治会、地域活動団体、NPO 法人、社会福祉協議会などの関係機関をつなげるネットワークづくりを進め、連携を強化します。

（主な事業）〇区民団体連携支援事業

❷ 町会・自治会と区との連携の強化　地域活動推進課

中野区町会連合会と区が締結したパートナーシップ協定に基づき、協働の取組を進めます。また、町会・自治会の活動への参加の促進や活性化、情報発信力の向上に係る支援等、区民の町会加入を促進する取組を進め、更なる連携強化を図ります。

（主な事業）〇町会・自治会活動強化支援事業

❸ 地域における公益的な活動を担う人材・団体に対する支援の強化　　地域活動推進課

地域における公益的な活動に多様な人材・団体が参加し活躍できるよう、個人や団体を対象とした相談支援機能の強化を図ります。「プロボノ*」など専門性を生かした地域における公益的な活動に意欲のある人を活動につなげ活躍できるよう、きっかけづくりから相談、人材と団体のコーディネート等総合的な支援を行う体制を構築します。

（主な事業）◎地域人材育成・マッチング事業
〇地域における公益的な活動団体活性化支援事業

事業の展開

前 期	後 期
町会・自治会活動強化支援事業	
●町会・自治会の ICT スキルの向上に向けた支援 ●傷害・賠償補償保険への加入助成の開始	●SNS やホームページ等による、町会・自治会情報の発信の支援 推進
地域人材育成・マッチング事業	
●地域デビュー応援講座の開設	●地域デビュー応援講座の充実
地域における公益的な活動団体活性化支援事業	
●地域で活躍する人材の育成に向けた機会の充実	推進

施策 5　地域の自主的な活動の推進と環境づくり

現状データ

年代別の区民活動センターを身近に感じる割合

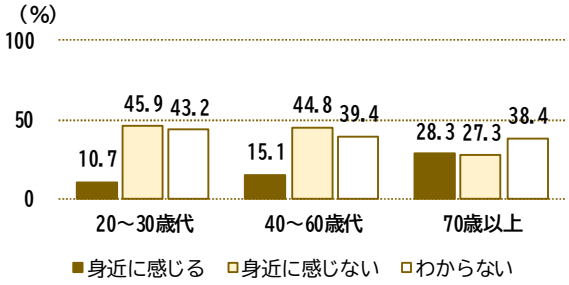

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

区民活動センターの集会室利用率

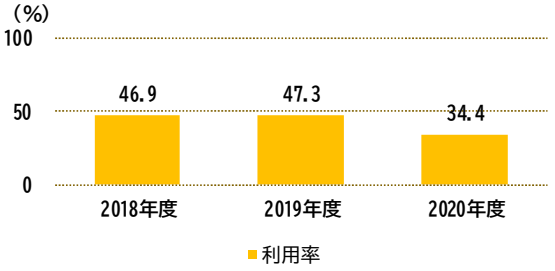

出典：中野区資料

現状と課題

●区民活動センターにおいては、地域住民の自主的かつ主体的な取組や活動が行われていますが、身近に感じるという人は、低い水準にとどまっています。区民活動センターは、地域の交流・活動拠点として、広く区民に親しまれ、まちのにぎわいを生み出し、多世代にわたり誰もが気軽に利用できる施設である必要があります。

●地域で活動する団体では、担い手の育成や団体間の連携不足などが課題となっています。区民活動センターの運営委員会は、地域団体の活動を支援するとともに、活動や団体をコーディネートする役割を担っていますが、今後さらに、団体間の交流の促進や新たな活動の担い手を育成するなど、機能の強化を図る必要があります。

●区では、区民活動センターについて、施設の老朽化に伴う改修や建替えを進めてきました。しかし、築後 50 年が経過するなど、建替えが必要となっている区民活動センターもあり、誰もが利用しやすい施設となるよう、今後も必要に応じた改修や建替えを進めていく必要があります。

●また、区民活動センターの集会室の利用率は約 5 割にとどまっていることから、より多くの人が利用できるよう、利便性の向上を図っていく必要があります。

施策の方向性

●区民活動センターを拠点として、地域課題の解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な活動を促進します。
●地域住民の様々な交流・活動拠点である区民活動センターを、身近な施設として誰もが快適に利用できるよう運営・整備を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①区民活動センターを身近に感じる人の割合	%	区民活動センターが地域の拠点として広く浸透していることを計るため	16.7 (2020 年度)	20
②区民活動センター集会室利用率（15 施設の平均）	%	利便性の向上により、集会室利用の向上が見込まれるため	34.4 (2020 年度)	55

（出典）①健康福祉に関する意識調査　②中野区資料

主な取組

❶ 区民活動センターを中心とした地域自治・住民活動の促進　地域活動推進課

区民活動センター運営委員会が、地域での課題の解決に向け、地域の実情に応じて、より円滑な活動を行うことができるよう、事務局職員への研修や人材確保支援など、必要な支援を行います。

（主な事業）〇区民活動センター運営委員会地域活動支援事業

❷ 区民活動センター集会室の活用促進　地域活動推進課

区民活動センター集会室の予約方法の見直しや利用率の低い集会室の有効活用を図るため、利用要件等の見直しを図るなど、活用の促進を図ります。

（主な事業）〇区民活動センターの利用方法の改善

❸ 誰もが快適に利用できる区民活動センターの環境整備　　地域活動推進課

区民活動センターは、地域ニーズに合わせた多様な地域活動の拠点かつ地域の防災拠点としての機能の維持･向上を図るため、ユニバーサルデザイン*の視点に立ち、誰もが快適に利用することができる環境を整備し、利便性の向上を図っていきます。

（主な事業）〇区民活動センター整備

事業の展開

前 期	後 期
区民活動センターの利用方法の改善	
●集会室予約方法等の利便性向上の検討 ●窓口のキャッシュレス決済導入、集会室の有効活用についての検討	●新たな予約方法の開始 ●運用の開始
区民活動センター整備	
●区民活動センター等への Wi-Fi 環境の整備	●Wi-Fi 利用状況の検証及び整備拡充の検討

政策 3

遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する

目指すまちの姿

まち全体を舞台に、中野ならではの伝統・文化や豊かな発想から生まれる遊び心ある活動が広がり、誰もが身近に親しみ、表現できる環境が整うことで、多くの人々が訪れ、にぎわいにあふれています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「文化・芸術活動が活発に行われ、にぎわいにあふれている」と思う区民の割合	46.7%	向上

(出典)2020 中野区区民意識･実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策 6　誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり

施策 7　魅力的な地域資源の発掘・発信

施策 6　誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり

現状データ

区の文化芸術の振興に大切だと思うこと

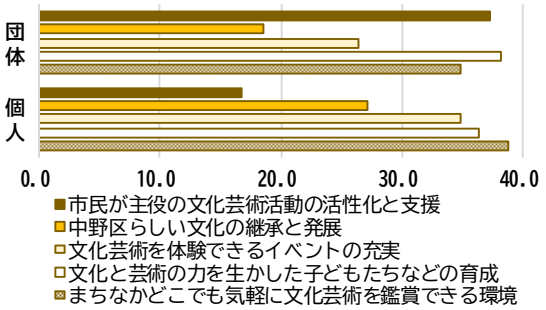

出典：中野区文化芸術に関する調査（2020 年 3 月）

最近 1 年間に直接鑑賞した文化芸術

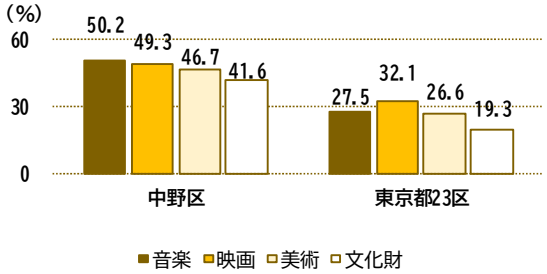

出典：中野区文化芸術に関する調査（2020 年 3 月）

現状と課題

●中野区民は国や都と比較して、文化芸術を鑑賞する割合が高く、文化芸術の振興には、「まちなかどこでも気軽に文化芸術を鑑賞できる環境づくり」、「文化と芸術の力を生かした子どもたちなどの次世代育成」、「市民が主役の文化芸術活動の活性化と支援」等が大切だと思う声が多く寄せられています。

●一方、中野区の文化的環境に関する満足度は低く、満足している区民は約 2 割、団体は約 4 割となっています。また、ホール・劇場及び美術館・博物館などの文化施設、公演・展覧会及び芸術祭などの文化事業、子どもが文化芸術に親しむ機会の充実を望む声が多くあります。

●区内では、中野ならではの伝統・文化が大切に受け継がれています。また、豊かな発想から生まれる遊び心ある活動が広く展開されています。こうした伝統・文化、さらには活動がまち全体で活発に行われ、誰もが文化芸術に気軽に親しむことを通じて、人々の心のゆとりや楽しみを生み出していくことが必要です。

●まちなかでどこでも気軽に文化芸術を鑑賞することができるような環境づくりや、子どもに対する文化芸術の機会の充実が必要です。また、文化施設の充実を望んでいる声も多く、文化施設における施設面や機能の充実、老朽化に伴う改修についても検討を進めていく必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、様々な文化・芸術活動が活動機会の制限を余儀なくされました。新しい生活様式の下、継続的な文化・芸術活動を行うことができる環境を整える必要があります。

●さらに、区内においては、哲学堂公園が国名勝指定を受けるなど、有形文化財をはじめとした様々な歴史・伝統文化が、長い歴史の中で生まれ、今日まで保存され、継承されてきました。今後さらに、区民の歴史・伝統文化への知識を深め、郷土への愛着を深めていく必要があります。

施策の方向性

●より豊かな区民生活を実現するため、誰もが身近に気軽に文化芸術に親しめる環境づくり、区民が主役の文化・芸術活動の活性化、文化芸術の力を生かした次世代育成など文化芸術の振興に向け、総合的に取組を進めます。
●中野らしい歴史・伝統文化の保存、継承及び活用を進め、区民が身近に触れ、感じることができる環境づくりを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①中野区の文化的環境に満足していると思う区民の割合	%	誰でも気軽に親しめる文化芸術のまちづくりの成果を計るため	23.8 (2020 年度)	34
②自ら文化・芸術活動を行っている区民の割合	%	区民の文化・芸術活動の実態を計るため	27.7 (2020 年度)	43

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区区民意識・実態調査

主な取組

❶ 総合的な文化芸術施策の展開　　区民文化国際課

歴史・伝統文化、芸術及びサブカルチャーなど区内の文化・芸術活動の一層の推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本方針を策定し、総合的な取組を推進します。

（主な事業）◎文化芸術施策総合推進事業

❷ 誰もが身近に気軽に親しめる文化芸術の環境づくり　区民文化国際課

区民の誰もが身近に文化芸術に親しみ、鑑賞することができるよう、区有施設等を活用した文化芸術空間の創出、文化施設機能の充実や情報発信の強化など環境づくりを進めます。

（主な事業）◎区有施設を活用した文化芸術空間の創出、パブリックアート推進事業
○文化施設整備・運営　○商店街と連携した文化振興事業
○文化芸術体験事業

❸ 子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実　区民文化国際課

文化と芸術の力を生かし、次世代育成を強化するため、小・中学生に向けた文化事業の提供や音楽・美術教室の提供などを実施します。

（主な事業）◎小・中学生文化芸術振興事業

❹ 区民が主役の文化・芸術活動の活性化　区民文化国際課

区内団体による文化・芸術活動を支援するため、文化芸術団体の活動に対する助成や区民文化芸術祭を実施します。

（主な事業）○文化芸術振興に向けた区民・団体活動支援事業
○障害者創作活動支援事業

❺ 歴史・伝統文化の保存・継承・活用　区民文化国際課

文化財を適切な環境のもとで保存、継承及び活用していくとともに、区の歴史・伝統文化などの文化資源や変わりゆく街並み等を、いつでも誰もが鑑賞できるようデジタルアーカイブ*化を推進します。また、区民の歴史・伝統文化への知識を深め、郷土への愛着を深めるため、歴史民俗資料館における展示や各種イベントの開催、区ホームページ等を活用した普及啓発を進めます。

（主な事業）○歴史民俗資料館運営　○哲学堂公園保存活用計画の策定
○文化財保護事業　○旧中野刑務所正門関連事業

事業の展開

前 期	後 期
文化芸術施策総合推進事業	
●文化芸術の振興に関する基本方針の策定、基本方針に基づく取組の実施	●基本方針に基づく取組の推進
区有施設を活用した文化芸術空間の創出、パブリックアート推進事業	
●実施に向けた検討、関係機関との調整	●事業の実施
商店街と連携した文化振興事業	
●事業実施に向けた商店街とのネットワーク形成	●事業の実施
小・中学生文化芸術振興事業	
●音楽教室や美術教室等の実施に向けた学校、関係機関との調整	●事業の実施
文化芸術振興に向けた区民・団体活動支援事業	
●区民文化芸術祭の実施に向けた区内文化芸術団体等とのネットワーク形成	●事業の実施
●文化芸術団体の活動に対する助成の検討	●助成制度の仕組み構築、実施
歴史民俗資料館運営	
●常設展示を活用した公開方法や展示の充実	推進 →
●デジタル広報やホームページ掲載内容の充実	推進 →
哲学堂公園保存活用計画の策定	
●保存活用計画の策定	●文化財修復等の実施
旧中野刑務所正門関連事業	
●基本計画の策定、保存活用計画の策定、基本設計	●実施設計、移築関連工事

施策 7　魅力的な地域資源の発掘・発信

現状データ

中野区認定観光資源の構成

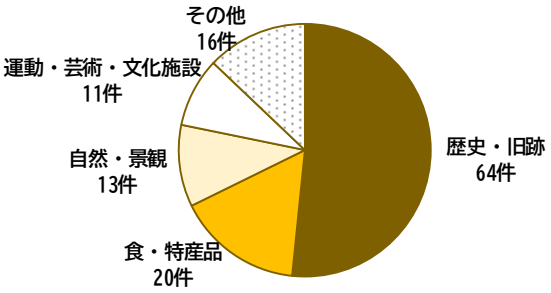

出典：中野区資料

経路検索条件データから見る区内の主な目的地

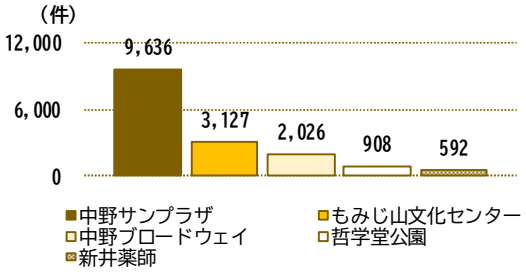

出典：地域経済分析システム
（経済産業省、内閣官房 2018 年）

現状と課題

●中野のまちを訪れる来街者の多くは、中野サンプラザを目的地として訪れていますが、今後の中野駅周辺のまちづくりの進展に伴い、大規模集客施設が一時的になくなることで、来街者の減少が懸念されます。

●さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大規模なイベント等が実施できない状況が続いています。この影響が長期化することにより、今後さらに区を訪れる来街者の減少、それに伴う地域経済やまちのにぎわいへの影響が懸念されます。

●一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の行動や価値観に多様な変化をもたらしており、マイクロツーリズム*などの考え方が広がり、住まいや身近な場所で過ごすことの良さが見直されています。

●このような人々の行動や価値観の変化を契機とし、観光のあり方を見直すとともに、中野のまちの個性豊かな地域資源を発掘し、その魅力をさまざま工夫しながら発信していく必要があります。

●さらに、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、アニメ・サブカルチャーなどのコンテンツを活用しながら地域ブランドづくりを進め、産業を下支えしながら、地域経済の回復とまちの活性化につなげていく必要があります。

施策の方向性

●区のシティプロモーションとして、区内事業者・団体、区民のつながり・絆づくりや、歴史やアニメ、サブカルチャー、グルメなど、個性豊かな地域資源を掘り起こし、それらの魅力を積極的に情報発信します。さらに、集客力・発信力のあるイベントの支援・誘導などを進めます。

●人々の行動や価値観の変化によって求められる観光のあり方を見定めるとともに、アニメなどのコンテンツを活用した地域ブランドづくりを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①SNS で発信した地域資源情報のインプレッション数（投稿が表示された回数）	件	地域資源のインプレッション数と認知度には、一定の相関関係があるため	1,120,000 (2020 年度)	2,240,000
②イベント・サービス実施、またはマッチングの支援件数	件	区内事業者や団体、区民とのイベント・サービス実施、マッチングの支援件数と身近な地域の魅力創出の実態とは、一定の相関関係があるため	38 (2020 年度)	76

（出典）①中野区資料　②中野区資料

主な取組

❶ 魅力的な地域資源の発掘と発信　　広聴・広報課

個性豊かな地域資源を掘り起こすとともに、中野に根付く文化・芸術活動や特色のある店舗等の情報が、区民をはじめとした多くの人に届き、関心を持ってもらえるよう、クロスメディアなどの様々な手法を用いて発信します。

（主な事業）〇地域資源発掘・情報発信事業

❷ イベントの支援と集客力・発信力のあるイベントの創出　広聴・広報課、産業振興課

多様なイベントや活動への支援などを通じて、身近な地域の魅力の向上を図ります。また、区内団体・企業等と連携したアニメ・サブカルチャーなどのコンテンツを活用したイベントや取組を創出するなど、地域ブランドづくりを進めながらまちの活性化を図ります。

（主な事業）〇イベント等推進事業

事業の展開

前 期	後 期
地域資源発掘・情報発信事業	
●観光のあり方の再構築 ●新たな地域資源の発掘と情報発信	●再構築した観光のあり方に基づく取組の実施 ●地域資源の情報発信の強化
イベント等推進事業	
●イベント・サービス実施・マッチングの支援 ●アニメコンテンツを活用した地域ブランドづくりに向けた団体・企業との連携強化	●イベント・サービス実施・マッチングの支援検証、見直し ●アニメコンテンツを活用した地域ブランドづくりにおけるイベントや情報発信の強化

政策 4

地域経済活動を活性化する

目指すまちの姿

区内産業の持続的な発展や新たな企業の参入などにより、区民の生活をより豊かにする商品・サービスが生まれ、地域経済が活性化しています。商店街は、多彩な社会的役割を果たしつつ、より魅力あるものとなっています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「区内産業の発展や新たな企業・店舗の参入などにより、地域経済が活性化している」と思う区民の割合	44.1%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策 8　持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり

施策 9　商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出

施策 8　持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり

現状データ

区内民営事業所数

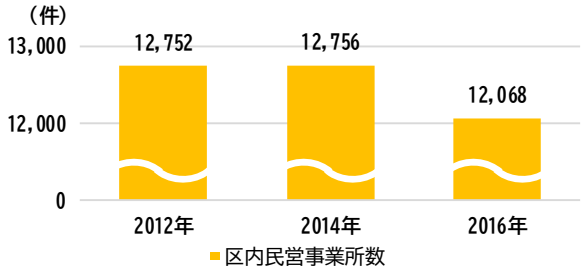

出典：経済センサス－基礎調査、活動調査結果（総務省統計局）

区内民営事業所の従業者数

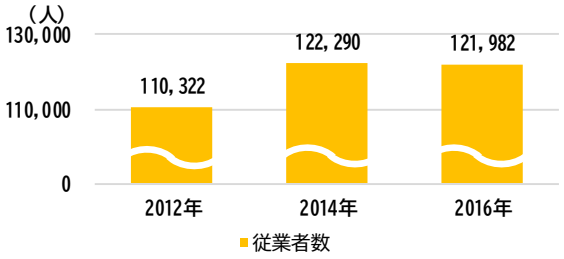

出典：経済センサス－基礎調査、活動調査結果（総務省統計局）

現状と課題

●区内事業所数は、23 区平均を上回る減少率となっています。事業所全体の中では中小企業が約 99％を占めており、経済活動における存在が非常に大きなものとなっています。

●地域経済の活性化と持続的な成長に向けては、区内経済団体をはじめ、産学公金それぞれの強みを最大限に生かすとともに区内事業者同士の交流促進など、連携の拡大・強化を図る必要があります。また、各事業者の販路拡大や売上増加を目的とした支援、効率的な経営や積極的な事業展開が図られるよう、資金調達や相談窓口等を通じた支援に取り組む必要があります。

●さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営悪化や事業継続が困難になっている事業者が多く存在する中、必要なニーズを捉え、適時適切な支援を図ることが求められています。

●また、中野区における新規創業者の割合は、都内平均と比較して低いことから、創業や新たなサービスの創出に向けた環境づくりを一層推進していく必要があります。

●団塊世代の経営者が好業績にも関わらず、廃業にいたるケースも想定されていることから、事業承継が円滑に行われるよう支援策を構築するとともに、廃業を防ぎ経営を安定化させるため、資金調達や知識伝授等の支援を行う必要があります。

●都内有効求人倍率について、先行きが不透明な状況が続くことが予測される中、高齢者や女性の活躍推進や若者等の雇用の安定化に向け、就労機会の確保とアフターコロナも見据えた働き方改革など就労環境の整備に向けた支援に取り組んでいく必要

があります。また、区内事業者の労働力不足の解消を図るため、就労希望者と事業者の円滑なマッチングに向けた支援を進めるなど、事業者支援と雇用支援を一体的に取り組む必要があります。

施策の方向性

●持続的な地域経済の成長と区民生活の質の向上に向け、経営に関するサポートや創業支援等を進めるとともに、企業同士や企業と地域の継続的な連携等を推進します。
●区内事業者の人材確保、就労希望者の雇用機会の創出、就労環境の整備を支援し、誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりを推進します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①区内民営事業所数	件	区内経済の活性化の実態を計るため	12,068 (2016 年)	12,500
②区内従業者数	人	区内経済の活性化の実態を計るため	121,982 (2016 年)	130,000

（出典）①経済センサス基礎調査、活動調査　②経済センサス基礎調査、活動調査

主な取組

❶ 新たなビジネスの創出支援　　産業振興課

創業や新たな産業を生み出すため、区政課題である子育て、地域包括ケア体制*や各事業者のデジタル化を進めるための取り組みを中心に進めるとともに、区内の様々な創業・経営支援機関による新ビジネス創業支援ネットワークにおける連携を強化します。また、各機関が開催するセミナーやコンテストを充実させるなど、オール中野による創業・経営支援体制の確立に向けた取組を推進します。さらに、産業振興センターは、産業振興拠点事業や各経済団体の持つ相談機能と併せた運営を図るとともに、商業サポート機能を併せ持ちます。

（主な事業）〇民間活力を活用したビジネス創出支援事業

❷ 販路拡大と生産性向上の支援　　産業振興課

区内事業者の販路拡大と生産性向上を図るため、ICT 化のさらなる推進や産業交流展等への出展を支援するとともに、区内事業者同士の交流を更に広げるなど相乗効果を促進するための取組を推進します。

（主な事業）◎区内事業者 ICT 化促進支援事業　○区内事業者経済交流促進支援事業

❸ 中小企業者の事業活動・経営の支援　　産業振興課

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後の、区内における事業承継の課題を把握し、事業活動の継続のための支援を推進します。また、中小企業者等が金融機関から融資を受けやすく、利用しやすくなるよう様々な制度を、個々のニーズに応じて構築・運営するなど、経営支援の充実を図ります。

（主な事業）○事業承継支援事業　○産業振興センター運営　○産業経済融資あっ旋業務

❹ 就労・求人支援の拡充　　産業振興課

区内事業者の円滑な人材確保と区民の就労機会を創出するため、就労・求人支援の拡充を図ります。また、各関係機関との連携強化により、女性の再就職を支援するとともに、ハローワークとの連携強化により、高齢者や若者と事業者のマッチングを促進します。

（主な事業）○企業支援及び就労・求人支援サイト運営　○子育て女性向け再就職支援事業
○高齢者・若者就職支援事業

事業の展開

前 期	後 期
区内事業者 ICT 化促進支援事業	
●販路拡大のためのオンライン化等の支援	●事業者の ICT 化・デジタル活用支援の推進
産業振興センター運営	
●商業サポート機能の強化	●産業振興の総合的支援機能の強化

施策 9　商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出

現状データ

商店街に行く頻度

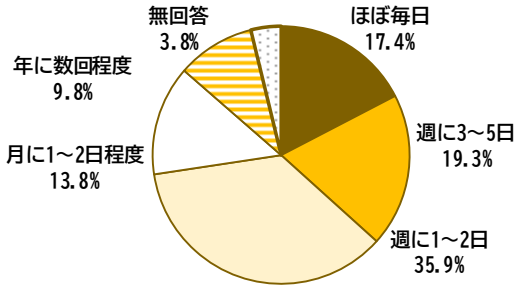

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

区内店舗数

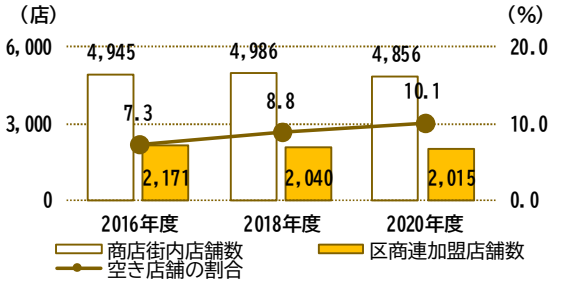

出典：中野区商店街連合会資料

現状と課題

●区内商店街の店舗数は、近年、概ね横ばいで推移しているものの、中野区商店街連合会の会員数は減少傾向にあります。また、区内商店街の空き店舗率は、全国平均を大きく下回っているものの、増加傾向にあり、約 1 割が空き店舗となっています。

●各商店街においては、魅力ある商店街づくりに向け、コミュニティイベントの開催や、無線 LAN 環境整備・多言語ホームページ開設等に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外国人観光客をはじめ来街者の減少、売上の低下が続くことが懸念されます。

●商店街が区民や来街者にとって、利便性が高く、魅力的なものであり続けるためには、各個店の経営力の強化、新たな出店・起業が誘発される環境づくり、個店同士の連携や商店街の組織力の強化などによる持続的な商店街の活性化が求められます。

●また、区では、なかの里・まち連携*自治体と商店街との経済交流を進めており、なかの里・まち連携自治体の生産者と区内事業者との交流や、新たなコラボ商品等も誕生していますが、区民や区内事業者等への認知度は未だ低く、十分な交流規模とはなっていません。今後、経済交流のさらなる進展と商店街の活性化の相乗効果を生み出す取組が求められています。

●さらに、中野駅周辺各地区の再開発や西武新宿線連続立体交差事業*が進行するとともに、都市計画道路の拡幅など区内各地区のまちづくり事業の進展を見据えて、区と商店街が連携し、商店街の活性化を図っていく必要があります。

施策の方向性

●商店街が魅力的な店舗やサービスを集積し、多彩な社会的役割を担えるよう、支援の充実を図ります。
●空き店舗等を活用した新たな事業者の参画を促進するとともに、商店街組織の安定的な運営の担い手や後継者の育成を支援します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①買い物やサービス等利用のため、商店街へ週 1 日以上行く人の割合	%	住民の生活と商店街との密着度を計るため	72.6 (2020 年度)	75.7
②区内商店街内の空き店舗数	店	空き店舗の有効活用の進捗状況を計るため	545 店 (2020 年度)	449

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区商店街連合会作成資料

主な取組

❶ 個店経営支援の充実と商店街組織力の強化　　産業振興課

商店街各個店への経営支援や出店・起業支援を行うとともに、個店同士の連携や商店街組織力の強化を図ることで、イベント事業や活性化事業の積極的な展開へとつなげ、商店街のにぎわいを創出します。

（主な事業）◎個店経営支援事業　◎商業サポート事業

❷ 空き店舗活用の促進　　産業振興課

空き店舗の解消と有効活用に向け、出店・起業の機会拡大を図るとともに、なかの里・まち連携*自治体によるアンテナショップとしての利用など、さまざまな活用が図られるよう、誘導等を行います。

（主な事業）◎空き店舗情報の発信　◎専門家派遣調整

❸ 商店街におけるデジタル化・ICT 化の促進　産業振興課

区民や来街者など誰もが安心して気軽に買い物ができるよう、商店街における決済のキャッシュレス化や取引のデジタル化等に向けた支援を行います。

（主な事業）◎電子商品券事業　〇商店街キャッシュレス化推進事業

❹ なかの里・まち連携自治体との連携の推進　産業振興課

なかの里・まち連携*自治体の生産者と区内事業者のマッチングを推進し、新たな事業連携やコラボ商品などが生まれる機会を創出します。また、区内全域における物産展の開催のほか、区内事業者によるなかの里・まち連携自治体の商品の取り扱いや販売の機会を広げていくことで、経済交流の活性化を図ります。

（主な事業）〇なかの里・まち連携自治体との経済・観光・体験交流推進事業

❺ まちづくりと連携した商店街の活性化　産業振興課

区内各駅周辺や道路拡幅整備等に伴うまちづくり事業を契機とした商店街の活性化を図るため、各商店街の状況や商店街を取り巻く環境、整備事業の進展等に合わせ、効果的な支援を推進していきます。

（主な事業）◎専門家派遣調整

事業の展開

前 期	後 期
個店経営支援事業	
●ICT サポートを含めた個別リモート相談会の開催	●継続的な個別リモート相談事業の実施
商業サポート事業	
●オンラインを含む商業サポート機能の導入	●継続的な商業サポート事業の実施
空き店舗情報の発信	
●空き店舗情報の区ホームページでの発信	推進 →
専門家派遣調整	
●まちづくりに伴う商店街の各課題解決に向けたアドバイザー等専門家の派遣支援	推進 →
電子商品券事業	
●電子商品券の導入検討、一部商店街等での試験運用	●試験運用の効果検証 ●電子商品券の全区的運用への支援
商店街キャッシュレス化推進事業	
●商店街へのキャッシュレス機器の導入支援	●商店街キャッシュレス化の実績検証及び拡充支援の検討
なかの里・まち連携*自治体との経済・観光・体験交流推進事業	
●事業者交流会・産直販売のオンライン化の検討、試験運用 ●オンラインによる観光 PR 映像配信事業の検討、実施 ●バスツアーへの支援	●試験運用の効果検証 ●事業者交流会・産直販売のオンライン運用の実施 ●連携 15 周年記念事業の実施 推進 →

政策 5

東京の新たな活力とにぎわいを世界に発信する

目指すまちの姿

都市機能が集積し、回遊性が向上した中野駅周辺は、多様な経済・文化活動が行われ、区全体を持続可能な活力あるまちへとけん引するとともに、東京 23 区の西部における新たな活力とにぎわいのシンボルとして、世界に発信されています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「中野駅周辺では活力とにぎわいが生まれている」と思う区民の割合	62.6%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策１０　中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信

施策１１　中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と多様な都市機能の誘導

施策 10　中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信

現状データ

中野駅周辺に行く頻度

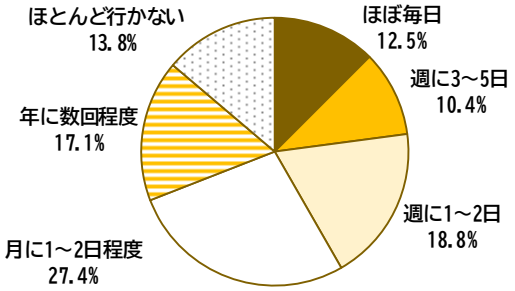

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

中野駅周辺に行く目的

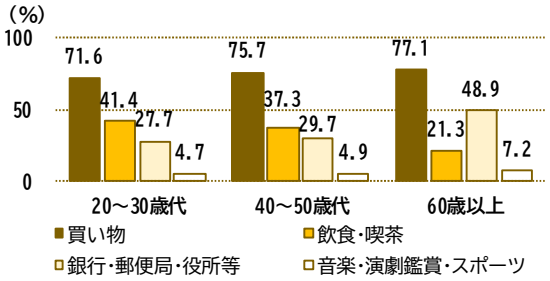

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

現状と課題

●中野駅周辺は、区全体を持続可能な活力あるまちへけん引する区の中心拠点、多様な都市機能が集積した「新たな活力とにぎわいのシンボル」となることを目指し、先進的なまちづくりが進められています。

●各地区において、様々な事業主体による複数の市街地開発事業等が進行、予定されており、中野駅の利用者も増加傾向にあります。また、中野駅周辺を中心に、地域活性化を目的としたイベント等が、様々な実施主体によって開催されています。

●こうした動きを契機として、中野駅周辺を中心としたまちの魅力や価値を維持向上させていくため、今後も市街地開発事業等、ハードのまちづくりの着実な推進を図っていく必要があります。あわせて、まちのブランディング、プロモーション活動の強化、中野駅周辺で展開するエリアマネジメント*の仕組みや推進体制の確立といったソフトの取組を総合的に進めていく必要があります。

●また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化することが予測されますが、まちづくりは中長期的な視点に立ちながら取り組むべきものであり、その時々の社会情勢やニーズを踏まえつつ、将来的な社会の変化に対応できるよう、取組を進めていくことが求められます。

施策の方向性

●文化・芸術活動や経済活動等のにぎわいや交流を生み出すための取組など、中野駅周辺のまちの魅力を持続的に維持向上させるハード・ソフト両面における仕組みを構築し、区内外から人、投資を呼び込みます。
●多様な主体を結びつけ、協働することにより、実効的なエリアマネジメント*を推進し、まちの魅力や価値を向上させるとともに、周辺地域へ波及させる取組を誘導します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①中野駅周辺を利用する際に不満を感じている区民の割合	%	中野駅周辺の魅力向上の取組に対する区民の評価を計るため	62.2 (2020 年度)	50
②中野駅の乗車人員（1 日平均）の JR 東日本エリア内での順位	位	中野駅周辺のにぎわいと連動していると考えられるため	20 (2020 年度)	18

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②鉄道事業者公表資料

主な取組

❶ 中野のシンボルとなる新たな文化・芸術等発信拠点の形成　　中野駅周辺まちづくり課

多様な人・文化・産業・情報が集積し、魅力的なコンテンツを世界に発信する、中野のシンボルとなる新たな文化・芸術等発信拠点を形成します。

（主な事業）〇文化・芸術等発信拠点形成

❷ 中野駅周辺におけるエリアマネジメントの仕組み構築　　中野駅周辺まちづくり課

中野駅周辺各開発地区の事業者や地域の関係者等をつなぐプラットフォーム機能として、中野駅周辺全域を対象にエリアマネジメント*の仕組みを官民連携で構築します。

（主な事業）◎（仮称）中野駅周辺エリアマネジメント協議会設置
◎中野駅周辺の各開発地区のエリアマネジメント展開支援

❸ 公共空間等を活用した、にぎわい、文化・芸術事業の誘導

中野駅周辺まちづくり課、
区民文化国際課、産業振興課

中野駅周辺における公共空間（道路、公園、公開空地等）の利活用を促進することによって、区内外の多様なイベント・事業を誘導し、来街者の獲得を図ります。

（主な事業）〇にぎわい、文化・芸術事業誘導

事業の展開

前 期	後 期
文化・芸術等発信拠点形成	
●中野駅新北口駅前エリアにおける、多目的ホール及びその他施設・機能を含む文化・芸術等発信拠点の整備・誘導 ●MICE 等に活用できる、観光・ビジネス機能や空間の整備・誘導	推進 推進
（仮称）中野駅周辺エリアマネジメント協議会設置	
●協議会の設置、運営 ●（仮称）中野駅周辺エリアマネジメントビジョンの策定	●（仮称）中野駅周辺エリアマネジメントビジョンに基づく事業展開
中野駅周辺の各開発地区のエリアマネジメント*展開支援	
●各地区におけるエリアマネジメント検討支援	●各開発地区の公開空地等を活用した事業展開支援
にぎわい、文化・芸術事業誘導	
●中野が強みを有するコンテンツを活用したブランディング、プロモーション事業の展開 ●公共空間の占用許可基準の緩和等、規制緩和の仕組み導入	●中野駅周辺全域の公共空間等を活用した大規模イベントの誘致

施策 11　中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と多様な都市機能の誘導

現状データ

中野駅の乗車人員（1 日平均）

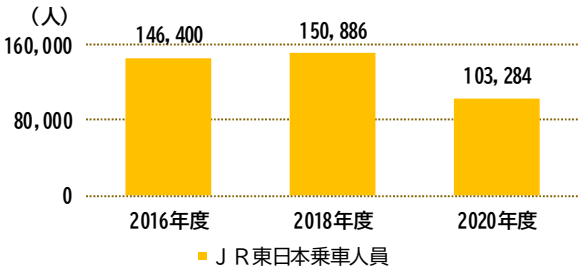

出典：鉄道事業者公表資料

区が特に力を入れていると感じる施策に「駅前などの重点的まちづくり」を選択した区民の割合

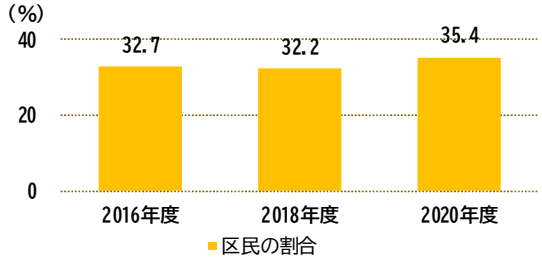

出典：中野区区民意識・実態調査

現状と課題

●中野駅周辺では、高低差のある地形と鉄道によって、まちが東西・南北に分断されており、歩車分離した安全な歩行者空間の確保や、バリアフリー化が十分に図られていません。また、駅周辺での開発に伴い、利用者が増加している駅施設についてもバリアフリー化が十分に図られていません。

●さらに、バス乗降所が駅前広場外に分散配置されており、円滑な公共交通機関の乗り換えが行えていないなど、駅前広場の交通結節点としての機能も不足しています。このため、ユニバーサルデザイン*のまちづくりによる、まちの利便性・回遊性の向上が求められています。

●中野駅周辺各地区において、民間事業者を主体とした、まちづくりの検討や事業化に向けた取組が進められていますが、現況では、区を将来にわたり「持続可能な活力あるまち」にしていくための都市機能は不足しており、今後のまちづくりを着実に進めることによって、区全体の発展に資する多様な都市機能の集積、環境性・防災性の向上、居住環境の向上を図っていく必要があります。

●また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化することが予測されますが、まちづくりは中長期的な視点に立ちながら取り組むべきものであり、その時々の社会情勢やニーズを踏まえつつ、将来的な社会の変化に対応できるよう、取組を進めていくことが求められます。

施策の方向性

●来街者や駅利用者の利便性・回遊性を高めるため、中野駅西側南北通路・橋上駅舎整備や駅前広場の整備をはじめ、各地区におけるまちづくりにより、地区相互の回遊動線の強化・形成を図ります。
●多様な都市機能の集積や居住環境の向上を図るため、各地区の特性を生かし、公民連携でのまちづくりを推進します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①区が特に力を入れていると感じる施策に「駅前などの重点的まちづくり」を選択した区民の割合	%	中野駅周辺のまちづくりにおける区民の評価を計るため	35.4 (2020 年度)	40
②中野駅周辺における都市基盤整備(街路事業)の進捗率	%	中野駅周辺のまちづくりの事業進捗を計るため	23.6 (2020 年度)	55.1

(出典)①中野区区民意識・実態調査　②中野区資料

主な取組

❶ 中野駅周辺における都市基盤整備　　中野駅周辺まちづくり課

まちの利便性・回遊性の向上、交通結節点としての機能強化を図るため、中野駅周辺各地区の開発と連携した駅前広場や歩行者デッキ、滞留空間の整備により、安全で快適な歩行者優先・公共交通指向のまちづくりを進めます。

(主な事業)○中野駅西側南北通路・橋上駅舎整備　○中野駅新北口駅前広場整備
○中野駅西口広場整備　○中野駅南口駅前広場整備

❷ 中野駅周辺各地区のまちづくり

中野駅周辺まちづくり課

多様な都市機能の集積や、環境性・防災性の向上、居住環境の向上を図るため、中野駅周辺各地区において、市街地再開発事業や土地区画整理事業、地区計画*などにより、各地区の特性を生かしたまちづくりを誘導します。

（主な事業）〇中野二丁目土地区画整理事業　〇中野二丁目地区第一種市街地再開発事業
〇中野三丁目土地区画整理事業　〇中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業
〇囲町東地区第一種市街地再開発事業
※以下、都市計画決定前（事業化に向けて検討中）の事業
◎（仮称）中野四丁目西地区第一種市街地再開発事業
◎（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業
◎（仮称）囲町西地区第一種市街地再開発事業

事業の展開

前 期	後 期
中野駅西側南北通路・橋上駅舎整備	
●南北通路・橋上駅舎建設工事	推進 （供用開始は 2026 年度）
中野駅新北口駅前広場整備	
●新北口駅前広場設計、整備工事	推進 （整備完了は 2026 年度以降）
中野駅西口広場整備	
●西口広場設計、整備工事	●整備完了
中野駅南口駅前広場整備	
●南口駅前広場設計、整備工事	●整備完了
中野二丁目土地区画整理事業	
●道路等基盤整備工事	●整備完了

前 期	後 期
中野二丁目地区第一種市街地再開発事業	
●建築工事	●建築工事完了
中野三丁目土地区画整理事業	
●道路等基盤整備工事	●整備完了
中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業	
●道路等基盤整備工事	推進 （整備完了は 2026 年度以降）
囲町東地区第一種市街地再開発事業	
●建築工事着工	●建築工事完了
（仮称）中野四丁目西地区第一種市街地再開発事業	
●都市計画決定、組合設立認可	●権利変換計画認可、建築工事着工 （建築工事完了は 2026 年度以降）
（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業	
●都市計画決定	●権利変換計画認可、建築工事着工 （建築工事完了は 2026 年度以降）
（仮称）囲町西地区第一種市街地再開発事業	
●都市計画決定、組合設立認可	●権利変換計画認可、建築工事着工 （建築工事完了は 2026 年度以降）

基本目標 2

未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち

子どもたちは、未来に向けて、チャレンジしながら成長しています。子育て家庭は、地域社会に支えられ、安心して子育てをしています。子どもの育ちを、未来の希望として、地域全体で支えるまちを築いていきます。

政策 6
子どもの命と権利を守る

政策 7
社会の変化に対応した質の高い教育を実現する

政策 8
まち全体の子育ての力を高める

政策 9
子育て世帯が住み続けたくなるまちをつくる

政策 10
若者のチャレンジを支援する

政策 6

子どもの命と権利を守る

目指すまちの姿

子どもたちは、一人の人間として尊重されています。虐待の防止や学びの支援など、すべての子どもの命と権利を守る体制が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「子どもの命と権利を守る体制が整っている」と思う区民の割合	40.1%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策１２　子どもの権利の尊重と理解促進

施策１３　一人ひとりの状況に応じた支援の充実

施策１４　子どもの貧困対策の推進

施策１５　児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応

施策12　子どもの権利の尊重と理解促進

現状データ

児童虐待に関する相談及び対応件数（東京都）

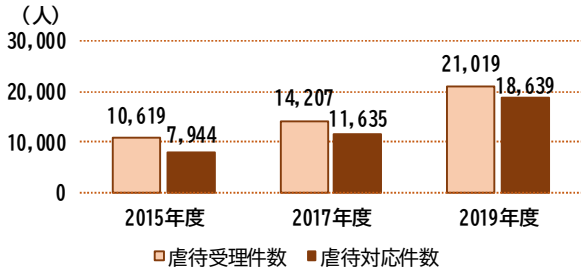

出典：東京都児童相談所のしおり 2020

なんでも相談できる場所の利用意向

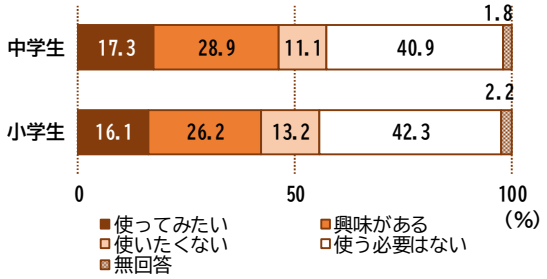

出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（2019 年度）

現状と課題

●「子どもの権利」については、国際連合が採択し日本も批准した「児童の権利に関する条約」において、すべての子どもが幸せに生きることができるよう、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が掲げられました。さらに、2016 年の児童福祉法改正において、「子どもの権利」が位置付けられ、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれ「子どもの権利」を支援していくことが明確化されました。

●中野区においても、すべての人が「子どもの権利」を理解し、それぞれの生活・活動において「子どもの最善の利益*」を考え、「子どもの権利」を尊重する地域社会を築いていくことが求められます。

●しかしながら、現在、都内においては、児童虐待に関する相談及び対応件数は増加を続けており、中野区においても同様の傾向が見受けられます。また、2019 年度に実施した中野区子どもと子育て家庭の実態調査においては、小・中学生の約 4 割が、「学校以外で、なんでも相談できる場所」を「使ってみたい」、あるいは「興味がある」と回答しています。

●児童虐待やいじめなど、子どもの権利が脅かされる深刻な状態が続いている中で、子どもの育ちを地域全体で支え、児童虐待をはじめ子どもの権利侵害を防止するための対策と、子どもたちが、自らの気持ちを表明し、どんなことでも気軽に相談できる仕組みづくりなどをあわせて進めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う児童・生徒の不安や悩みなどについて、心に寄り添った支援がより求められています。

施策の方向性

●「子どもの最善の利益*」を考える地域社会の実現に向けて、区民等が子どもの権利を理解するとともに、子どもたちが自らの権利を理解し、他者の権利を尊重できるよう、意識の啓発を図ります。また、「子どもの最善の利益」を考え、区の様々な施策を実施します。

●子どもたちが自らの気持ちや意見を表現し、困ったときに助けを求められる仕組みをつくります。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①子どもの権利が守られていると思う区民の割合	%	子どもの権利の尊重に向けた環境づくりの成果を計るため	－	30
②「自分のことが好きだ」と思う児童・生徒の割合	%	子どもたちの自己肯定感が培われているかを計るため	小学生：69.9 中学生：60.7 (2019 年度)	小学生：75 中学生：65

(出典)①中野区区民意識・実態調査　②中野区子どもと子育て家庭の実態調査

主な取組

❶ 子どもの権利擁護の推進　　子ども・教育政策課ほか

子どもの育ちを地域全体で支えるとともに、すべての人が「子どもの権利」を理解し、それぞれの生活・活動の中に「子どもの権利」の視点が取り入れられている状態を目指し、子どもの権利擁護に係る条例を制定します。また、子どもの権利に関する理解促進のための普及啓発を進め、子どもの権利擁護の気運を醸成します。

（主な事業）◎子どもの権利擁護に係る条例の制定　○学校における人権教育

❷ 子どもの権利に係る相談支援の仕組みづくり　　子ども・教育政策課

子どもの権利を守るため、つらいことや困っていることを抱える子どもが相談でき、解決に向けた支援ができる仕組みづくりを行います。

（主な事業）◎子どもの権利に係る相談支援

❸ 子どもが意見を表明する機会の提供　　子ども・教育政策課ほか

子どもたちが、社会の一員として積極的に意見を表明することにより、自らの権利や他者の権利を考える機会を提供します。

（主な事業）〇子どもの意見表明の機会確保

事業の展開

前 期	後 期
子どもの権利擁護に係る条例の制定	
●子どもの権利擁護推進審議会の運営 ●子どもの意見聴取の実施 ●条例の制定 ●子どもの権利の普及啓発の実施	推進 →
子どもの権利に係る相談支援	
●権利に係る相談支援の仕組み検討	●権利に係る相談支援の開始

施策13　一人ひとりの状況に応じた支援の充実

現状データ

いじめの認知件数及び解消件数

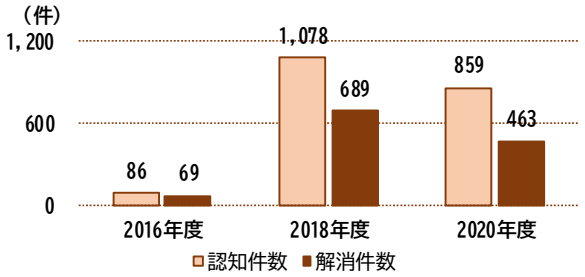

出典：中野区資料

不登校児童・生徒数

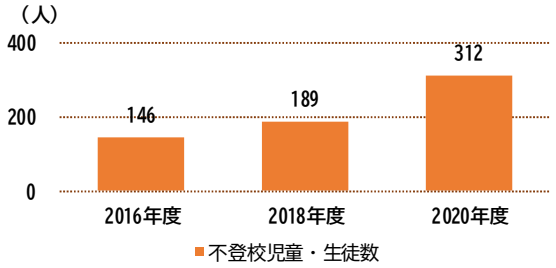

出典：中野区資料

現状と課題

●区におけるいじめの認知件数は増加傾向にあります。また、いじめ問題の背景や態様は、複雑化・多様化するとともに、深刻な事案も発生しています。こうした状況を受け、区は、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「中野区いじめ防止基本方針」を、2020 年 3 月に改定しました。今後さらに、学校と保護者、行政、関係機関、地域が連携し、一体となり、いじめの防止等に取り組むとともに、迅速かつ適切に対応していく必要があります。

●区における不登校児童・生徒数は増加傾向にあるとともに、不登校の要因は複雑化・多様化しています。学校は、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言などを得ながら、必要な支援を行っています。今後も、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた柔軟な支援を行うとともに、教育や福祉に係る関係機関と連携し、継続的な相談支援を進めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の休業等を踏まえ、学習の機会を保障するために、オンライン学習を推進していくことが求められています。

●区における外国籍の 0～14 歳の子どもの数は、増加傾向にありますが、就学についての詳細な把握ができていません。また、障害や特性により支援が必要な子どもは増加傾向にあります。国籍又は障害の有無に関わらず、適切で必要な教育を受けられるよう支援していく必要があります。

施策の方向性

●いじめなどの問題解決に向け、学校と保護者、行政、関係機関、地域とが協働して取り組む体制を充実します。
●不登校やひきこもりの状態にある子どもに対して、教育と福祉の両面から個々の状況に応じた相談支援体制を充実します。
●子どもたちが教育を受ける権利を妨げられることがないよう、必要な支援を行います。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①「学校は、自他の生命を大切にする心を育てている」と考える保護者の割合	%	学校における生命尊重に係る教育活動に対しての評価を計るため	71.7 (2020 年度)	75
②いじめの解消率	%	学校がいじめの解決・解消に向けたきめ細かな対応をしているかを計るため	53.9 (2020 年度)	70

（出典）①学校教育に関する保護者アンケート
②いじめ等、児童・生徒間の問題の未然防止と早期発見のためのアンケート

主な取組

❶いじめの防止等に向けた体制の整備　　指導室

「中野区いじめ防止基本方針」に基づき、各学校でのいじめの防止等に向けた具体的取組や相談体制を充実します。また、いじめの防止等に関係する機関又は団体の連携を図るための協議会や対策を効果的に行うための組織などを設置し、いじめの防止や重大事態に対処するための取組を進めます。

（主な事業）〇いじめ防止等対策事業　〇人権教育推進事業

❷ 不登校児童・生徒への柔軟な支援　　指導室、すこやか福祉センター

不登校児童・生徒一人ひとりの状況に柔軟に対応するため、学校、教育支援室*、教育相談室*、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども・若者支援センター*、すこやか福祉センターなど、教育や福祉に係る関係機関が一層連携し、継続した相談支援体制を推進します。

（主な事業）〇教育支援室運営　〇不登校児童・生徒への支援事業

❸ 外国籍の子どもの就学促進　　学校教育課、指導室

外国籍の子どもの就学状況を把握するとともに、分かりやすい就学案内をすることで適切に就学を促す取組を進めます。また、不就学にならないよう関係機関と連携を図るとともに、教育支援室*において外国籍の子どもに対する編入支援や補充学習を行います。

（主な事業）〇外国籍の子どもの編入支援事業　〇外国人学校保護者補助事業

❹ 障害や特性に応じた指導・支援　　子ども特別支援課、指導室

一人ひとりの幼児・児童・生徒の発達の段階や障害の状態に応じた教育を提供するため、就学相談などを実施するとともに、学校と関係機関との連携を強化します。

（主な事業）〇就学相談　〇特別支援教育　〇特別支援学級運営

事業の展開

前 期	後 期
いじめ防止等対策事業	
●いじめの防止等に係る委員会の設置及び開催	推進 →
●中野区いじめ防止等対策推進条例に基づく教育委員会附属機関及び委員会の設置、開催	推進 →
●教育相談室*での相談体制の改善（中学校への教育相談室相談員の配置） ●学校と連携した相談体制の構築	●相談体制の充実

前 期	後 期
教育支援室*運営	
●教育支援室分室の開室日及び巡回支援の拡充	推進
●教育相談支援会議の充実	推進
●子ども・若者支援センター*との連携強化	推進
不登校児童・生徒への支援事業	
●スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを中心とした関係機関連携による支援体制の強化	推進
●ICT（情報通信技術）を活用した学習支援の開始	●在宅での学習機会の充実（オンラインでの授業視聴等）
外国籍の子どもの編入支援事業	
●外国籍の子どもの就学状況調査、就学を促す周知・啓発の実施	推進
●教育支援室*における編入支援及び補充学習の実施	●教育支援室における編入支援及び補充学習の拡充

施策14　子どもの貧困対策の推進

現状データ

生活困難層の割合

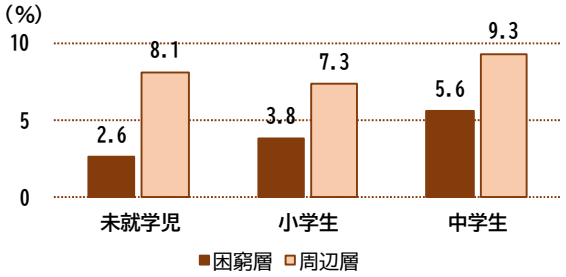

出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（2019 年度）

授業がわからないと答えた子どもの割合

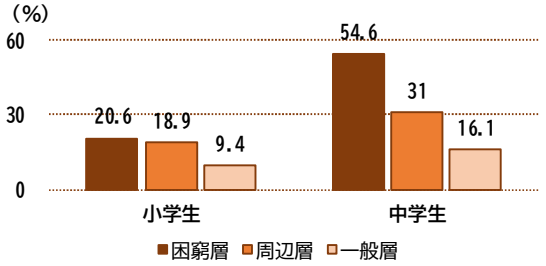

出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（2019 年度）

現状と課題

●区における困窮層と周辺層を合わせた生活困難層*の割合は、どの年齢層においても、1 割を越えています。子どもたちが、貧困の連鎖に陥ることなく、自分の人生を自ら切り拓き、社会で自立していくための力を身に付けられる環境を整える必要があります。

●子どもの学びの状況については、授業がわからないと答えた困窮層の割合が一般層に比べて、小学生で約 1 割、中学生で約 4 割高くなっています。家庭の状況に左右されることなく、子どもたちが学力を伸ばしていくことができる環境を整える必要があります。

●子どもの経験や体験の機会については、経済的な理由で年 1 回くらいの家族旅行ができない割合は、困窮層では約 8 割となっており、困窮世帯ほど、経験や体験の機会が少なくなる傾向があります。経済的に困窮する家庭の子どもに、経験や体験の機会を提供し、豊かな人間性を育むことができる環境を整える必要があります。

●子どもの健康や生活の状況については、カップ麺・インスタント麺を週に 2 日以上食べると答えた困窮層の割合が一般層に比べて、約 2 割高くなっています。経済的な理由から生じる、子どもや保護者が抱えている健康上の問題や成育環境上の困難を解消していく必要があります。

●子どもの貧困は、家庭の経済状況だけでなく、学力や健康等の様々な要因が絡み合う課題であるため、行政・地域・民間事業者の連携を強化し、区全体で子どもの貧困対策に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

●生活が困難な状態にある子どもとその家庭に必要な支援が届くよう、行政、地域、民間事業者等が連携・協働して、子どもの学びの支援や生活の支援、経験・体験の機会の充実を図るなど、個々の状況に応じた支援を行います。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①授業が「よくわからない」と感じる困窮層の子ども（小・中学生）の割合	%	家庭の環境に関わらず、義務教育レベルの学力が身に付いているか計るため	小学生：20.6 中学生：54.6 （2019 年度）	小学生：15 中学生：50
②「がんばれば、むくわれると思う」と答える子ども（小・中学生）の割合	%	生まれた環境に左右されることなく、自ら困難に立ち向かい自立する力が培われているか計るため	小学生：83.0 中学生：77.0 （2019 年度）	小学生：88 中学生：82

（出典）①中野区子どもと子育て家庭の実態調査　②中野区子どもと子育て家庭の実態調査

主な取組

❶ 総合的な子どもの貧困対策の展開　　子ども・教育政策課

2019 年度に実施した中野区子どもと子育て家庭の実態調査の結果を踏まえ、子どもの貧困対策に対する具体的な取組を進めるため、子どもの貧困対策に関する計画を策定します。また、子どもの貧困対策に関する意見交換会を実施するなど、行政・地域・民間事業者がつながるネットワークを構築し、連携を強化します。

（主な事業）◎子どもの貧困対策に関する計画策定
◎子どもの貧困対策関連の団体・民間事業者等との連携

❷ 困難を抱える子どもの学習の機会の確保　　子ども・教育政策課ほか

困難を抱える子どもの学習の機会を確保するため、子どもの学習支援を実施している団体への支援や自習できるスペースの確保を進めます。また、小学生の段階から学力や学習習慣を身に付けることができるよう、学習面に課題のある子どもへの学習支援事業の対象を拡充するとともに、学習支援事業を利用していた高校生へのフォローアップを行い、将来の経済的自立につなげます。

（主な事業）〇子どもの学習の支援

❸ 子どもの経験・体験の機会の確保　　子ども・教育政策課ほか

生活が困難な状態にある家庭の子どもが豊かな人間性を育むことができる環境を整えるため、区主催の事業を中心に優先参加枠を設けるなど、自然や地域社会に親しむ経験・体験の機会の充実を図ります。

（主な事業）〇子どもの経験・体験事業

❹ 子どもと保護者の生活環境の改善に向けた支援　　子ども・教育政策課ほか

生活が困難な状態にある家庭の子どもの健康的な生活と自立にむけた基礎づくりを支援するため、子育て家庭の食と日常生活を支援するための取組を進めます。

（主な事業）〇生活環境の改善支援

事業の展開

前 期	後 期
子どもの貧困対策に関する計画策定	
●計画策定に向けた検討、策定	
子どもの貧困対策関連の地域・民間事業者等との連携	
●子どもの貧困対策関連の行政・地域・民間事業者等の意見交換会の実施、取組への反映	推進
子どもの学習の支援	
●子どもの学習の場の確保	推進
●学習支援団体への支援	推進
●小・中学生の学習支援事業の対象拡大に向けた検討	●小・中学生の学習支援事業の対象の拡大
子どもの経験・体験事業	
●区の体験型事業への優先枠の設定	●優先枠設定事業の拡大
生活環境の改善支援	
●子ども食堂運営支援	推進

施策15　児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応

現状データ

子ども家庭支援センターの相談件数

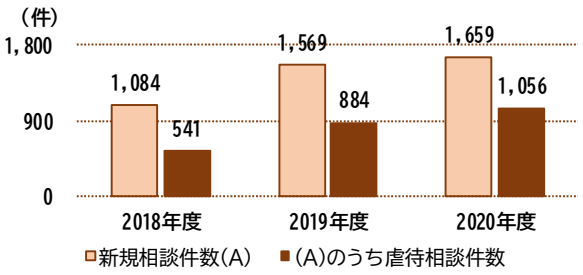

出典：中野区資料

すこやか福祉センターにおける支援検討会議の検討事例数

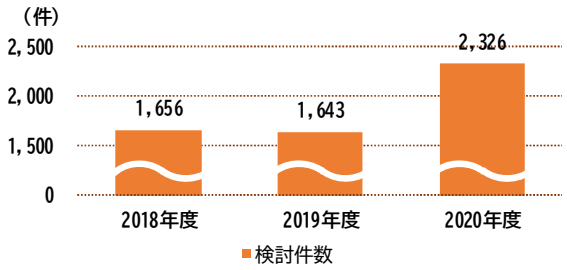

出典：中野区資料

現状と課題

●核家族化や近隣関係の希薄化から、子育て家庭が孤立しやすく、子育てへの不安を感じやすい状況にあります。妊娠期から継続した支援を行っていくことで、育児不安を解消し、虐待の未然防止に努めていく必要があります。

●2016 年の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所を設置することが可能となったことを踏まえ、2022 年度に児童相談所を設置します。児童相談所の設置を契機に、関係機関や地域と連携して一貫した相談支援体制を構築し、より一層虐待への対応を強化する必要があります。

●区の児童虐待相談受付件数は、2020 年度には 1,056 件となり、4 年間で 2 倍強に増加しています。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、子育てのストレスや疲れ、不安等を感じている保護者が増えていると考えられます。区では、妊娠期から、養育状況等を把握し、育児不安の早期解消や養育支援を進めていますが、虐待を未然に防ぎ、早期対応を図るためにも、身近な地域で日頃から悩みや困りごとを気軽に相談できる環境を充実していく必要があります。

●2020 年 3 月に都が策定した東京都社会的養護推進計画の中では、虐待を受けた児童や、何らかの事情により家庭での養育が困難な児童が、家庭的な環境で養育されることが重要であることが示されています。中野区においても、児童相談所設置市として、児童の状況に応じ、できるだけ家庭に近い環境で継続的に養育されることができる環境を充実していく必要があります。

施策の方向性

●児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、育児不安の早期解消に向け、子ども・若者支援センター*やすこやか福祉センターが関係機関や地域と連携を図りながら、虐待への地域全体の対応力を強化し、一貫した相談支援体制を構築していきます。
●虐待を受けた子どもや、何らかの事情により家庭での養育が困難な子どもが、できるだけ家庭に近い環境で継続的に養育されることができる環境の充実を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①継続的な指導を要する虐待ケースの改善率	%	子どもの安全が確保されている状態にあるかを計るため	46.2 (2020 年度)	100
②要保護児童対策地域協議会への参加関係機関数	箇所	地域の関係機関が連携して児童虐待に対応している状況を計るため	268 (2020 年度)	307

（出典）①中野区資料　②中野区資料

主な取組

❶子育て家庭の状況把握と相談支援　　すこやか福祉センターほか

妊娠から出産、子育てまでのトータルケアの推進や乳児家庭への訪問事業、乳幼児健康診査等により子育て家庭の状況把握を行うとともに、育児不安の早期解消を図ります。また、子ども・若者支援センター*、すこやか福祉センター、児童館など関係機関の連携を強化し、継続的に支援を必要とする家庭の早期発見に努め、個別相談・支援を行います。

（主な事業）〇妊娠出産トータル支援*　〇母子保健事業

❷ 養育支援体制の整備　　児童福祉課、すこやか福祉センター

養育支援が特に必要な家庭の養育環境の改善・維持を図るため、保健師等の訪問や養育支援ヘルパーの派遣を行います。また、乳児院や母子生活支援施設での支援プログラムに基づく養育支援を行う「要支援ショートステイ事業」や、里親等の地域人材の個人宅において児童を預かる「協力家庭ショートステイ事業」の充実を図ります。

（主な事業）○養育支援訪問事業　○子どもショートステイ

❸ 虐待対応体制の整備　　児童福祉課、すこやか福祉センター

子ども・若者支援センター*に設置する児童相談所機能を生かし、専門性の高い相談支援・指導・措置を行う体制を整えます。また、要保護児童対策地域協議会を核とする連携体制を強化することにより、子ども・若者支援センター、すこやか福祉センター、学校、保育園、幼稚園など関係機関が協力して迅速で適切な対応を行うほか、要支援児童や要保護児童等に対する関係機関の支援状況を相互に情報共有することで、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。

（主な事業）◎子ども・若者支援センター整備・運営　○要保護児童対策地域協議会運営

❹ 社会的養護の充実に向けた体制の整備　　児童福祉課

家庭での養育が困難な児童が、家庭と同様の環境において養育される環境を整えていくため、里親制度の普及啓発を進め、里親による養育を推進します。また、里親の募集、評価、研修、マッチング、支援までの一貫した支援体制を構築します。併せて、児童の状況に応じ、より家庭的で適切な養育ができる機能を持つ施設等の確保に向けた検討を行います。

（主な事業）◎里親支援　◎児童養護施設等の誘致に向けた検討
○里親普及啓発

事業の展開

前 期	後 期
子ども・若者支援センター*の整備・運営	
●子ども・若者支援センターの整備完了 ●児童相談所の運営開始	
里親支援	
●里親支援機関事業の開始	●一貫した里親支援体制の構築
児童養護施設等の誘致に向けた検討	
●誘致に向けた検討の開始	●誘致に向けた具体的な検討

政策 7

社会の変化に対応した質の高い教育を実現する

目指すまちの姿

良好な教育環境の中で、子どもたちは、自分と他者を大切にするとともに、より良く生きる力を身に付けています。学校や幼稚園、保育園などの円滑な接続や交流が行われ、家庭や地域と連携し、協働しながら、特色のある教育が生まれています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「質の高い学校教育が行われている」と思う区民の割合	38.9%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策１６　子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実

施策１７　発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実

施策１８　特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進

施策１９　これからの学びに対応した学校教育環境の整備

施策16　子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実

現状データ

7割以上の児童・生徒が目標値に到達した項目数の割合

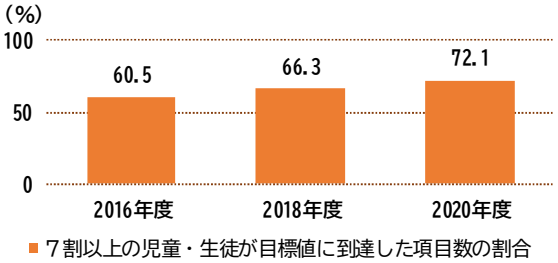

出典：中野区学力にかかわる調査

「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦」している児童・生徒の割合

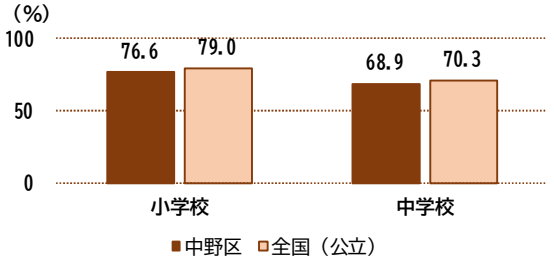

出典：2019年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

現状と課題

●一人ひとりの児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く、持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもたちの「生きる力」を育む教育を進めていく必要があります。

●区独自の学力調査において、2016年度以降、目標値に到達した児童・生徒の割合が7割以上の項目数は増加傾向にあります。今後も児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かな指導等の一層の充実が求められます。

●学年や性別を問わず、日頃から運動している児童・生徒ほど、体力テストにおける体力合計点が高い傾向にあります。生活様式の変化や利便性の向上により、日常的に身体を動かす機会が減少していることから、児童・生徒に運動の楽しさを実感させ、運動習慣につながるよう指導の工夫を図る必要があります。

●児童・生徒の情報活用能力の向上を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動を充実していく必要があります。また、ICT（情報通信技術）を活用した学習を推進するために、教員のICT活用に関する指導力の向上にも取り組んでいく必要があります。

●社会のグローバル化に伴い、児童・生徒が、将来、国際社会で活躍できる能力を育成するとともに、自国の文化や他国の文化等への理解を深める必要があります。また、

日本語でのコミュニケーションが難しい外国籍の児童・生徒等は増加傾向にあり、日本の学校への適応や日本語習得等に向けた支援を充実していく必要があります。

●児童・生徒が自分をかけがえのない大切な存在であると認識するとともに、多様な価値観を認め、偏見をもつことなく、すべての人の生命や人権を尊重する態度を養うための教育が求められています。

●就学前教育から義務教育へ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を図るため、進学する学校での体験等による幼児と児童、児童と生徒の交流など、多くの取組を行ってきています。これまでの接続期に焦点を当てた取組に加え、今後は、幼児期から中学校までの 15 年間を見通した学びの連続性（カリキュラム連携など）についても推進していく必要があります。

施策の方向性

●子どもたちが、豊かな人間性・社会性を育むことができるよう、自他の生命や人権を尊重する教育を推進します。

●子どもたちが、多様な人間性を認め合い、確かな学力を身に付けるとともに、基礎体力が向上し、心身ともに成長することができる教育を推進します。

●子どもたちが、情報活用能力や国際社会で活躍できる能力など、社会の変化に対応した力を身に付けることができる教育を推進します。

●保育園、幼稚園、小・中学校の連携による学びの連続性を大切にした教育を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①「学校は一人ひとりの児童・生徒のよさや可能性を伸ばす教育を行っている」と考える保護者の割合	%	学校における個に応じた教育活動に対し、保護者の評価を計るため	67.0 （2020 年度）	70
②「学校・園は他の校種との接続や連携を大切にした教育を視点に授業・保育改善に努めている」と考える保護者の割合	%	学校・園における保幼小中連携教育の取組に対しての保護者の評価を計るため	54.5 （2020 年度） ※小中連携教育の取組に対しての結果	70

（出典）①学校教育に関する保護者アンケート　②学校教育に関する保護者アンケート

主な取組

❶ 児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導　指導室

児童・生徒の誰もが「分かる・できる」喜びを味わえる授業を展開するため、算数・数学や外国語（英語）等を中心に、一人ひとりの学習状況に応じた習熟度別少人数指導や放課後補充学習教室等を行います。また、「主体的・対話的で深い学び」や「学習評価の充実」等の課題に対応できる教員の人材育成を進めます。

（主な事業）〇学力の向上事業　〇教員の人材育成事業

❷ 運動習慣の定着・体力向上に向けた教育　指導室、スポーツ振興課

小学校では、体育の授業において、保健体育科教員を志望する学生に補助員として参加してもらうなど、運動を身近なものとする取組を進めます。また、区内各種競技団体と協力し、指導者の派遣を行い、部活動の活性化や競技力向上を図ります。さらに、運動が苦手な子どもでもすすんで参加できるよう、特定の種目に限定せず、児童・生徒の興味や関心に応じて柔軟に活動できる取組や部活動等を充実していきます。

（主な事業）〇体力向上プログラム事業　〇スポーツ団体援助事業

❸ 情報化社会へ対応した教育　指導室

ICT（情報通信技術）を効果的に活用し、一人ひとりの状況に応じた個別の学習と相互に関わり合い・学び合う協働的な学習を組み合わせた新しい学び方を実現し、子どもの力を最大限に伸ばします。また、児童・生徒の論理的思考力を育成するプログラミング教育を推進します。これらの教育に対応できる教員の資質・能力の向上を図る研修を充実するなど、教員の指導力向上を図ります。

（主な事業）〇オンライン学習の環境整備　〇プログラミング教育
〇教育センター運営

❹ 国際化へ対応した教育　指導室

児童・生徒一人ひとりが英語によるコミュニケーション能力を身に付けられるよう、外国語（英語）指導助手の活用や英語検定料の補助等の支援を行います。また、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒等が、学校生活において自己実現を図ることができるよう、日本の学校への適応支援や日本語習得のための日本語指導員の派遣、教科の補充学習教室等を実施します。

（主な事業）〇国際理解教育　〇日本語適応事業

❺ 人権教育・道徳教育　　指導室

児童・生徒が、いじめやインターネットによる人権侵害等の様々な人権課題や人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人々の多様性を認め、共生社会の素地を育むことができるよう、各学校が多様な教育活動に基づいた人権教育を行います。また、自分の生き方や他者との関わりについて考え、主体的に判断し、行動できる人を育てるとともに、地域を大切にする心や社会性が育まれるよう、自然や生命とのふれあいや地域ボランティア活動などの体験を推進します。

（主な事業）〇人権尊重・心の教育

❻ 保育園、幼稚園、小・中学校の連携教育　　指導室

各中学校区の課題の解決を図るため、幼児期から中学校までの 15 年間の学びの連続性に着目し、学力、体力、心の教育、特別支援教育等の視点から合同で研究します。また、幼稚園・保育施設と学校は、保幼小連絡協議会や小中連携教育協議会において、各中学校区の課題の解決を図るとともに、効果的な取組を共有する（仮称）保幼小中連携教育サミットを実施するなど、保幼小中連携教育を充実していきます。

（主な事業）〇保幼小中連携教育

事業の展開

前 期	後 期
学力の向上事業	
●区立小・中学校の指導体制の充実	推進
体力向上プログラム事業	
●大学と連携した取組による小学校の体育授業の充実	推進
オンライン学習の環境整備	
●ICT 教育に対応できる教員の指導力向上を図る研修の充実	●ICT（情報通信技術）を活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進
教育センター運営	
●オンライン学習やプログラミング教育に対応した教育センター事業の充実	●指導支援コンテンツの開設及び教材のデジタル化・共有化の実施
日本語適応事業	
●日本語学級開設に向けた検討	●日本語学級開設に向けた検討・準備

施策17　発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実

現状データ

小学校特別支援教室利用児童数

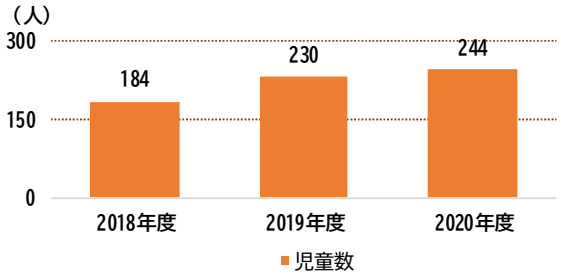

出典：中野区資料

就学相談件数

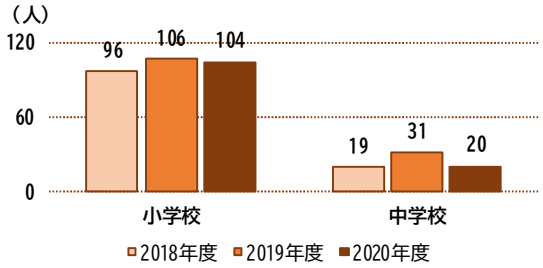

出典：中野区資料

現状と課題

●各小学校の特別支援教室における巡回指導*利用児童数は、2018 年度の 184 人から 2020 年度に 244 人となり、増加傾向にあります。

●区では、通級指導から在籍校の特別支援教室における巡回指導への転換を進め、2021 年度から全中学校へ特別支援教室を設置しました。

●通常の学級に在籍する子どもが、在籍校に設置された特別支援教室で巡回指導を受けることにより、在籍の学級での学校生活をより過ごしやすいものにしていく必要があります。

●区の心理士が学校を巡回して教員に助言を行う特別支援教育巡回相談*の 2020 年度の活用件数は、1,616 件です。教員が、巡回相談での助言の活用や巡回指導教員との連携強化により、わかりやすい授業の工夫を行うことで、すべての子どもへの指導や支援を更に充実する必要があります。

●早期から適切な支援につなげるために、妊娠期からの相談等を実施しているすこやか福祉センターが幼稚園・保育園等の就学前施設と連携して、保護者に対して、きめ細かな情報提供を行い、子どもの特性や障害についての理解を促進する必要があります。

●就学相談の件数は、2018 年度の 115 件から 2020 年度は 124 件とほぼ横ばいですが、複合的な課題を抱えるケースが増えています。学校と家庭と関係機関が相互に連携を図り、小学校就学前から中学校卒業後まで、長期的視点で教育的ニーズに応じた指導を行う必要があります。

施策の方向性

●発達の課題や障害のある子どもへの教育的ニーズに応じた指導を推進し、インクルーシブ教育のより一層の充実を図ります。
●適切な教育環境を選択できるよう、早期から保護者の理解を促進するとともに、関係機関との連携や専門的知見に基づく就学相談等の取組を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成にあたり、学校と話し合うことができた」と思う保護者の割合	%	障害や子どもの特性について、学校と保護者が十分に連携できているか計るため	85.8（2020 年度）	95
②通常の学級に在席する児童・生徒のうち、心理士による特別支援教育巡回相談*で対応したケースの割合	%	巡回相談により、支援を必要とするすべての子どもへの対応方法の工夫が図られていることを計るため	12.2（2020 年度）	20

（出典）①学校教育に関する保護者アンケート　②中野区資料

主な取組

❶ 特別支援教室における巡回指導　　子ども特別支援課

一人ひとりの特性に応じた巡回指導*をより充実できるよう、指導・支援内容の検討における、医師や心理士の参画を進めます。先行して実施している小学校特別支援教室の実施状況の検証を生かし、中学校特別支援教室の指導の充実を図ります。

（主な事業）〇中学校特別支援教室　〇特別支援教育巡回相談*・医師巡回
〇特別支援教室における巡回指導

❷ 個々の特性や課題に応じた教育　　子ども特別支援課、指導室

学校は保護者と学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、そのシートを踏まえて子どもの特性や課題に応じた支援や指導を行います。学校生活支援シートは、子どもの成長に合わせて保護者とともに確認・見直しを行い、すこやか福祉センター等の関係機関と共有し、就学前から卒業後まで切れ目なく支援が継続されるようにします。

（主な事業）〇個別ケース支援連携推進　〇学校生活支援シートの活用

❸ 早期からの理解促進と就学相談　　子ども特別支援課

発達の課題や障害のある子どもがより力を伸ばすことができる就学につなげられる よう、すこやか福祉センター、区立療育センター*や幼稚園・保育園等の就学前施設と連携して、早期から保護者に情報提供を行い、思いに寄り添いながら、子どもの特性や特別支援教育について理解を進めます。また、心理士の配置などにより、就学に向けた適切な相談支援を行います。

（主な事業）〇就学相談　〇就学相談説明会　〇特別支援学級見学会

事業の展開

前 期	後 期
中学校特別支援教室	
●全中学校での運営開始	
就学相談	
●就学相談専門員の専門性の向上	●就学相談の充実

施策18　特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進

現状データ

学校支援ボランティア登録者、団体数

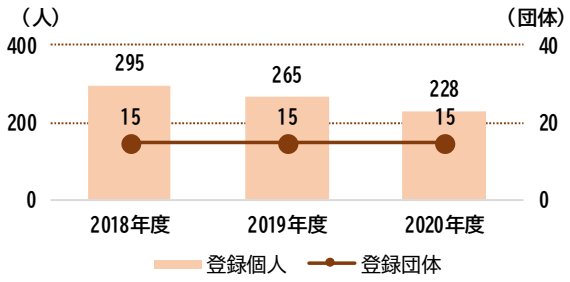

出典：中野区資料

「地域や社会をよくするために何をするべきかを考えることがある」児童・生徒の割合

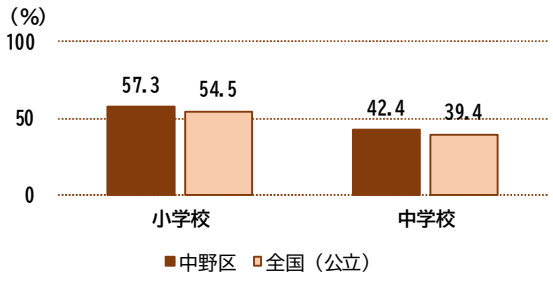

出典：2019 年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

現状と課題

●各学校では、長年の創意工夫により積み重ねられてきた教育実践や校内研究の蓄積を生かした教育が行われています。「地域や社会をよくするために何をするべきかを考えることがある」児童・生徒の割合は上昇傾向にありますが、今後も、幼稚園・保育施設等、小・中学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒や地域の現状・課題を踏まえた特色ある教育を更に進めていく必要があります。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、全国各地で、地域住民等とともに学校運営を進めるための学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入が進んでいます。中野区においても、学校、家庭、地域が協働し、子どもの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度を導入していく必要があります。

●学校支援ボランティア制度*による地域人材の活用、町会・自治会や地域団体、大学、企業等の学校への連携・協力など、地域全体で子どもを育てる環境づくりのため、地域学校協働活動を学校運営協議会制度と一体的に進めていく必要があります。

施策の方向性

●子どもや地域の現状・課題を踏まえた学校ごとの特色ある教育を推進します。
●学校、家庭、地域が、地域全体で子どもの学びや成長を支えるため、家庭・地域と学校が協働し、様々な活動を行い、心豊かな子どもを育成します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①学校の授業等で活用した地域人材の人数	人	学校の活動に地域の力を活用できているか計るため	3,060 (2020 年度)	4,865
②「学校は、家庭・地域と協力しながら子どもを教育している」と考える保護者の割合	%	家庭や地域と協働して学校運営が行われているか計るため	77.7 (2020 年度)	88

（出典）①中野区資料　②学校教育に関する保護者アンケート

主な取組

❶ 各学校における特色ある教育　　指導室

各学校が抱える課題等を踏まえた教育実践や校内研究を推進することで、児童・生徒や地域の現状や課題を踏まえた特色ある教育を展開します。また、地域住民や様々な年代の人たちとの交流、多様な経験などの教育機会の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。

（主な事業）〇特色ある学校づくり

❷ 地域と学校の連携・協働体制の整備　　子ども・教育政策課、指導室

学校、家庭、地域が協働して学校運営を進めていくため、地域住民の学校運営への参画の仕組みである学校評議員制度と、中学校区における第三者評価との制度間の連携を深めます。また、地域と学校の連携・協働による地域学校協働活動の推進を図るとともに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向けた取組を推進します。

（主な事業）◎地域学校協働活動の推進　◎学校運営協議会の設置　〇学校評価
〇学校評議員制度

事業の展開

前 期	後 期
特色ある学校づくり	
●中学校区「特色ある教育」事業の制度検討、事業の実施	推進
地域学校協働活動の推進	
●地域学校協働本部の設置に向けた検討 ●第 1 次モデル校への導入	●第 2 次モデル校への導入 ●第 2 次モデル校から全校への導入
学校運営協議会の設置	
●学校運営協議会の設置に向けた検討 ●第 1 次モデル校への導入	●第 2 次モデル校への導入 ●第 2 次モデル校から全校への導入
学校評価	
	●第三者評価制度評価委員の拡充

施策19 これからの学びに対応した学校教育環境の整備

現状データ

区立小・中学校の築年数（2020 年度）

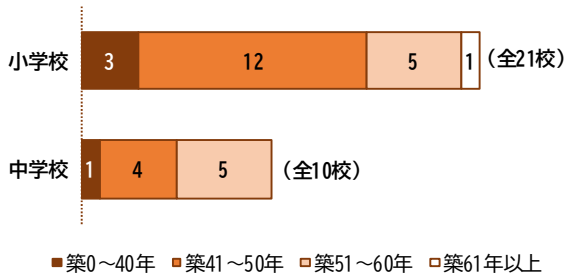

出典：中野区資料

区立小・中学校図書館蔵書の文部科学省水準達成率

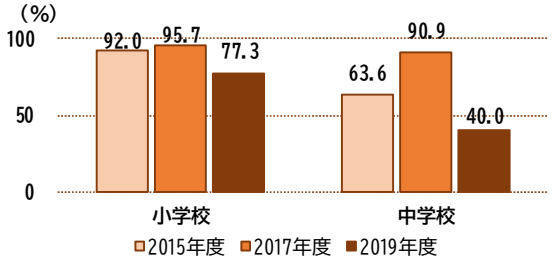

出典：中野区資料

現状と課題

●児童・生徒数に見合う教育環境を整備するため、区立小・中学校再編を進めています。しかしながら、一部の統合新校では、児童数の増加に伴い教室を確保する必要が生じているため、特別教室の普通教室への転用や増築を行うとともに、通学区域などについて検証・見直しを行っています。

●校舎の主要部分が 1960 年代から 1970 年代に建設された区立小・中学校が、多くを占めています。必要な改修や改築を着実に進め、多様な教育活動・地域活動を行うことができる拠点として整備していく必要があります。

●区立小・中学校の ICT 環境の整備を、国や都の動向を踏まえ、早急に進めています。今後、区や社会の状況に応じて総合的かつ計画的に整備していく必要があります。

●区立図書館と学校図書館との間で、合同研修会、団体貸出などを実施していますが、子どもの読書環境を充実していくため、区立図書館と学校図書館間の連携を強化していく必要があります。

●区立学校の教員の長時間勤務となっている実態を改善し、教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整える必要があります。また、学校事務の効率化を図るため、学校相互の連携を進め、事務室機能を強化していく必要があります。

施策の方向性

●良好な教育環境を整備するため、学校再編や学校施設の改修・改築を着実に進めることにより、適正な児童・生徒数や学校数を確保するとともに、学校施設・設備等の維持・向上を図ります。
●子どもの学びの環境を充実するため、学校の ICT 環境や読書環境の整備を進めます。
●学校事務について見直し･改善を図り、効率的な学校運営を推進するとともに、ICT（情報通信技術）の活用等により学校の働き方改革を進め、教育の質の向上を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①ICT を活用して児童・生徒を指導することができている教員の割合	%	ICT を活用し、これからの学びに対応した教育を実現できているかを計るため	79.4（2020 年度）	85
②中野区立学校図書館の図書貸出冊数	冊	学校図書館における読書環境整備の取組による効果を計るため	392,657（2020 年度）	471,000

（出典）①学校における教育の情報化の実態等に関する調査　②中野区資料

主な取組

❶ 児童・生徒数に応じた教育環境の整備　　子ども・教育政策課

学校再編を着実に進めるとともに、学校規模、通学区域などについて検証を行い、児童･生徒数に見合う教育環境の整備を進めます。

（主な事業）〇区立小・中学校再編

❷ 学校施設の改築・改修　　子ども教育施設課

少人数指導や ICT（情報通信技術）の活用など、これからの多様な教育活動への対応とともに、地域連携やユニバーサルデザイン*の視点に立った学校施設の改築を進めます。また、既存校舎において必要となる改修についても、適切に進めていきます。

（主な事業）〇区立小・中学校整備

❸ GIGA スクール構想等に対応した ICT 環境の整備　学校教育課

国の GIGA スクール構想や中野区教育の情報化推進計画等に基づき、ネットワーク環境や ICT 機器の整備などを行い、区立小・中学校のすべての子どもたちがそれぞれの状況に応じて、場所を問わず学べる環境を整えます。

（主な事業）〇区立小・中学校の ICT 環境整備

❹ 児童・生徒の読書環境の充実に向けた体制の整備　子ども・教育政策課、指導室

児童・生徒の読書環境の充実に向けて、区立図書館から学校図書館への団体貸出や情報連携など、区立図書館機能と学校図書館機能の連携を強化します。

（主な事業）〇区立図書館・学校図書館連携事業

❺ 学校における働き方改革の推進　学校教育課

教員が教育活動に専念できるよう、ICT（情報通信技術）の活用等による業務改善や効率化など、働き方改革推進プランや中野区教育の情報化推進計画に基づく取組を進めます。また、学校事務の正確性の向上と効率化を図るため、複数の学校事務の共同化に向けた検討を開始し、共同事務室の設置を目指すとともに、学校給食費の公会計化の導入に向けた検討を行います。

（主な事業）◎学校事務の改善　〇教員の働き方改革推進事業

事業の展開

前 期	後 期
区立小・中学校再編	
●統合新校の開設 明和中学校（第四中学校・第八中学校） ●区立小・中学校再編計画の検証	●統合新校の開設 鷺宮小学校・西中野小学校
区立小・中学校整備	
●区立小・中学校新校舎の整備完了（3 校） 中野第一小学校 令和小学校 中野東中学校	●区立小・中学校新校舎の整備完了（3 校） 南台小学校 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校 明和中学校
区立小・中学校の ICT 環境整備	
●1 人 1 台の端末を活用した教育活動の開始 ●校務外部接続系ネットワークの構築	●1 人 1 台の端末を活用した教育活動の推進 ●校務外部接続系ネットワークの運用
区立図書館・学校図書館連携事業	
●区立図書館システムと学校図書館システムの連携の拡充	
学校事務の改善	
●学校事務の改善に向けた検討	●モデル校への共同事務室の導入準備 ●モデル校での共同事務室の実施

政策 8

まち全体の子育ての力を高める

目指すまちの姿

様々な人や団体の活動の活性化により、まち全体の子育ての力が高まっています。家庭の状況に応じた多様なサービスが提供され、安心して子どもを産み、育てられる体制が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「子育て活動が活発であるとともに、子育てしやすい体制が整っている」と思う区民の割合	36.4%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策２０　地域における子育て支援活動の促進

施策２１　妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実

施策２２　将来を見通した幼児教育・保育の実現

施策２３　特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実

施策20　地域における子育て支援活動の促進

現状データ

子育て支援活動に参加した区民の割合（最近1年間）

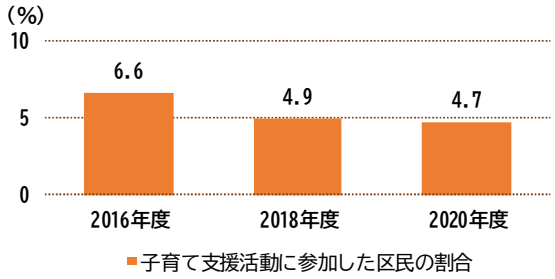

出典：中野区区民意識・実態調査

ファミリー・サポート・センター活動実績

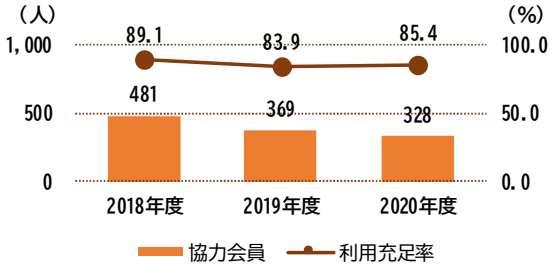

出典：中野区資料

現状と課題

●最近1年間で子育て支援活動に参加した区民の割合は5%程度となっており、子育て支援活動をしている人は少ない状況にあります。また、地域の子育て支援に関連する団体では、担い手の不足等が生じており、既存の子育て関連団体の活動の幅を広げ、地域の子育て支援活動を活発にするためにも、団体同士の交流や子育て支援を担う人材の発掘、団体と担い手のマッチングなどを促進する必要があります。

●加えて、子どもと子育て家庭のライフスタイルは多様化しており、より区民ニーズに対応できる活動を生み出していくためにも、子育て関連活動への支援を充実していく必要があります。

●子どもの一時預かり等の支援を希望する人と、支援する人との相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の需要は高い水準であるものの、支援する側の人材の確保に課題を抱えています。地域の子育て支援人材の確保と育成を進めるとともに、コーディネート機能の充実により、地域の相互援助活動の活性化を図っていく必要があります。

施策の方向性

●子育て支援活動の活性化に向け、子育て支援を担う人材の発掘や子育て関連団体のネットワーク化を進めます。
●子育て家庭が地域の中で安心して暮らせるよう、区民相互の助け合いによる子育て支援活動を促進します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①子育て支援活動に参加した区民の割合	%	地域における子育て支援活動活性化のための取組の充実度を計るため	4.7 (2020 年度)	10
②ファミリー・サポート・センター事業における利用マッチング率	%	子育てに関する相互援助活動の充実に向けた取組の効果を計るため	85.4 (2020 年度)	90

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区資料

主な取組

❶ 地域の子育て支援施設の機能強化　　育成活動推進課

地域の子育て支援活動を活性化するため、児童館における、子育てを支援する仲間づくりを推進する取組や活動の場の提供を充実するなど、区民・子育て関連団体等の子育て支援活動の拠点としての機能を強化します。

（主な事業）〇児童館における子育て活動支援事業

❷ 子育て関連団体への支援の強化　　育成活動推進課

子育て支援活動に対する区民ニーズの多様化に対応するため、子育て関連団体への支援を強化するとともに、関連団体のネットワーク化を図り、地域の子育て環境の向上を目指します。

（主な事業）〇育成団体支援事業

❸ 地域の相互援助活動の推進　　子育て支援課

子育て支援にかかる地域の相互援助活動を活性化するため、ファミリー・サポート・センター事業において、子育て支援人材の確保や研修を通じた人材育成を進めるとともに、コーディネートやマッチング等の充実を図るなど、多様なニーズに応じるための体制の充実を図ります。

（主な事業）〇ファミリー・サポート・センター事業

事業の展開

前 期	後 期
児童館における子育て活動支援事業	
●子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能の強化	
●児童館を中心とした団体等の活動支援の充実	●児童館を中心とした団体等の活動支援の拡充
育成団体支援事業	
●子育て団体ネットワークの構築に向けたニーズ調査、団体支援のあり方の検討、支援	●子育て団体ネットワークの構築・支援
ファミリー・サポート・センター事業	
●コーディネート機能の充実	●相互援助活動の活性化

施策21　妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実

現状データ

第１子出生時の母の年齢別人数（2020 年）

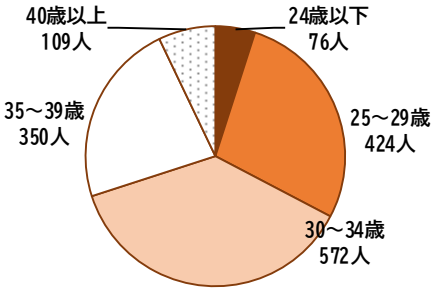

出典：中野区資料

産後ケア事業利用実績

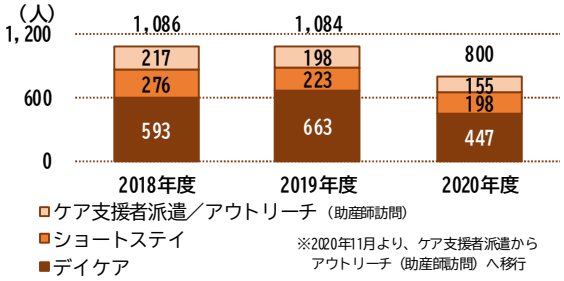

出典：中野区資料

現状と課題

●子育て家庭の年齢層やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化などの要因により、子育てに不安を感じている保護者も少なくないため、家庭の状況に応じた支援が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、子育て仲間を作る機会や場が減少していることなどから、妊産婦が孤立し、育児への不安の増幅や、産後の児童虐待につながることが懸念されます。

●子ども・若者支援センター*の設置を契機として、すこやか福祉センターをはじめ、児童館など、身近な場所での相談支援機能を充実し、オンラインでの相談を活用しながら、妊娠・出産・子育て期の養育環境をきめ細かく把握し、ライフステージ、家庭環境、子どもの発達等に応じた支援に早期につなげるトータルケア体制の充実を図る必要があります。

●区の子育てに関するサービスやイベント、相談窓口等の情報の提供は、個別のチラシや区ホームページ等での周知にとどまっているため、情報媒体の特性を生かし体系的に情報提供を行っていく必要があります。

●子育てサービスの利用について、保護者の働き方の多様化などにより、休日・夜間帯のニーズが増えるなどの変化が生じています。また、父親の子どもと接する時間は、母親の半分以下となっており、父親よりも母親に子育ての負担がかかっています。子育て家庭のライフスタイル等に合わせた子育てサービスを提供するとともに、父親の育児参加を促すための普及啓発が必要です。

●ひとり親は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っていることから、負担が大きく、多くの課題を抱えることがあります。支援が必要なひとり親家庭の把握・相談対応から適切な支援へとつなげる取組が必要です。また、多胎妊婦や多胎児家庭に対して、妊娠から子育て期において特有の課題とニーズがあることを踏まえた支援が必要です。

施策の方向性

●安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠から子育てにかかる切れ目ない一貫した相談支援体制の充実を図ります。
●子育て家庭のライフスタイルやニーズに応じた多様な子育てサービスの充実を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①妊産婦に対する妊産期相談支援事業実施の割合	%	妊産婦の実情に合わせて適切な相談支援や情報提供を行えているか計るため	89.9 (2020 年度)	95
②子育てサービスを必要に応じて利用できた割合	%	子育て家庭のニーズに応じたサービスが実施されているか計るため	95.6 (2020 年度)	98

（出典）①中野区資料　②子育て支援に関するアンケート調査

主な取組

❶ 妊娠・出産・子育てトータル支援　　すこやか福祉センター、子育て支援課ほか

妊娠から出産、子育て期に渡って、妊産期相談支援事業や産後ケア事業、乳幼児健康診査など、様々な事業を通じて、子育て家庭が直面する様々な困難に寄り添い、切れ目なく包括的な相談支援を行う体制を整えます。また、妊娠を望む区民や不妊に悩む区民に対し、相談支援や経済的支援を行います。

（主な事業）〇乳幼児健康診査　〇妊娠出産トータル支援*　〇不妊相談支援

❷ 多様なニーズに応じた子育てサービス・情報提供体制の整備　　子育て支援課ほか

病児・病後児保育等子育てサービスの利用枠の充実や簡便な手続方法の確立により、子育て家庭が必要とするときにサービスの利用ができる体制を整えます。また、子育て家庭が、必要な情報やアドバイス等を入手できるよう、子育てに関する情報提供を様々な情報媒体の特性を生かして行います。父親等を対象とした育児支援講座等の充実を図るなど、父親の育児参加を推進します。

（主な事業）〇子育てサービス事業　〇子育て支援情報配信　〇父親の育児参加支援事業

❸ 育児支援を特に必要とする家庭への支援　　子育て支援課、すこやか福祉センター

母子の生活支援の役割を担う母子生活支援施設での、ひとり親家庭の交流会や子育て相談会等の実施により地域の子育て家庭への支援を行い、関係機関と連携した支援を強化します。ひとり親家庭が抱える課題をテーマとした講演会・相談会を実施するなど、自立に向けた相談体制の充実を図ります。また、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家庭を支援するため、産前や産後における日常の育児に関する介助等や相談支援を行います。

（主な事業）〇母子生活支援施設運営　〇ひとり親家庭支援
〇多胎妊婦・多胎児家庭支援事業

事業の展開

前 期	後 期
乳幼児健康診査	
●健診受診の普及啓発充実、健診案内等の多言語化	推進
●3 歳児健診実施医療機関の拡大	推進
妊娠出産トータル支援*	
●トータルケア事業の検証と潜在ニーズの把握	●検証に基づくトータルケア事業の検討と実施
●産前・産後におけるサービスの拡充	推進
子育てサービス事業	
●病児・病後児保育事業の利用定員の拡充	●簡便な利用手続方法の検討・構築
●一時預かり事業の充実	推進
子育て支援情報配信	
●子ども総合窓口待ち時間情報の提供開始	推進
●子育て支援情報の SNS による配信	●SNS 等を活用した子育て支援イベント等の申込手続等の検討
父親の育児参加支援事業	
●父親等向け地域育児相談会、離乳食講習会の開始	推進
多胎妊婦・多胎児家庭支援事業	
●多胎児家庭に対する支援の拡充	推進

施策22 将来を見通した幼児教育・保育の実現

現状データ

保育所等利用待機児童数

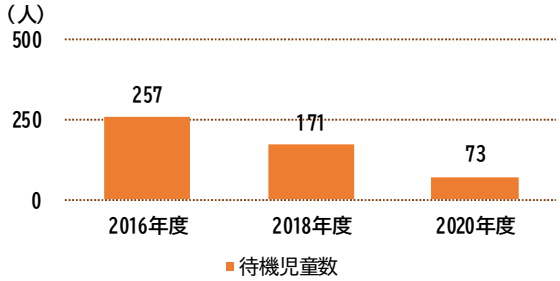

出典：中野区資料

保育施設の定員数、利用者数

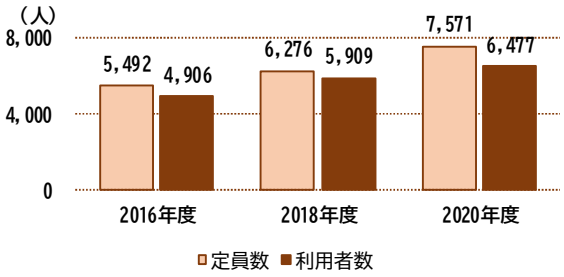

出典：中野区資料

現状と課題

●区における保育ニーズは、共働き世帯の増加等により、0～5 歳すべての年齢において増加傾向にあります。認可保育所の誘致等を進め、保育所等利用待機児童数は、2016 年度の 257 人から 2020 年度に 73 人となり、減少傾向にありますが、地域別・年齢別の需要の偏在などがあるため、待機児童は解消していません。引き続き、待機児童を解消するための取組を進めていく必要があります。

●区立保育園の民営化や新たな施設の誘致・開設により、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・区立保育室の定員は、2016 年度の 5,492 人から 2020 年度の 7,571 人に増加しています。将来の年齢別人口や保育需要を見据えて、保育定員を確保・調整していく必要があります。

●すべての保育施設において、子どもの成長・発達・健康に十分配慮した質の高い保育サービスが提供されるよう、新型コロナウイルス感染症への対策等も行いながら、保育の質ガイドラインを活用した取組や合同研究などの取組を進めていく必要があります。

●区立幼稚園 2 園は、1960 年代に建築されており、園舎の建替・整備とあわせて、区立幼稚園の機能・役割を見直す必要があります。特に、同世代の障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び交流することで相互に個性を尊重し、多様なあり方を認め合うインクルーシブ教育を更に進めていく必要があります。

●これまで区は、多様なニーズに対応するとともに、保育定員の拡大を図るため、区立保育園の民営化を進めてきました。今後、区立保育園は、保育施設への指導検査を担う人材の育成・確保、民間保育施設等との連携など、就学前教育の充実に向けた機能・役割を担っていくため、一定数を存続させる必要があります。

施策の方向性

●待機児童を生じさせない取組を推進するとともに、将来を見通した教育・保育の提供体制の充実を図ります。
●区と保育施設等の連携・協働を強化し、子どもの成長・発達に十分配慮した質の高い保育サービス等を提供します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①保育所等利用待機児童数	人	保育サービスの提供体制の充実による待機児童数の解消状況を計るため	73 (2020 年 4 月 1 日現在)	0
②「中野区保育の質ガイドライン」を知っている保護者のうち、ガイドラインが教育・保育に役立てられていると感じる保護者の割合	%	中野区保育の質ガイドラインの活用に関する評価を計るため	80.6 (2020 年度)	90

(出典) ①中野区資料　②保護者満足度調査

主な取組

❶ 保育サービスの提供体制の整備　　保育園・幼稚園課

保育ニーズに迅速に対応するため、民間保育所の誘致を進めるなど、保育サービスの提供体制の充実を図ります。また、児童相談所の設置に伴う指導検査の対象拡大に対応するとともに、引き続き保育施設の適正な運営体制を確保するなど、区全体の保育環境の向上を図ります。

(主な事業) ○教育・保育施設確保　○保育施設指導

❷ 就学前教育の質の向上　　保育園・幼稚園課、指導室

就学前教育の質の向上を図るため、就学前教育プログラムや保育の質ガイドラインが、保育園や幼稚園の日常業務において活用されるとともに、保護者に保育への理解や施設と家庭との連携、家庭教育の参考事例などとして役立つよう、普及啓発を行います。また、保育園、幼稚園、小学校が合同研究等を通じて情報と課題を共有することにより就学前教育の充実につなげます。

（主な事業）〇就学前教育推進事業

❸ 将来を見据えた区立幼稚園・保育園の運営　　保育園・幼稚園課、指導室

区全域のインクルーシブ教育を推進するため、私立幼稚園に対する支援と保護者に対する啓発を進めます。区立幼稚園については、当分の間、現在の幼稚園運営を継続しますが、様々なライフスタイルに対応できる認定こども園についての検討を続けていきます。また、区立保育園においては、指導検査等を行うことのできる人材の育成・確保、民間保育施設との連携、医療的ケア児の受入れなどを進め、就学前教育の充実に向けた機能・役割を担います。

（主な事業）〇区立幼稚園運営　〇区立保育園運営

事業の展開

前 期	後 期
教育・保育施設確保	
●民間保育所の誘致	推進 →
保育施設指導	
●児童相談所の設置に伴う認可保育所の認可及び認可外保育施設の届出・指導検査の開始	●認可、届出、指導検査の実施

施策23 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実

現状データ

障害児通所支援事業の延利用人数

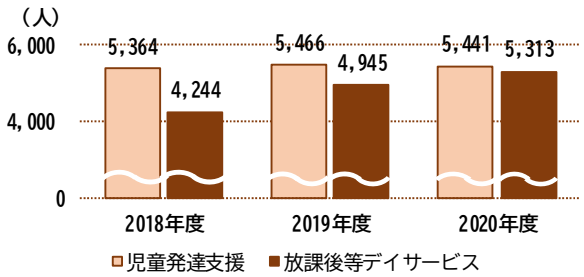

出典：中野区資料

すこやか福祉センターによる関係機関訪問・連携実施件数

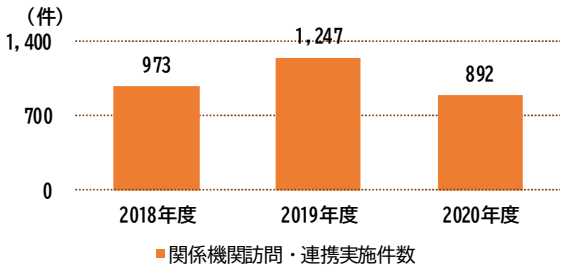

出典：中野区資料

現状と課題

●特別な配慮を必要とする子どもと子育て家庭への支援に向け、すこやか福祉センターは産後の母子支援と連動した早期の相談支援を進めています。さらに成長段階に応じた療育等の専門的支援に取り組む区立療育センター*等の関係機関の連携を強化しています。療育相談や障害児通所支援事業の利用者は、ともに増加傾向にあり、今後さらに、個々の置かれている状況や特性を踏まえ、一貫した相談支援体制の充実が必要です。

●発達の課題や障害のある子どもと子育て家庭の相談支援には、各種事業所などの関係機関が関わっています。相談支援にあたる事業所の専門性を確保するとともに、それぞれの役割に応じた効果的な相談支援を行うことができるよう、連携強化を図っていく必要があります。

●発達の課題や障害のある子どもを育てる保護者は、周囲から十分な理解がされにくいことがあり、加えて地域で孤立しやすい状況もあります。そのため、発達障害等に関する区民の理解の促進やペアレントメンター*の活用等、保護者同士がつながることができる機会の提供が必要です。

●重症心身障害児や医療的ケアが日常的に必要な子ども（医療的ケア児）は増加しており、必要な支援が多様化しています。区では、医療的ケア児の受入れを、区立保育園3園（沼袋・白鷺・本町）で開始しました。新型コロナウイルス感染症の影響による集団保育の機会の減少や、保護者の負担の増加等も踏まえながら、引き続き、医療的ケア児の実態把握や受け入れる施設の整備等、支援体制を充実していく必要があります。

施策の方向性

●特別な配慮を必要とする子どもとその家庭の置かれている状況や特性に応じて、必要な支援が受けられるよう、一貫した相談支援体制の充実を図ります。
●発達の課題や障害のある子どもとその家庭が地域で孤立することがないよう、発達障害等に関する区民の理解の促進や保護者同士がつながり、交流する機会の創出に向けた取組等を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①「日頃から子どもの状況を伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができている」と考える保護者の割合	%	障害児通所支援サービスに対する評価を計るため	87.7 (2020 年度)	95
②区立障害児通所支援施設における保護者を支援するプログラムの開催回数	回	障害児の保護者支援や交流支援により、保護者の支え合いが行われているか計るため	18 (2020 年度)	24

(出典)①区立障害児通所支援施設保護者アンケート調査　②中野区資料

主な取組

❶一貫した地域相談支援体制の整備　　子ども特別支援課、すこやか福祉センター

すこやか福祉センターでは特別な配慮を必要とする子どもとその家庭に対して総合的な相談支援を充実します。あわせて、関係機関と連携し、一貫した地域相談支援体制を整備するために、区立療育センター*の療育相談等専門的機能を強化します。また、地域の各関係機関がその専門性を充分発揮できるよう、実務研修や経験交流を実施します。

（主な事業）〇子ども発達支援事業　〇療育施設運営

❷ 発達の課題や障害のある子どもに関する理解の促進　　子ども特別支援課

子どもの発達や障害に不安や戸惑いを感じる保護者を支援するため、障害児を育てた経験のある保護者をペアレントメンター*として養成し、養成したメンターによる相談を実施します。また、発達障害等に関する理解を促進するため、区民向けに普及啓発を行います。

（主な事業）〇子ども発達支援普及啓発

❸ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援　　子ども特別支援課、保育園・幼稚園課ほか

すこやか福祉センターが実施している乳児家庭への訪問事業等において医療的ケア児の実態を把握するとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の連携支援体制を推進します。また、医療的ケア児一人ひとりの状況に応じて安全性を確保したケアと保育等が提供されるよう、保育園等における受入れ体制を拡充するとともに、医療的ケアを行う民間の通所支援事業所を支援します。

（主な事業）〇医療的ケア児支援事業　〇民間障害児支援事業所運営支援

事業の展開

前 期	後 期
子ども発達支援事業	
●幼稚園等への障害児対応への支援 ●オンラインを活用した保育園等への発達支援研修の開始	
医療的ケア児支援事業	
●医療的ケアコーディネーターの設置による支援の開始 ●医療的ケア児の受け入れる保育園の拡充 ●医療的ケア児の受け入れに対する基礎研修実施	推進

政策 9

子育て世帯が住み続けたくなるまちをつくる

目指すまちの姿

子どもと子育て家庭にとって快適な住まいや魅力的な空間・施設などが整備され、住み続けたいと思えるまちづくりが進んでいます。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「子育て世帯が住み続けたくなるまちづくりが進んでいる」と思う区民の割合	39.6%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策２４　子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導

施策２５　子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実

施策24 子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導

現状データ

住宅の環境の総合的な満足度

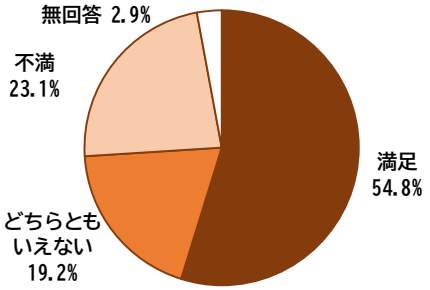

出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（2019 年度）

0～9 歳までの転入者・転出者数

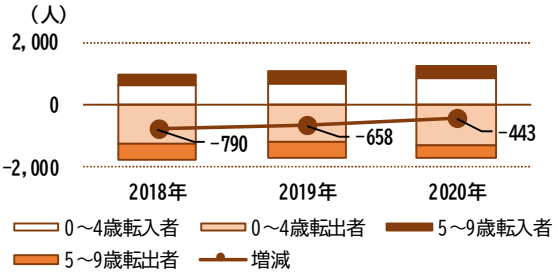

出典：中野区資料

現状と課題

●中野区において、夫婦と子どもの世帯（ひとり親を含む）が占める割合は約 2 割であり、23 区平均の約 3 割よりも低い状況にあります。加えて、0～9 歳の子どもの転出超過傾向が続いていることから、出産等を契機に、子育て世帯が他の自治体に転出していると考えられます。転出意向のある子育て世帯の転出理由としては、「家賃が高い」、「自分の家・土地ではない」、「家の広さなど居住環境がよくない」などが多くあげられています。

●中野区子育てに関するアンケート調査によると、都内に住む子育て世帯は、子育てをする自治体を選ぶ際に、住環境を重視する傾向にあります。子育て世帯から選ばれる自治体となるためには、区内外の子育て世帯に向け、区の住環境の魅力が更に伝わるよう効果的に情報を発信していく必要があります。

施策の方向性

●子育て世帯が暮らしやすい住宅が供給されるよう誘導するとともに、区内外の子育て世帯に対して、区の住環境の魅力を発信します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①区内の住宅の環境に満足している子育て家庭の割合	%	子育て世帯の住宅の環境に関する満足度を計るため	54.8 (2019 年度)	60
②誘導居住面積水準*以上の住宅に住まう子育て世帯の割合	%	適度な広さの住宅に居住する子育て世帯の割合を計るため	33.5 (2018 年)	38

（出典）①中野区子どもと子育て家庭の実態調査　②住宅・土地統計調査

主な取組

❶ 子育て世帯向け住宅の供給促進と住環境の整備　住宅課

再開発事業等のまちづくりの動きに伴い子育て世帯に適した立地において、居住面積や子育てに資する施設・サービスを備えた住宅を誘導するなど、子育てしやすい住環境の整備を進めます。また、子育て世帯に選ばれるまちを目指し、住宅整備等に係る支援を行います。

（主な事業）◎子育て支援住宅普及促進事業

❷ 居住支援体制の推進　住宅課

不動産事業者や居住支援法人等の住宅部門と生活支援を担う福祉部門とが連携しながら、子育て世帯をはじめ低額所得者、高齢者、障害者など住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供なども含め居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。

（主な事業）〇居住支援協議会運営支援事業

❸ 子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信　　子ども・教育政策課ほか

子育て世帯に向けて区の住環境の魅力を効果的に伝えるため、子育てに関する環境や支援などの情報をホームページなどで発信します。

（主な事業）◎子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信

事業の展開

前 期	後 期
子育て支援住宅普及促進事業	
●制度の周知、整備等に係る支援の検討	●整備等に係る支援の実施
居住支援協議会運営支援事業	
●居住支援協議会の運営支援	●サポート体制及び総合相談体制の確立
子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信	
●ホームページ等による住環境に関する情報発信の開始	

施策25 子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実

現状データ

「遊び・憩いの環境」に対する保護者の満足度

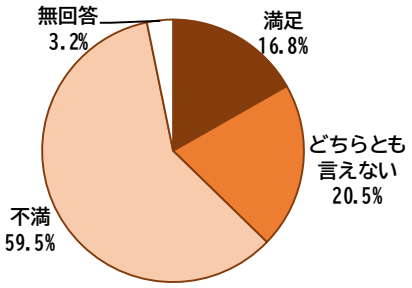

出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（2019 年度）

「商業環境」に対する保護者の満足度

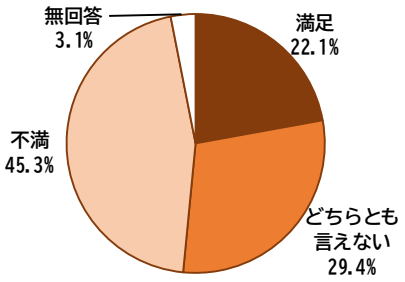

出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（2019 年度）

現状と課題

●小学生の屋内で遊べる施設についての保護者の満足度は、満足が約 1 割、不満が約 7 割となっています。区では、放課後の児童の居場所として、 児童館やキッズ・プラザを設置するとともに、放課後の保護に欠ける児童の居場所として、学童クラブを設置しています。また、地域の様々な大人が参画し、学校施設等を活用した活動拠点や居場所を提供する「放課後子ども教室」を実施しています。

●キッズ・プラザは、小学校に整備するため、施設規模に比して利用児童数が多い施設があります。また、学童クラブでは、民間学童クラブの誘致や公設学童クラブの定員増を行っていますが、待機児童（2020 年 4 月 1 日現在、公設 170 名）の解消が進んでいません。放課後子ども教室事業は、実施団体の担い手が不足するとともに、実施場所に地域的な偏りがあります。これらの課題を解消し、放課後等の子どもの安全・安心な活動拠点や居場所を充実していく必要があります。

●保護者の「遊び・憩いの環境」についての総合的な満足度は、満足が約 2 割、不満が約 6 割となっており、不満の割合が非常に高くなっています。区には、乳幼児親子の屋内の居場所として、児童館・ふれあいの家や地域の団体等が運営する子育てひろばがありますが、乳幼児親子が憩い、子どもたちが屋内外で遊べる環境を充実していく必要があります。

●保護者の「商業環境」についての総合的な満足度は、不満の割合が、満足に比べ約 2 倍になっています。子ども関連の商品やサービスを取り扱う店舗や子ども連れで入りやすい店舗の充実が求められています。

施策の方向性

●子どもたちが、遊び、学び、体験ができる機会や場を充実するため、放課後等の子どもの居場所や、魅力ある公園の整備等を進めます。
●子育て家庭にとって魅力的な施設や子育て家庭にやさしい店舗の充実を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①保護者から見た「遊び・憩いの環境」の総合的な満足度	%	子育て家庭の遊び・憩いの環境に関する満足度を計るため	16.8 (2019 年度)	27
②子育て応援とうきょうパスポート協賛店舗数	店舗	子育て家庭向けの商業環境の充実度を計るため	73 (2020 年度)	150

（出典）①中野区子どもと子育て家庭の実態調査　②東京都公表資料

主な取組

❶ 子どもの遊び・体験の場の確保　　育成活動推進課、公園緑地課

小学生、中高生及び乳幼児親子の居場所を拡充し、子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化した児童館運営を行っていきます。また、子どもから大人までの様々な人が、憩い、遊び、にぎわう魅力ある公園の整備を進めるとともに、区民等の団体が実施するプレーパーク活動の支援を行うなど、子どもたちが屋内外で遊び、体験できる場の充実を図ります。

（主な事業）〇児童館等整備・運営　〇プレーパーク活動支援事業　〇公園整備・運営

❷ 放課後の児童の居場所の確保　育成活動推進課

放課後等の児童の安全・安心な居場所を確保するため、学校校舎の改築等にあわせてキッズ・プラザ及びキッズ・プラザ併設の学童クラブの整備を進めます。また、放課後子ども教室実施団体の活動内容の周知を強化するなど、担い手不足や地域偏在の解消に向けた取組を推進します。

（主な事業）〇キッズ・プラザ整備・運営　〇区立学童クラブ整備・運営
〇放課後子ども教室事業

❸ 乳幼児親子の居場所の確保　育成活動推進課

地域的なバランスに配慮して、子育てひろばを配置します。子育てひろばの運営を行っている団体間の連携を図るための連絡会を開催するとともに、質の向上のための研修等を実施します。また、地域で乳幼児親子の居場所を提供している団体の活動状況について、子育て家庭に情報を発信します。

（主な事業）〇子育てひろば整備・運営

❹ 子育て家庭にやさしい店舗の充実　子ども・教育政策課

東京都制度である子育て応援とうきょうパスポート事業を活用し、子ども関連の商品やサービスを取り扱う店舗や子ども連れで入りやすい店舗の充実を図るとともに、そうした店舗の情報を広く子育て家庭に向けて発信します。

（主な事業）◎子育て関連店舗の登録促進、情報発信

事業の展開

前 期	後 期
児童館等整備・運営	
●児童館の機能強化	推進 →
プレーパーク活動支援事業	
●支援のあり方の検討	●支援団体への支援の実施
キッズ・プラザ整備・運営	
●学校整備に合わせた整備完了（2か所） キッズ・プラザ中野第一 キッズ・プラザ令和	●学校整備に合わせた整備完了（2か所） （仮称）キッズ・プラザ鷺宮・西中野 （仮称）キッズ・プラザ南台
区立学童クラブ整備・運営	
●キッズ・プラザ内学童クラブ整備に伴う区立学童クラブの適正配置	推進 →
子育てひろば整備・運営	
●新規の子育てひろばの運営計画の策定、運営開始（1か所） ●子育てひろば運営団体の連携支援の充実	推進 →
子育て関連店舗の登録促進、情報発信	
●東京都制度の周知・広報	推進 →
●子育て店舗の情報発信マップなどによる周知	推進 →

政策 10

若者のチャレンジを支援する

目指すまちの姿

若者は、幅広い交流や様々な活動の機会などを通じて、チャレンジしながら成長しています。一人ひとりの課題の解決に向けて支える体制が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「若者がチャレンジできる環境が整っている」と思う区民の割合	25.7%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

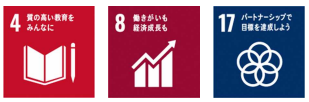

施策の構成

施策２６　若者が地域や社会で活躍できる環境づくり

施策２７　社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援体制の充実

施策26　若者が地域や社会で活躍できる環境づくり

現状データ

若者の人口構成（2021 年 1 月 1 日）

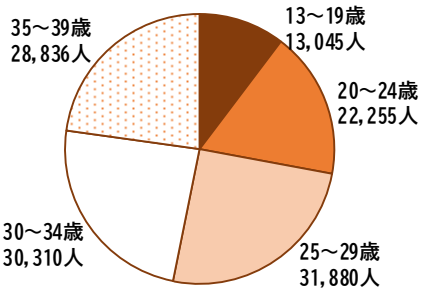

出典：中野区資料

今後参加したい主な地域活動

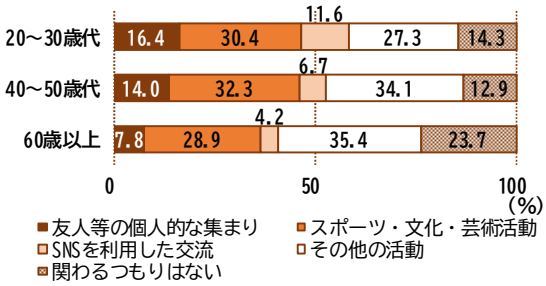

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

現状と課題

●区では、中高生を対象として、ワークショップ形式で意見を深め発表する「ハイティーン会議」などを行ってきました。しかしながら、参加者は、中高生の一部であるため、中高生が、自由に自ら考え、意見を表明し、発信できる取組を更に進めていくとともに、主体的に活動し、交流できる機会や健全な居場所を確保していく必要があります。

●区内には、複数の大学や専門学校等があることや地域特性から、多くの大学生や 20～30 歳代の区民が居住しています。その知識や専攻分野、関心等を地域で生かすことができるよう、地域への参画や情報共有の機会を充実していく必要があります。

●若者（中学生から概ね 39 歳までの者）の人口が区全体に占める割合は、約 4 割となっています。2020 年度の中野区区民意識・実態調査においては、社会や地域との関わり（就労以外）について、20・30 歳代は、関わっていない・関わるつもりはない、と答えた人が 3 割を超えており、他の年代よりも地域との関わりを持つ人が少ない状況にあります。若者の地域での幅広い交流や活動の機会をつくるとともに、若者の視点を区政や地域の課題解決に生かしていく必要があります。

施策の方向性

●中高生が自由に自己表現したり、将来に向けて興味・関心に応じた体験などができる機会や場の充実を図ります。
●区内の大学や専門学校等の学生が、その専攻分野等を地域で生かせる機会の充実を図ります。
●若者ならではの視点を区政や地域に生かすとともに、若者と地域のつながりを構築します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①地域活動や NPO などの活動に参加した 20 歳代、30 歳代の割合	%	20 歳代、30 歳代の地域活動や NPO などの活動への参加状況を計るため	20 (2020 年度)	45
②地域社会などでボランティア活動に参加したことがある中学生の割合	%	地域で活躍できる環境が整備され、中学生の積極的な活動につながっているか計るため	60.7 (2020 年度)	73

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区資料

主な取組

❶ 総合的な若者施策の推進　　育成活動推進課、子ども・教育政策課

すべての子ども・若者がその能力を生かし、自立・活躍できる社会の実現に向け、総合的な取組を推進するため、（仮称）中野区子ども・若者計画を策定します。

（主な事業）◎（仮称）中野区子ども・若者計画の策定

❷ 中高生の活動の機会や場の確保　　育成活動推進課

中高生が自由に、自ら考え、意見を表明し、発信できる機会を充実するため、ハイティーン会議を見直し、拡充します。また、地域や児童館等で活動している中高生の情報交換の場を設けるとともに、中高生が主体的に活動・交流できる機会や場を充実します。

（主な事業）〇育成活動支援事業

❸ 大学生等の地域活動の促進　　育成活動推進課、地域活動推進課、企画課

大学生等が、専攻分野や関心等を生かした地域活動ができるよう、区内大学との連携を図るとともに、地域と大学生等をつなぐ機会や場の提供等を行います。また、地域や社会で活動する意欲のある若者への支援を充実していきます。さらに、区政や地域の課題について、若者ならではの視点を生かし、調査活動や区への提言を行う機会を創出します。

（主な事業）◎若者地域活動支援事業　〇大学との包括連携事業

事業の展開

前 期	後 期
（仮称）中野区子ども・若者計画の策定	
●計画策定に向けた検討、策定	
育成活動支援事業	
●ハイティーン会議の事業内容の見直し・拡充 ●中高生の交流事業の開始 ●中高生向け施設における事業の検討	●見直し・拡充後の実施 推進 ●施設の整備完了、中高生の意見を取り入れた事業の展開
若者地域活動支援事業	
●若者の地域活動サポーター育成事業のあり方の検討 ●若者の会議体設置に向けたあり方の検討 ●ボランティアネットワークとの連携強化 ●NPO 団体主催の社会起業塾への参加支援	●事業の実施 ●会議体の設置及び NPO 団体等による事業開始 推進 ●社会起業塾参加者の起業支援

施策27 社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援体制の充実

現状データ

「社会生活や日常生活を円滑に営むことができなかった経験がある」と思う15歳から29歳の割合

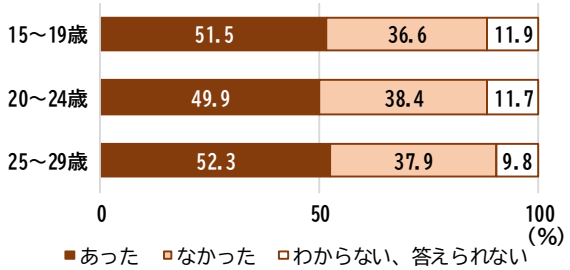

出典：内閣府子供・若者の意識に関する調査（2019年度）

15～39歳の完全失業者数（中野区）

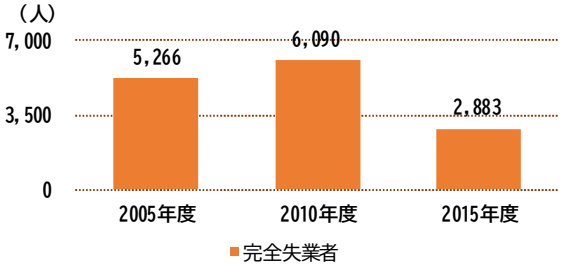

出典：国勢調査

現状と課題

●若者の抱える課題は、経済的困難、就労、家族との関係、ひきこもり等、様々です。「社会生活や日常生活を円滑に営むことができなかった経験がある」と感じている15歳から29歳の割合は半数を超えています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出機会の減少に伴い、社会との関わりに課題を抱える若者の増加につながる可能性もあります。

●国勢調査によると、中野区における15歳から39歳の完全失業者数は、2,883人となっています。2010年度と比較して半数以下となっていますが、今後の景気の動向によっては増加する可能性があります。

●区では、課題別の相談窓口がそれぞれ支援を行っていますが、総合的な若者相談窓口は未設置です。また、区として支援が必要な若者の実態を十分に把握できていない状況にあります。

●社会との関わりに課題を抱える若者とその家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながる支援を行うことが重要です。また、それぞれが置かれている様々な状況に応じて、困難が長引くことがないよう、関係機関が連携して継続的に支援を行うことが必要です。

施策の方向性

●社会との関わりに課題を抱える若者とその家庭の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながるよう、関係機関・地域との連携などにより、社会参加や就労に向けた継続的な相談支援体制を構築します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①子ども･若者支援センター*及びすこやか福祉センターにおける若者相談対応件数（実人員）	人	社会との関わりに課題を抱える若者やその家族の相談窓口に対する区民の認知度を計るため	138（2020 年度）	220
②若者相談対応により課題の解決に至った件数（実人員）	人	若者が抱える困難の解決に向けて相談対応の実効性を計るため	31（2020 年度）	55

（出典）①中野区資料　②中野区資料

主な取組

❶若者の自立を支援する仕組みづくり　　児童福祉課、地域包括ケア推進課ほか

すべての子ども・若者がその能力を生かし、自立・活躍できる社会の実現に向け、総合的な取組を推進するため、（仮称）中野区子ども・若者計画を策定します。また、地域包括ケア体制*の根幹である地域ケア会議*、アウトリーチ活動*の対象を拡大し、若者やその家族の抱えるあらゆる課題に対し、日常生活圏域*や日常区民活動圏域（区民活動センター圏域）において迅速で的確な支援を行える仕組みを構築します。さらに、学校や NPO 法人、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員など関係機関と連携し、若者に対する多面的な支援を行います。

（主な事業）◎（仮称）中野区子ども・若者計画の策定　〇地域ケア会議運営
〇アウトリーチ活動の推進

❷ 若者への相談支援体制の整備　　児童福祉課、すこやか福祉センターほか

社会との関わりに課題を抱える若者が段階的に自立につながるよう、子ども・若者支援センター*において本人や家族からの様々な相談を受け、支援を行うとともに、ひきこもりや精神保健相談など専門性の高い相談についてはすこやか福祉センターと連携した支援を行うなど、関係機関が連携した継続的な相談支援体制を整備します。

（主な事業）◎若者支援事業（若者への相談支援体制の整備）
〇ひきこもり等相談支援事業

❸ 若者の自立とその家族への支援　　児童福祉課、育成活動推進課

就労や社会参加へつなげるため、若者が集団で活動できる安全・安心な居場所を提供するとともに、ボランティア活動などへの参加を支援します。また、家族向け講演会の実施や、家族同士が交流できる場の提供などにより、家族の孤立を防ぐとともに、継続的な支援を行います。

（主な事業）◎若者支援事業（若者の自立とその家族への支援）

事業の展開

前 期	後 期
（仮称）中野区子ども・若者計画の策定	
●計画策定に向けた検討、策定 ●子ども・若者支援センター*の設置に合わせた関係機関との連携強化	●子ども・若者支援地域協議会の設置
地域ケア会議*運営	
●地域ケア会議の対象、設置期間、委員等の柔軟化	●課題解決力、施策提案力の向上、地域資源の開発及び拡充
若者支援事業（若者への相談支援体制の整備）	
●社会との関わりに課題を抱える若者の実態把握 ●子ども･若者支援センター*若者支援事業（相談事業、就労支援）の開始 ●地域若者サポートステーションとの連携	●若者の実態を踏まえた施策の実施 推進
若者支援事業（若者の自立とその家族への支援）	
●子ども･若者支援センター*若者支援事業（集団活動・居場所提供、社会参加体験、家族支援）の検討	●子ども・若者支援センター若者支援事業（集団活動・居場所提供、社会参加体験、家族支援）の実施

基本目標３

誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち

一人ひとりに違いがあることは、特別なことではなく、当たり前のことです。ますます高齢化が加速する中で、病気や障害があっても、いくつになっても自分らしく生きられるまちをオール中野で築いていきます。

政策１１
人生 100 年時代を安心して過ごせる体制を構築する

政策１２
生涯現役で生き生きと活躍できる環境をつくる

政策１３
誰一人取り残されることのない支援体制を構築する

政策１４
誰もが自分らしく輝ける地域社会を形成する

政策１５
生涯を通じて楽しく健康に過ごせる環境をつくる

政策 11

人生 100 年時代を安心して過ごせる体制を構築する

目指すまちの姿

高齢者が、地域のつながりや ICT の活用による見守り・支えあいと、公的サービスをはじめとした包括的な介護・福祉サービスや医療に支えられるとともに、最期まで自分らしく生きることができるオール中野の体制が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「高齢期も地域で安心して過ごすことができる体制が整っている」と思う区民の割合	38.1%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策２８　高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実

施策２９　高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実

施策 28　高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実

現状データ

高齢者人口（すこやか福祉センター圏域別）

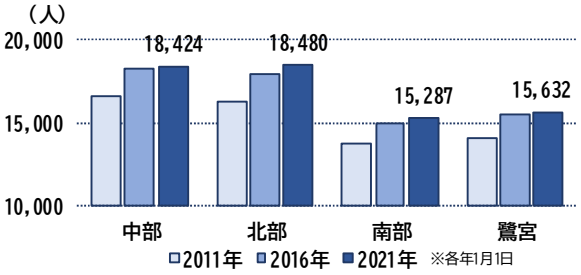

出典：中野区資料

高齢者を含む世帯数と高齢者単身世帯数

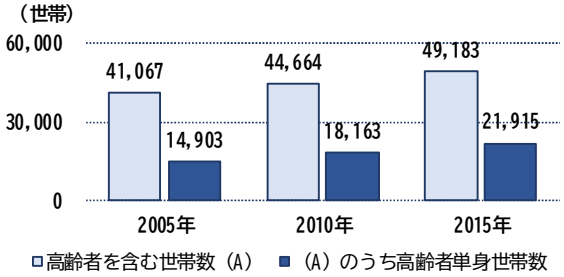

出典：国勢調査

現状と課題

●中野区における高齢者の人口は増加傾向にあります。また、65 歳以上の単身世帯率は 23 区の中でも高く、世帯内における見守りや支えあいが行われない可能性が高く、異変の発見の遅れや孤立した生活を招くことが懸念されます。さらに、近所の人と親しい付き合いがある人の割合は低く、日常の困りごとやいざという時に頼れる人がいないなど生活上の不安を抱えており、高齢者の日常生活を支える環境づくりが求められます。あわせて、見守り・支えあい活動などにより発見された要支援者等を適切な相談支援につなげていくことが求められます。

●しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、アウトリーチ活動*や個別訪問が制限され、支援が必要な人の発見や、支援が必要な人を支援につなげることが非常に難しくなっています。また、関係機関の情報共有を図ることも難しくなるなど、新しい生活様式の下での対応が求められます。

●今後、介護職員が不足することが見込まれていることからも、身体・認知機能を維持できなくなりつつある高齢者を支援するために、地域の担い手を養成し、確保するとともに、見守り活動の主体を重層的に拡充していく必要があります。また、対面による見守り活動に加え、ICT（情報通信技術）を活用した見守り体制の構築が早急に求められます。

●身近な地域で支えあう地域包括ケア体制*の推進に向けて、高齢者などすべての人の自立した生活を支えるための拠点として、すこやか福祉センターを区内 4 箇所、高齢者に関する総合相談窓口として、地域包括支援センターを区内 8 箇所に設置してい

ます。さらなる高齢者の増加を見据え、各関係機関との連携やネットワークづくりを推進するとともに、すこやか福祉センターなどの担当地域・圏域の人口や世帯数等の格差の是正を図るほか、地域の多様な活動主体における重層的な相談支援体制を強化していく必要があります。

施策の方向性

●高齢者の日常生活を支え、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な支援につながるよう、地域の見守り・支えあい活動やICT（情報通信技術）を活用した見守りを充実します。
●今後も進展を続ける高齢社会に対応できる体制を構築していくために、関係機関等の連携を推進するとともに、身近な地域における高齢者の相談支援体制を充実します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025年度目標値
①「何かあったときに相談する相手がいる」と思う高齢者の割合	%	高齢者が地域で見守られている実感を計るため	51.7（2020年度）	55
②地域包括支援センターを身近に感じる人の割合（50歳代以上）	%	地域に必要な相談窓口として、高齢者や地域における支援者の認知度を計るため	22.9（2020年度）	30

（出典）①高齢福祉・介護保険サービス意向調査　②健康福祉に関する意識調査

主な取組

❶地域の見守り・支えあいの推進　　地域活動推進課、地域包括ケア推進課

見守り対象者名簿の活用事例を共有しながら、町会・自治会や民生・児童委員をはじめとする地域の見守り・支えあいを担う団体・機関の連携体制を強化し、見守り・支えあい活動のさらなる活性化を図ります。さらに、ICT（情報通信技術）を活用した支援の導入により見守り体制の充実を図ります。また、近隣住民同士の顔の見える関係づくりを広げるとともに、支援を必要とする人と支援する人をつなげる仕組みづくりや、見守り・支えあい活動を担う団体や人への支援を進めます。

（主な事業）〇高齢者の見守り・支えあい推進事業

❷ 高齢者の相談支援体制の整備　　地域包括ケア推進課、地域活動推進課

高齢者人口の増加に対応し、適切な相談支援が提供できるよう、すこやか福祉センター及び地域包括支援センターの担当地域・圏域について、対象人口や担当範囲を踏まえながら再編を進め、より身近な地域で専門的な相談支援ができる体制の整備を進めます。さらに、区、関係機関、地域の連携の推進により、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、適切な相談につなげる体制づくりを進めます。

（主な事業）〇すこやか福祉センター整備・運営　〇地域包括支援センター整備・運営
〇地域ケア会議*運営　〇アウトリーチ活動*の推進

事業の展開

前 期	後 期
高齢者の見守り・支えあい推進事業	
●ICT（情報通信技術）を活用した支援の仕組みづくりの検討 ●見守り・支えあい協定内容の多様化及び締結事業者数の拡大	●ICT（情報通信技術）を活用した支援の充実 ●協定締結数の拡大と見守り・支えあい関係団体間での情報共有による連携強化
すこやか福祉センター整備・運営	
	●新しいすこやか福祉センター整備完了
地域包括支援センター整備・運営	
	●新しい地域包括支援センター整備完了
地域ケア会議*運営	
●圏域の考え方と併せた見直しによる充実	●課題解決力、施策提案力の向上、地域資源の開発及び拡充

施策 29 高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実

現状データ

介護が必要になった場合に介護を受けたい場所

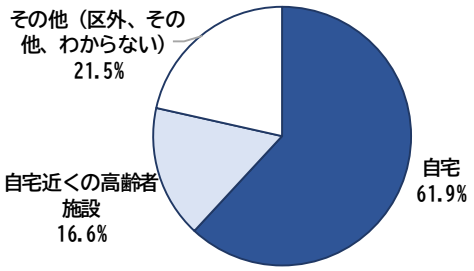

出典：2020 年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査

介護事業従事者の離職時の勤務年数

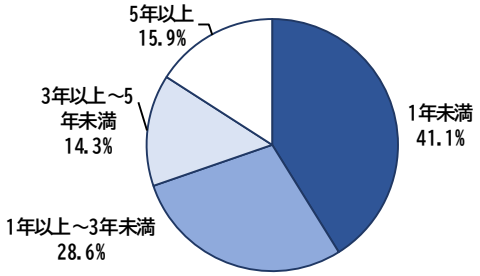

出典：中野区資料

現状と課題

●介護が必要になった場合に介護を受けたい場所として約 6 割の人が「自宅」と回答しています。個人の選択のもと、尊厳ある生き方や最期の迎え方を区民それぞれが考える気運が高まるとともに、在宅療養を選択肢の一つとして広め、医療・介護サービスの充実、連携体制の構築などを図りながら、誰もが在宅療養することができる環境づくりを進めていく必要があります。

●介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護サービスの充実が求められます。しかしながら、近年、介護サービス事業所における介護人材の確保や定着が非常に難しくなっていることから、介護人材の養成・育成や定着支援など、区と介護サービス事業者が連携しながら計画的に進めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、介護従事者の負担の増加による離職や、介護事業所の経営状況の悪化など、介護人材が更に不足することが懸念される中、貴重な社会資源である地域団体等の活動の活性化を図り、連携を進めていく必要があります。

●高齢者のライフスタイルや身体機能に応じて多様な住まい方の選択ができるよう、見守りや緊急時対応、住宅のバリアフリー化など高齢者が暮らしやすい住環境の整備を推進していく必要があります。また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症グループホームなど、一定の需要があるものの、供給が不足している介護保険施設もあることから、今後も継続して計画的な整備・誘導が求められます。

施策の方向性

●高齢期も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援が必要な人に適切な医療や介護・生活支援サービスを提供するとともに、ライフスタイルや身体機能に応じて住まい方の選択ができる環境づくりを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①主治医と十分連携が取れているケアマネジャーの割合	%	医療と介護の連携状況を具体的に計るため	43 (2020 年度)	55
②「長期療養が必要になった場合に可能な限り自宅や実家で過ごしたい」人の割合	%	自宅で安心して療養生活を送るための環境が整っているか区民の実感を計るため	32.7 (2020 年度)	60

（出典）①高齢福祉・介護保険サービス意向調査　②健康福祉に関する意識調査

主な取組

❶ 区民それぞれが望む在宅療養生活の実現　　地域包括ケア推進課

在宅療養が必要な高齢者やその介護者等が地域で安心して生活できるよう、医療・介護連携を推進するとともに、在宅療養に係る相談支援体制や介護者に対する支援体制の充実など環境づくりを進めます。また、自らが主体的に在宅療養についてプランニングができるよう、区民や医療・介護サービス提供者等に対して ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方を普及するなど、本人の望む生活を支える仕組みづくりを進めます。

（主な事業）〇ACP（アドバンス・ケア・プランニング）普及啓発　〇在宅療養相談窓口
〇在宅療養推進事業

❷ 多様な介護サービスの提供に向けた体制づくり　　介護・高齢者支援課

介護人材の確保・定着に向け、技能研修等の機会の充実を図るとともに、利用者の介護状態の改善に取り組む介護サービス事業所への支援を行います。また、介護サービス事業所や地域において活動する団体等に関する情報について、ホームページ等の広報媒体を活用しながら周知し、利用者の利便性を高めるとともに、多様な主体によるサービスや地域の自主活動等の活性化を図ります。

（主な事業）◎要介護度改善推進事業　〇介護人材確保・育成等支援事業
〇地域・社会資源普及啓発

❸ 在宅から入所まで高齢者を支える基盤整備　　介護・高齢者支援課、住宅課

高齢者がライフスタイルや身体機能に応じて住まい方の選択ができるよう、民間活力などを活用しながら多様な高齢者向け住宅や介護保険施設の誘導等を促進するとともに、適切な情報提供と入居の促進を図ります。また、民間賃貸住宅における単身高齢者の円滑な住み替え等に向けて、居住支援法人など民間事業者と協働し、入居に際した諸課題に対応する様々なサービスを提供する等公民連携した高齢者の安定した住生活の基盤を整えます。

（主な事業）〇介護サービス基盤施設整備・誘導　〇住宅確保要配慮者入居支援事業

事業の展開

前 期	後 期
ACP（アドバンス・ケア・プランニング）普及啓発	
●ACP ツールの検討・普及 ●講演会・研修等の充実	●ACP 実践の推進
要介護度改善推進事業	
●制度設計	●事業の開始、運用

政策 12

生涯現役で生き生きと活躍できる環境をつくる

目指すまちの姿

いくつになっても、就労や趣味、社会貢献など、社会とのつながりを通じて、第 2、第 3 の生きがいを見つけ、生涯現役で生き生きと活躍しています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「生涯現役で活躍できる環境が整っている」と思う区民の割合	29.7%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策３０　多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり

施策３１　区民が主体的に取り組む介護予防の推進

施策 30　多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり

現状データ

生きがいがあると感じている高齢者の割合

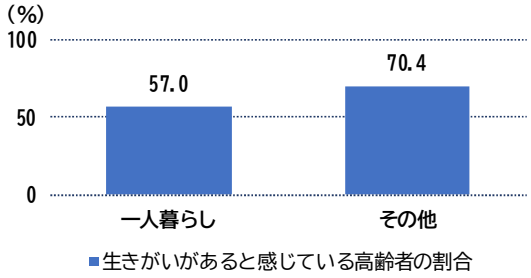

出典：2020 年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査

65 歳以上の就業率

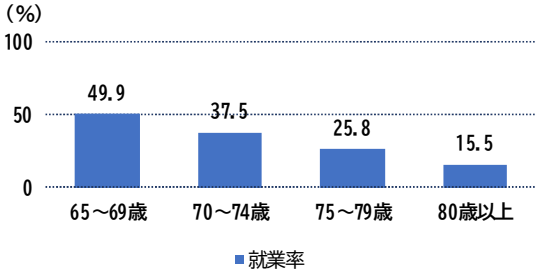

出典：2015 年国勢調査

現状と課題

●高齢社会白書によると、家族や友人との会話の頻度が高齢者の健康状態と密接に関係することが示されています。中野区においては、一人暮らし高齢者が多く、健康福祉に関する意識調査においては、70 歳代以上の約 4 割の人が、近所とのつきあいは「顔を合わせたときに会釈する程度」、「ほとんどない」となっていることから、人とのつながりが希薄になっていると考えられます。高齢者の孤立を防ぐためにも、その人に合った、人とのつながりや居場所づくりを、地域全体で進めていく必要があります。

●前期高齢者（65 歳以上 75 歳未満）の就業率は、男性・女性ともに増加傾向にありますが、定年退職後、生活リズムが変化することなどにより、健康を害する高齢者も多くいます。就労することは、高齢者の健康・生きがいづくりと人とのつながりができることから、高齢になってもその人に合った働き方ができる就労の支援を進めていく必要があります。

●60 歳代は、「NPO・ボランティア活動」というかたちで地域活動をしたいと考えている人が多いことから、地域活動の担い手として活躍できるようにコーディネートしていく仕組みが必要です。

●区内では、様々な主体が、仲間づくりや居場所づくり、趣味の活動等を目的とした教室や講座などを実施しており、高齢者の参加を促進することで、高齢者のつながりの輪を広げ、さらには他の世代との交流を生み出していく必要があります。

施策の方向性

●就労や地域活動等により、いくつになっても居場所を持ち、活躍できる環境の充実を図ります。
●興味・関心や趣味を通じた多様な形での交流・つながりが生まれる環境づくりを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①収入のある仕事を週 1 回以上している 65 歳以上の区民の割合	%	高齢者の就労状況を計るため	27 (2020 年度)	35
②60 歳代以上における地域活動を行っている割合	%	ボランティア等、地域活動への高齢者の参加状況を計るため	60 歳代:22.7 70 歳代:38.3 80 歳以上:36.5 (2020 年度)	45

(出典)①高齢福祉・介護保険サービス意向調査　②健康福祉に関する意識調査

主な取組

❶ 就労や地域活動を通じた社会参加の促進　　地域活動推進課、産業振興課ほか

高齢者が、社会における役割を見いだし、生きがいを持って社会に参加できるよう、就労・起業支援や地域で活動を行うきっかけづくりや場の創出などにより、経験やスキルを生かして活動しやすい環境を整備します。また、事業者等との連携により、就労意欲のある高齢者と事業者のマッチングを促進します。

(主な事業)◎地域人材育成・マッチング事業　〇シルバー人材センター支援事業
〇高齢者就労支援事業

❷ 孤立を防ぐつながり・交流機会の充実　　介護・高齢者支援課、地域活動推進課

高齢者の仲間づくりや居場所づくりを進めるため、趣味や地域支援等の活動を行う友愛クラブや、高齢者をはじめとした区民を対象とした教室や食事会等の活動への支援を行うなど、つながりが生まれる機会や交流の場の充実を図ります。

(主な事業)〇友愛クラブ活動支援事業　〇地域団体活動支援事業

事業の展開

前 期	後 期
地域人材育成・マッチング事業	
	●地域デビュー応援講座（シニア向け）の開設

施策 31　区民が主体的に取り組む介護予防の推進

現状データ

介護サービス利用者数

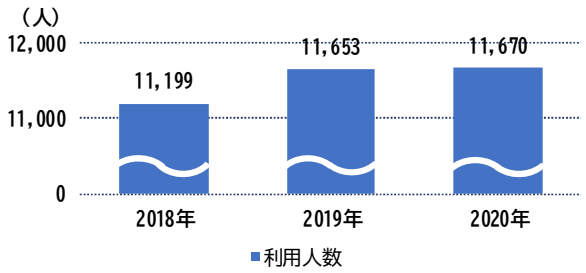

出典：中野区資料

男女別介護予防事業参加者数（音響機器による事業）

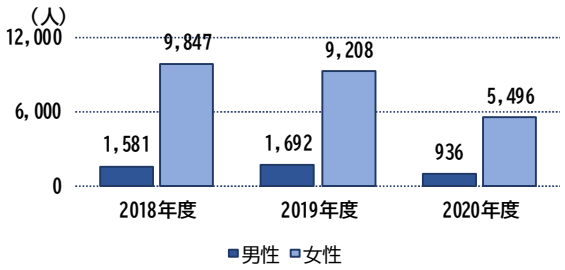

出典：中野区資料

現状と課題

●高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの利用者は年々増え続け、介護保険料や利用者負担も増えていく中、2035 年には介護職員が 68 万人不足すると推計されています。今後、介護予防の取組は、公的サービスだけでは担いきれなくなることが想定されることから、特に身体・認知機能の低下が軽い高齢者については、従来の介護サービス事業者によるサービスに加え、地域活動団体やボランティア等による住民主体サービスなど、様々な主体による多様なサービスを増やしていくことが必要です。

●介護が必要となる状態をできる限り防ぐためにも、日頃からの介護予防や健康づくりに取り組む必要がありますが、高齢者の中には、自身の身体状態の把握が不十分な人や、介護予防の取組による成果が見えづらく継続的な取組につながらない人が多くいることから、介護予防や健康づくりを継続していくための意識や興味・関心を高め、主体的な取組を促していく必要があります。

●区では、高齢者会館を介護予防の拠点施設として位置付け、身近な地域での介護予防の取組を進めています。しかしながら、区で実施する介護予防事業においては、女性に比べて男性の参加率は低く、加えて利用者が固定化しています。健康に関心の低い区民への介護予防や健康づくり事業への参加の勧奨、通い・交流の場の充実、一人ひとりの身体能力等に応じた介護予防・フレイル*予防に係るプログラムの提供などの取組を更に推進していくことが求められます。

施策の方向性

●介護が必要となる状態をできる限り防ぎ、健康的な生活を維持・向上し、生き生きと暮らしていくために、高齢者が身近な地域において、日頃から主体的に介護予防に取り組める環境づくりを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①住民主体サービスを提供する地域団体等の数	団体	虚弱高齢者を含めた地域住民による支援の現状を計るため	20 (2020 年度)	30
②体操や軽運動など介護予防のための通いの場への参加状況	%	介護予防に取り組んでいる高齢者の状況を計るため	18.9 (2020 年度)	25

（出典）①中野区資料　②高齢福祉・介護保険サービス意向調査

主な取組

❶ 区民・団体が主体的に提供する介護予防の取組の促進

介護・高齢者支援課、すこやか福祉センター

要支援者などの虚弱高齢者に対する支援について、公的な介護サービスだけではなく、住民主体サービスによる支援が行われるよう、住民主体サービスを提供する地域団体等に対する支援の充実を図ります。

（主な事業）〇住民主体サービス支援事業　〇高齢者会館運営

❷ 介護予防に取り組む意識の啓発

介護・高齢者支援課

高齢者が自身の身体状態を客観的に把握できる機会を提供し、専門職からの助言等により、改善点や工夫すべき点を明確にできるようセルフケアを推進し、興味や関心を持ちながら介護予防に取り組む環境づくりを進めます。また、民間事業者等と連携しながら、区民の健康への関心を高め、これまでと異なる層にもアプローチしていくため、事業の展開を検討し、介護予防事業への参加の促進を図ります。

（主な事業）〇介護予防推進事業

事業の展開

前 期	後 期
介護予防推進事業	
●介護予防事業に係る実績の検証やニーズ、課題分析及び拡充検討	●介護予防事業の拡充

政策 13

誰一人取り残されることのない支援体制を構築する

目指すまちの姿

障害や生活困窮、生活上の複合的な課題などを抱えている人が、適切な相談や支援につながり、誰一人取り残されることのない体制が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「誰一人取り残されることのない支援体制が整っている」と思う区民の割合	34.0%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策３２　権利擁護と虐待防止の推進

施策３３　多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進

施策３４　障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備

施策３５　生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実

施策 32 権利擁護と虐待防止の推進

現状データ

成年後見申立件数

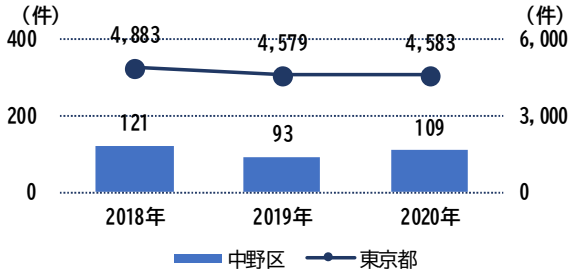

出典：中野区資料

虐待通報・届出件数

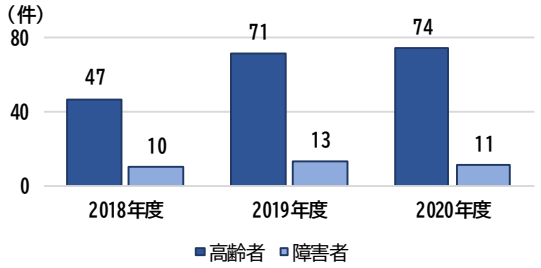

出典：中野区資料

現状と課題

- 高齢化が進展する中で、高齢者、知的障害者、精神障害者、認知症の人など判断能力が十分でない人々にとって、本人の意思や利益、権利、財産が守られる地域社会を築いていくことが求められます。
- 虐待の防止に向けては、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法などの法整備がされ、中野区においても、区と関係機関との連携・協力体制を築きながら、虐待の防止に対する取組を進めており、今後も引き続き、関係機関等が虐待防止に対する高い意識を持ち、虐待の早期発見、適切な対応につなげていく必要があります。
- 一方、判断能力が十分でない人々の権利や財産を守るためには、権利擁護サービスや成年後見制度の適切な利用を促進していく必要があります。しかしながら、成年後見制度という言葉や仕組みについて、知っている又は大体知っている区民の割合は 3 割台半ば、成年後見制度を利用したいと思う 65 歳以上の区民（要介護認定者を除く）の割合は約 1 割にとどまっています。本人の意思が守られ、メリットを感じられる権利擁護支援となるよう体制を整備していく必要があります。
- また、権利擁護と虐待防止を進めていくためには、高齢者、障害者、認知症の人などに対する一人ひとりの理解を広げていくことが大切であり、地域全体で支えあう共生社会を実現する必要があります。

施策の方向性

●判断能力が十分でない人等の意思や利益が守られるよう権利擁護を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、障害者・高齢者等への虐待防止を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①「成年後見制度」という言葉や仕組みを知っている人の割合	%	成年後見制度の認知度を計るため	34.7 (2020 年度)	45
②養護者による高齢者・障害者虐待の通報・届出に対応できた割合	%	高齢者・障害者の権利擁護と虐待防止の状況を計るため	100 (2020 年度)	100

（出典）①健康福祉に関する意識調査　②中野区資料

主な取組

❶ 権利擁護のための体制の整備　　福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センターほか

判断能力が十分でない区民の権利を擁護するため、権利擁護サービスや成年後見制度を必要とする人の発見・相談対応、適切な後見人等候補者の選任支援、後見人等の支援、サービスや制度の普及啓発を行う体制づくりを総合的に推進します。

（主な事業）〇成年後見制度推進事業　〇権利擁護推進事業　〇成年後見制度等普及啓発
〇社会福祉会館運営

❷ 虐待防止に向けた体制の整備　　福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター

高齢者及び障害者の虐待対応を迅速かつ適切に行うため、地域包括支援センターや関係機関との虐待対応マニュアルの共有を行うとともに、中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会を通じて、高齢者・障害者虐待事例の検証を進めます。さらに精神科医、弁護士等の専門職との連携を深め、虐待対応に係る関係機関職員のスキルアップを図ります。

（主な事業）〇高齢者・障害者虐待防止推進事業　〇虐待防止普及啓発

事業の展開

前 期	後 期
成年後見制度推進事業	
●権利擁護支援の中核機関*の設置 ●地域連携ネットワークの構築 ●成年後見等支援検討会議の設置 ●相談支援体制の充実	●権利擁護支援の中核機関の運営 ●地域連携ネットワークの強化・充実 ●成年後見等支援検討会議の運営 推進

施策 33 多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進

現状データ

アウトリーチチームが支援につなげた要支援者数

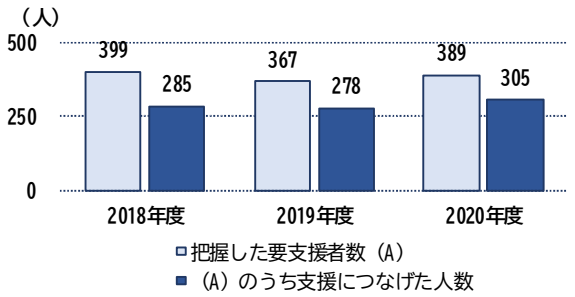

出典：中野区資料

自殺対策は自分自身に関わることと思う人の割合

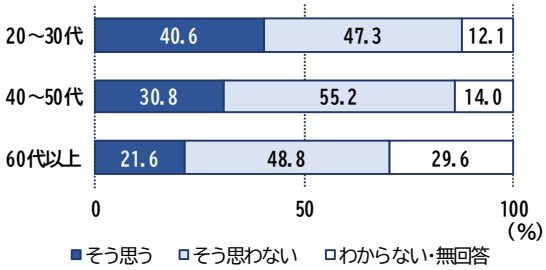

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

現状と課題

●近年、8050 問題*やダブルケア問題*など課題の複合化が進むとともに、ひきこもりや孤立など制度の狭間にある問題など、既存の枠組みでは対応しきれない課題がより深刻化しています。自ら SOS を発信することができない人や、必要な支援を受けられていない人の実態を早期に把握し、適切な支援につなげていく必要があります。

●中野区内自殺率は、男性は 20 歳未満、30 歳代、50 歳代で、女性は 20・30 歳代、50・60 歳代で全国より高い傾向にあります。また、自殺対策は自分自身に関わることと思う人の割合は、約 3 割と低い状況にあります。区民が、自殺は誰にでも起こり得る危機という認識を持ち、必要な時に自ら助けを求めることができる体制づくりを進めていく必要があります。

●犯罪被害者等の支援について、区に相談窓口があることを知っている人の割合は、約 4 割にとどまっており、相談窓口の認知度を上げていく必要があります。あわせて、犯罪被害者等は、犯罪被害そのものだけではなく、周囲の人の偏見や配慮に欠ける行動等による二次被害を受けることも多く、犯罪被害者等の置かれる状況などについて理解を広げていくことが求められています。

●地域の中には、罪を犯したなど、様々な生きづらさを抱える人たちがいます。就労や住居の確保とともに、支援にもつながりにくい状況にあります。犯罪や非行予防を進め、地域で孤立することなく、一人ひとりが抱える複雑な課題に配慮した支援が得られる環境づくりが求められています。

施策の方向性

●潜在的な要支援者を早期に発見し、本人やその家族を必要な相談支援につなぐため、地域のネットワークなどを通じた取組を進めます。
●誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、関係機関との連携を図るとともに、区民と協働しながらすべての人に生きることを支える支援を進めます。
●犯罪被害に遭ってもできるだけ早く穏やかな生活が送れるよう、区民の理解を深めるとともに、関係機関と連携し、途切れることのない支援を進めます。
●犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、地域で孤立させないため、関係機関との連携や支援を行う包括的な体制の構築を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①アウトリーチチーム*が対応して適切に支援につなげた割合	%	アウトリーチチームの要支援者に対する対応状況を客観的に表す指標であるため	78.4 (2020 年度)	85
②自殺死亡率（10 万人対）	人	「中野区自殺対策推進計画」による総合的な取組の成果を計るため	17.6 (2016 年から 2020 年の 5 年平均)	14.4

（出典）①中野区資料　②中野区資料

主な取組

❶ 要支援者の早期発見と継続的な見守り・支援　　地域活動推進課、すこやか福祉センター

潜在的な要支援者の発見や孤立の防止に向け、多職種によるアウトリーチ活動*を進め、要支援者本人やその家族を適切な相談支援につなぐとともに、継続的な見守り・支援を行います。また、情報システムで集約した要支援者の様々な情報について、個別ケース会議などにおいて解決に向けた検証を進めます。

（主な事業）〇要支援者早期把握　〇アウトリーチ活動の推進

❷ 自殺を未然に防ぐ体制の整備　保健予防課

「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺対策メール相談事業を通じて自殺に傾く区民を発見し、自殺の中断及び感情の変化を促すとともに、必要な支援につなげるために関係機関との連携を図ります。また、家庭、学校、事業者等、広く区民と協働しながら生きることを支える取組を推進していくため、普及啓発とゲートキーパー研修による人材育成を強化します。

（主な事業）〇自殺対策メール相談事業　〇自殺対策普及啓発

❸ 犯罪被害者等を支える地域づくり　福祉推進課

「中野区犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害に遭い支援を必要とする被害者やその家族が地域で安心して住み続けられるよう、相談支援体制を整備するとともに、必要な経済的支援や日常生活支援等を行います。また、区民が犯罪被害者等の置かれる状況などについて理解を深められるよう講演会等を通じて普及啓発を進めます。

（主な事業）〇犯罪被害者等相談窓口　〇経済･日常生活支援
〇犯罪被害者等支援普及啓発

❹ 再犯防止に向けた関係機関との連携推進　地域活動推進課

検察庁や矯正施設、保護観察所等刑事司法関係機関等と連携を図りながら、保護司会等地域で見守り・支えあいに取り組む団体等に対して再犯防止や更生保護の取組について課題を共有し、支援を行う体制の構築を推進します。また、保護司等の更生保護ボランティアとの連携のほか、地域で見守り・支えあい活動を行っている町会・自治会、民生・児童委員等に対して、非行や犯罪の防止とともに、再犯防止や更生保護について理解を深めるための研修や情報提供を行います。

（主な事業）〇再犯防止推進事業　〇再犯防止普及啓発

事業の展開

前 期	後 期
要支援者早期把握	
●潜在的要支援者の抽出と調査分析、アウトリーチによる対象者へのアプローチ	●分析に基づく切れ目のない支援体制づくり
再犯防止推進事業	
●関係機関・団体との連携、支援体制強化	推進 →

施策 34 障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備

現状データ

障害者手帳所持者数

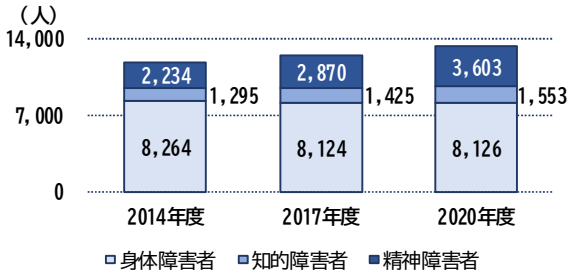

出典：中野区資料

施設入所者の障害支援区分

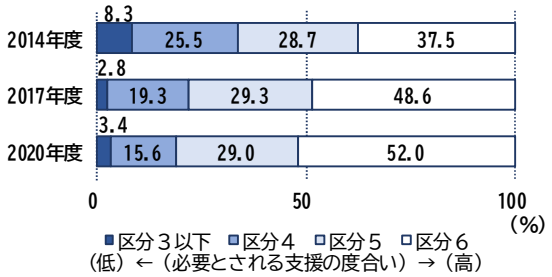

出典：中野区資料

現状と課題

●障害者手帳を持つ人の数は増加傾向にあり、特に、精神障害者保健福祉手帳を持つ人の増加は、著しく、ここ 10 年程で 2 倍以上の増加となっています。また、愛の手帳（知的障害）、精神障害者保健福祉手帳を持つ人を中心に、軽度障害者が増加傾向にあります。

●障害者及び介護者の高齢化、障害の多様化・重度化、ライフスタイルや価値観の変化など障害者を取り巻く環境は変化しており、個々の置かれている状況や特性にあった支援を進めていく必要があります。また、近年、高次機能障害や発達障害など専門性の高い相談支援のニーズは増加傾向にあり、早期の課題把握、ライフステージを通じた一貫した支援が求められています。

●区では地域におけるワンストップ窓口として、区内 4 か所のすこやか障害者相談支援事業所*において、障害者への相談支援等を行っていますが、障害当事者の中には、サービスの利用方法が分からない等の理由から、約 2 割の人が障害福祉サービスを利用できていない状況にあります。

●障害者が身近な地域で、安心して日常・社会生活を送るためには、必要なサービスを適切に利用するための相談支援の提供が不可欠です。さらに、施設入所者の高齢化・重度化の進行などが地域生活への移行を阻む要因となっており、多様化する障害者のニーズや医療的ケアの必要な人に対応できる体制、介護者の負担軽減など、障害者の地域生活への移行及び継続を支える基盤整備を進める必要があります。

●また、今後、少子高齢社会の進展等により、福祉サービスに対する需要の増大や多様化が見込まれます。行政、事業者ともに、専門的知識をもって相談支援に対応できる人材が限られていることから、サービス提供の根幹である福祉人材の確保・育成が極めて重要となっています。

施策の方向性

●障害者及び介護者の高齢化、障害の多様化・重度化など個々の置かれている状況や特性に応じて、切れ目なく必要な支援やサービスが受けられるよう相談支援体制の充実を図ります。

●重度障害者をはじめ障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携や人材育成を進めるとともに、障害者の地域生活への移行を支える基盤の整備を着実に進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①障害福祉サービスを利用していない理由のうち「サービスを知らない」「利用方法がわからない」の割合	%	地域生活を継続するための相談支援、サービス提供体制や社会基盤の整備状況を計るため	21.1 (2020 年度)	10
②入所施設から地域移行した障害者の数（2015 年度以降の累積数）	人	障害者の地域移行に必要な環境の地域における整備状況を計るため	10 (2020 年度)	39

（出典）①障害福祉サービス意向調査　②中野区資料

主な取組

❶安心して地域生活が送れる仕組みづくり　　地域包括ケア推進課、すこやか福祉センター

地域包括ケア体制*の根幹である地域ケア会議*、アウトリーチ活動*の対象を拡大し、障害者及びその家族の抱えるあらゆる課題に対し、日常生活圏域*において迅速で的確な支援を行える仕組みを構築します。

（主な事業）○地域ケア会議運営　○アウトリーチ活動の推進

❷ 関係機関との連携体制と相談支援体制の強化　障害福祉課、すこやか福祉センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援体制の構築に向け、身近な相談拠点であるすこやか福祉センターやすこやか障害者相談支援事業所*、その他の相談支援機関との連携を強化するとともに、専門性の高い相談支援などに対応できる体制の充実を図ります。

（主な事業）〇障害者相談支援事業

❸ 福祉人材の確保・育成　障害福祉課

福祉人材やボランティアの確保に向け、大学や専門学校との連携を進めるとともに、福祉の仕事の魅力を伝えるイベントや理解促進に取り組みます。また、福祉施設への職員派遣研修や、事例検討などを通じて、福祉に関わる人材の育成を進めます。

（主な事業）〇人材育成・養成事業

❹ 入所施設等からの地域生活への移行と地域生活の継続支援　障害福祉課

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、相談支援事業者の確保や地域生活への移行を支える体制づくりを進め、入所施設・精神科病院から地域生活への移行や、地域生活の継続のための支援を行います。

（主な事業）〇地域移行・地域定着支援事業

❺ 障害福祉施設の整備・誘導　障害福祉課

重度障害者グループホームの整備に向けた検討を進めるとともに、必要なサービスの提供を確保するため、福祉作業施設の改修・移転等による再整備や生活寮*の法定サービスへの移行に向けた検討を進めます。また、新たな日中活動の場や短期入所等の整備の検討を進めます。

（主な事業）〇民間活力活用による障害者施設基盤整備・誘導　〇障害福祉施設運営

事業の展開

前 期	後 期
地域ケア会議*運営	
●地域ケア会議の対象、設置期間、委員等の柔軟化	●課題解決力、施策提案力の向上、地域資源の開発及び拡充
障害者相談支援事業	
●基幹相談支援センターの機能の見直しの検討 ●高次脳機能障害や発達障害等の支援体制の拡充検討 ●障害者の高齢化・重度化に対応した地域生活を支える地域生活支援拠点の整備検討	●見直し結果を踏まえた基幹相談支援センター機能の強化による相談支援体制の充実 ●高次脳機能障害や発達障害等の支援体制の充実 ●地域生活支援拠点の整備と機能充実
人材育成・養成事業	
●大学や専門学校との連携による人材育成・養成の検討、関係機関との調整 ●職員の民間事業所への研修派遣開始	●連携事業の開始
民間活力活用による障害者施設基盤整備・誘導	
●重度障害者グループホーム等の整備に向けた機能の再検証、施設の整備・誘導 ●生活寮*の法定サービスへの移行検討 ●障害者福祉会館の医療的ケア等の生活介護重度化対応に向けた改修工事 ●障害者の日中活動系サービス及び短期入所等の充実に向けた機能、施設整備・誘導の検討	●グループホーム等の運営開始 ●生活寮の法定サービスへの移行に伴う整備誘導等 ●重症心身障害児（者）通所事業の開始 ●実施方針・整備計画の策定

施策35 生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実

現状データ

世帯類型別被保護世帯数

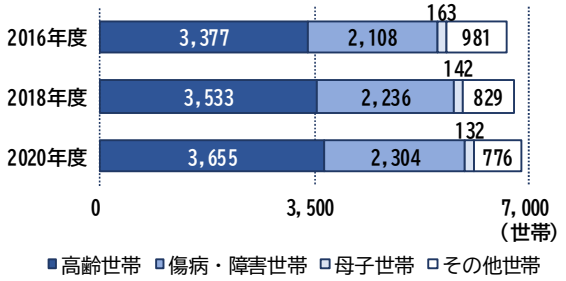

出典：中野区資料

生活保護費の内訳（2020年度）

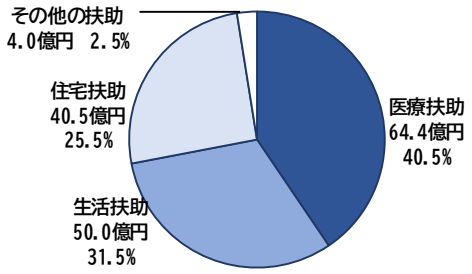

出典：中野区資料

現状と課題

- 区の生活保護被保護世帯数は、現在約6,800世帯あり、近年、年1%の割合で増加しています。特に高齢世帯の増加が著しく、医療扶助費の増加も懸念されます。また、経済的な困りごととあわせて、生活上の様々な不安や悩みを抱える方の自立相談支援機関への相談件数も増加傾向にあります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用情勢の悪化から、生活困窮者のさらなる増加が懸念されるため、自立支援等の相談支援体制を強化していく必要があります。
- 2018年生活困窮者自立支援法の一部改正により、生活困窮者の自立支援の強化策が制定され、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施を促進するため、就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施が地方自治体で努力義務とされました。
- 生活保護被保護者世帯への自立に向けた支援について、相談支援とともに、就労支援と定着支援を一体的に行う必要があります。また、困窮者自立支援制度における支援事業を一体的に実施し、一人ひとりの状況に応じた包括的な自立支援を行う必要があります。
- 医療扶助費の削減、被保護者の日常・社会生活の自立や社会参加といった観点から、被保護者の生活習慣病発症予防の取組を強化し、健康維持増進を図る必要があります。

施策の方向性

●生活に困窮する区民の経済的・社会的な自立に向け、個々の状況に応じた相談支援をはじめ、就労支援や家計改善支援等の一体的な支援体制の充実を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①生活保護から自立した世帯数	世帯	就労支援プログラム等の実施により、生活保護から経済的な自立を促進するため	187 (2020 年度)	200
②生活困窮者を対象とした就労支援を受け就労した割合	%	困窮からの経済的な自立につながったことを示すため	5.3 (2020 年度)	40

（出典）①中野区資料　②中野区資料

主な取組

❶ 生活困窮者に対する包括的な自立支援の推進　　生活援護課

自立相談支援機関「中野くらしサポート」の機能を充実するため、生活困窮者自立支援法で規定する支援事業（自立相談支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業）を「中野くらしサポート」に集中させ、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施します。

（主な事業）〇生活困窮者自立支援事業

❷ 被保護者の就労・定着支援　　生活援護課

中野就職サポート*や中野就労セミナー*を活用し、被保護者の就労支援を図るとともに、就職した職場での定着支援を行うため、就労支援員やケースワーカー等による継続的な支援を実施します。

（主な事業）〇被保護者就労定着支援事業

❸ 健康管理のための支援

生活援護課

健康管理支援事業の充実を図るため、40 歳から 64 歳までの被保護者に対する区民健診の受診勧奨・保健指導を強化し、壮年期からの生活習慣病予防を図り、高齢期の被保護者の健康維持と日常生活の自立につなげていきます。あわせて、適正受診の推進に取り組みます。

（主な事業）〇被保護者健康管理支援事業

事業の展開

前 期	後 期
被保護者就労定着支援事業	
●被保護者就労定着支援のあり方の検討、充実	推進 →

政策 14

誰もが自分らしく輝ける地域社会を形成する

目指すまちの姿

障害や認知症の有無など本人が置かれている状況にかかわらず、個々の特性や強みを生かした就労や社会参画、様々な交流や活動などを通じて、自分らしく輝いています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「障害や認知症の有無などに関わらず自分らしく暮らせる環境が整っている」と思う区民の割合	29.4%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策３６　障害者の就労や社会参画の推進

施策３７　認知症のある人とその家族を支える環境づくり

施策 36 障害者の就労や社会参画の推進

現状データ

就労支援センターの支援による就職者数

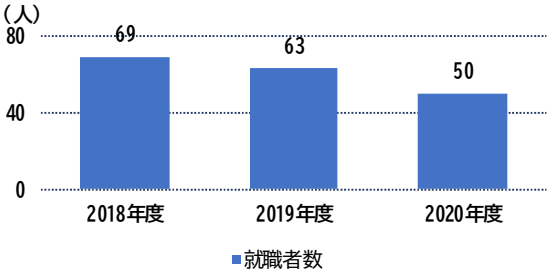

出典：中野区資料

就職した者のうち、定着支援を受けて１年後も就労が継続している者

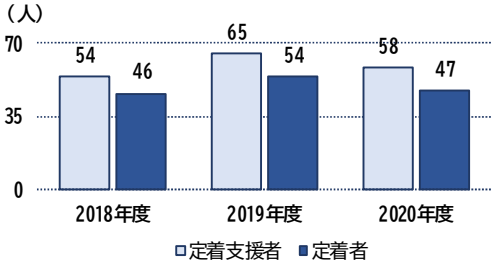

出典：中野区資料

現状と課題

●都内民間企業における 2020 年の障害者実雇用率は 2.04％と過去最高となったものの、法定雇用率 2.2％（2021 年 3 月 1 日以降 2.3％）は未だ達成されていません。また、中野区内において、一般就労による定期的な収入のある障害者の割合(15 歳以上 65 歳未満)は約 4 割となっています。

●2020 年度障害福祉サービス意向調査によると、障害者が働くために大切な環境について、「職場の理解」、「健康状態に合わせた働き方」、「自分の障害に合った仕事がある」ことがあげられており、こうしたニーズをもとに、障害者が働きやすい職場の開拓などを進めていく必要があります。また、障害者が就職し、就労を継続していくためには、事業者をはじめ、障害者就労施設や特別支援学校、保健・医療機関等、様々な関係機関が連携し、本人を支えていくための仕組みや体制づくりが不可欠です。

●2019 年度の区内障害者就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額は 17,503 円となり近年は、17,000 円台を推移する状態が続いています。事業所で働く障害者の工賃向上に向けては、本人の作業能力の向上に加えて、事業所が安定的に仕事を確保できる体制づくりが求められます。

●障害者が自分らしく日常・社会生活を送るためには、周囲の理解が不可欠です。2016 年に障害者差別解消法が施行され、日常生活等における障害を理由とする差別的取扱いが禁止され、障害者への合理的配慮の提供が求められていますが、区民の認知度や理解は未だ十分ではありません。障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共生できる社会の実現に向けた普及啓発や相互交流等を進めていく必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが予測される中、新しい生活様式の下、感染予防対策を講じることで、障害特性によっては、日常生活上の新たな障壁が発生しています。情報・コミュニケーション支援など障害特性を踏まえた新たな支援や配慮が求められています。

施策の方向性

●障害者の自立した生活を支えるため、障害者の就労促進と就労を継続するための支援を行うとともに、障害者就労継続支援事業所における安定的な仕事の確保と作業力向上に向けた支援を進めます。
●障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共生できる社会の実現に向けて、障害者に対する差別の解消と区民や事業者等の理解の促進を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①一般就労による定期的な収入のある障害のある人の割合（15 歳以上 65 歳未満）	%	障害のある人の経済的自立の状況を計るため	41.8 （2020 年度）	43.5
②就労支援センターによる就職者数	人	一般就労促進に向けた取組の成果を計るため	50 （2020 年度）	77

（出典）①障害福祉サービス意向調査　②中野区資料

主な取組

❶関係機関と連携した障害者の就労支援　　障害福祉課

障害者が、各々の希望に応じた働き方や働く場を選択でき、安心して働き続けられるよう、就労支援センターが中心となり関係機関との連携を進め、就労及び定着・生活支援を一体的に行います。また、障害者雇用が進まない事業者を中心に働きかけを強化し、障害者の働く場と働きやすい環境の確保に向けた取組を進めます。さらに、障害者や働きづらさを感じている人等の雇用に積極的に取り組む区内事業者等と連携し、区内における障害者雇用の理解促進等を広げていきます。

（主な事業）〇障害者就労・雇用促進事業

❷ 就労意識の向上と体験・訓練の場の創出　障害福祉課

特別支援学校生徒や障害者通所施設に通所する人の就労への意識を高め、本人の選択を広げるため、就労支援の業務経験を持つ相談支援専門員を派遣し、丁寧なアセスメントなどを通じた支援を行います。また、就労を意識する人へ、本人のステップアップに応じた段階的な就労体験や訓練の場を提供するため、事業者や区役所等における実習の場を計画的に拡大していきます。

（主な事業）〇特別支援学校・障害者就労施設連携推進事業　〇区役所等職場体験実習

❸ 障害者就労施設等における受注機会・販路の拡大　障害福祉課

区内の障害者就労継続支援事業所の受注機会を拡大するため、区からの優先的な発注を推進する他、事業者からの受注の確保に取り組むとともに、各事業所で作製する自主生産品の販路拡大等に向け、販売機会の確保や広報支援を進めます。また、新たな自主生産品の開発や受注機会の拡大に向けて、障害の領域にとらわれず、様々な業態との交流をコーディネートしていきます。

（主な事業）〇障害者就労施設受注促進事業

❹ 障害者に対する理解の促進と交流の機会の充実　障害福祉課

多様な障害の特性や合理的配慮についての理解促進を目的として、区民向け講演会等の啓発事業や、障害の有無に関わらず区民が参加できる交流事業を実施し、障害者に対する差別の解消を図ります。

（主な事業）〇障害者差別解消推進事業

事業の展開

前 期	後 期
障害者就労・雇用促進事業	
●新規事業者の職場開拓促進	推進 →
●働きやすい職場環境の確保に向けた検討、実施	推進 →
●ソーシャルファーム*等の包括的な就労支援の仕組みの検討	●事業の開始
障害者差別解消推進事業	
●障害のある人による障害の理解啓発事業の検討、実施	●理解啓発事業の充実
●民間活力による障害のある人とない人との交流のためのサロン事業立ち上げ支援の検討、実施	●障害のある人とない人との交流のためのサロン事業の実施か所の拡大

施策 37 認知症のある人とその家族を支える環境づくり

現状データ

認知症について理解している区民の割合

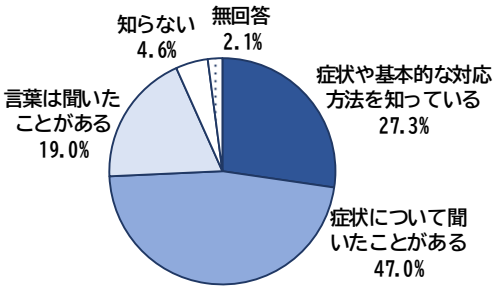

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

介護が必要となった原因

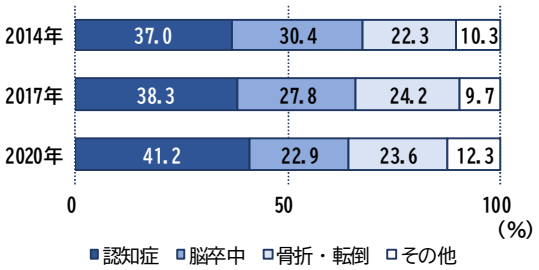

出典：2020 年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査

現状と課題

●高齢化の進展に伴う認知症の人の増加は世界共通の課題です。日本においても、2018 年に認知症の人数は 500 万人を超え、65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人が認知症と推計されています。中野区における認知症高齢者は、2025 年には約 1 万 3 千人になると見込まれ、MCI（軽度認知障害）を含めると約 2 万 5 千人を超えると推計されます。

●認知症の早期発見・早期対応のためには、MCI（軽度認知障害）を疑われる方を対象にした取組が必要ですが、対象者の把握が難しい状況にあります。また、若年性認知症のように年齢の若さから認知症を疑わないことや他の疾病と間違われることなど診断に時間を要することがあります。

●認知症高齢者に関して必要な取組として、地域での見守り、認知症への理解、家族の悩みなどの相談等の支援を進める必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが予測される中、居場所や人と関わる機会の減少や、介護者の負担の増加なども懸念されます。認知症の人に対する相談支援体制を強化するとともに、本人・家族の居場所や通いの場の充実、継続的な家族の精神的・身体的・経済的負担の軽減等が求められています。

●認知症は誰もがなりうることから、認知症への理解を浸透させるとともに、認知症予防の取組を広げ、認知症の疑いがある人の早期発見・早期対応が行えるよう相談機能や医療体制を整えていくことが求められています。また、関係機関の連携強化、医療・介護従事者の人材育成等により対応力の向上を図る必要があります。

●認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など様々な場面で制限を感じ、外出や交流などを減らさざるを得なくなる実態があります。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を進め、社会の一員として希望を持って生活できる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

●認知症の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の理解促進と地域での対応力の向上を図るとともに、認知症の人やその家族の意思を踏まえて、予防、早期発見・早期対応及び居場所づくりの取組を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①オレンジカフェ等認知症の人やその家族が集える場所の設置数	箇所	認知症の人やその家族を支える身近な居場所づくりの状況を計るため	19 (2020 年度)	25
②認知症の症状や基本的な対応方法を知っている人の割合	%	中野区民の認知症に対する理解度を計るため	27.3 (2020 年度)	45

（出典）①中野区資料　②健康福祉に関する意識調査

主な取組

❶認知症バリアフリーに向けた意識の啓発　　地域包括ケア推進課

認知症の人やその家族などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の考え方を広めるとともに、認知症サポーターの養成などを通じて区民等の認知症に関する知識や理解を深めていきます。認知症の人からの発信の機会を増やすなど、本人による普及啓発活動の支援を行います。

（主な事業）〇認知症普及啓発

❷ 認知症の人を支える地域の相談支援体制等の整備　地域包括ケア推進課

認知症検診モデル事業の実施などを通じて、MCI（軽度認知障害）の段階から適切な相談支援が受けられる体制を整備します。また、認知症疾患医療センターと連携しながら困難事例の対応を図るとともに、認知症専門医や認知症アドバイザー医*を含めたチームをつくり、認知症が疑われるケースのアセスメントや分析を行うなど、認知症初期の段階から地域で支えられる体制づくりを進めます。さらに若年性認知症に特化した相談支援体制を充実します。

（主な事業）〇認知症相談支援事業　〇若年性認知症相談支援事業

❸ 認知症の人やその家族・支援者の居場所づくり　地域包括ケア推進課

認知症の人やその家族・支援者が孤立せず、相談や情報交換ができるよう、オレンジカフェなどの通いの場や身近な地域拠点のあり方について、区の特性を踏まえながら検討を進め、「中野モデル」として構築していきます。また、認知症の人への正しい接し方などについて、講習会や家族懇談会・個別相談会を通じて理解を浸透させていきます。

（主な事業）◎認知症地域支援推進事業

事業の展開

前 期	後 期
認知症相談支援事業	
●認知症検診事業の実施 ●結果データ分析・検証	●認知症の相談支援体制の充実
若年性認知症相談支援事業	
●相談窓口に寄せられた事例の分析、伴走型・支援コミュニケーターのあり方の検討	●相談窓口の充実
認知症地域支援推進事業	
●地域拠点の調査、検討、広報	●地域拠点の開設

政策 15

生涯を通じて楽しく健康に過ごせる環境をつくる

目指すまちの姿

中野で暮らすうちに自然と健康的なライフスタイルが身に付く環境が整うとともに、子どもから高齢者まで、自分が関心のある運動・スポーツや学びなどに楽しみながら取り組んでいます。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「運動や学びなど健康で文化的な生活を送ることができる」と思う区民の割合	36.9%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策３８　誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり

施策３９　健康的な生活習慣が身につく環境づくり

施策４０　地域医療体制の充実

施策４１　生涯にわたり学び続けることができる環境づくり

施策 38　誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり

現状データ

運動実施率

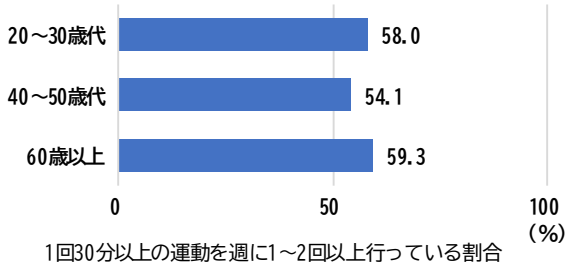

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

運動・スポーツを行う場所

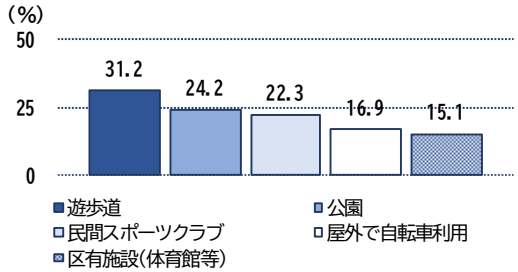

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

現状と課題

- ●区はこれまで、体育館や公園、スポーツ・コミュニティプラザなど、身近な場所で運動・スポーツ活動に取り組める環境の整備を進めてきました。しかしながら、区民のスポーツ実施率は概ね横ばいで推移していることから、今後は、既存の区有施設の有効活用や民間事業者との協働などを図りながら、区民が運動・スポーツ活動に取り組む機会を生み出していく必要があります。
- ●スポーツ実施率は年代・性別ごとに差異があり、仕事や育児等で忙しい世代や高齢者世代など、ライフスタイルに応じた運動・スポーツの機会を提供していく必要があります。また、運動する子どもとしない子どもの二極化が進んでおり、すべての子どもに運動習慣を定着させる必要があります。
- ●スポーツ・コミュニティプラザでは、中野区地域スポーツクラブが様々な事業を実施しています。今後は、クラブ会員間の交流などスポーツを通じたコミュニティの形成を更に進めていくために、区民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ*を目指していく必要があります。
- ●東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとして、区民の健康づくりやスポーツ活動の推進、障害者スポーツの普及、各学校で教育活動として継続する「学校 2020 レガシー」の取組などの支援を行っていく必要があります。
- ●中野区体育協会やスポーツ推進委員など、スポーツの振興を担う区内団体と連携しながら、区民の自発的なスポーツ活動を支援していく必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、競技大会など多くのスポーツイベントの実施が制限されてきましたが、様々な対策が施され、徐々に活動が再開されています。感染予防のルールやマナーの普及啓発を図りながら活動の再開を促していく必要があります。

施策の方向性

●区民が身近な場所で運動・スポーツ活動を行うことができる機会・環境を整えるとともに、運動・スポーツを通じた区民同士の交流や地域コミュニティの形成を進めます。
●区内スポーツ団体と連携しながら、区民の自発的な運動・スポーツ活動を推進するとともに、健康づくりや教育、障害者スポーツの普及など、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした取組を進めます。
●子どもの運動への親しみや健康の保持増進、体力の向上に向けた取組を進め、運動習慣の形成を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①1 回 30 分以上の運動を週に 1～2 回以上行っている区民の割合	%	身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくりの成果を計るため	56.7 (2020 年度)	60
②障害者の外出の主な目的における趣味・スポーツの割合	%	障害者スポーツの普及に関する取組の成果を計るため	19.7 (2020 年度)	25

（出典）①健康福祉に関する意識調査　②障害福祉サービス意向調査

主な取組

❶ 誰もが運動・スポーツに取り組む環境づくり　　スポーツ振興課

スポーツ・コミュニティプラザなどのスポーツ施設の利用促進や民間活力の活用などを図りながら、区民の運動習慣の定着を促すとともに、東京 2020 大会のレガシーとして障害者スポーツ、ユニバーサルスポーツの普及啓発などの取組を進めていきます。

（主な事業）○オリンピック・パラリンピック気運醸成事業、レガシー事業
○スポーツ推進事業　○スポーツ施設運営
○区立小・中学校体育施設一般開放事業

❷ スポーツを通じたコミュニティの形成　スポーツ振興課

区民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ*を目指すため、クラブの育成や支援に取り組み、クラブのマネジメント機能を高めていきます。また、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、区民が日常的に運動や健康づくりに取り組むことができるコミュニティの形成を推進していきます。

（主な事業）〇地域スポーツクラブ事業

❸ 子どもの運動習慣の定着に向けた取組の促進　指導室、スポーツ振興課

子どもの生涯にわたる健康の保持増進と、積極的に何事にも取り組む意欲を育てるため、保育施設等における運動遊びプログラムの普及などにより、子どもたちが遊びを中心とした身体活動を十分に行えるようにします。このことを通して、子どもたちは、体を動かすコツを身に付け、運動することの喜び・楽しさを感じるとともに、運動習慣の定着が図られるようにしていきます。また、スポーツ施設において、子ども向けの競技体験や教室等を実施し、運動機会の提供や運動習慣の定着に取り組みます。

（主な事業）〇運動遊びプログラム　〇運動遊び部会運営　〇競技体験事業

❹ 区内スポーツ団体等の支援　スポーツ振興課

中野区体育協会に加盟する区内各団体等への事業補助のほか、中野区スポーツ推進委員や新たな総合型地域スポーツクラブ*への活動支援により、各地域でスポーツに取り組む区民や団体の活動の活性化を図ります。また、スポーツを支える人材の育成や、人材を必要とする区内スポーツ団体等とのマッチングなどにより、競技力の向上を支援します。

（主な事業）〇スポーツ推進委員事業　〇スポーツ団体援助事業
〇地域スポーツクラブ事業

事業の展開

前 期	後 期
オリンピック・パラリンピック気運醸成事業、レガシー事業	
●トップアスリートの招へい、試合観戦イベント等の実施 ●スポーツ推進委員による地域でのボッチャ活動支援及び大会の開催	●障害者スポーツ、ユニバーサルスポーツの推進 ●「学校 2020 レガシー」による取組の充実 ●競技団体の設立支援
地域スポーツクラブ事業	
●新たな総合型地域スポーツクラブ*の育成	●新たな総合型地域スポーツクラブの活動支援 ●クラブ活動拠点の拡大

施策 39　健康的な生活習慣が身につく環境づくり

現状データ

現在の健康状態に対する実感

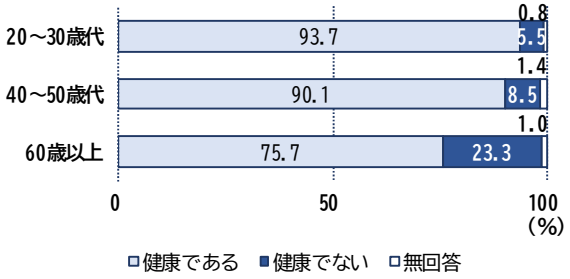

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

健康診断を毎年受診している人の割合

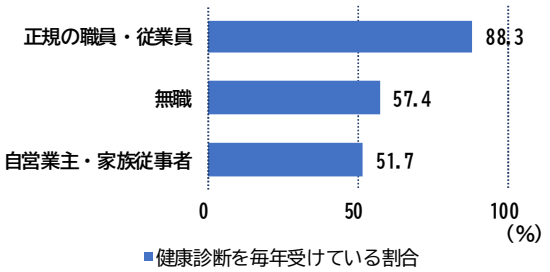

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

現状と課題

●区民の死因のうち、生活習慣との関わりが強い「がん」、「心疾患」、「脳血管疾患」による死亡者の割合は、全体の約 4 割となっています。高齢期における健康状態は、長年にわたる生活習慣の積み重ねによって形成されるため、子どもの頃から健康を意識し、栄養・運動・休養の調和がとれた健康的な生活習慣の定着が図られるよう、ライフステージに応じた取組を進める必要があります。

●子どもから高齢者までライフステージに合わせた食育を広げるため、乳幼児親子や学齢期の子どもと保護者に対する食習慣等についての意識啓発や、暮らしの中で自然と健康的な食生活を送りやすい環境づくりを推進する必要があります。また、区民がいくつになっても健康で質の高い生活を送ることができるよう、歯と口からの健康づくりに取り組む必要があります。

●運動・スポーツに取り組んでいなくても身体能力の維持・向上を図るため、日常的に歩きたくなる環境づくりを進めることで、運動習慣へのきっかけづくりとなるような取組を進めていく必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、医療機関への受診率の低下、在宅での生活の長期化など生活習慣の変化なども生まれています。健康づくりを総合的に推進していくためには、区民が健康課題を的確に把握するための健診と疾病の早期発見・早期治療を図るための検診の受診率を向上させ、各種データの分析に基づき、健康に関心の低い区民にアプローチするとともに、個人の経済力や家族構成などによって健康格差を生まないための取組を推進する必要があります。加えて、喫煙や受動

喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは科学的に明らかになっており、禁煙を希望する区民を支援するとともに、望まない受動喫煙による健康被害を防止する必要があります。

施策の方向性

●栄養・運動・休養の調和がとれた健康的な生活習慣の定着に向けて、区民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを進めます。
●疾病の早期発見・早期治療を促進するため、各種データの収集・分析等に基づく健康づくりを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①自身の健康状態が「よい」と思う区民の割合	%	主観的健康観を計るため	85.7 (2020 年度)	90
②食べ物や食生活に関して栄養バランスや規則正しい食生活を心がけている人の割合	%	日々の生活における生活習慣の改善に対する意識を計るため	58.8 (2020 年度)	63

（出典）①健康福祉に関する意識調査　②健康福祉に関する意識調査

主な取組

❶ 健康的な生活習慣の定着支援　　保健企画課、保健予防課、すこやか福祉センター

栄養・運動・休養の調和がとれた健康的な生活習慣の定着に向けて、意識啓発や環境づくりを進めます。また、区民一人ひとりが抱える健康課題について理解促進を図るとともに、心の悩みのある区民に対する相談支援と、メンタルヘルスへの正しい知識を広げる心の健康づくりを推進します。

（主な事業）〇精神保健相談　〇地域健康活動支援　〇健康づくり普及啓発
〇熱中症に対する啓発

❷ データ分析や健診等による健康づくりの支援　　保健企画課

特定健康診査や診療報酬明細書などのデータの収集・分析に基づき、ターゲットを絞った保健事業の実施など効果的な事業を展開し、あわせて受診勧奨などを推進しながら、がん等健診の受診率向上に取り組むことで、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげていきます。また、パーソナルヘルスレコード*の活用やナッジ理論*を活用した健康に関心の低い区民へのアプローチにより、生涯を通じた健康づくりの支援を進めます。

（主な事業）〇生活習慣病予防対策事業　〇禁煙治療費助成　〇受動喫煙防止対策事業
〇がん等健診の実施及び受診勧奨事業の実施　〇データヘルス事業

❸ 食育の推進　　保健企画課、保健予防課、すこやか福祉センター

子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣、歯と口腔のケア等の普及啓発を進めていきます。また、区内飲食店等と連携し、健康的な食事内容の推奨など、暮らしの中で自然に健康的な食生活を送ることができる環境づくりを推進します。

（主な事業）〇食育推進事業　〇歯と口腔の健康事業

事業の展開

前 期	後 期
食育推進事業	
●各ライフステージに向けたリーフレットの検討	●講座等による普及啓発の充実
●栄養成分表示活用の普及啓発・講座の検討	●栄養成分表示活用の普及啓発・講座の実施
●飲食店等との連携による健康的な食事提供に関する検討	●飲食店等との連携による健康的な食事内容の推奨

施策 40 地域医療体制の充実

現状データ

病状に応じた適切な医療が受けられる環境が整っていると思う人の割合

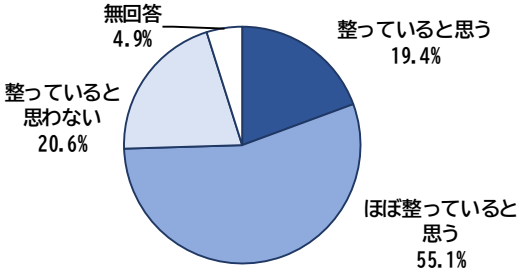

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

かかりつけ診療所を決めている人の割合

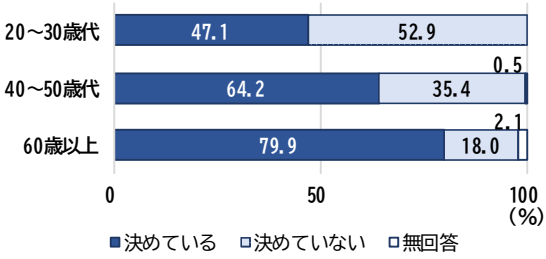

出典：2020 年度健康福祉に関する意識調査

現状と課題

●区民の健やかな生活を支えていくためには、子どもから高齢者まで、誰もが必要なときに、疾病や症状に応じた医療が身近な地域で受けられるよう体制の整備を進めていく必要があります。また、後期高齢者（75 歳以上）人口の増加や、医療の高度化・専門化等の社会環境の変化に伴い、在宅療養を含む医療需要の一層の増加が見込まれており、切れ目のない医療体制の整備が求められます。

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大などをはじめとした社会環境の変化に的確に対応しながら、地域の特性を考慮した医療連携を進めていくためには、地域保健対策を推進するための中核機関である保健所の機能強化が必要です。

●身近な地域で日常的に受診、相談等ができるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及と定着を図るとともに、病院と診療所の連携を推進するなど、医療体制を充実していく必要があります。

●夜間や休日の急病等にも適切な医療を提供できるよう、医師会等の協力を得ながら、初期救急医療体制の充実を図るとともに、首都直下地震などの災害時における救急医療体制や連携体制の強化を図る必要があります。また、医薬品の安全と安心を確保するために、適正管理、適正使用に向けた取組を推進するなど総合的に地域の医療体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

●区民の誰もが、身近な地域で安心して必要な医療を受けられる体制づくりを進めます。
●医薬品の安全・安心を確保するため、事業者等への指導を行うとともに、区民が適切に医薬品を使用できるよう普及啓発を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①地域の救急医療体制が整っていると思う人の割合	%	地域での医療提供の充実度を計る指標の一つとなるため	74.5 (2020 年度)	80
②かかりつけ医を決めている区民の割合	%	身近な地域において医療や相談を受けることができる体制の状況を計るため	64.4 (2020 年度)	80

(出典)①健康福祉に関する意識調査　②健康福祉に関する意識調査

主な取組

❶ 地域での医療提供の充実　　保健企画課

地域の診療所と入院機能や高度医療を提供する病院等との連携を推進し、医療機能の分担と円滑な入院患者の受け入れを図り、区民が必要なときに、疾病や症状に応じて身近な地域で、継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。また、地域医療体制の充実を図るため、医師会等と連携した初期救急医療及び災害時救急医療の確保や医療機関相互のネットワーク構築などの支援をします。さらに、地域包括ケア体制*の実現や新興感染症などに対するより的確な対処を図るため、区内における地域医療支援の拠点となる中核的な医療機関の誘致に向けた検討を行います。

（主な事業）○地域医療機関整備の検討　○地域医療連携
○休日診療・小児救急医療体制整備　○かかりつけ医（歯科医、薬局）普及啓発

❷ 保健所機能の強化　　保健企画課、保健予防課、生活衛生課

健康危機の発生の防止や地域における医療機関や関係団体等との連携を進めるとともに、災害時や健康危機の発生時には、適切な医療の確保のための支援措置を図るなど、地域における健康危機管理体制を強化します。また、保健・医療等に関する情報について収集、分析及び評価を行い、区民や関係機関に提供するとともに、健康維持・増進、健康危機管理に関する意識を高めるため、区民・事業者・行政の関係者間の相互の情報及び意見の交換を行うなど、健康情報発信機能を充実します。

（主な事業）〇保健所機能強化　〇医療安全相談窓口事業

❸ 薬局等における安全管理体制の充実　　保健企画課、生活衛生課

医薬品販売業者等へ法令等を周知するための適切な情報提供を行うとともに、医薬品安全確保のための指導を充実します。また、区民に対し、重複服薬や過剰摂取の防止、残薬管理のための普及啓発を行います。

（主な事業）〇医薬品販売業者等監視指導　〇医薬品等検査　〇残薬整理事業

事業の展開

前 期	後 期
地域医療機関整備の検討	
●医療機関誘致に関する情報収集及び検討	●医療機関誘致に関する関係機関との協議・検討
保健所機能強化	
●健康危機管理機能、災害時保健医療機能、医療連携機能、健康情報発信機能の強化に向けた検討	●健康危機管理機能、災害時保健医療機能、医療連携機能、健康情報発信機能の強化に向けた取組推進

施策 41　生涯にわたり学び続けることができる環境づくり

現状データ

生涯学習活動に関する相談受付件数

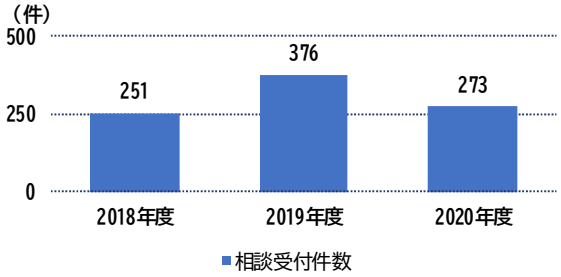

出典：中野区資料

区立図書館児童図書・一般図書貸出冊数

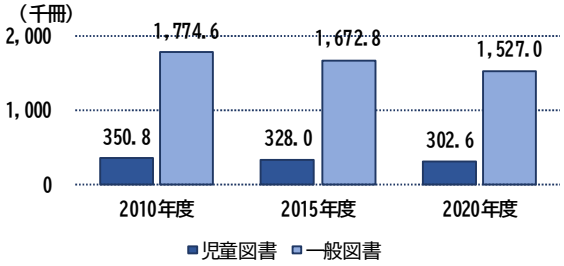

出典：中野区資料

現状と課題

- 区では区内大学や社会教育団体等により、様々な社会教育事業等が展開されていますが、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組めるよう多様な学習の機会を提供していく必要があります。
- 地域に根ざした生涯学習団体の活動情報等を文化施設の生涯学習支援コーナーとウェブサイトにおいて発信しています。区民による自主的な活動を更に活性化していくために、生涯学習団体に対する支援や、ウェブサイトを通じた発信を一層強化していく必要があります。
- 区立図書館における区民一人あたりの児童図書貸出数は 23 区中最少であり、図書館の魅力向上や効果的な周知などにより子どもの読書活動を推進していく必要があります。また、乳幼児親子が本とふれあう機会の充実など、子どもの発達段階に応じた働きかけや読書環境の向上が求められています。
- 区立図書館においては、ICT（情報通信技術）の進展を踏まえ、電子書籍の拡充や、IC タグによる蔵書管理、自動貸出・返却機の導入、盗難防止装置の設置等を行うほか、予約した図書をより身近な場所で受取・返却ができる図書サービス・ポイントの設置など、利便性の向上を図る必要があります。
- また、閲覧席数は 23 区中最少であり、自習やグループ利用など、滞在型利用の拡充が求められています。さらに、図書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、デイジー図書や端末機の拡充など誰もが利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

●いつでもどこでも生涯を通じて主体的に学び続けることができる環境づくりを進めます。
●区民が図書館を学びや課題解決に活用できるよう、利便性の向上や環境の充実を図るとともに、乳幼児親子や子どもの読書活動を促進します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①「区内において様々な学習機会が充実している」と感じる区民の割合	%	区内の学習環境に対する区民の実感を計るため	19.2 (2020 年度)	30
②区立図書館における児童図書貸出冊数	冊	図書館の子ども向けサービスの充実度を計るため	302,594 (2020 年度)	395,700

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区資料

主な取組

❶ 生涯学習の機会の充実　　区民文化国際課

区民の誰もが、いつでもどこでも生涯を通じて主体的に学習に取り組めるよう、生涯学習環境の充実を図り、多様な学習機会を提供するとともに、区内の生涯学習団体の地域に根ざした活動をより一層推進するため、ウェブサイト等を通じた情報発信を強化します。

（主な事業）〇社会教育大学連携事業　〇社会教育訪問学級事業
〇子ども向け体験学習事業　〇生涯学習普及啓発

❷ 子どもの読書環境の充実　　子ども・教育政策課

区立図書館において、子どもの読書活動を推進するため、子どもの発達段階に応じた働きかけや児童図書の充実を図るとともに、児童館や子育てひろば等と連携した事業を行います。また、地域開放型学校図書館*、ブックスタート事業、出張型おはなし会等を活用して家庭・地域・学校との連携による子どもの自主的な読書活動の推進や、乳幼児親子の読書活動の支援などを行います。

（主な事業）〇ブックスタート事業　〇児童・子ども読書活動推進事業

❸ 図書サービスの機能の強化　　子ども・教育政策課

図書サービスを充実するため、閲覧席の拡充、自動貸出機等の導入による利便性の向上、デイジー図書の拡充等による障害者サービスの充実など、図書館の機能を強化します。地域開放型学校図書館*については、3 館開設し、運用状況を検証します。

（主な事業）〇区立図書館整備・運営　〇地域開放型学校図書館整備・運営

事業の展開

前 期	後 期
区立図書館整備・運営	
●中野東図書館の整備完了 ●IC タグによる自動貸出機の整備（中野東、中央） ●閲覧席の拡充 ●デイジー図書等障害者サービスの充実	推進 推進
地域開放型学校図書館*整備・運営	
●地域開放型学校図書館の整備完了（3 館） みなみの小学校、美鳩小学校、中野第一小学校	

基本目標４

安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまち

まちづくりは、人と人、歴史と未来をつなぎ、安全・安心とまちの魅力を形づくるものです。地区の特性に応じて、あらゆる災害に強く、犯罪や事件・事故がなく、いつまでも住み続けたくなる持続可能なまちを、多様な主体の協働により築いていきます。

政策１６
災害に強く回復力のあるまちづくりを進める

政策１７
時代の変化に対応したまちづくりを進める

政策１８
快適で魅力ある住環境をつくる

政策１９
環境負荷の少ない持続可能なまちをつくる

政策２０
安全・安心な生活環境と防犯まちづくりを進める

政策 16

災害に強く回復力のあるまちづくりを進める

目指すまちの姿

防災まちづくりの推進や地域の防災力の向上などにより、被害を最小限にとどめ、早急に復旧できる回復力のあるまちづくりが進んでいます。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「災害に強いまちづくりが進んでいる」と思う区民の割合	42.1%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策４２　防災まちづくりの推進

施策４３　災害に強い体制づくり

施策 42 防災まちづくりの推進

現状データ

危険度ランク４以上の地区

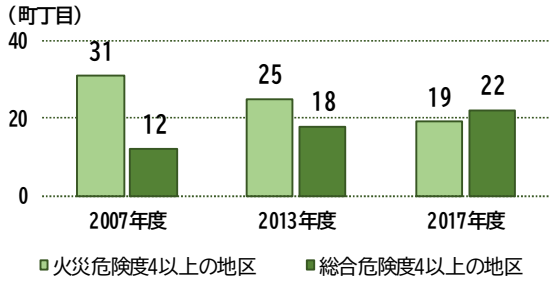

出典：地震に関する地域危険度測定調査（東京都）

不燃領域率

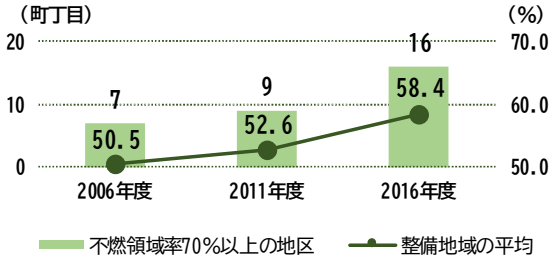

出典：土地利用現況調査（東京都）

現状と課題

●「地震に関する地域危険度測定調査（東京都）」において「火災危険度」「総合危険度」のいずれかの地域危険度*がランク４以上の地区は、区内 85 町丁目のうち 24 町丁目あります。また、木造住宅密集地域は 26 町丁目あり、特に甚大な被害が想定される地域として約 400ｈａが指定されています。

●首都直下地震等における都の被害想定では、中野区内約７万２千棟のうち火災による焼失棟数は約７千棟、全壊建物数は約２千棟とされています。また、区内における旧耐震基準の木造住宅等で耐震性の低い建物は、約２万棟存在しています。

●「防災都市づくり推進計画（東京都）」における整備地域内の目標である不燃領域率*が 70%以上の地区は、16 町丁目にとどまっており、不燃領域率を改善していく必要があります。

●中野区が管理する道路においては、幅員４ｍ未満の道路の割合が最も多く、緊急車両の通行や消火・救援活動等を行うために必要な空間が不足しており、道路空間等の確保が必要です。安全で円滑に避難場所への移動ができるよう、避難道路のネットワークを形成する必要があります。あわせて、震災時・火災時の安全性の確保を目指し、公共空間の確保や新たな防火規制*の導入、不燃化建替を促進します。

●整備地域のうち５地区（平和の森公園周辺、南台一・二丁目、南台四丁目、弥生町三丁目周辺、大和町）で防災まちづくりを進めている一方、地域危険度の高いエリアで防災まちづくりの方針が定まっていない地区もあります。災害に強いまちづくりを進めていくためには、地域の実情を踏まえたまちのルールづくりや運用が不可欠で

あり、地域と区が協働してまちづくりを検討していく必要があります。また、防災性の向上に寄与する道路、広場等のオープンスペースなどに関する防災まちづくりの検討は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会全体の価値観や行動の変化が進むなかで、新しい生活様式にも対応できるように進めていく必要があります。

施策の方向性

- 「防災都市づくり推進計画（東京都）」における整備地域内の地区について、国や都と連携して、避難道路等の基盤施設の整備や不燃化建替を加速させ、防災まちづくりを進めます。
- 地区計画*などの都市計画制度を活用し、地域の特性にあわせたまちづくりを進めます。
- 震災時に火災による延焼や建物倒壊の危険性が高い地域において、「東京都建築安全条例」に基づく新たな防火規制*の導入による耐火性に優れた建物への転換を進めるとともに、耐震性が不十分な建物に対する耐震化への取組を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①不燃領域率*（防災まちづくり事業対象地区）	%	まちの防災性向上の状況を計るため	61.7 （2020 年度）	70
②住宅の耐震化率	%	震災時の被害軽減につながるため	90.3 （2020 年度）	100

（出典）①中野区資料　②中野区資料

主な取組

❶ 木密事業による防災まちづくり　まちづくり事業課

整備地域内の事業中の地区について、住宅市街地総合整備事業等を活用し、地区施設道路を整備することにより、広域避難場所等への避難路の確保を図ります。あわせて、地区計画*や都市防災不燃化促進事業により、良好な住環境と防災性の確保を図ります。

（主な事業）〇南台一・二丁目地区、南台四丁目地区、平和の森公園周辺地区における防災まちづくり

❷ 不燃化特区を活用した防災まちづくり　まちづくり事業課

重点的・集中的に改善すべき地区について、住宅市街地総合整備事業に加え不燃化特区*の支援制度を活用し、老朽家屋の建替促進や公共整備型による避難経路の整備を行います。あわせて、地区計画*により、良好な住環境と防災性の確保を図ります。

（主な事業）〇弥生町三丁目周辺地区、大和町地区における防災まちづくり

❸ 木造住宅密集地域における不燃化の促進　まちづくり計画課

地域危険度*ランクが 4 以上の木造住宅密集地域を中心に、新たな防火規制*の導入など規制と誘導による建物の不燃化を推進します。

（主な事業）〇新たな防火規制の導入

❹ 耐震化の推進　建築課

震災時に火災の発生や建物の倒壊等の危険性が高い地域における住宅等の倒壊防止及び不燃化に向け、建物の耐震性・耐火性の確保を図ります。

（主な事業）〇木造住宅等の耐震化促進事業　〇緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業

❺ 地域特性を生かした防災まちづくり　まちづくり計画課

地域危険度*が高い木造住宅密集地域などにおいて、既存道路やオープンスペースを最大限活用した災害に強い市街地等の形成に加え、地域特性を生かしたまちの魅力向上につながる防災まちづくりを進めます。

（主な事業）〇新たな防災まちづくり（若宮地区、野方一・二丁目地区）

事業の展開

前 期	後 期
南台一・二丁目地区、南台四丁目地区、平和の森公園周辺地区における防災まちづくり	
●南台一・二丁目地区防災まちづくり（避難道路の整備、不燃化の促進、地区計画*によるまちづくり）	推進
●南台四丁目地区防災まちづくり（避難道路の整備、地区計画によるまちづくり）	推進
●平和の森公園周辺地区防災まちづくり（避難道路の整備、地区計画によるまちづくり）	推進
弥生町三丁目周辺地区、大和町地区における防災まちづくり	
●弥生町三丁目周辺地区防災まちづくり（避難道路の整備、老朽建築物の除去、不燃化建替促進、地区計画*によるまちづくり）	推進
●大和町地区まちづくり（避難道路の整備、老朽建築物の除去、不燃化建替促進、地区計画によるまちづくり）	推進
新たな防火規制*の導入	
●新たな防火規制区域の特定及び指定	推進
木造住宅等の耐震化促進事業	
●木造住宅耐震補強工事及びブロック塀撤去助成の見直し	●住宅の耐震化事業の推進
新たな防災まちづくり（若宮地区、野方一・二丁目地区）	
●若宮地区防災まちづくり（地域との協働体制の構築、都市計画等運用の調整・検討）	●若宮地区防災まちづくり（地区計画*によるまちづくり）
●野方一・二丁目地区防災まちづくり（現況調査・課題整理）	●野方一・二丁目地区防災まちづくり（事業手法等の検討）

施策 43 災害に強い体制づくり

現状データ

地震災害への家庭での対策の有無

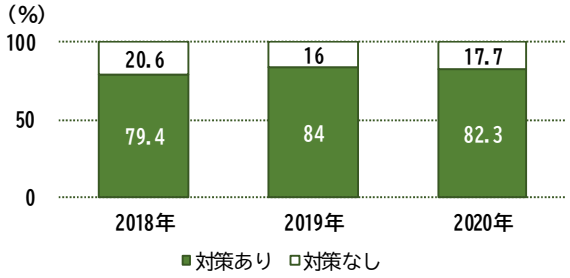

出典：中野区区民意識・実態調査

地域で頼れる人の有無

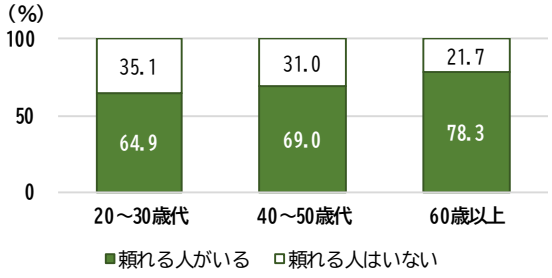

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

現状と課題

●近年、地震や台風、局地的集中豪雨など大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まる中、区内には、外国人、高齢者や障害者など情報弱者といわれる人々が多く居住・滞在しており、迅速かつ適切な情報提供体制を確立し、人命の保護を最大限に図るとともに、迅速な復旧・復興に向けた体制づくりが求められています。

●区では、地震などの自然災害に備え、避難所の整備や、必要な防災資機材・備蓄物資を配備していますが、自然災害と新型コロナウイルスなどの新興感染症の拡大、といった同種もしくは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害に備え、避難所運営の環境改善や、物資の見直し・充実を図る必要があります。一方、区民の日常備蓄品（水・食糧）の備蓄率は依然と低く、非常時における生活物資の不足が懸念されるほか、複合災害に対する避難行動の啓発等が求められます。

●防災訓練に参加している人の大半は町会・自治会に加入している人であり、災害時における自助・共助の取組を活性化させるためにも、誰もが参加できる防災事業の展開、地域の取りまとめ役となる担い手の育成により、区民の防災行動力や防災意識を高めていく必要があります。

●区では、自力で避難することが困難な方の避難支援を円滑に行うため、「災害時避難行動要支援者名簿*」を整備するとともに、要支援者一人ひとりの「災害時個別避難支援計画書*」の作成を進めています。現在、避難に際して同行や見守り等が必要な方の約 7 割が計画を作成しています。今後、計画書の必要性や活用等について理解を得ながら、更に状況の把握と計画の作成を進める必要があります。また、名簿や計画

を活用した訓練や検証、災害時の安否確認等の協定を結んでいる事業者との連携強化などにより要支援者の避難支援の充実を図るなど実効性を高めていく必要があります。

●さらに、大規模地震や風水害等により発生する災害廃棄物（がれき、片付けごみ、避難所から発生するし尿やごみ等）を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき、区民や事業者に対して排出ルール等を周知していく必要があります。

施策の方向性

●地震や台風、局地的集中豪雨など大規模自然災害の発生時における人命の保護を最大限に図るとともに、迅速な復旧・復興に向けた体制づくりを進めます。

●防災活動の担い手の育成や日常的な地域のつながりの形成、自助・共助による防災の取組を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①地域自主訓練等参加人員	人	地域防災に関する区民の関心度を計るため	45,600 (2019 年度)	60,000
②飲料水・食料を備蓄している区民の割合	%	区民の震災への備えの状況を計るため	飲料水 60.3 食　料 56.4 (2020 年度)	飲料水 75 食　料 65

（出典）①中野区資料　②中野区区民意識・実態調査

主な取組

❶ 防災施設の機能強化と様々な想定に基づいた避難環境の整備　防災危機管理課

民間事業者などと連携し、協力しながら、防災備蓄倉庫を確保していくとともに、備蓄する食糧については、乳幼児、高齢者、外国人、食品アレルギー等に対応した整備を進めます。また、在宅避難など正しい避難行動に対する啓発を推進するとともに、帰宅困難者を収容するための一時滞在施設や母子避難所などの確保、複合災害を見据えた避難所の環境改善を進めます。さらに、すべての人たちの命を支えるインクルーシブ防災*に向けて、避難所における防災備品を充実します。

（主な事業）〇避難所運営、防災物資・防災資機材等配備
〇区民向けの防災用品あっせん事業　〇帰宅困難者支援事業

❷ 水害対策の推進　防災危機管理課、道路課

局地的集中豪雨等による道路冠水や下水道からの内水氾濫による住宅への浸水被害の発生などの都市型水害に備え、道路及び公共施設等における透水性舗装や浸透ます等の雨水流出抑制施設の整備による流域対策を進めます。また、ハザードマップの配布や浸水被害に関する情報提供等、区民や事業者の水害対策を促していきます。

（主な事業）〇雨水流出抑制施設の設置　〇水害情報発信事業　〇水防訓練

❸ 情報伝達手段の充実と共有環境の整備　防災危機管理課

大規模な自然災害などの発生時に、区民が自ら判断し、行動できるよう、正確な情報伝達と伝達手段の多様化を図ります。東京都災害情報システム(DIS)などを活用した関係機関との連携による情報収集体制の強化に取り組むとともに、外国人や障害者などの情報弱者の方々が確実に情報を得られる環境の整備など、情報伝達手段を充実します。

（主な事業）〇情報発信・情報収集体制整備

❹ 避難行動要支援者への避難支援　地域活動推進課、防災危機管理課

「災害時個別避難支援計画書*」の必要性や活用などについて広く情報提供を行います。また、発災時を想定した「災害時避難行動要支援者名簿*」と「災害時個別避難支援計画書」を活用した訓練や検証、要支援者の安否確認等を行う協定事業者との連携強化などにより、迅速で的確な安否確認、救援活動を行える体制を整えます。

（主な事業）〇災害時避難行動要支援者支援事業

❺ 地域における防災行動力の向上　　防災危機管理課

区民が参加できる防災イベントや様々な主体が協働できる取組の推進、要配慮者等が防災事業に参加できる環境づくりなどを進めるとともに、地域コミュニティの活性化を図り、区民や地域の防災意識の向上を図ります。また、防災リーダー*の能力の向上や地域防災会事業への参画など、地域防災会との連携の強化に向けた事業を展開します。

（主な事業）〇防災訓練　〇地域自主防災支援事業

❻ 災害廃棄物処理を円滑に進めるための体制整備　　ごみゼロ推進課

「災害廃棄物処理計画」に基づき、発災後に災害廃棄物の収集・運搬、処分などの具体的な方針等を定める「災害廃棄物処理実行計画」を策定するため、平常時から職員に対し計画策定の研修、演習、訓練を実施します。また、災害廃棄物の分別の重要性や排出・収集運搬に関するルールについて、平常時から区民・事業者向けに分かりやすい普及啓発を行います。

（主な事業）〇災害廃棄物処理の体制整備

事業の展開

前 期	後 期
避難所運営、防災物資・防災資機材等配備	
●避難所確保に向けた民間団体との連携強化	●避難所確保に向けた新たな取組の検討
●二次避難所の環境整備、障害者団体などへの調査の実施	●二次避難所確保に向けた新たな取組
●備蓄倉庫確保に向けた調査検討、ローリングストックなど備蓄方法の改善	●区有施設の活用検討、備蓄倉庫の充実
●インクルーシブ防災*を考慮した必要物資等の検討・充実、障害者団体などへの調査	●あらゆる災害を想定した備蓄物資の検討・配備

前 期	後 期
情報発信・情報収集体制整備	
●戸別無線の拡充、ポケベル波の活用等の検討と導入 ●緊急電話伝達システムの拡充、デジタルサイネージ等の活用の検討、障害者に対する体制強化 ●東京都DISとの連携、合同訓練の推進等の連携強化	●戸別無線の拡充、新たな情報収集体制の整備 ●高齢者や外国人に対する体制強化 ●近隣自治体との連携訓練の検討・推進
災害時避難行動要支援者支援事業	
●要支援者名簿と個別避難支援計画書を活用した訓練の実施と検証、さらなる活用に向けた関係団体・機関等の連携強化 ●要配慮者利用施設の指定と避難確保計画の作成支援	●要配慮者利用施設における避難訓練の実施促進と訓練支援
防災訓練	
●要配慮者や外国人の訓練参加に向けた検討・訓練の実施	●要配慮者や外国人の訓練参加に向けた検討・訓練の実施
地域自主防災支援事業	
●新たな地域防災の担い手や事業内容の検討 ●地域防災リーダー*の養成、スキルアップ（応急手当普及員の資格取得支援など）	●新たな地域防災の担い手の養成 ●地域防災リーダー拡充の検討、新たなスキルアップ事業の展開

政策 17

時代の変化に対応したまちづくりを進める

目指すまちの姿

地区の特性に応じたまちづくりや連続立体交差事業*の進展などにより、駅周辺を核としたまちの安全性・快適性・利便性が向上し、時代の変化に対応したまちづくりが進んでいます。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「西武新宿線の連続立体交差事業*を契機とした沿線各駅のまちづくりや地区の特性に応じたまちづくりにより、安全性・快適性・利便性が向上している」と思う区民の割合	41.6%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策４４　西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進

施策４５　各地区の特性に応じたまちづくりの推進

施策 44 西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進

現状データ

西武新宿線 5 駅周辺の居住人口（各年 1 月 1 日）

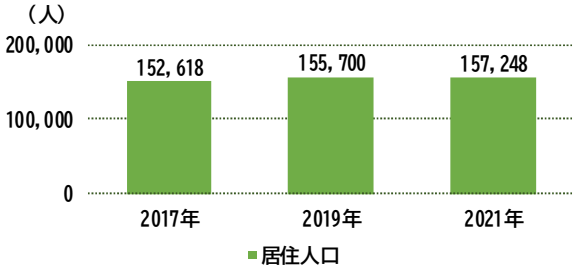

出典：中野区資料

西武新宿線 5 駅の 1 日乗降客数

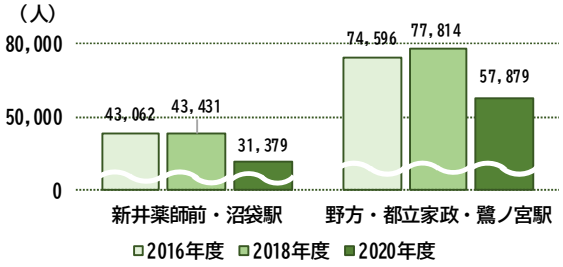

出典：鉄道事業者公表資料

現状と課題

●西武新宿線沿線地域では、1 時間あたりの遮断時間が 40 分以上の「開かずの踏切」が多く存在し、自動車の渋滞を招くとともに歩行者の通行が遮断される事故の発生などの危険性をはらんでいます。また、山手通り、中野通り、環七通り、環八通りなどの幹線道路間において、南北に通る歩車分離された道路が少ないうえに、交通不便地域が存在する状況にあります。

●西武新宿線各駅の駅前に目を向けると、鉄道・バス・タクシー・自転車などの乗換えにおける利便性が低く、十分な歩行空間や広場空間が少ないため、駅前の玄関口としてふさわしい空間やまち並みが形成されていないなどの課題があります。

●地域住民等の安全性・快適性・利便性を向上させるには、交通結節機能強化のための交通広場の整備や無電柱化を進めるとともに、歩行者・自転車に優しい交通環境を作るための骨格となる、都市計画道路を含めた道路ネットワークの整備などが求められます。

●連続立体交差事業*や都市計画道路の整備を契機とし、商店街のにぎわいの再生や創出、生活利便性の向上などを目指し、駅周辺地区の街区再編をあわせて進める必要があります。

●駅周辺地区の街区再編（拠点整備）や都市計画道路沿道の建替促進を進めるにあたっては、周辺の土地利用・まちづくりのルール、住環境整備の検討をあわせて行う必要があります。また、西武新宿線の連続立体交差化（中井駅から野方駅間）により創出される鉄道上部空間は、地域の特性を生かしたまちづくりに寄与する活用を求めら

れており、鉄道事業用地であることから、都や鉄道事業者などの関係者との調整を図りながら検討を進めていく必要があります。

●さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化することが予測されますが、まちづくりは中長期的な視点に立ちながら取り組むべきものであり、その時々の社会情勢やニーズを踏まえつつ、将来的な社会の変化に対応できるよう、取組を進めていくことが求められます。

施策の方向性

●西武新宿線連続立体交差化*や交通基盤の着実な整備による、交通渋滞の解消、駅前の交通結節機能の強化、安心して買い物ができる空間の整備等、まちの安全性・快適性・利便性の向上を図ります。

●西武新宿線連続立体交差化により創出される空間の活用による、地域の要望や社会ニーズに寄与するまちづくりの取組を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①西武新宿線 5 駅周辺の居住人口	人	駅周辺のまちづくりの進捗と連動していると考えられるため	157,248 (2020 年度)	160,000
②西武新宿線 5 駅周辺の居住者のうち、中野区を住みやすいと思う区民の割合	%	駅周辺のまちづくりの進捗と連動していると考えられるため	89.6 (2020 年度)	91

（出典）①中野区資料　②中野区区民意識・実態調査

主な取組

❶ 新井薬師前・沼袋駅周辺のまちづくり　　まちづくり事業課

新井薬師前・沼袋駅前の拠点地区において市街地再開発事業等の共同化を検討し、新たな顔となり、にぎわいと魅力あふれるまちづくりを進めます。

（主な事業）〇新井薬師前・沼袋駅前拠点整備事業

❷ 新井薬師前・沼袋駅周辺の基盤整備　まちづくり事業課

駅前において鉄道と他の交通機関との乗換え利便性を向上させ、交流拠点としての交通広場など、地域課題を解消するための都市計画道路整備を進めます。また、歩車分離や無電柱化により、交通基盤の強化や防災性の向上に寄与した基盤整備を進めます。

（主な事業）〇都市計画道路整備事業（補助第 220 号線、区画街路第 3 号線、区画街路第 4 号線）

❸ 西武新宿線連続立体交差事業を契機とした防災まちづくり　まちづくり事業課

西武新宿線連続立体交差事業*を契機として、木造住宅密集地域の改善や良好な住環境の整備を促進すべき地区について、まちづくりのルールを定めるなどして、地域の合意形成を図りながら、建物の不燃化促進や道路等の整備を総合的に進めます。

（主な事業）〇上高田一・二丁目及び三丁目周辺地区防災まちづくり

❹ 野方以西各駅周辺地区のまちづくり　まちづくり計画課

野方・都立家政・鷺ノ宮の各駅周辺地区のまちの方向性を示すまちづくり整備方針を策定し、各駅周辺地区の具体的なまちづくりを進めます。また、区民、区議会、区が一体となった西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟の活動により連続立体交差化*の早期実現を促進します。

（主な事業）〇野方駅周辺まちづくり　〇都立家政駅・鷺ノ宮駅周辺まちづくり
〇西武新宿線（野方駅～井荻駅間）連続立体交差化の早期実現に向けた取組

❺ 野方以西各駅周辺の基盤施設の整備　まちづくり計画課、まちづくり事業課

鉄道と他の交通機関との乗換え利便性を向上させるため、基盤施設の整備基本計画を策定し、都市計画手続を進め、野方・都立家政・鷺ノ宮駅周辺の駅前交通広場・アクセス道路など基盤施設の整備を進めます。

（主な事業）〇野方以西各駅周辺基盤施設整備事業
〇都市計画道路整備事業（補助第 227 号線等）

❻ 新たな創出空間の活用　まちづくり計画課

中井駅から野方駅間の連続立体交差事業*により新たな活用が可能となる鉄道事業用地（鉄道上部空間）については、沿線まちづくりにおいて「防災・交通環境・にぎわいの創出」などに寄与する活用が図れるよう、関係機関と調整を図りながら検討を進めます。

（主な事業）◎鉄道上部空間の活用

事業の展開

前 期	後 期
新井薬師前・沼袋駅前拠点整備事業	
●準備組織の運営支援	推進
都市計画道路整備事業（補助第 220 号線、区画街路第 3 号線、区画街路第 4 号線）	
●用地取得の推進	●用地取得の推進・設計・工事
上高田一・二丁目及び三丁目周辺地区防災まちづくり	
●上高田一・二丁目及び三丁目周辺地区防災まちづくりの検討（地区計画*の策定）	●地区計画によるまちづくり
野方駅周辺まちづくり	
●まちづくり整備方針の策定、まちづくり整備方針に基づくまちづくりの検討・推進	●まちづくり整備方針に基づくまちづくりの検討・推進
都立家政駅・鷺ノ宮駅周辺まちづくり	
●都立家政駅周辺地区まちづくり整備方針に基づくまちづくりの検討・推進	推進
●鷺ノ宮駅周辺地区まちづくり整備方針に基づくまちづくりの検討・推進	推進
野方以西各駅周辺基盤施設整備事業	
●交通広場やアクセス道路の事業化に向けた調整・検討	推進
都市計画道路整備事業（補助第 227 号線等）	
●事業化に向けた調整・検討	推進
鉄道上部空間の活用	
●鉄道上部空間の活用に関する検討	●鉄道上部空間の活用に向けた調整

施策 45　各地区の特性に応じたまちづくりの推進

現状データ

中野坂上駅、東中野駅、新中野駅周辺の居住人口（各年１月１日）

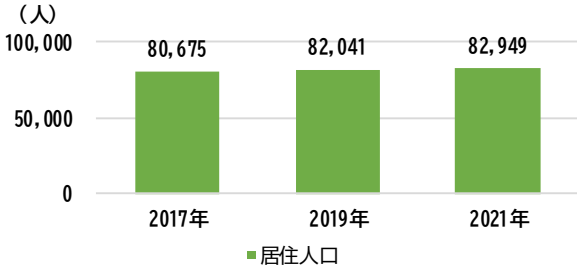

出典：中野区資料

中野坂上駅、東中野駅、新中野駅の１日乗降客数

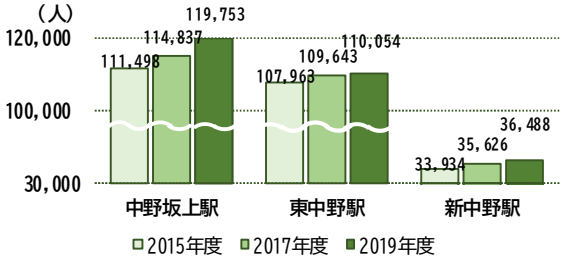

出典：鉄道事業者公表資料

現状と課題

●区内の平均乗降客数の上位４駅は、中野駅、中野坂上駅、東中野駅、新中野駅となっています。

●東中野駅、中野坂上駅、新中野駅の各駅周辺については、新宿区に近接しているという立地の利便性を生かしきれておらず、交流拠点としての整備が進んでいません。商業・業務施設や交流など集いの場、地域に根ざした文化活動の場などの集積を図り、生活・仕事・交流・文化活動を支える拠点として育成・整備が求められます。

●まちづくりを進めるにあたっては、区民、事業者、行政などの関係者がそれぞれの役割を認識し、より一層協力して取り組むことが求められています。

●また、区民自身が主体的・自主的に取り組むまちづくりとともに、区民から行政に対してまちづくりを提案し、行政がこれを受けとめ、まちづくりに組み入れるなど「まちをともにつくる」視点に基づく協働まちづくりを推進する必要があります。

●さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化することが予測されますが、まちづくりは中長期的な視点に立ちながら取り組むべきものであり、その時々の社会情勢やニーズを踏まえつつ、将来的な社会の変化に対応できるよう、取組を進めていくことが求められます。

施策の方向性

●区民、事業者、行政などの関係者の協働によるまちづくりの推進により、にぎわいの創出、交通利便性や地域環境の向上等を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①中野坂上駅、東中野駅、新中野駅周辺の居住人口	人	駅周辺のまちづくりの進捗と連動していると考えられるため	82,949 (2020 年度)	87,000
②中野坂上駅、東中野駅、新中野駅周辺の居住者のうち、中野区を住みやすいと思う区民の割合	%	駅周辺のまちづくりの進捗と連動していると考えられるため	93.5 (2020 年度)	95

（出典）①中野区資料　②中野区区民意識・実態調査

主な取組

❶ 交流拠点のまちづくり　　まちづくり計画課

一日の平均乗降客数が 10 万人を超える東中野駅、中野坂上駅の周辺地区について、民間開発の誘導により、交流拠点として育成、整備を進めます。

（主な事業）〇東中野駅・中野坂上駅周辺地区まちづくり

❷ 区民による主体的なまちづくり　　まちづくり計画課

まちづくりに関する情報の提供、まちづくり専門家の派遣、活動助成金の交付、技術的支援などを通じて、地区まちづくり団体等のまちづくりに主体的に取り組む団体への支援を行います。

（主な事業）〇地区まちづくり団体等支援事業

事業の展開

前 期	後 期
東中野駅・中野坂上駅周辺地区まちづくり	
●東中野駅東口周辺の交流拠点まちづくり推進の検討 ●中野坂上駅周辺地区のまちづくりにおける民間開発誘導の検討	●都市計画等運用の調整・検討 推進

政策 18

快適で魅力ある住環境をつくる

目指すまちの姿

居心地が良く歩きたくなるまちなか、魅力ある公園、多様な移動環境などが整備され、快適で魅力ある住環境の形成が進んでいます。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「快適で魅力ある住環境の形成が進んでいる」と思う区民の割合	45.4%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策４６　住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進

施策４７　まちなかの安全性・快適性の向上

施策４８　道路・橋梁の着実な整備・改修

施策４９　多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備

施策５０　誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備

施策46 住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進

現状データ

建築時期別・構造別の住宅数

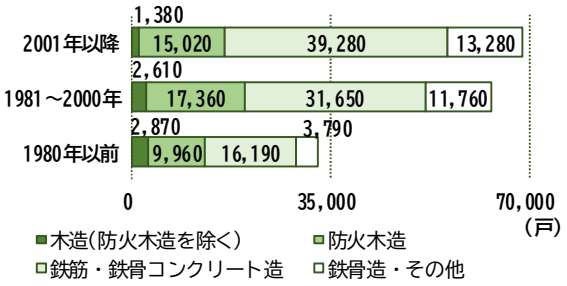

出典：2018年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

建築時期別マンション戸数

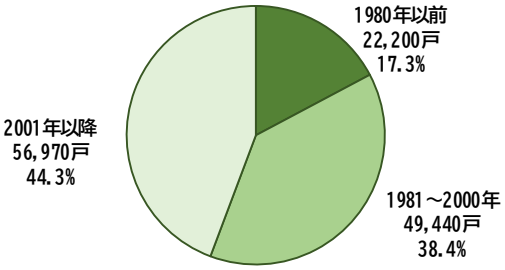

出典：2018年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

現状と課題

●誰もが安全・安心にライフステージが変わっても住み続けられる多様な住まいの確保に向けては、住宅の確保に特に配慮が必要な低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住支援をはじめ、良好な民間賃貸住宅の供給に向けた誘導、既存住宅のバリアフリー化や適切なリフォームの実施、健康的で快適な暮らしが可能となる住宅ストックの推進など住宅ストックの質の向上を図るとともに、空き家の予防や中古住宅の購入の促進などとあわせて総合的に取組を進める必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化することが予測される中、住宅への区民ニーズや社会の変化を見据え、今後の住環境のあり方について検討を進める必要があります。

●中野区の分譲・賃貸マンションの立地密度は、23区の中でも豊島区、文京区に次いで3番目に高くなっています。また、分譲マンションの建築時期をみると、1980年以前に建築されたマンションが総戸数の4分の1を占めており、今後、建物の老朽化と居住者の高齢化が進むことで、建物管理や耐震性の問題などの課題への対応が求められます。

●2020年度末現在、区内の空き家は584棟あり、そのうち管理不全な老朽空き家（空家等実態調査における老朽・管理不全度のランクC及びD）は、295棟あります。管理不全な老朽空き家について、除却や建替えがされることで、地域の環境が良好に保たれていく必要がある一方、比較的良い状態で管理された空き家については、老朽化する前に不動産市場へ流通するなど有効活用していく必要があります。

施策の方向性

●住宅確保要配慮者に対応した住宅ストックの質の向上及び有効活用を図ります。
●マンションの適正な維持管理及び円滑な建替えに向けた取組を推進します。
●空き家対策を着実に進めるために、防災まちづくりや民間事業者との連携等を図り、有効な活用を促すための取組を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①定住意向理由として「家の広さなど居住環境がよい」を選択した区民の割合	%	住宅に関する区民の実感を計るため	11.6 (2020 年度)	15
②空き家棟数	棟	空き家の予防や有効活用の進捗状況を計るため	584 (2020 年度)	380

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区資料

主な取組

❶ 住宅ストックの質の向上　　住宅課、建築課

既存の住宅ストックについて、長期優良住宅等の国の支援制度等の情報発信や区内リフォーム事業者の活用などを推進しながら、バリアフリー化及びユニバーサルデザイン*、耐震改修など、環境及び安全、安心に配慮された住宅の普及を行います。

（主な事業）◎ホームインスペクション（住宅診断）普及啓発　〇リフォーム相談事業
〇公営住宅等運営　〇耐震改修助成事業

❷ マンションの適正管理　　住宅課

管理不全等の早期予防の観点から、早い段階より分譲マンションの適正管理に関する意識の啓発を図るとともに、耐震基準や管理状況に問題のある分譲マンションについて、管理組合へアプローチし、改修や適切な管理の確保に関して支援を行います。また、老朽化したマンションについて、除却や建替えだけでなく、長期修繕計画に基づく計画的な修繕の実施や耐震化の促進、現状に即した様々な対策に向けての支援を行います。

（主な事業）〇マンション管理状況届出制度普及促進事業
〇東京都アドバイザー派遣制度利用促進事業
〇公民連携によるマンション適正管理普及促進事業

❸ 居住支援体制の推進　　住宅課

不動産事業者や居住支援法人等の住宅部門と生活支援を担う福祉部門とが連携しながら、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供なども含め居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。

（主な事業）〇居住支援協議会運営支援事業

❹ 空き家の適正管理　　住宅課

民間事業者等との連携により、空き家のデータベースを適切に管理・更新していくとともに、管理不全な老朽空き家については、所有者を特定し、適正な管理を促していきます。空き家発生の予防策については、諸問題に対応できる専門的な見地による民間の力を活用し、不動産市場への流通をはじめとした利活用の促進に努めます。また、周囲に危険が及んでいる状態にあるものは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく手続により除却へと導くなど空き家の適正な管理を進めます。

（主な事業）◎空き家対策推進事業

事業の展開

前 期	後 期
ホームインスペクション（住宅診断）普及啓発	
●普及啓発の実施	推進
居住支援協議会運営支援事業	
●居住支援協議会の運営支援	●サポート体制及び総合相談体制の確立
空き家対策推進事業	
●民間の力を活用した相談体制の推進、支援	

施策 47 まちなかの安全性・快適性の向上

現状データ

定住、転出意向理由における「自然や街並み」の選択割合

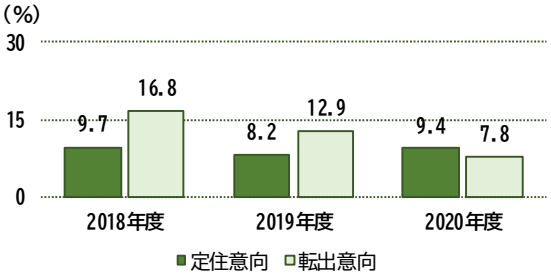

出典：中野区区民意識・実態調査

住まい周辺の生活環境における「景観や街並みについて」の評価

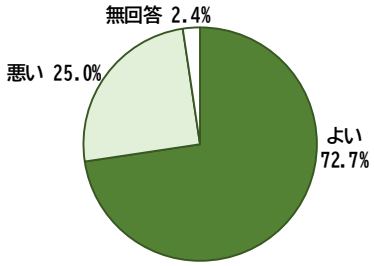

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

現状と課題

- 「住みやすさ」に対する区民の評価は一定向上しつつあるとともに、約 7 割が、「景観や街並み」について、良いと評価しています。
- 一方、区からの転出意向の理由として「自然や街並み」について、良くないと回答した人は 7.8%おり、一定数の方が「自然や街並み」について、不満を感じています。区では、中野四季の森公園、南台いちょう公園、本五ふれあい公園、広町みらい公園など大規模公園の整備を進めてきましたが、区内の多くの地域で住宅開発等により緑被率*は減少しており、歩道のない生活道路や狭あい道路が多いなど、居心地がよく魅力ある街並みの形成に課題を抱えています。
- 良好な景観形成に向けては、周辺の建物等と調和のとれた街並みの形成、地域の特性や歴史的資源を生かした景観の形成、将来に向けた新たな都市景観の創出などが求められています。
- また、公共施設や民有地等の緑化、子どもや高齢者にとって暮らしやすい基盤の整備など居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現に向けた環境づくりが必要です。
- さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験等を踏まえ、「新しい生活様式」を支えるためのオープンスペースや公共空地等のゆとりある空間の創出が求められます。

施策の方向性

●居心地が良く、歩いて楽しくなるまちなかづくりに向け、土地の高度利用・有効利用を図るとともに、ゆとりある空間の創出や良好な景観形成の誘導を進めます。
●「中野区バリアフリー基本構想」で設定した重点整備地区内における特定事業などの進捗管理を適切に行うことにより、誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備等に向けバリアフリー化を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①定住意向理由として「自然や街並みがよい」を選択した区民の割合	%	自然や街並みに関する区民の実感を計るため	9.4 (2020 年度)	10
②住まい周辺の生活環境について、「景観や街並みについて」を「よい評価」とした区民の割合	%	景観や街並みに関する区民の実感を計るため	72.7 (2020 年度)	75

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区区民意識・実態調査

主な取組

❶ 地域特性を生かした土地利用の推進　　都市計画課

オープンスペースやみどりが多く、安全で快適な街並みの形成を目指して、都市基盤の整備、土地の高度利用・有効利用を推進していきます。また、商業・業務系市街地における多様な都市機能の集積と周辺環境との調和を図ります。

（主な事業）〇効果的な土地の高度利用、有効利用の推進

❷ 良好な住環境を構築する景観形成の推進　　都市計画課

良好な住環境の構築に向けて、中野区の個性となる魅力やゆとりある空間を創出し、地域に根差した歴史的・文化的景観の保全・活用を図るなど、景観まちづくりを進めます。

（主な事業）〇景観まちづくりの推進

❸ バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり　　都市計画課

高齢者や障害者をはじめ、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現に向け、多くの人が利用する公共施設等のバリアフリー化を進めるため、「中野区バリアフリー基本構想」や「ユニバーサルデザイン推進計画」に基づく公共施設等の整備を推進します。

（主な事業）〇公共施設等バリアフリー化推進事業

事業の展開

前 期	後 期
景観まちづくりの推進	
●景観方針・景観ガイドラインの策定、普及啓発 ●景観計画の検討 ●屋外広告物ガイドラインの検討	●景観計画策定、計画に基づいた取組の推進 ●屋外広告物ガイドラインの策定、普及啓発
公共施設等バリアフリー化推進事業	
●バリアフリー基本構想の改定検討	●バリアフリー基本構想の改定 ●移動等円滑化促進方針の策定検討

施策 48 道路・橋梁の着実な整備・改修

現状データ

バリアフリー整備対象路線の整備率

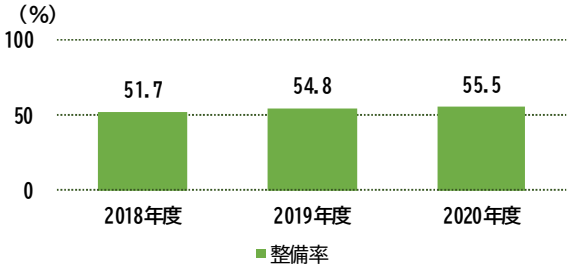

出典：中野区資料

橋梁の改修率

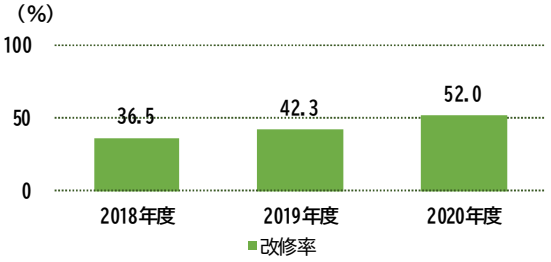

出典：中野区資料

現状と課題

●区道のバリアフリー化については、車道舗装の改修にあわせ順次進めており、現在、対象道路の整備率は55.5%（2020年度末）となっています。現状で歩道幅員が十分に確保できない路線もあり、歩車道の割合を見直すなど検討を行いながら進めていく必要があります。

●無電柱化については、23区内の都道の無電柱化率は52%（2019年度末）であるものの、区道については、23区全体で8%（2019年度末）、中野区では中野駅周辺などをはじめ、僅か0.7%にとどまっています。区内は道路幅員が狭く、住宅が密集している地域が多いため、無電柱化の推進には、関係事業者との調整や支障物件の移設など完成までに長期間を要します。

●橋梁については、老朽化が急速に進んでいることから、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図りながら、社会インフラの信頼性、安全性を確保していく必要があります。このため、2023年度までに、軽微なうちに修繕を実施する予防保全型の管理への移行を目的として、「中野区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、整備を計画的、継続的に進めています。

施策の方向性

●道路のバリアフリー化や無電柱化の推進等、快適な道路空間の整備を進めます。
●橋梁の長寿命化に向けた整備を着実に進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①道路舗装改修率	%	道路の快適性向上の状況を計るため	11.2 (2020 年度)	22
②無電柱化優先整備路線の進捗率	%	道路の快適性向上の状況を計るため	15.1 (2020 年度)	35

（出典）①中野区資料　②中野区資料

主な取組

❶ 道路のバリアフリー化の促進　　道路課

「中野区バリアフリー基本構想」に基づき、道路を通行する高齢者や障害者などの移動の円滑化を図るとともに、景観にも配慮した歩行空間の創出を目的として、歩車道の段差解消、歩道の勾配緩和等のバリアフリー化を推進します。

（主な事業）〇道路バリアフリー化推進事業

❷ 無電柱化の促進　　道路課

まちの防災性の向上や景観に配慮した都市空間の創出、安全な歩行空間を確保するため、「中野区無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を推進します。

（主な事業）〇無電柱化推進事業

❸ 橋梁の計画的な修繕　　道路課

区が管理する橋梁の長寿命化により、都市基盤の安全性、信頼性、持続的な経済活動の確保を図るため、「中野区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕工事等を計画的、継続的に実施します。

（主な事業）〇橋梁長寿命化推進事業

事業の展開

前 期	後 期
道路バリアフリー化推進事業	
●舗装改良工事にあわせたバリアフリー化工事（設計、工事）	推進 →
無電柱化推進事業	
●無電柱化推進計画における優先整備路線の電線共同溝整備（設計、工事）	推進 →
橋梁長寿命化推進事業	
●中野区橋梁長寿命化計画に基づく修繕工事（設計、修繕工事）	推進 →

施策 49　多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備

現状データ

区内の公園や広場についての満足度

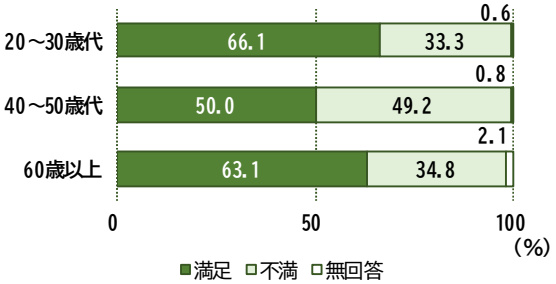

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

区内の公園や広場の利用頻度

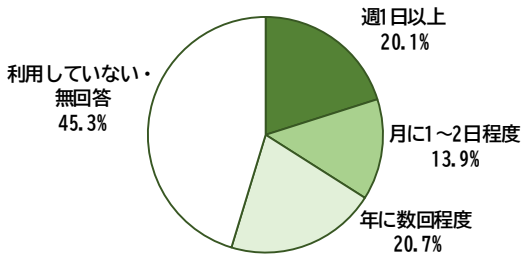

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

現状と課題

●区の公園の現状は、公園率（区の面積に占める公園面積の割合）は 3%（23 区中 22 位）、区民 1 人当たりの公園面積は 1.39 ㎡（23 区中 22 位）となっています。

●2018 年都市公園法の改正に伴い、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市のため、地域のため、区民のために最大限引き出すことを重視するステージに移行すべきこととされました。

●近年の「公園や広場の満足度」は約 6 割で、また、「公園や広場の利用頻度（月に 1～2 日程度以上の利用）」は約 3 割で推移しています。

●区では、既存の大規模公園の配置及び機能を考慮しつつ、それぞれの整備の基本コンセプト及び主とする機能の分担の基本的考え方を設定し、整備を行ってきました。今後、社会動向や多様化するニーズを踏まえ、公園の規模や周辺環境などの特性に応じた整備や、利用しやすい環境づくりを推進する必要があります。

●また、公園の維持管理費は、公園整備数の増加や老朽化した遊具などの計画的な更新に取り組んでいることから、増加傾向にあります。公園の多面的な機能を発揮できるよう、民間活力の導入も含めた既存公園の有効活用を検討するとともに、公園の維持管理費の縮減や平準化を図るための仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

●子どもから高齢者までの様々な人が、憩い、遊び、にぎわう魅力ある公園の整備を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①公園や広場の利用者満足度	%	公園の適切な管理運営等の成果を計るため	58.7 (2020 年度)	65
②公園や広場の利用率	%	公園の適切な管理運営等の成果を計るため	34 (2020 年度)	36

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区区民意識・実態調査

主な取組

❶ 公園施設の適切な配置・改修　　公園緑地課

子育て世帯のニーズに対応した遊具や、空間に適した遊具の配置を適宜進めるとともに、多世代のニーズに対応した機能の配置を検討します。また、トイレの老朽化や利用頻度等の状況を踏まえて、洋式化やバリアフリー化を含むトイレの整備を順次進めていきます。

（主な事業）◎新たな公園整備事業　〇公園施設の適切な配置・改修
〇公園トイレバリアフリー化推進事業　〇公園遊具更新・点検事業

❷ 誰もが快適に利用できる環境づくりの推進　　公園緑地課

公園の特性や周辺環境を考慮し、利用者と近隣住民の双方が理解し合える柔軟な利用ルールを検討します。

（主な事業）〇公園利用ルールの見直し

❸ 新たな公園運営方法の創出

公園緑地課

都市公園法改正の趣旨を踏まえ、収益施設の設置や、民間活力の導入等も視野に、維持管理費の縮減を図りつつ、質の高い事業実施と管理運営を実現するための方策を講じます。

（主な事業）〇区立公園運営

事業の展開

前 期	後 期
新たな公園整備事業	
●都市計画決定に向けた検討・準備	●（仮称）上高田五丁目公園用地取得 ●（仮称）上高田五丁目公園整備工事
公園施設の適切な配置・改修	
●公園の特性を踏まえた機能・役割・利活用の検討	●公園再整備工事等
公園トイレバリアフリー化推進事業	
●公園トイレバリアフリー化	推進
区立公園運営	
●民間活力導入の検討等	●民間活力の導入等

施策 50 誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備

現状データ

交通に関する生活環境についての満足度

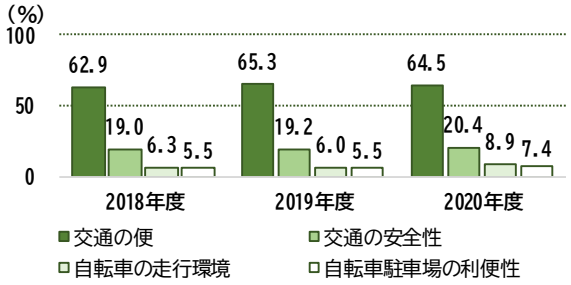

出典：中野区区民意識・実態調査

駅周辺の自転車放置率

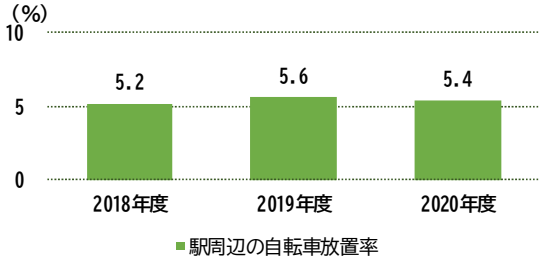

出典：駅前放置自転車の現況と対策（東京都）

現状と課題

●区内における公共交通網は、東西方向の鉄道ネットワークが充実していることから、ほとんどの区域が鉄道駅から 800m以内の徒歩圏内に位置している一方、南北方向ではバス交通が主な路線となっており、地区によっては公共交通の利便性が低いところがあります。

●中野区は、人口当たりの乗用車保有台数が 23 区で最も低く、区民意識・実態調査によると、区民の半数を超える人が自転車を利用しています。

●国や都では自転車活用推進法及び自転車活用推進計画により、自転車の走行空間整備及びシェアサイクル*を含めた自転車の活用が推進されていますが、中野区は、幅員が狭い道路が多く、安全な歩行空間や自転車の走行空間が十分確保されていません。

●新型コロナウイルス感染症等の影響により、移動・交通行動の変化が予測される中、今後の交通環境のあり方について検討を進めるとともに、区内交通の基礎分析・検討を行い、交通政策を総合的に進め、良好な公共交通ネットワークの確保、安全な歩行空間や自転車走行空間の整備を進める必要があります。また、あわせて、自転車の放置対策や自転車駐車場の整備、自転車の適正利用を一層推進していく必要があります。

施策の方向性

●区民の移動利便性の向上及び移動手段の改善に向け、区内の交通環境の整備を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①区内移動の快適性に関する満足度	%	移動環境の整備の成果を計るため	64.5 (2020 年度)	68
②駅周辺の自転車放置率	%	自転車駐車場の再編整備や放置自転車対策の成果を計るため	5.4 (2020 年度)	4

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区資料

主な取組

❶ 総合的な交通施策の展開　　交通政策課

区の交通政策を総合的に進めるため、交通政策に関する基本的な方針を策定し、各事業を推進します。また、区内の交通ネットワーク形成の検討により、誰もが利用しやすく円滑に移動できる交通環境の整備等を進めます。

（主な事業）〇交通政策に関する基本方針及び計画の策定
〇交通政策推進協議会運営

❷ 多様な移動環境の整備　　交通政策課

公共交通の利用環境を向上させるため、社会環境の変化に対応した公共交通サービスを検討し、推進します。また、自転車等の活用推進により、区内の公共交通を補完し、区民の移動利便性を向上させる移動手段を検討し、推進します。

（主な事業）〇（仮称）自転車利活用に関する計画の策定　〇新公共交通サービス事業
〇自治体間の広域連携によるシェアサイクル*事業

❸ 適正な需要を踏まえた自転車駐車場の再編整備　　交通政策課

安全な歩行空間や自転車走行空間を創出するため、各駅前の自転車駐車場の整備・誘導や運営管理・維持補修、放置規制区域における放置自転車対策を推進します。

（主な事業）〇自転車駐車場運営　〇駅周辺自転車駐車場再編整備事業
〇放置自転車対策

事業の展開

前 期	後 期
交通政策に関する基本方針及び計画の策定	
●交通ネットワーク等の検討 ●交通政策に関する基本方針の策定及び計画の検討 ●総合的な交通政策の推進	●交通政策に関する計画の策定、計画に基づいた事業の推進
（仮称）自転車利活用に関する計画の策定	
●計画策定、計画に基づいた事業の推進	推進
新公共交通サービス事業	
●地域との意見の交換・勉強会の開催、関係者調整 ●実証実験の実施	●実証実験の検証 ●検証結果を踏まえた事業の方向性の決定、事業評価
自治体間の広域連携によるシェアサイクル*事業	
●シェアサイクル事業の検証 ●検証結果を踏まえた事業の方向性の決定	●事業評価

政策 19

環境負荷の少ない持続可能なまちをつくる

目指すまちの姿

環境負荷の少ないライフスタイルや緑化推進などが、区民の生活や企業活動に浸透し、脱炭素のまちづくりが進んでいます。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「環境負荷の少ないライフスタイルなどが、区民の生活や企業活動に浸透している」と思う区民の割合	28.9%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策５１　脱炭素社会の推進と気候変動への適応

施策５２　ごみの減量やリサイクルの推進

施策５３　みどりの保全と創出の推進

施策 51 脱炭素社会の推進と気候変動への適応

現状データ

中野区内の二酸化炭素排出量

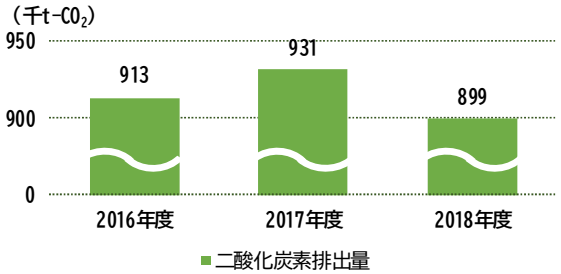

出典：オール東京 62 市区町村共同事業提供資料

東京都の気候変化

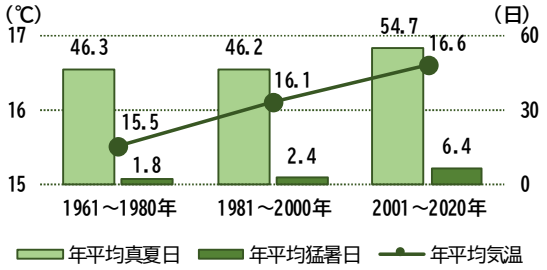

出典：国土交通省気象庁資料

現状と課題

●近年、地球温暖化の影響とみられる異常気象が頻発し、都内における猛暑日・熱帯夜の増加や、各地での記録的な規模の台風や短時間集中豪雨の発生による影響が増す一方、無降水日も増加傾向にあり、区民の生活に甚大な影響を及ぼしています。

●気候変動に関する政府間パネルによると、今後、厳しい地球温暖化対策をとらなかった場合、1986 年から 2005 年の世界平均気温と比べ、2100 年には、2.6℃～4.8℃上昇することが予想されています。

●国際社会全体で地球温暖化対策に取り組む必要があり、区においても脱炭素社会*を実現するため、家庭・事業者の CO_2 排出量の削減に向けた取組を進めています。

●2019 年度に実施した「環境」に関する区民・事業者アンケートによると、再生可能エネルギー設備を導入している家庭は依然として低いことから、設備の導入等に向けた取組を更に進めていく必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の活動が在宅へ移行し、家庭等におけるエネルギー消費量が増加しています。

●区民・事業者の地球温暖化対策や気候変動への適応に関する意識を高めるため、地球環境に配慮したライフスタイルや企業活動について普及啓発を行っていくとともに、環境に関する活動に取り組む団体等の活動の実態を把握し、連携・協働を促進する必要があります。

施策の方向性

●省エネルギー、創エネルギー、蓄エネルギーによる脱炭素なまちづくりを推進します。
●区民・事業者に対して地球温暖化対策及び気候変動への適応に関する意識を浸透させ、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図るとともに、区や区民活動団体の連携・協働を推進し、環境に配慮した行動や活動を促進します。
●区有施設の整備に伴う省エネルギー化や再生可能エネルギー設備の導入等を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①区内の二酸化炭素排出量	千 t-CO_2	脱炭素社会*の実現に向けて、区内の実態を計るため	899（2018 年度）	716
②環境に配慮した取組を行っている区民の割合	%	環境配慮行動の促進に向けて、区民の実態を計るため	89.9（2020 年度）	95

（出典）①オール東京 62 市区町村共同事業提供資料　②中野区区民意識・実態調査

主な取組

❶ 脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策の推進　　環境課、まちづくり計画課

家庭・事業所における省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用等を促進し、区内の CO_2 排出量を削減します。区内の CO_2 排出量は、半分が家庭部門からの排出であり、その削減に向け、家庭における再生可能エネルギー設備の導入や環境性能の高い建築物への更新等の支援・誘導を行います。また、削減努力によっても減らすことができない CO_2 排出量を区外の CO_2 吸収量で埋め合わせるため、カーボン・オフセットを推進するなど、脱炭素社会*の実現に向けた取組を総合的に進めていきます。

（主な事業）◎再生可能エネルギー設備等導入支援事業　◎環境形成型のまちづくり
〇カーボン・オフセット事業　〇なかのエコチャレンジ等行動促進事業
〇建物の高断熱化促進

❷ 区有施設や行政活動における脱炭素化の推進　　環境課、施設課、経理課ほか

区有施設の整備にあたっては、高断熱化・高気密化を図るとともに、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギー設備の導入を進め環境性能の高い建築物とします。また、環境負荷の少ない電力の調達や環境に配慮した庁有車への買換などの取組を進めます。さらに、ペーパーレス化や廃棄物の削減など環境マネジメントシステムを推進し、行政活動における環境負荷の低減の取組を進めます。

（主な事業）〇環境配慮型公共施設の建設・整備　〇区有施設における脱炭素化の推進
〇環境マネジメントシステムの推進

❸ 環境配慮行動を促す意識の啓発　　環境課

気候変動などの環境に関する区民等の理解を広げるため、産学官民が連携した環境への取組を推進するほか、家庭における環境にやさしい取組を促すとともに、他自治体との環境に関する連携や交流を広げていきます。

（主な事業）〇なかのエコポイント制度　〇環境普及啓発　〇他自治体との環境交流事業

❹ 環境に関する連携・協働に向けたネットワークづくり　　環境課

環境団体の活動が一層活発に行われるよう相互の交流や連携を促進するため、区内において環境に関する活動に取り組む団体等の情報を把握し、ネットワークづくりを進めます。

（主な事業）〇環境に関する連携・協働に向けたネットワークづくり

事業の展開

前 期	後 期
再生可能エネルギー設備等導入支援事業	
●蓄電システムの導入支援の実施	●再生可能エネルギー設備等導入支援の拡充
環境形成型のまちづくり	
●各地区のまちづくりにおける環境形成型のまちづくりの検討	推進
区有施設における脱炭素化の推進	
●環境負荷の少ない電力への切り替え及び環境に配慮した庁有車への買換	推進
なかのエコポイント制度	
●ポイント付与対象事業の充実	●ポイント付与事業の実施
環境に関する連携・協働に向けたネットワークづくり	
●環境に関する地域団体等への支援･交流・連携促進等	●環境に関する地域団体等のネットワーク支援

施策 52 ごみの減量やリサイクルの推進

現状データ

区民１人１日あたりのごみ等排出量と燃やすごみの中の資源化可能物の混入率

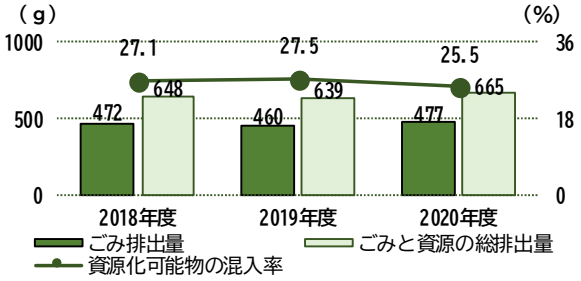

出典：中野区資料

燃やすごみの中の厨芥類（調理くず・残飯等）及び未利用食品の割合と食品ロス削減意識

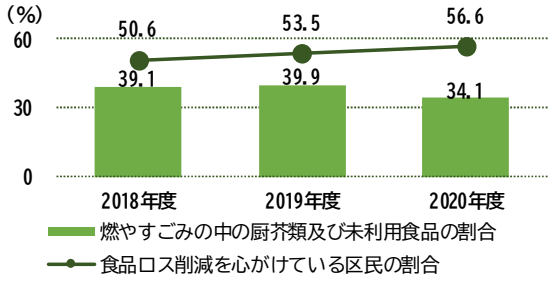

出典：中野区資料、健康福祉に関する意識調査

現状と課題

●区民１人１日あたりのごみ排出量は年々着実に減少しているものの、区内人口の増加の影響により、区内全体のごみ排出量は微減にとどまっています。

●燃やすごみの中には、資源化可能物が約３割、厨芥類（調理くず、残飯等）及び未利用食品が約４割、混入しています。

●区の人口の約１割は転出入で毎年入れ替わっており、転入者などに向けて、中野区におけるごみ・資源の分別方法や出し方の周知や排出マナーの向上に向けた取組を進める必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式の下、在宅時間が長くなり、家庭ごみや、びん・缶・ペットボトル及びプラスチック製容器包装等の排出が増加しています。

●区民や事業者の食品ロス削減に向けた意識が高まりつつあるものの、区内の現状を踏まえ、「食品ロス削減推進法」が施行されたことを契機として、今後さらに食品ロスを防ぐ意識を啓発し、行動変容とその定着を促し、未利用食品の活用やごみ減量につなげる必要があります。

●町会・自治会や PTA 等が実施する集団回収による古紙等の回収、びん・缶・ペットボトルやプラスチック製容器包装等の行政回収に加え、粗大ごみに含まれる金属の資源化や陶器・ガラス・金属ごみの資源化を実施し、ごみの減量を進めています。

●国においては、プラスチック製容器包装に加え製品プラスチック回収の拡充についての検討が進められており、これらの状況を踏まえた対応を進めていく必要があります。

施策の方向性

●ごみの減量やリサイクルの促進に向けて、資源化可能物の資源化の徹底や食品ロスの削減などを区民や事業者に働きかけ、3R（発生抑制〔リデュース〕、再使用〔リユース〕、再生利用〔リサイクル〕）意識を浸透させ、行動変容を促します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量	g	区民のごみの排出削減及び区の資源化施策の成果を計るため	477（2020 年度）	431
②燃やすごみの中の資源化可能物の混入率	%	資源化や適正排出に向けた行動変化の実態を計るため	25.5（2020 年度）	22.8

（出典）①中野区資料　②ごみ組成分析調査

主な取組

❶ ごみ減量・リサイクルの推進　　ごみゼロ推進課、清掃事務所

家庭ごみのリサイクルを推進していくため、びん・缶・ペットボトル、プラスチック製容器包装等の行政回収や町会・自治会等が行う集団回収に対する支援を推進するとともに、製品プラスチックの回収について、国の動向を見据えて検討を進めます。また、ごみ減量（発生抑制、再使用）やリサイクル（再生利用）の意識を高めるため、出前講座や環境学習等の普及啓発を充実します。

（主な事業）○3R 意識普及啓発　○清掃事務所運営　○リサイクル展示室運営
○びん・缶・ペットボトル等行政回収　○集団回収への支援

❷ 資源とごみの正しい分別・排出の推進　　ごみゼロ推進課、清掃事務所

区における正しいごみの分別・排出ルールを浸透させるため、転入者などに向け、リーフレットやごみ分別アプリ等を活用した分かりやすい周知に取り組みます。また、排出マナーの向上や不適正排出者への指導、資源の持ち去り防止に向けた取組を進めます。

（主な事業）○資源とごみの分け方・出し方普及啓発　○不適正排出者への排出指導

❸ 食品ロス削減の推進

ごみゼロ推進課、清掃事務所

区民や事業者の食品ロス削減の意識啓発と行動変容を促進するため、区内事業者や大学等と連携した取組を充実するとともに、フードドライブ*などにより未利用食品の有効活用を図ります。また、食品ロス削減に向けた総合的な取組を進めるため、「(仮称)中野区食品ロス削減推進計画」を策定します。

(主な事業) ◎(仮称)中野区食品ロス削減推進計画の策定
○区内事業者・大学等と連携した食品ロス削減事業　○フードドライブ事業
○食品ロス削減普及啓発

事業の展開

前 期	後 期
3R 意識普及啓発	
●スケルトン清掃車*等を活用した出前講座や環境学習等の充実	●出前講座や環境学習等の実施
資源とごみの分け方・出し方普及啓発	
●ごみ分別アプリへの AI 活用等の拡充	推進 →
●リーフレット等による区民向け広報の充実	推進 →
(仮称)中野区食品ロス削減推進計画の策定	
●策定に向けた情報収集、検討	●策定、計画に基づいた事業の実施
区内事業者・大学等と連携した食品ロス削減事業	
●大学と連携したオンライン形式による料理教室等の実施	推進 →
●食品ロス削減に向けた事業者との連携強化	●事業者と連携した食品ロス削減イベント等の実施
●近隣区との連携による取組	推進 →

施策 53 みどりの保全と創出の推進

現状データ

住まい周辺の生活環境における「みどりの豊かさ」の評価

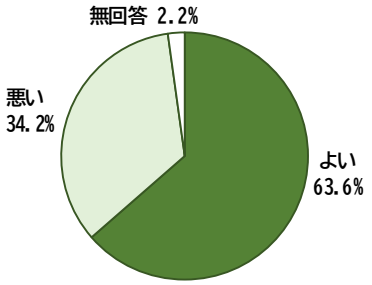

出典：2020 中野区区民意識・実態調査

中野区全域の緑被状況

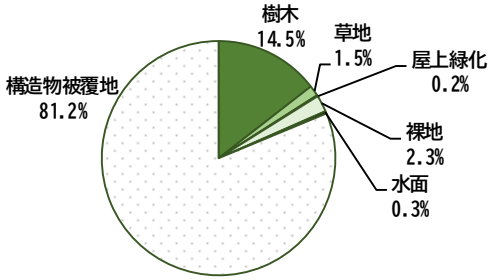

出典：中野区みどりの基本計画

現状と課題

●区内の緑被率*は、前回の中野区緑の実態調査を行った 10 年前に比べ、0.23 ポイント減少の 16.14%となっており、区内の緑が失われていく傾向が明らかになっています。一方、区内のみどり率*は、0.08 ポイント減少の 17.46%にとどまっており、近年取り組んできた大規模公園の整備などの効果が表れています。

●居住する周辺の生活環境における「みどりの豊かさ」について、「よい」又は「どちらかといえばよい」と答えた人の割合は約 6 割となっており、区民の間で一定の評価がなされています。

●樹林地については、公園や社寺林の樹林面積が増加しているのに対し、集合住宅や屋敷林等の樹林面積が減少している状況にあります。また、接道部緑化の状況は、増加傾向にあり、緑化計画書制度や生け垣等設置助成制度などによる緑化指導等の成果が表れています。さらに、壁面緑化や屋上緑化についても、増加傾向にあり、新たにできた大学等で大規模な壁面や屋上の緑化がなされるなど、まちづくりの中で緑化推進への取組が成果をあげています。

●緑被率減少の要因については、相続等を契機とした土地の細分化や宅地開発、駐車場の整備、集合住宅の建替えや跡地開発があげられます。

●減少を続ける民有地の貴重なみどりについて、これ以上の減少を食い止め将来に残していくことや、敷地の広い宅地開発に伴う中小規模の樹林や樹木の消失を少なくしていくことが必要であり、区民、事業者等のみどりに対する理解や関心を深め、区と一体となって緑化推進に取り組んでいく環境を整えていく必要があります。

●みどりとは、樹木や草花などの植物のある空間だけではなく、その空間に生息する虫や鳥をはじめとする生きもの、緑と一体をなす水や大気や土とともにとらえています。区内に生息する生きものについて、現状を把握し、生物多様性の保全に向けた区民の理解を深めていく必要があります。

施策の方向性

●区民、事業者及び区が協働してみどりの保全や創出に向けた取組を推進します。
●都市開発諸制度の活用やまちづくり事業との連携により、質の高い緑化誘導に取り組み、みどりのネットワーク*の構築を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度 目標値
①みどりの豊かさに対する区民の満足度	%	居住する周辺環境における緑に対する区民の実感を計るため	63.6 (2020 年度)	64.3
②緑被率*・みどり率*	%	区内のみどりの実態を計るため	緑被率 16.14 みどり率 17.46 (2019 年度)	緑被率 16.57 みどり率 17.89

（出典）①中野区区民意識・実態調査　②中野区みどりの基本計画

主な取組

❶ みどりのネットワークの構築　　公園緑地課

都と連携する都市開発諸制度を活用した緑化誘導や西武新宿線沿線などのまちづくり事業に伴うみどり空間の整備により、新たなみどりの軸を加えたみどりのネットワーク*の構築を目指します。

（主な事業）〇各駅・地区まちづくりと連携したみどり空間整備事業

❷ 質の高いみどりの確保・創出　　公園緑地課

建物建築等の際、条例等に基づき提出が必要な緑化計画書について、確実な提出を促すとともに緑化完了の確認を強化していきます。また、生け垣等設置助成制度などを活用し、質の高い緑化を誘導していきます。

（主な事業）〇緑化計画書制度　〇生け垣等設置助成制度

❸ 緑化の推進に向けた意識の啓発　　公園緑地課

花と緑の祭典やみどりの教室等様々な事業を通じて、区民のみどりへの理解や関心を高めることにより、区民・事業者・区が一体となって緑化推進に取り組む環境を整えていきます。

（主な事業）〇花と緑の祭典　〇みどりの貢献賞　〇みどりの教室

❹ 保護指定樹木等の所有者への支援　　公園緑地課

維持管理費の助成や緊急対応助成を行っている保護指定樹木等の所有者・管理者に対し、当該樹木等の適切な保全状態を促進するため、樹木医診断による助言や当該診断に基づく樹勢回復の処置への助成などを行い、所有者・管理者への支援を行います。

（主な事業）〇保護指定樹木等助成制度

❺ 都市生態系に関する対策の推進　　環境課ほか

生物多様性への関心を高め、都市の生活に潤いを与える貴重な自然を大切にするための普及啓発を推進します。

（主な事業）〇生きもの調査　〇生物多様性に係る普及啓発
〇学校施設へのビオトープ設置

事業の展開

前 期	後 期
保護指定樹木等助成制度	
●樹木医診断及び当該診断に基づく樹勢回復処置に対する助成等の導入に向けた検証	●検証結果に基づく保護指定樹木等への助成の開始
生きもの調査	
●検討	●実施

政策 20

安全・安心な生活環境と防犯まちづくりを進める

目指すまちの姿

関係機関・地域の連携により、犯罪や事件・事故がなく、良好な生活環境が保たれるとともに、区民の防犯、消費生活、感染症などに関する意識の高まりや、行動の変化が生まれ、安全・安心な暮らしが守られています。

成果指標

成果指標	現状値	2025 年度
「安全・安心な生活環境と防犯まちづくりが進んでいる」と思う区民の割合	45.3%	向上

（出典）2020 中野区区民意識・実態調査

SDGs*のゴールとの関係

施策の構成

施策５４　犯罪や事件・事故の防止と消費生活の安全の推進

施策５５　感染症の予防と拡大防止

施策５６　安全・安心な生活環境の確保

施策 54 犯罪や事件・事故の防止と消費生活の安全の推進

現状データ

特殊詐欺の認知件数

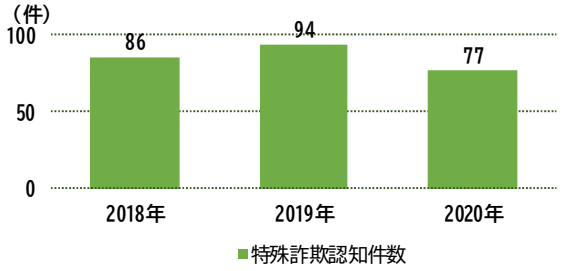

出典：東京都資料

交通事故発生件数

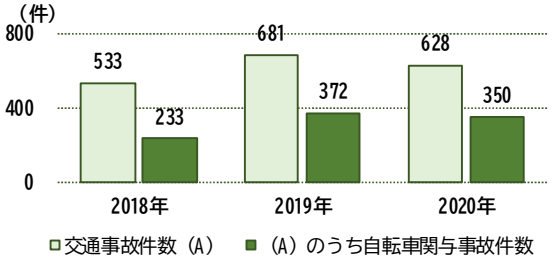

出典：東京都資料

現状と課題

●区内における刑法犯認知件数は減少傾向にある一方、特殊詐欺の認知件数は、2019年に比べ減少しているものの、未だに多くの高齢者が被害に遭っており、2020年の区内の被害金額は、1億2500万円を上回っています。特に、2020年から特殊詐欺の手口分類に含まれたキャッシュカード詐欺盗が約4割を占めています。

●近年、増加傾向にある消費生活についての相談件数は、年間3千件程となっており、このうち高齢者からの相談が全体の約4割を占めています。また、2022年度に、成年年齢を18歳とする改正民法が施行されることから、若年層を重点に、消費者としての責任や自覚等を促していく必要があります。

●さらに、消費者を欺く新たな悪質商法の手口が発生する中で、消費生活センターに寄せられる相談内容も複雑・多様化していることから、あわせて消費生活の安全・安心に向けた普及啓発を進めていく必要があります。

●一方、交通事故に目を向けると、増加傾向にあった区内の交通事故発生件数は、2020年は減少しましたが、自転車が関与する交通事故割合は高くなっています。そのため、自転車専用通行帯の整備を進めていますが、区内は、幅員の狭い道路が多く、安全な歩行空間や自転車の走行空間が十分確保できないなどの課題があることから、自転車利用者の交通ルール遵守とマナーの向上に向けた対策が求められます。

●通学路等の安全対策では、ブロック塀事故、スクールバス事件などを受け、2018年度には全小学校を対象とした通学路緊急合同点検を実施し、危険箇所への対応策を講じたほか、定期的な安全点検や通学路の防犯性の向上の観点から防犯カメラの増

設などを行ってきました。今後は、校舎改築時における通学上の安全や災害時の児童・生徒の安全などに関する対策を講じることが求められます。

●犯罪や事件・事故が起こりにくい、安全・安心なまちづくりに向けて、警察や関係機関等との連携を強化するとともに、区民・地域団体などの防犯活動を支援し、まち全体の防犯力を向上していく必要があります。

施策の方向性

●犯罪や事件・事故が起こりにくいまちの実現に向け、様々な主体の連携による防犯活動等を進めます。

●区民の安全・安心な消費生活を支えるため、相談体制の充実を図るとともに消費生活に関する意識を高める取組を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①刑法犯認知件数	件	地域の安全・安心に対する取組の成果を計るため	2,058 (2020 年)	1,700
②自転車関与事故件数	件	自転車による交通事故の実態を計るため	350 (2020 年)	190

（出典）①都民安全推進本部資料（東京都）　②都民安全推進本部資料（東京都）

主な取組

❶ 特殊詐欺の未然防止に向けた意識の啓発　防災危機管理課

警察や関係機関と連携し、特殊詐欺被害防止のための広報やキャンペーン等の啓発を行うとともに、未然防止策として最も有効性の高い「電話に出ない」対策を推進します。

（主な事業）〇特殊詐欺未然防止普及啓発　〇自動通話録音機貸与事業
〇安全･安心（防犯）メール配信事業

❷ 安全・安心な消費生活の確保　区民文化国際課

消費生活トラブルを抱える区民が、適切に助言やあっせんを受けることができる環境を整えるため、消費生活相談窓口等の周知を図ります。また、特に被害が想定される高齢者や若者の消費者被害を未然に防ぐため、関係機関相互の連携を推進するとともに、啓発活動を強化します。

（主な事業）〇消費生活相談　〇消費生活普及啓発事業

❸ 交通安全対策・啓発活動の促進　防災危機管理課

警察や各関係団体との連携を図りながら、区民の交通安全意識の向上に向けた取組を推進します。また、自転車安全講習会等を通じて、自転車利用者の交通ルール遵守とマナーの向上に向けた対策に取り組むとともに、自転車の点検・整備や自転車保険への加入促進を進めます。交通事故を未然に防止するため、見通しの悪い交差点等における注意喚起の啓発幕等の設置や、通学路等の安全確保のためのバリケードの貸出しを進めます。

（主な事業）〇自転車点検等整備促進事業　〇交通安全普及啓発事業

❹ 地域の防犯・見守りの強化　防災危機管理課、学校教育課、子ども・教育政策課

地域において区民団体等が行う自主防犯活動への支援や登下校時の通学路における見守り活動を強化し、児童・生徒等の安全を確保します。また、防犯パトロールや防犯カメラの設置等、犯罪が起こりにくいまちづくりに取り組みます。

（主な事業）〇学校情報配信事業　〇通学路見守り支援事業
〇防犯設備整備事業　〇防犯資機材等支給支援事業

施策 55 感染症の予防と拡大防止

現状データ

MR（麻しん・風しん）第２期予防接種率

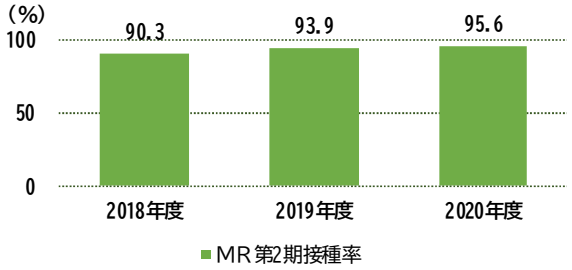

出典：中野区資料

区内新規結核患者数

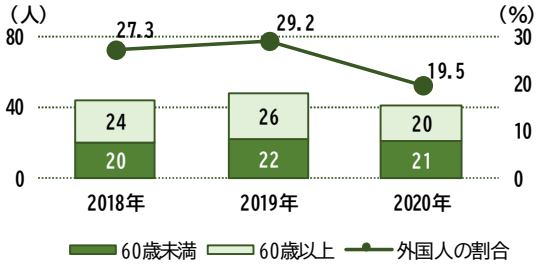

出典：中野区資料

現状と課題

●人の流れや物流の国際化・活発化、多数の人が集まる大規模なイベント開催などに伴い、輸入感染症、新興・再興感染症の発生・拡大リスクが生じています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、区民の生命や公衆衛生、医療、社会生活に深刻な影響を与えました。平常時より、区民の生命・健康の安全を脅かす感染症の発生状況や流行の実態を把握し、その発生とまん延を防止することが求められています。

●感染症の発生抑制・拡大防止を図るため、平常時において、区民等に対して感染症に対する正しい知識の普及啓発を強化するとともに、予防接種率の維持・向上に取り組む必要があります。また、感染症の発生時には、拡大防止を図るため、区民や区内事業者、医療機関、専門家等との連携を広げ、関係機関と地域感染症ネットワークを構築し、リスクコミュニケーションを推進する必要があります。

●中野区の結核新規登録患者数のうち、60 歳以上の患者と外国人の割合が、増加傾向にあり、治療や療養が難しくなっています。高齢者や外国人の結核患者に対する対策を強化する必要があります。　また、若い人たちの間に性器クラミジア・淋菌・梅毒・ヘルペスなどの性感染症（STI）が増加しており、エイズ（HIV 感染症）対策とともに性感染症の検査・相談体制を推進する必要があります。

●抗菌薬等が効かなくなる薬剤耐性（AMR）感染症が世界的に拡大し、公衆衛生に重大な影響を与えている一方で、新たな抗菌薬開発は停滞し、施設内で感染症に罹患する者が急激に増加するリスクが高まっています。医療関係団体や関係機関に対し、薬剤耐性や抗菌薬の適正使用に関する普及啓発を行い、薬剤耐性菌による院内感染等の予防を図る必要があります。

施策の方向性

●新型コロナウイルスなど、区民生活に影響を与える感染症に対応するため、ライフステージや集団の特性に応じた感染症予防策の啓発を行うとともに、各種予防接種の受診率向上や、高齢者及び外国人の結核患者に対する支援、平常時の感染症の発生・拡大予防の取組を推進します。

●関係機関とのネットワークの構築やリスクコミュニケーションの推進により、薬剤耐性菌や院内感染など、様々な感染症対策の情報共有を行い、感染症の予防と拡大防止の強化を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①感染症の予防を心がけている人の割合	%	感染症予防に対する区民意識向上の達成度を計るため	97.3 (2020 年度)	98
②区民健診(長寿健診)の受診率	%	健診を受診することが、結核の早期発見につながるため	43.1 (2020 年度)	50

(出典)①健康福祉に関する意識調査　②中野区資料

主な取組

❶感染症予防に向けた意識の啓発　　保健予防課

区民等に対して、手指消毒をはじめとするすべての感染症に通じる予防策の啓発を行うとともに、地域の流行状況に応じ、施設や店舗等に対する感染症予防指導を行います。

(主な事業)〇施設等に対する感染症予防指導　〇感染症予防普及啓発

❷ 感染症の拡大防止策の強化　　保健予防課

新型コロナウイルスや結核、性感染症などの感染症に対し、健診や検査等の実施により疾病の早期発見、まん延防止を図るとともに、積極的疫学調査、予防接種の的確な実施や接種勧奨を通じ、感染症の拡大防止を図ります。また、医療機関等と連携し、服薬・療養等支援を行います。

（主な事業）○定期・任意予防接種　○積極的疫学調査　○結核対策　○服薬確認推進事業

❸ 感染症対策に係る関係機関の資質の向上　　保健企画課、保健予防課

医療関係団体、関係機関、地域の専門家と連携し、院内感染（医療関連感染）等の防止と感染症対策に係る資質向上を図るため、地域感染症対策ネットワークを構築し、情報共有等の機会を充実します。

（主な事業）◎地域感染症対策ネットワーク構築　○感染症発生動向調査

事業の展開

前 期	後 期
施設等に対する感染症予防指導	
●高齢者施設に対する感染症予防対策指導 ●子ども施設（保育園等）に対する感染症予防対策指導	●障害者施設に対する感染症予防対策指導 ●小・中学校等に対する感染症予防対策指導
地域感染症対策ネットワーク構築	
●地域感染症対策ネットワークの検討	●地域感染症対策ネットワークの構築

施策 56 安全・安心な生活環境の確保

現状データ

食中毒に関する認識

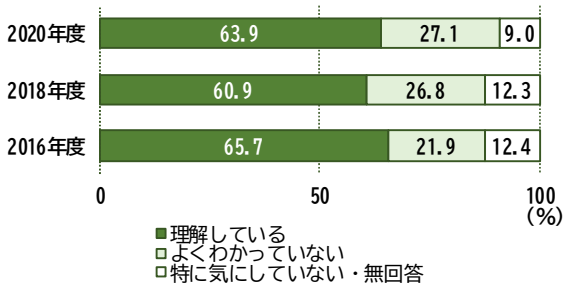

出典：健康福祉に関する意識調査

衛生害虫・害獣等相談受付件数

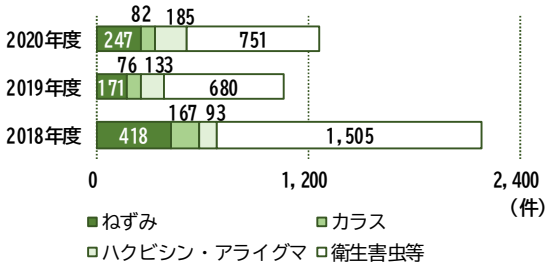

出典：中野区資料

現状と課題

●2018 年食品衛生法の一部改正により食の安全確保の国際基準である HACCP に沿った衛生管理を行うことが、すべての事業者に対して義務化されました。食中毒等による健康被害の未然防止や拡大防止のため、区の監視指導とあわせて、事業者による自主管理と消費者・事業者・行政等の関係者間で相互に情報及び意見を共有するリスクコミュニケーションを進める必要があります。

●国際化等の影響により、デング熱などの虫媒介感染症の発生や動物による被害などが増加しています。動物等による健康被害の発生防止のため、衛生害虫・害獣等の適正防除を推進する必要があります。また、愛護動物の適正管理に向け、関係団体と協力しながら取り組むとともに、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず「地域猫」として見守る町会等各団体の取組を支援する必要があります。

●外国人観光客の増加や旅館業法改正、住宅宿泊事業法の施行により、区内に宿泊施設が増加したことに伴い、周辺住民の生活環境の悪化などの問題への懸念が生じています。宿泊者や区民の安全・安心を守るために、宿泊施設の適正な運営の確保に向けて、衛生管理等に関する監視指導体制を強化していく必要があります。

●大きな騒音・振動が発生する建設工事がここ数年増加しています。騒音・振動・悪臭等の様々な公害や住環境の悪化要因となるごみ屋敷等の苦情・相談に対し、速やかな対応が求められています。また、老朽化した建築物の解体・改修工事に伴うアスベスト飛散防止や土壌汚染の拡散防止を徹底する必要があります。

施策の方向性

●区民の健康被害と生活環境の悪化を防ぎ、安全・安心な生活環境を築くため、食の安全確保、衛生害虫・害獣等への対応、愛護動物との共生、環境公害への対策等を総合的に進めます。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2025 年度目標値
①食中毒について、関心があり十分理解している人の割合	%	食中毒予防に対する区民意識向上の状況を計るため	13.1 (2020 年度)	15
②旅館業監視施設のうち、指摘事項があった施設の割合	%	旅館業の管理運営の状況を計るため	59.3 (2020 年度)	25

（出典）①健康福祉に関する意識調査　②中野区資料

主な取組

❶ 食の安全・安心の確保　　生活衛生課

食の安全・安心を確保するため、食品衛生の監視指導を監視指導計画に基づき重点的、効率的かつ効果的に実施します。HACCP に沿った衛生管理方法を周知するため、事業者に対する講習会等を実施します。また、「食の安全・安心懇談会」を通じ、区民・事業者・行政の間で共通認識を深めます。

（主な事業）〇飲食店等の監視指導　〇食品衛生講習会　〇食の安全・安心懇談会

❷ 動物等との共生及び健康被害の防止　　生活衛生課

衛生害虫・害獣等に対して、区民の自主的な防除を促進するとともに、防除指導や駆除を行います。また、愛護動物について、飼い主のマナー向上や適正飼養に向けた支援を行うとともに、飼い主のいない猫対策を推進し、人と愛護動物が共生することができる地域社会の実現に向けた取組を推進します。

（主な事業）〇自主防除普及啓発事業　〇適正飼養普及啓発事業

❸ 宿泊施設の監視指導　　生活衛生課

宿泊事業者が適正な管理運営を行うよう、旅館業許可施設に対しては、年に１回以上立ち入りによる監視指導を実施します。また、住宅宿泊事業届出施設においても必要に応じて監視指導を実施します。さらに、事業者に対し多様な手段による情報提供を行うとともに、遵守すべき事項の義務付けを行うことで、区民の不安等を取り除き、安全・安心な生活環境を確保します。

（主な事業）〇旅館業許可施設一斉監視

❹ 生活環境の維持のための対策　　環境課

建設作業による騒音・振動発生抑制やアスベスト飛散防止などのため、規制基準を遵守するよう適切な指導を行うとともに、公害に関する苦情・相談への迅速な対応を図ります。さらに、ごみ屋敷等について、区として適切な手続を踏まえ、良好な生活環境の維持に努めます。また、環境に関する現況を把握し、区民への積極的な情報提供を行います。

（主な事業）〇建設工事公害対策事業　〇工場等公害予防事業　〇環境現況調査
〇ごみ屋敷等対応

事業の展開

前 期	後 期
旅館業許可施設一斉監視	
●条例改正による新たな規定への適合に向けた監視指導の強化	●事業の適正な運営の確保に向けた監視指導の推進

第6章

区政運営の基本方針

1　対話・参加・協働に基づく区政運営

2　危機の発生に備えた体制の強化

3　社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供

区政運営の基本方針

持続可能な区政運営を実現するため、次の 3 つの基本方針を定めます。

1　対話･参加･協働に基づく区政運営

区民と区、区民同士の対話、区民の区政への主体的な参加、地域課題の解決に向けた協働を重視して、政策形成、組織運営、財政運営に取り組むとともに、取組と検証を積み重ねて着実に成果を上げていくマネジメントを実施していきます。

2　危機の発生に備えた体制の強化

大規模災害や感染症拡大など非常時における危機管理体制を充実し、区政や地域が機能不全に陥らないよう、事業継続計画（BCP）の継続的な改善などリスクマネジメントの強化を図っていきます。

3　社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供

行政サービスのデジタル化やワンストップ化を推進します。あわせて、区の事業や施設等の管理・運営コストの最適化を進めるなど、区民にとって質の高い行政サービスの提供を目指していきます。

1　対話・参加・協働に基づく区政運営

（1）政策形成

①対話・参加・協働の取組の充実

○政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しにおいて、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への関心を高め、参加を促していきます。誰もが意見を出しやすく、区民と区、区民同士の対話の場にも参加しやすいよう、様々な対話の機会を設けるほか、オンラインを活用した参加方法なども推進していきます。

○地域の課題解決にあたって、区民と区がともに知恵を出し合い、それぞれの役割に応じて協力して取り組んでいく協働や協創を推進します。そうした公益的な活動がしやすい環境づくりや支援体制の構築を図ります。

○民間企業・団体、大学等との連携を進め、社会実験や事業協力などによってそれぞれが持つ専門的知見や先進的技術、地域活性化のノウハウなどを生かし、区とともに力を出しあい創発的な政策形成を図ります。

②政策マネジメントの確立

○基本計画に基づく政策、施策、事業の着実な推進を図るため、政策マネジメント・サイクル（PDCA サイクル）による進行管理を行い、目標に対する達成度を評価・検証し、より効率的・効果的な取組につなげていきます。

○重点プロジェクトをはじめとして、組織横断的に取り組む施策の推進や、短期集中的な対応が求められる事案については、権限と責任を明確にした推進体制を構築し、成果を上げるためのプロジェクト・マネジメントの徹底を図ります。

○政策形成過程における的確な意思決定を行うため、事案の妥当性や有効性、定量的・定性的なデータ、適切な合意形成、人員・財源の確保など、総合的に判断するための様々な情報やエビデンスを収集・分析・活用できるよう企画構想力を高めていきます。

○施策の優先度に基づく経営資源の配分や効率的な執行方法の改善を進めるとともに、新規事業と既存事業の見直しを一体的に行うビルド・アンド・スクラップによる事業展開を推進します。

③情報マネジメントの推進

○区政への区民参加の促進や公民協働による新たなサービス等の創出及び区政の透明性・信頼性確保のため、政策形成プロセスの見える化や行政情報のオープンデータ*化を推進し、区民や各団体、民間事業者、大学などの研究機関等が自由に区のデータを利活用出来る環境を整備します。

○区民一人ひとりに、生活や営みに必要あるいは有用な区政情報を確実に届けられるよう、新たな情報伝達手段の利用を積極的に図りながら、情報を伝えたい対象に合わせ、区報やホームページ、SNS などさまざまな媒体と組み合わせて、タイムリーに情報を発信します。

○区民が区のサービスを確実に受けられるよう、知りたい情報を入手しやすい仕組みづくりや区民が理解しやすい情報発信を徹底していくことで、区民からの問い合わせなどに的確に対応できるシステムを整備していきます。

(2) 組織運営

①持続可能で活力ある組織体制の構築

○組織の統合・再編による管理コストの縮減、デジタル化、ICT（情報通信技術）の活用などによって業務の効率化を図ることで、職員の働き方改革を進め、超過勤務の縮減等を図るとともに、事業の優先度を検証し、優先すべき事業に人員を振り向けます。

○区職員が担わなければならない職務を明確化し、そのために必要なスキルや専門性の高い職員を配置するとともに、民間事業者との役割分担により、区民サービスの質の向上を図ります。

○職員の年齢構成や今後の財政負担を見据え、計画的な採用を行うことで、職員定数を一定規模に保ち、業務スキルの継承、向上を図ることで、少数精鋭の組織を築きます。

○行政ニーズの変化や突発的な事態の発生に迅速に対応することができる組織運営を行うとともに、ICT（情報通信技術）を活用した情報の共有・利活用やプロジェクトチームの設置により、組織横断的な課題にも柔軟に対応します。

②職員の多様性、特性、専門性を生かした人材マネジメント

○女性職員、育児や介護中の職員、障害のある職員など、個々の職員の状況に応じてワークライフバランスを保ち誰もが活躍することができる仕組みや組織風土を形成します。

○国、東京都、他自治体や民間企業などで優れた技術や先進的な考え方に接す

る経験を通じて新たな発想や取組を生み出すため、人材交流や外部人材の活用等を積極的に推進します。

○職員一人ひとりのキャリア形成に着目した育成、活用を行う人材マネジメントを推進し、多様な経験・職務を通じて専門性、政策形成能力を高めていきます。

(3) 財政運営

①財政運営の考え方

○区が主体的に活用できる特別区民税、特別区交付金などの一般財源を基本に財政運営を行います。

○財政運営にあたっては、一般財源のほか、基金と起債をバランス良く活用していきます。

○決算剰余金については、確実に基金に積み立てます。

○景気に連動しやすい、特別区民税や特別区交付金などの歳入を補完する財政調整基金の積立や繰り入れを計画的に行います。

○歳出（事業）に連動させ、特定目的基金の計画的な積立、繰入を行い、区民生活に必要な財源を縮小させることなく事業を実施します。

○新型コロナウイルス感染症の影響による財政状況を考慮し、当面の間、中野区の「基準となる一般財源規模」を基に、財政調整基金等の積立や取崩による財源調整を通じて歳入規模を一定に保ちます。また、歳出の一般財源充当事業費を「基準となる一般財源規模」の範囲内にするという考え方で予算編成を行います。

○新規事業については、後年度負担の増加等、財政の影響等について十分に勘案します。

○すべての事業について、適用可能な国や都の補助金を最大限活用するとともに、新たな歳入の獲得についても取り組みます。

○事業計画までに期間がある未利用地や未利用施設などの区有財産の活用を検討し、歳入確保に努めます。また、新たな自主財源の確保に向けて、様々な工夫を検討し、取組を進めます。

○特別区民税をはじめとした歳入をより効果的・効率的に確保するために、歳入確保策と併せ、債権管理にかかるコストを削減する手法に取り組みます。

○受益者負担、区民の間の税負担の適正化を図るため、使用料及び手数料について、継続的な点検・見直しを行います。

○今後の社会・経済状況の変化を注視し、適切に対応します。

②基金活用の考え方

≪財政調整基金≫

〇毎年度の一般財源の歳入が「基準となる一般財源規模」に満たない場合は、その不足分を財政調整基金から繰り入れます。

≪減債基金≫

〇起債の償還のための財源は、計画的に減債基金に積み立てます。

≪特定目的基金≫

〇歳出（事業）に連動させ、特定目的基金の計画的な積立、繰入を行い、区民生活に必要な財源を縮小させることなく事業を実施します。

〇施設の建設や建替え、大規模な維持補修、道路・公園の維持は各計画に基づいて、特定目的基金を活用します。

〇特定目的基金の積立にあたっては、計画的に一般財源を使うほか、土地の売却による収入等を活用します。

③起債活用の考え方

〇起債の活用にあたっては、世代間負担の公平性という観点も踏まえ、公債費負担比率（中野区方式）で 10%程度を上限として運用します。

〇公債費負担比率（中野区方式）

＝実質公債費（元利償還金＋減債基金積立金－減債基金繰入金）÷一般財源（※）

※　一般財源とは・・・

特別区税、特別区交付金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、一般繰越金

2　危機の発生に備えた体制の強化

(1) 平常時からの効果的かつ実践的な危機への備え

○職員震災図上訓練、危機管理対応訓練、国民保護関連訓練等の成果や課題を踏まえた実践的な訓練の推進により職員の危機管理対応力を強化します。

○総合防災訓練や地域防災訓練等を充実し、地域防災住民組織をはじめ、警察・消防・自衛隊、医師会・医療機関などの関係団体との連携体制を確立します。

○大規模な感染症などの発生を想定した模擬訓練を都や医療機関等と連携して行い、被害拡大防止措置及び再発防止対策を実践的なものとして確立します。

○地域包括ケア体制*や地域医療連携を推進する中で、医師会・医療機関などと平時から健康危機に対する連携を進めます。

○要配慮者、要配慮者利用施設等にかかわる避難確保計画等の作成や避難訓練等の実施を促進するための支援体制を強化します。

○防災協定を締結している自治体や関係団体との連携強化による受援体制や、ボランティア受入体制を構築します。

(2) 危機発生時における対応の強化

○危機発生時に設置する対策本部を核として、避難所となる各学校、区民活動センター等の拠点施設、保健所等と連携した危機管理体制を強化します。

○感染症発生と大規模災害の同時発生など、複合災害も見据えた避難所などにおける体制を整備します。

○地域における自助・共助の防災体制の強化と公助との連携体制を整備します。

○被災者生活再建支援体制等の対応力を強化します。

○職員の連絡体制、安否確認等に ICT（情報通信技術）を活用し、迅速に人員体制を確保します。

○危機が発生した際の各関係機関（医療機関や地域団体など）に対する適切かつ迅速な支援体制を整備します。

（3）事業継続計画（BCP）の継続的な改善

○首都直下地震などの自然災害や感染症、重大事件・事故等の様々な状況を想定した危機管理体制を整備し、迅速に業務体制の復旧、再開、継続できる体制を確立します。

○区の情報システムに事故が発生した場合においても業務継続ができ、速やかに復旧することができる体制を構築します。

○事業継続計画（BCP）に基づいた定期的な訓練を行い、危機発生時の区の対応能力を強化します。

3　社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供

（1）利便性と生産性の向上

①デジタルシフトによる行政サービスの質と生産性の向上

○諸証明取得のための来庁を不要とするため、利用者にとって使いやすい電子申請が可能な手続を拡充するとともに、コンビニ交付の周知を図ります。

○来庁しなくても、いつでも、どこにいてもオンラインで必要な手続が出来るよう、電子手続を拡充するとともに、キャッシュレス決済などを組み合わせたオンライン窓口の整備を図ります。

○AI などを活用し、定型的な問い合わせについては多言語で 24 時間 365 日の対応を可能とします。

○業務をまずアナログからデジタルを基本として設計し直すとともに、AI や RPA*を活用し、ペーパーレス化を推進することで業務のデジタルシフト*を実現していきます。

○デジタルシフトが困難な業務については、その課題を明らかにするとともに、将来の課題解決に向けた道筋を示します。

②利便性が高く、区民に開かれた新区役所の整備

○新区役所では、紙資料を使わない会議の実現、紙文書や台帳の電子化など ICT 環境の整備により、効率的な業務執行並びに執務スペースの有効活用を図ります。これにより、職員の効率的な業務執行や円滑なコミュニケーションを支え、職員の業務生産性を向上させるとともに、区民サービスの向上に資するものとします。

○区民の利用頻度が高い窓口を低層階に集約することや、窓口支援システム等の活用による申請手続の簡素化など、来庁者の各種手続に係る移動や書類記入などの負担を減らすよう効率化を進め、来庁者の利便性向上を図ります。また、明るく開放的な庁舎とするとともに、区民活動の拠点となるスペースを整備します。

○耐震性能は最高水準を目指し、免震構造とします。災害発生時には、災害情報や安否情報の発信場所、臨時の行政相談場所等を設けるとともに、災害対策本部に迅速に機能転換できるよう整備を行います。発災時においても、適切に災害対策業務などの業務継続が行える設備を整備します。

○自然エネルギーなどを活用し CASBEE（キャスビー：建築環境総合性能評価システム）の S ランクの実現を目指します。また、吹き抜けの設置により自然採光・自然通風を促し、良好な執務環境を形成します。併せて一部緑化などにより、環境負荷の低減や景観への配慮を行います。

（2）効果的・効率的かつ計画的な事業展開

①公民の役割分担と効果的・効率的な事業手法の選択

○公民の適切な役割分担のもと、民間事業者等による運営が可能なものについては引き続き民間活力の活用を推進し、行政では補完的に民間活動を促進する取組や仕組みづくりを行います。

○職員が自ら運営する直営（職員人件費、物件費等の合計）と委託、指定管理者制度*、人材派遣、任期付職員*、PFI*等の事業手法を比較し、事業にかかる運営コストの最適化を図ります。組織横断的な管理業務や情報システムなどについて、統合することで管理コストや余剰物品を縮減します。

②計画的な区有施設の配置と管理

○区民の日常生活圏域*を勘案した配置を基本とし、区民の利便性を図ることや管理コストの縮減を図るため、施設の集約化や複合化、民間活力の活用、未利用地及び未利用施設の活用・処分を行います。

○区の所有する施設全体の状況を適切に把握し、長期的な視点に基づいて財源を確保したうえで計画的に更新・保全を進めます。

○施設の複合化・集約化を進めるとともに、サービスのワンストップ化や、民間活力の活用による施設サービスの質・量の向上、ユニバーサルデザイン*への対応、利便性の高い施設配置の実現などによって行政サービスの向上を図ります。

○特に、施設の管理・運営や開設に当たっては、包括管理委託をはじめとする施設管理業務委託、指定管理者制度*、PPP*など様々な手法を駆使し、区民サービス向上と事務の効率化を一体的に進めます。

参考資料

1　用語解説

2　政策、施策、主な取組、主な事業の一覧

3　施策の成果指標一覧

参考資料１

用語解説

英数字

GIS	「Geographic Information System」の略称。地理情報システムと訳される。統計データ等を地図上に可視化することができるため、地理的情報と関連付けながら情報の整理・共有を図る手段として用いられる。
IoT	「Internet of Things」の略称。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
PFI	「Private Finance Initiative」の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率化やサービスの向上を図る手法。
PPP	「Public Private Partnership」の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、「官民連携」とも呼ばれる。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を図る。
RPA	「Robotic Process Automation」の略称。パーソナルコンピュータなどを用いて行っている一連の作業を自動化できる「ソフトウェアロボット」のことであり、区が行っている定型的な仕事を自動化することで、業務の効率化を図る。
SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。
8050（はちまるごーまる）問題	「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支える問題のこと。引きこもりとなった若者が年数が経ち、50代となったことから問題視されるようになった。

あ

アウトリーチ活動	一人ひとりの区民や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応するため、地域福祉、健康づくり、医療、看護等の視点から、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関や、地域における公益的な活動団体等と連携し、地域に出向くことで対象者を発見し、必要な支援につなげる活動。また、地域の潜在的なニーズや課題の発見や、地域におけるネットワークづくりについて取り組む活動。
アウトリーチチーム	事務職及び医療・福祉の専門職をチームとして区民活動センター（15か所）ごとに配置され、潜在的な要支援者の発見、継続的な見守り、地域資源の発見、地域の医療・介護、地域団体等のネットワークづくりを行う。

新たな防火規制	東京都建築安全条例第7条の3に基づく防火規制。建築物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域等について指定し、建築物の耐火性能を強化する規制のこと。原則として、指定された地域の全ての建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とし、延べ面積が500平方メートルを超えるものは耐火建築物としなければならない。
インクルーシブ防災	国連防災世界会議で用いられた言葉で、障害者や高齢者、子どもなど災害弱者を含むあらゆる人の命を支えるための防災の考え方のこと。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に民間事業者が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行おうという取組。
オープンデータ	様々なデータを、コンピュータによってデータを自動的に読み取り、再利用することに適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。公共データをオープンデータ化することにより、行政の透明性・信頼性の向上や、区民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化等、社会経済全体の発展に寄与することを目的として、世界中で取り組まれている。
か	
カーボン・オフセット	日常生活や事業活動において、削減努力をしても減らせないCO_2排出量を、森林整備（間伐）などによるCO_2吸収量で埋め合わせること。
学校支援ボランティア制度	中野区立小学校・中学校・幼稚園の教育活動の充実を図り、もって家庭、地域及び学校が一体となり地域ぐるみで子どもたちの生きる力を育み、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、地域の人材を学校のボランティアとして活用する制度のこと。
教育支援室	中野区立小・中学校に在籍する不登校児童・生徒のための学校に代わる居場所として設置している区施設のこと。教科の学習・集団活動・行事や相談等を通して、学校への復帰や社会的に自立するための支援を行っている（教育支援室での支援の他に、区の南部・北部地域の他の区施設内での分室支援や家庭を訪問しての巡回支援もある）。また、外国人児童・生徒等への編入支援や補充学習等も行っている。
教育相談室	中野区に在住又は中野区立小・中学校（幼稚園を含む）に在籍する幼児・児童・生徒及びその保護者を対象に、子どもの教育上の悩みや問題を解消するために専門の相談員による相談活動（来所相談、電話相談等）を行っている。
区立療育センター	障害や発達上の課題を持つ子どもが、家庭や地域の中でともに生活できるよう支援を行う施設のこと。児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援、療育相談、一時保護事業（一時的に預かる事業）等を実施している。区では児童発達センター機能として位置づけている。
権利擁護支援の中核機関	権利擁護推進にかかる連携の推進・調整役を担う地域連携ネットワークの中核となる機関のこと。

子どもの最善の利益	児童の権利に関する条約で定められている原則の一つ。子どもに関することが行われるときは、その子どもにとっても最も良いことが第一に考慮されるべきである、という考え方のこと。
子ども・若者支援センター	子ども期から若者期における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施することを目的とした、児童相談所機能を併せ持つ区の施設。2021年11月に開設を予定（児童相談所機能は2022年4月に開始予定）。
さ	
災害時個別避難支援計画書	災害時避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者一人ひとりについて、本人の介護や障害の状況、避難時に必要な医療機器や移動に必要なもの、支援者などの情報について支援者と共有し、災害時に備えることを目的として作成する計画。計画書は平常時から本人と支援者と区が所持し、計画書の内容は、災害時避難行動要支援者名簿に反映する。
災害時避難行動要支援者名簿	災害時にひとりでは避難が難しい方の安否確認や避難支援に必要な措置を円滑に行うための基礎資料として作成する名簿のこと。名簿掲載者は、介護保険の要支援・要介護認定をうけた方、障害支援区分認定をうけた方、障害者手帳所持者で重度の方、70歳以上の単身の方や75歳以上の高齢者のみ世帯で暮らす方で、避難にあたって同行や見守りなど支援が必要な方。名簿掲載項目は、氏名、住所、性別、年齢のほか、災害時個別避難支援計画書の内容を反映した介護認定や障害支援区分等の認定状況、計画書作成の有無、自力避難の可否、避難に必要なもの、支援者の有無など。平常時から防災センター（災害対策本部）と区民活動センター（災害対策地域本部）に配備している。災害時には避難所に持ち込んで活用する。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、バイオマスなど「自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー」のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、CO_2を排出しないクリーンなエネルギー。
シェアサイクル	一定の地域内に複数設置されたサイクルポート（自転車の貸出、返却場所）で自由に自転車を借りたり返したりできるシステムのこと。
指定管理者制度	多様化する区民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、地方自治体が設置する公の施設の管理運営について、民間企業、NPO法人等が包括的に代行する制度。
巡回指導	拠点校の教員（巡回指導教員）が担当する巡回校の特別支援教室において指導を行う。指導対象は、通常の学級に在籍している知的発達に遅れのない、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）や情緒障害（状況に合わない不適切な行動が、自分でコントロールできず、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態）に該当すると思われる児童・生徒。特性に対応する一部の学習について指導を行う。

スケルトン清掃車	清掃車の荷箱を透明にして、ごみがどのように積み込まれるのかを外から見ることができるようにした清掃車のこと。
すこやか障害者相談支援事業所	身体、知的、精神障害者（児）、発達障害者（児）や家族等に対し、各種相談、障害福祉サービスの利用援助、申請受付や区との取次業務等を行う。
ステークホルダー	自治体や企業が活動を行うことで影響を受ける利害関係者のこと。
生活困難層	「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素のうち、2つ以上の要素に該当する場合を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する場合を「周辺層」、いずれの要素にも該当しない場合を「一般層」とする。
生活寮	福祉作業所等に通所し、又は就労している知的障害のある人に対し生活の場を提供し、地域社会での自立生活を助長するとともに、障害のある人の緊急一時保護を行うことを目的とした施設。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
ソーシャルファーム	障害のある方を含め様々な要因から就労が困難な方が働くための新たな場の創設の促進のため、東京都の「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」において、次の3点を満たす事業者をソーシャルファーム（社会的企業）と定めている。1 事業からの収入を主たる財源として運営していること。2 就労困難者と認められる者を相当数雇用していること。3 職場において、就労困難者と認められる者が、他の従業員と共に働いていること。

た

脱炭素社会	CO_2などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との均衡を達成することにより、CO_2排出量を実質ゼロとする社会のこと。
ダブルケア問題	子育てと介護といったように、家族や親族など複数のケアに携わらなければならない問題のこと。
地域開放型学校図書館	子どもの読書活動推進、乳幼児親子の読書活動支援、地域の読書環境充実などを目的として小学校の学校図書館と一体的に整備された図書館のこと。
地域危険度	東京都が東京都震災対策条例に基づいておおむね5年ごとに公表している危険度のこと。東京都内の市街化区域5,177町丁目について、地震の揺れによる危険性を、建物倒壊危険度・火災危険度・総合危険度について測定し、順位をつけてランク分けすることにより相対的に評価している。ランクの数字が大きくなるほど地震に対する危険度が高くなる。

地域ケア会議	地域包括ケア体制を支える様々な主体が集い、顔の見える関係をつくるなかで連携し、地域の課題等について話し合い、解決に向けた行動につなげていくための推進組織。 中野区全域を対象として区全体の課題をとらえ、必要となる制度や仕組みを検討する「中野区地域包括ケア推進会議」と、すこやか福祉センター圏域を対象として地域の課題の発見と整理、具体的解決策の検討を行う「すこやか地域ケア会議」の2種類を設置している。
地域包括ケア体制	誰もが、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が、一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。行政、地域団体、社会福祉協議会、医療・介護等の関係団体など、さまざまな地域の主体により構成される。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設などの配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる都市計画法に基づく制度のこと。この制度では、地区レベルにおけるまちづくりを行うことを目的として、街区や住区を単位とした規制や誘導の取り決めを行うことにより、道づくり、家づくり、ルールづくり、景観づくりなどのまちづくりを総合的に行う。
デジタルアーカイブ	所蔵資料を電子化して管理・公開するシステムのこと。このシステムにより、インターネットを通じ、所蔵資料のデジタル画像を閲覧することなどが可能となる。
デジタルシフト	あらゆる活動において、デジタル化を進めること。業務の効率化や区民にとって質の高い行政サービスの提供を図る。
特別支援教育巡回相談	区が任用した心理士が、学校を巡回して担当教員や特別支援教育コーディネーターに対して行う相談支援のこと。子ども一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援内容や対応方法について助言を行う。対象は、通常の学級に在籍する児童・生徒。
な	
なかの里・まち連携	地方都市と大都市（中野区）の両者が、お互いの強みを生かして弱みを補うことによって課題の解決をめざし、豊かで持続可能な地域社会をつくるため、これまでの自治体間交流の枠を超え、民間活力を利用して行う様々な取組のこと。
中野就職サポート	中野区、東京労働局、新宿公共職業安定所と「福祉から就労」を一体的運営体制で実施するための協定を締結し、生活保護受給者等に就労支援を実施している。就労支援ナビゲーターによる個別相談とともに求人情報提供端末機による相談支援を行っている。
中野就労セミナー	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者との適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援及び、一般就労に関する知識や技法の習得に向けた訓練を実施している。
ナッジ理論	きっかけを与えることでより良い方向に行動するように導くという行動経済学における概念で、これを利用して個人や集団の行動変容を促すための理論のこと。

日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて区内を区分した圏域のこと。
任期付職員	専門性が必要な業務や、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に対して、限られた任期で採用される職員。
妊娠出産トータル支援	妊産婦やその家族が安心して出産、子育てができるよう、切れ目なく行う支援事業のこと。保健師等が妊娠期から相談を受け、一人ひとりに適したサービスを提案する。
認知症アドバイザー医	中野区医師会が独自に、一定以上の認知症に関わる専門知識を有する医師を養成し、必要な研修を受けた医師を中野区認知症アドバイザー医として登録し、区民に公開している。

は

パーソナルヘルスレコード	個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みのこと。
フードドライブ	ごみの減量と未利用食品の有効利用を図るため、家庭で余っている食品等を受け取り、子ども食堂や福祉団体等に寄付をすること。
不燃化特区	東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」に基づき、木造住宅密集市街地のうち、大地震が発生した際に特に大きな被害が想定される地域を2020年度までに重点的・集中的に改善を図るべき地区として、東京都から指定された地区のこと。制度の継続予定が示され、2025年度まで継続。
不燃領域率	市街地のまちの燃えにくさを表す指標のこと。対象地区内の道路、公園などのオープンスペースや燃えにくい建物及び建築敷地が占める割合を基に算出される。不燃領域率が 70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなる。
フレイル	「虚弱」という意味で、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態。
プロボノ	ラテン語で「公共善のために」を意味する「pro bono publico」の略で、社会的・公共的な目的のために、職業上のスキルや専門知識を生かしたボランティア活動を意味する。
ペアレントメンター	同じ発達障害のある子どもを育てる保護者が相談相手となること。悩みを共感し、実際の子育ての経験を通して子どもへの関わり方等を助言することができる。
防災リーダー	防災に関する専門知識・技術を有し、地域防災住民組織（防災会）の活動支援や大規模災害発生時における共助の実働リーダーを担う存在として、区が育成するボランティアのこと。

ま	
マイクロツーリズム	自宅からおおよそ1時間圏内の地元や近隣への短距離観光のこと。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するなかで、人の移動や集中を避けながら観光を楽しむ手段として注目されている。
みどりのネットワーク	規模の大きな公園や緑地を結ぶ軸上に沿道緑化や民間緑化などを進めることで、全体としてみどりのつながりを構築する考え方。
みどり率	緑被率の項で示した緑被地に、河川等の水面の占める面積と公園の緑で覆われていない部分を合わせた面積の区全体に占める割合のこと。
や	
誘導居住面積水準	世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準と、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準からなる。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、すべての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計すること。
ら	
緑被率	空から地上を眺めたとき、樹木や草地などで被われた部分のことを緑被地という。緑被率は、この緑被地面積の区全体に占める割合のこと。
連続立体交差事業 （連続立体交差化）	市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業のこと。

参考資料２

政策、施策、主な取組、主な事業の一覧

（主な事業の凡例）
◎：新規事業　○：推進・拡充事業

基本目標１　人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまち

政策	施策	主な取組	主な事業	課
1 多様性を生かし新たな価値を生み出す	1 人権と多様性の尊重	① 人権意識の啓発	○人権啓発	企画課
		② 性別、性自認・性的指向、国籍・文化等の多様性を認め合う気運の醸成	◎男女共同参画・多文化共生推進条例の制定 ○パートナーシップ宣誓 ○性自認・性的指向関連普及啓発	企画課
		③ 男女共同参画社会の実現	○DV・デートDV防止等普及啓発 ○男女共同参画普及啓発	企画課
		④ ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善	◎ユニバーサルデザイン合同点検 ○ユニバーサルデザインサポーター養成 ○ユニバーサルデザイン普及啓発	企画課
		⑤ 平和意識の啓発	○平和普及啓発 ○平和資料展示室の運営	企画課
	2 多文化共生のまちづくりの推進	① 外国人住民等が暮らしやすい生活の支援及び環境の整備	○外国人住民等生活支援事業	区民文化国際課
		② 多様な文化を受け入れるための意識の啓発	○海外友好都市交流事業 ○区民と外国人住民等の多文化・国際交流事業	区民文化国際課
		③ 外国人住民等が活躍できる場の創出	○外国人住民等への日本語支援事業 ○外国人住民等の社会参画推進事業	区民文化国際課
2 地域愛と人のつながりを広げる	3 地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり	① 人とまちを知るための情報発信	○SNS等の活用による情報発信 ○転入時等の地域情報の提供	地域活動推進課
		② 身近な地域の人と知り合うきっかけづくり	○地域団体活動支援事業	地域活動推進課
		③ 共通の関心を持つ人がつながる場の創出と取組の支援	○ナカノミライプロジェクト	広聴・広報課
	4 地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実	① 地域の課題解決に向けた関係機関の連携の強化	○区民団体連携支援事業	地域活動推進課
		② 町会・自治会と区との連携の強化	○町会・自治会活動強化支援事業	地域活動推進課
		③ 地域における公益的な活動を担う人材・団体に対する支援の強化	◎地域人材育成・マッチング事業 ○地域における公益的な活動団体活性化支援事業	地域活動推進課
	5 地域の自主的な活動の推進と環境づくり	① 区民活動センターを中心とした地域自治・住民活動の促進	○区民活動センター運営委員会地域活動支援事業	地域活動推進課
		② 区民活動センター集会室の活用促進	○区民活動センターの利用方法の改善	地域活動推進課
		③ 誰もが快適に利用できる区民活動センターの環境整備	○区民活動センター整備	地域活動推進課
3 遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する	6 誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり	① 総合的な文化芸術施策の展開	◎文化芸術施策総合推進事業	区民文化国際課
		② 誰もが身近に気軽に親しめる文化芸術の環境づくり	◎区有施設を活用した文化芸術空間の創出、パブリックアート推進事業 ○文化施設整備・運営 ○商店街と連携した文化振興事業 ○文化芸術体験事業	区民文化国際課
		③ 子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実	◎小・中学生文化芸術振興事業	区民文化国際課
		④ 区民が主役の文化・芸術活動の活性化	○文化芸術振興に向けた区民・団体活動支援事業 ○障害者創作活動支援事業	区民文化国際課
		⑤ 歴史・伝統文化の保存・継承・活用	○歴史民俗資料館運営 ○哲学堂公園保存活用計画の策定 ○文化財保護事業 ○旧中野刑務所正門関連事業	区民文化国際課

（主な事業の凡例）
◎：新規事業　○：推進・拡充事業

政策	施策	主な取組	主な事業	課
	7 魅力的な地域資源の発掘・発信	① 魅力的な地域資源の発掘と発信	○地域資源発掘・情報発信事業	広聴・広報課
		② イベントの支援と集客力・発信力のあるイベントの創出	○イベント等推進事業	広聴・広報課 産業振興課
4 地域経済活動を活性化する	8 持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり	① 新たなビジネスの創出支援	○民間活力を活用したビジネス創出支援事業	産業振興課
		② 販路拡大と生産性向上の支援	◎区内事業者ICT化促進支援事業 ○区内事業者経済交流促進支援事業	産業振興課
		③ 中小企業者の事業活動・経営の支援	○事業承継支援事業 ○産業振興センター運営 ○産業経済融資あっ旋業務	産業振興課
		④ 就労・求人支援の拡充	○企業支援及び就労・求人支援サイト運営 ○子育て女性向け再就職支援事業 ○高齢者・若者就職支援事業	産業振興課
	9 商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出	① 個店経営支援の充実と商店街組織力の強化	◎個店経営支援事業 ◎商業サポート事業	産業振興課
		② 空き店舗活用の促進	◎空き店舗情報の発信 ◎専門家派遣調整	産業振興課
		③ 商店街におけるデジタル化・ICT化の促進	◎電子商品券事業 ○商店街キャッシュレス化推進事業	産業振興課
		④ なかの里・まち連携自治体との連携の推進	○なかの里・まち連携自治体との経済・観光・体験交流推進事業	産業振興課
		⑤ まちづくりと連携した商店街の活性化	◎専門家派遣調整	産業振興課
5 東京の新たな活力とにぎわいを世界に発信する	10 中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信	① 中野のシンボルとなる新たな文化・芸術等発信拠点の形成	○文化・芸術等発信拠点形成	中野駅周辺まちづくり課
		② 中野駅周辺におけるエリアマネジメントの仕組み構築	◎（仮称）中野駅周辺エリアマネジメント協議会設置 ◎中野駅周辺の各開発地区のエリアマネジメント展開支援	中野駅周辺まちづくり課
		③ 公共空間等を活用した、にぎわい、文化・芸術事業の誘導	○にぎわい、文化・芸術事業誘導	中野駅周辺まちづくり課 区民文化国際課 産業振興課
	11 中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と多様な都市機能の誘導	① 中野駅周辺における都市基盤整備	○中野駅西側南北通路・橋上駅舎整備 ○中野駅新北口駅前広場整備 ○中野駅西口広場整備 ○中野駅南口駅前広場整備	中野駅周辺まちづくり課
		② 中野駅周辺各地区のまちづくり	○中野二丁目土地区画整理事業 ○中野二丁目地区第一種市街地再開発事業 ○中野三丁目土地区画整理事業 ○中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業 ○囲町東地区第一種市街地再開発事業 ※以下、都市計画決定前（事業化に向けて検討中）の事業 ◎（仮称）中野四丁目西地区第一種市街地再開発事業 ◎（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業 ◎（仮称）囲町西地区第一種市街地再開発事業	中野駅周辺まちづくり課

基本目標２　未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち

6 子どもの命と権利を守る	12 子どもの権利の尊重と理解促進	① 子どもの権利擁護の推進	◎子どもの権利擁護に係る条例の制定 ○学校における人権教育	子ども・教育政策課ほか
		② 子どもの権利に係る相談支援の仕組みづくり	◎子どもの権利に係る相談支援	子ども・教育政策課
		③ 子どもが意見を表明する機会の提供	○子どもの意見表明の機会確保	子ども・教育政策課ほか

（主な事業の凡例）
◎：新規事業　○：推進・拡充事業

政策	施策	主な取組	主な事業	課
	13 一人ひとりの状況に応じた支援の充実	① いじめの防止等に向けた体制の整備	○いじめ防止等対策事業 ○人権教育推進事業	指導室
		② 不登校児童・生徒への柔軟な支援	○教育支援室運営 ○不登校児童・生徒への支援事業	指導室 すこやか福祉センター
		③ 外国籍の子どもの就学促進	○外国籍の子どもの編入支援事業 ○外国人学校保護者補助事業	学校教育課 指導室
		④ 障害や特性に応じた指導・支援	○就学相談 ○特別支援教育 ○特別支援学級運営	子ども特別支援課 指導室
	14 子どもの貧困対策の推進	① 総合的な子どもの貧困対策の展開	◎子どもの貧困対策に関する計画策定 ◎子どもの貧困対策関連の団体・民間事業者等との連携	子ども・教育政策課
		② 困難を抱える子どもの学習の機会の確保	○子どもの学習の支援	子ども・教育政策課ほか
		③ 子どもの経験・体験の機会の確保	○子どもの経験・体験事業	子ども・教育政策課ほか
		④ 子どもと保護者の生活環境の改善に向けた支援	○生活環境の改善支援	子ども・教育政策課ほか
	15 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応	① 子育て家庭の状況把握と相談支援	○妊娠出産トータル支援 ○母子保健事業	すこやか福祉センターほか
		② 養育支援体制の整備	○養育支援訪問事業 ○子どもショートステイ	児童福祉課 すこやか福祉センター
		③ 虐待対応体制の整備	◎子ども・若者支援センター整備・運営 ○要保護児童対策地域協議会運営	児童福祉課 すこやか福祉センター
		④ 社会的養護の充実に向けた体制の整備	◎里親支援 ◎児童養護施設等の誘致に向けた検討 ○里親普及啓発	児童福祉課
7 社会の変化に対応した質の高い教育を実現する	16 子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実	① 児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導	○学力の向上事業 ○教員の人材育成事業	指導室
		② 運動習慣の定着・体力向上に向けた教育	○体力向上プログラム事業 ○スポーツ団体援助事業	指導室 スポーツ振興課
		③ 情報化社会へ対応した教育	○オンライン学習の環境整備 ○プログラミング教育 ○教育センター運営	指導室
		④ 国際化へ対応した教育	○国際理解教育 ○日本語適応事業	指導室
		⑤ 人権教育・道徳教育	○人権尊重・心の教育	指導室
		⑥ 保育園、幼稚園、小・中学校の連携教育	○保幼小中連携教育	指導室
	17 発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実	① 特別支援教室における巡回指導	○中学校特別支援教室 ○特別支援教育巡回相談・医師巡回 ○特別支援教室における巡回指導	子ども特別支援課
		② 個々の特性や課題に応じた教育	○個別ケース支援連携推進 ○学校生活支援シートの活用	子ども特別支援課 指導室
		③ 早期からの理解促進と就学相談	○就学相談 ○就学相談説明会 ○特別支援学級見学会	子ども特別支援課
	18 特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進	① 各学校における特色ある教育	○特色ある学校づくり	指導室
		② 地域と学校の連携・協働体制の整備	◎地域学校協働活動の推進 ◎学校運営協議会の設置 ○学校評価 ○学校評議員制度	子ども・教育政策課 指導室

（主な事業の凡例）
◎：新規事業　○：推進・拡充事業

政策	施策	主な取組	主な事業	課
	19 これからの学びに対応した学校教育環境の整備	① 児童・生徒数に応じた教育環境の整備	○区立小・中学校再編	子ども・教育政策課
		② 学校施設の改築・改修	○区立小・中学校整備	子ども教育施設課
		③ GIGAスクール構想等に対応したICT環境の整備	○区立小・中学校のICT環境整備	学校教育課
		④ 児童・生徒の読書環境の充実に向けた体制の整備	○区立図書館・学校図書館連携事業	子ども・教育政策課 指導室
		⑤ 学校における働き方改革の推進	◎学校事務の改善 ○教員の働き方改革推進事業	学校教育課
8 まち全体の子育ての力を高める	20 地域における子育て支援活動の促進	① 地域の子育て支援施設の機能強化	○児童館における子育て活動支援事業	育成活動推進課
		② 子育て関連団体への支援の強化	○育成団体支援事業	育成活動推進課
		③ 地域の相互援助活動の推進	○ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
	21 妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実	① 妊娠・出産・子育てトータル支援	○乳幼児健康診査 ○妊娠出産トータル支援 ○不妊相談支援	すこやか福祉センター 子育て支援課ほか
		② 多様なニーズに応じた子育てサービス・情報提供体制の整備	○子育てサービス事業 ○子育て支援情報配信 ○父親の育児参加支援事業	子育て支援課ほか
		③ 育児支援を特に必要とする家庭への支援	○母子生活支援施設運営 ○ひとり親家庭支援 ○多胎妊婦・多胎児家庭支援事業	子育て支援課 すこやか福祉センター
	22 将来を見通した幼児教育・保育の実現	① 保育サービスの提供体制の整備	○教育・保育施設確保 ○保育施設指導	保育園・幼稚園課
		② 就学前教育の質の向上	○就学前教育推進事業	保育園・幼稚園課 指導室
		③ 将来を見据えた区立幼稚園・保育園の運営	○区立幼稚園運営 ○区立保育園運営	保育園・幼稚園課 指導室
	23 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実	① 一貫した地域相談支援体制の整備	○子ども発達支援事業 ○療育施設運営	子ども特別支援課 すこやか福祉センター
		② 発達の課題や障害のある子どもに関する理解の促進	○子ども発達支援普及啓発	子ども特別支援課
		③ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援	○医療的ケア児支援事業 ○民間障害児支援事業所運営支援	子ども特別支援課 保育園・幼稚園課ほか
9 子育て世帯が住み続けたくなるまちをつくる	24 子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導	① 子育て世帯向け住宅の供給促進と住環境の整備	◎子育て支援住宅普及促進事業	住宅課
		② 居住支援体制の推進	○居住支援協議会運営支援事業	住宅課
		③ 子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信	◎子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信	子ども・教育政策課ほか
	25 子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実	① 子どもの遊び・体験の場の確保	○児童館等整備・運営 ○プレーパーク活動支援事業 ○公園整備・運営	育成活動推進課 公園緑地課
		② 放課後の児童の居場所の確保	○キッズ・プラザ整備・運営 ○区立学童クラブ整備・運営 ○放課後子ども教室事業	育成活動推進課
		③ 乳幼児親子の居場所の確保	○子育てひろば整備・運営	育成活動推進課
		④ 子育て家庭にやさしい店舗の充実	◎子育て関連店舗の登録促進、情報発信	子ども・教育政策課

（主な事業の凡例）
◎：新規事業　○：推進・拡充事業

政策	施策	主な取組	主な事業	課
10 若者のチャレンジを支援する	26 若者が地域や社会で活躍できる環境づくり	① 総合的な若者施策の推進	◎（仮称）中野区子ども・若者計画の策定	育成活動推進課 子ども・教育政策課
		② 中高生の活動の機会や場の確保	○育成活動支援事業	育成活動推進課
		③ 大学生等の地域活動の促進	◎若者地域活動支援事業 ○大学との包括連携事業	育成活動推進課 地域活動推進課 企画課
	27 社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援体制の充実	① 若者の自立を支援する仕組みづくり	◎（仮称）中野区子ども・若者計画の策定 ○地域ケア会議運営 ○アウトリーチ活動の推進	児童福祉課 地域包括ケア推進課ほか
		② 若者への相談支援体制の整備	◎若者支援事業（若者への相談支援体制の整備） ○ひきこもり等相談支援事業	児童福祉課 すこやか福祉センター ほか
		③ 若者の自立とその家族への支援	◎若者支援事業（若者の自立とその家族への支援）	児童福祉課 育成活動推進課

基本目標３　誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち

政策	施策	主な取組	主な事業	課
11 人生１００年時代を安心して過ごせる体制を構築する	28 高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実	① 地域の見守り・支えあいの推進	○高齢者の見守り・支えあい推進事業	地域活動推進課 地域包括ケア推進課
		② 高齢者の相談支援体制の整備	○すこやか福祉センター整備・運営 ○地域包括支援センター整備・運営 ○地域ケア会議運営 ○アウトリーチ活動の推進	地域包括ケア推進課 地域活動推進課
	29 高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実	① 区民それぞれが望む在宅療養生活の実現	○ACP（アドバンス・ケア・プランニング）普及啓発 ○在宅療養相談窓口 ○在宅療養推進事業	地域包括ケア推進課
		② 多様な介護サービスの提供に向けた体制づくり	◎要介護度改善推進事業 ○介護人材確保・育成等支援事業 ○地域・社会資源普及啓発	介護・高齢者支援課
		③ 在宅から入所まで高齢者を支える基盤整備	○介護サービス基盤施設整備・誘導 ○住宅確保要配慮者入居支援事業	介護・高齢者支援課 住宅課
12 生涯現役で生き生きと活躍できる環境をつくる	30 多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり	① 就労や地域活動を通じた社会参加の促進	◎地域人材育成・マッチング事業 ○シルバー人材センター支援事業 ○高齢者就労支援事業	地域活動推進課 産業振興課ほか
		② 孤立を防ぐつながり・交流機会の充実	○友愛クラブ活動支援事業 ○地域団体活動支援事業	介護・高齢者支援課 地域活動推進課
	31 区民が主体的に取り組む介護予防の推進	① 区民・団体が主体的に提供する介護予防の取組の促進	○住民主体サービス支援事業 ○高齢者会館運営	介護・高齢者支援課 すこやか福祉センター
		② 介護予防に取り組む意識の啓発	○介護予防推進事業	介護・高齢者支援課
13 誰一人取り残されることのない支援体制を構築する	32 権利擁護と虐待防止の推進	① 権利擁護のための体制の整備	○成年後見制度推進事業 ○権利擁護推進事業 ○成年後見制度等普及啓発 ○社会福祉会館運営	福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター ほか
		② 虐待防止に向けた体制の整備	○高齢者・障害者虐待防止推進事業 ○虐待防止普及啓発	福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター
	33 多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進	① 要支援者の早期発見と継続的な見守り・支援	○要支援者早期把握 ○アウトリーチ活動の推進	地域活動推進課 すこやか福祉センター
		② 自殺を未然に防ぐ体制の整備	○自殺対策メール相談事業 ○自殺対策普及啓発	保健予防課
		③ 犯罪被害者等を支える地域づくり	○犯罪被害者等相談窓口 ○経済・日常生活支援 ○犯罪被害者等支援普及啓発	福祉推進課
		④ 再犯防止に向けた関係機関との連携推進	○再犯防止推進事業 ○再犯防止普及啓発	地域活動推進課

（主な事業の凡例）
◎：新規事業　○：推進・拡充事業

政策	施策	主な取組	主な事業	課
	34 障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備	① 安心して地域生活が送れる仕組みづくり	○地域ケア会議運営 ○アウトリーチ活動の推進	地域包括ケア推進課 すこやか福祉センター
		② 関係機関との連携体制と相談支援体制の強化	○障害者相談支援事業	障害福祉課 すこやか福祉センター
		③ 福祉人材の確保・育成	○人材育成・養成事業	障害福祉課
		④ 入所施設等からの地域生活への移行と地域生活の継続支援	○地域移行・地域定着支援事業	障害福祉課
		⑤ 障害福祉施設の整備・誘導	○民間活力活用による障害者施設基盤整備・誘導 ○障害福祉施設運営	障害福祉課
	35 生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実	① 生活困窮者に対する包括的な自立支援の推進	○生活困窮者自立支援事業	生活援護課
		② 被保護者の就労・定着支援	○被保護者就労定着支援事業	生活援護課
		③ 健康管理のための支援	○被保護者健康管理支援事業	生活援護課
14 誰もが自分らしく輝ける地域社会を形成する	36 障害者の就労や社会参画の推進	① 関係機関と連携した障害者の就労支援	○障害者就労・雇用促進事業	障害福祉課
		② 就労意識の向上と体験・訓練の場の創出	○特別支援学校・障害者就労施設連携推進事業 ○区役所等職場体験実習	障害福祉課
		③ 障害者就労施設等における受注機会・販路の拡大	○障害者就労施設受注促進事業	障害福祉課
		④ 障害者に対する理解の促進と交流の機会の充実	○障害者差別解消推進事業	障害福祉課
	37 認知症のある人とその家族を支える環境づくり	① 認知症バリアフリーに向けた意識の啓発	○認知症普及啓発	地域包括ケア推進課
		② 認知症の人を支える地域の相談支援体制等の整備	○認知症相談支援事業 ○若年性認知症相談支援事業	地域包括ケア推進課
		③ 認知症の人やその家族・支援者の居場所づくり	◎認知症地域支援推進事業	地域包括ケア推進課
15 生涯を通じて楽しく健康に過ごせる環境をつくる	38 誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり	① 誰もが運動・スポーツに取り組む環境づくり	○オリンピック・パラリンピック気運醸成事業、レガシー事業 ○スポーツ推進事業 ○スポーツ施設運営 ○区立小・中学校体育施設一般開放事業	スポーツ振興課
		② スポーツを通じたコミュニティの形成	○地域スポーツクラブ事業	スポーツ振興課
		③ 子どもの運動習慣の定着に向けた取組の促進	○運動遊びプログラム ○運動遊び部会運営 ○競技体験事業	指導室 スポーツ振興課
		④ 区内スポーツ団体等の支援	○スポーツ推進委員事業 ○スポーツ団体援助事業 ○地域スポーツクラブ事業	スポーツ振興課
	39 健康的な生活習慣が身につく環境づくり	① 健康的な生活習慣の定着支援	○精神保健相談 ○地域健康活動支援 ○健康づくり普及啓発 ○熱中症に対する啓発	保健企画課 保健予防課 すこやか福祉センター
		② データ分析や健診等による健康づくりの支援	○生活習慣病予防対策事業 ○禁煙治療費助成 ○受動喫煙防止対策事業 ○がん等健診の実施及び受診勧奨事業の実施 ○データヘルス事業	保健企画課
		③ 食育の推進	○食育推進事業 ○歯と口腔の健康事業	保健企画課 保健予防課 すこやか福祉センター

（主な事業の凡例）
◎：新規事業　○：推進・拡充事業

政策	施策	主な取組	主な事業	課
	40 地域医療体制の充実	① 地域での医療提供の充実	○地域医療機関整備の検討 ○地域医療連携 ○休日診療・小児救急医療体制整備 ○かかりつけ医（歯科医、薬局）普及啓発	保健企画課
		② 保健所機能の強化	○保健所機能強化 ○医療安全相談窓口事業	保健企画課 保健予防課 生活衛生課
		③ 薬局等における安全管理体制の充実	○医薬品販売業者等監視指導 ○医薬品等検査 ○残薬整理事業	保健企画課 生活衛生課
	41 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり	① 生涯学習の機会の充実	○社会教育大学連携事業 ○社会教育訪問学級事業 ○子ども向け体験学習事業 ○生涯学習普及啓発	区民文化国際課
		② 子どもの読書環境の充実	○ブックスタート事業 ○児童・子ども読書活動推進事業	子ども・教育政策課
		③ 図書サービスの機能の強化	○区立図書館整備・運営 ○地域開放型学校図書館整備・運営	子ども・教育政策課

基本目標４　安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまち

16 災害に強く回復力のあるまちづくりを進める	42 防災まちづくりの推進	① 木密事業による防災まちづくり	○南台一・二丁目地区、南台四丁目地区、平和の森公園周辺地区における防災まちづくり	まちづくり事業課
		② 不燃化特区を活用した防災まちづくり	○弥生町三丁目周辺地区、大和町地区における防災まちづくり	まちづくり事業課
		③ 木造住宅密集地域における不燃化の促進	○新たな防火規制の導入	まちづくり計画課
		④ 耐震化の推進	○木造住宅等の耐震化促進事業 ○緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業	建築課
		⑤ 地域特性を生かした防災まちづくり	○新たな防災まちづくり（若宮地区、野方一・二丁目地区）	まちづくり計画課
	43 災害に強い体制づくり	① 防災施設の機能強化と様々な想定に基づいた避難環境の整備	○避難所運営、防災物資・防災資機材等配備 ○区民向けの防災用品あっせん事業 ○帰宅困難者支援事業	防災危機管理課
		② 水害対策の推進	○雨水流出抑制施設の設置 ○水害情報発信事業 ○水防訓練	防災危機管理課 道路課
		③ 情報伝達手段の充実と共有環境の整備	○情報発信・情報収集体制整備	防災危機管理課
		④ 避難行動要支援者への避難支援	○災害時避難行動要支援者支援事業	地域活動推進課 防災危機管理課
		⑤ 地域における防災行動力の向上	○防災訓練 ○地域自主防災支援事業	防災危機管理課
		⑥ 災害廃棄物処理を円滑に進めるための体制整備	○災害廃棄物処理の体制整備	ごみゼロ推進課
17 時代の変化に対応したまちづくりを進める	44 西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進	① 新井薬師前・沼袋駅周辺のまちづくり	○新井薬師前・沼袋駅前拠点整備事業	まちづくり事業課
		② 新井薬師前・沼袋駅周辺の基盤整備	○都市計画道路整備事業（補助第２２０号線、区画街路第３号線、区画街路第４号線）	まちづくり事業課
		③ 西武新宿線連続立体交差事業を契機とした防災まちづくり	○上高田一・二丁目及び三丁目周辺地区防災まちづくり	まちづくり事業課
		④ 野方以西各駅周辺地区のまちづくり	○野方駅周辺まちづくり ○都立家政駅・鷺ノ宮駅周辺まちづくり ○西武新宿線（野方駅～井荻駅間）連続立体交差化の早期実現に向けた取組	まちづくり計画課
		⑤ 野方以西各駅周辺の基盤施設の整備	○野方以西各駅周辺基盤施設整備事業 ○都市計画道路整備事業（補助第227号線等）	まちづくり計画課 まちづくり事業課
		⑥ 新たな創出空間の活用	◎鉄道上部空間の活用	まちづくり計画課

（主な事業の凡例）
◎：新規事業　○：推進・拡充事業

政策	施策	主な取組	主な事業	課
	45 各地区の特性に応じたまちづくりの推進	① 交流拠点のまちづくり	○東中野駅・中野坂上駅周辺地区まちづくり	まちづくり計画課
		② 区民による主体的なまちづくり	○地区まちづくり団体等支援事業	まちづくり計画課
18 快適で魅力ある住環境をつくる	46 住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進	① 住宅ストックの質の向上	◎ホームインスペクション（住宅診断）普及啓発 ○リフォーム相談事業 ○公営住宅等運営 ○耐震改修助成事業	住宅課 建築課
		② マンションの適正管理	○マンション管理状況届出制度普及促進事業 ○東京都アドバイザー派遣制度利用促進事業 ○公民連携によるマンション適正管理普及促進事業	住宅課
		③ 居住支援体制の推進	○居住支援協議会運営支援事業	住宅課
		④ 空き家の適正管理	◎空き家対策推進事業	住宅課
	47 まちなかの安全性・快適性の向上	① 地域特性を生かした土地利用の推進	○効果的な土地の高度利用、有効利用の推進	都市計画課
		② 良好な住環境を構築する景観形成の推進	○景観まちづくりの推進	都市計画課
		③ バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	○公共施設等バリアフリー化推進事業	都市計画課
	48 道路・橋梁の着実な整備・改修	① 道路のバリアフリー化の促進	○道路バリアフリー化推進事業	道路課
		② 無電柱化の促進	○無電柱化推進事業	道路課
		③ 橋梁の計画的な修繕	○橋梁長寿命化推進事業	道路課
	49 多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備	① 公園施設の適切な配置・改修	◎新たな公園整備事業 ○公園施設の適切な配置・改修 ○公園トイレバリアフリー化推進事業 ○公園遊具更新・点検事業	公園緑地課
		② 誰もが快適に利用できる環境づくりの推進	○公園利用ルールの見直し	公園緑地課
		③ 新たな公園運営方法の創出	○区立公園運営	公園緑地課
	50 誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備	① 総合的な交通施策の展開	○交通政策に関する基本方針及び計画の策定 ○交通政策推進協議会運営	交通政策課
		② 多様な移動環境の整備	○（仮称）自転車利活用に関する計画の策定 ○新公共交通サービス事業 ○自治体間の広域連携によるシェアサイクル事業	交通政策課
		③ 適正な需要を踏まえた自転車駐車場の再編整備	○自転車駐車場運営 ○駅周辺自転車駐車場再編整備事業 ○放置自転車対策	交通政策課
19 環境負荷の少ない持続可能なまちをつくる	51 脱炭素社会の推進と気候変動への適応	① 脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策の推進	◎再生可能エネルギー設備等導入支援事業 ◎環境形成型のまちづくり ○カーボン・オフセット事業 ○なかのエコチャレンジ等行動促進事業 ○建物の高断熱化促進	環境課 まちづくり計画課
		② 区有施設や行政活動における脱炭素化の推進	○環境配慮型公共施設の建設・整備 ○区有施設における脱炭素化の推進 ○環境マネジメントシステムの推進	環境課 施設課 経理課ほか
		③ 環境配慮行動を促す意識の啓発	○なかのエコポイント制度 ○環境普及啓発 ○他自治体との環境交流事業	環境課
		④ 環境に関する連携・協働に向けたネットワークづくり	○環境に関する連携・協働に向けたネットワークづくり	環境課

（主な事業の凡例）
◎：新規事業　○：推進・拡充事業

政策	施策	主な取組	主な事業	課
	52 ごみの減量やリサイクルの推進	① ごみ減量・リサイクルの推進	○３Ｒ意識普及啓発 ○清掃事務所運営 ○リサイクル展示室運営 ○びん・缶・ペットボトル等行政回収 ○集団回収への支援	ごみゼロ推進課 清掃事務所
		② 資源とごみの正しい分別･排出の推進	○資源とごみの分け方・出し方普及啓発 ○不適正排出者への排出指導	ごみゼロ推進課 清掃事務所
		③ 食品ロス削減の推進	◎(仮称)中野区食品ロス削減推進計画の策定 ○区内事業者・大学等と連携した食品ロス削減事業 ○フードドライブ事業 ○食品ロス削減普及啓発	ごみゼロ推進課 清掃事務所
	53 みどりの保全と創出の推進	① みどりのネットワークの構築	○各駅・地区まちづくりと連携したみどり空間整備事業	公園緑地課
		② 質の高いみどりの確保・創出	○緑化計画書制度 ○生け垣等設置助成制度	公園緑地課
		③ 緑化の推進に向けた意識の啓発	○花と緑の祭典 ○みどりの貢献賞 ○みどりの教室	公園緑地課
		④ 保護指定樹木等の所有者への支援	○保護指定樹木等助成制度	公園緑地課
		⑤ 都市生態系に関する対策の推進	○生きもの調査 ○生物多様性に係る普及啓発 ○学校施設へのビオトープ設置	環境課ほか
20 安全・安心な生活環境と防犯まちづくりを進める	54 犯罪や事件・事故の防止と消費生活の安全の推進	① 特殊詐欺の未然防止に向けた意識の啓発	○特殊詐欺未然防止普及啓発 ○自動通話録音機貸与事業 ○安全･安心（防犯）メール配信事業	防災危機管理課
		② 安全・安心な消費生活の確保	○消費生活相談 ○消費生活普及啓発事業	区民文化国際課
		③ 交通安全対策・啓発活動の促進	○自転車点検等整備促進事業 ○交通安全普及啓発事業	防災危機管理課
		④ 地域の防犯・見守りの強化	○学校情報配信事業 ○通学路見守り支援事業 ○防犯設備整備事業 ○防犯資機材等支給支援事業	防災危機管理課 学校教育課 子ども・教育政策課
	55 感染症の予防と拡大防止	① 感染症予防に向けた意識の啓発	○施設等に対する感染症予防指導 ○感染症予防普及啓発	保健予防課
		② 感染症の拡大防止策の強化	○定期・任意予防接種 ○積極的疫学調査 ○結核対策 ○服薬確認推進事業	保健予防課
		③ 感染症対策に係る関係機関の資質の向上	◎地域感染症対策ネットワーク構築 ○感染症発生動向調査	保健企画課 保健予防課
	56 安全・安心な生活環境の確保	① 食の安全・安心の確保	○飲食店等の監視指導 ○食品衛生講習会 ○食の安全・安心懇談会	生活衛生課
		② 動物等との共生及び健康被害の防止	○自主防除普及啓発事業 ○適正飼養普及啓発事業	生活衛生課
		③ 宿泊施設の監視指導	○旅館業許可施設一斉監視	生活衛生課
		④ 生活環境の維持のための対策	○建設工事公害対策事業 ○工場等公害予防事業 ○環境現況調査 ○ごみ屋敷等対応	環境課

参考資料３

施策の成果指標一覧

施策		指標【出典】		現状値	目標値（2025年度）	ベンチマーク【出典】	現状値
1	人権と多様性の尊重	①	ユニバーサルデザインの認知度【中野区区民意識・実態調査】	66.3%（2020年度）	71%	ユニバーサルデザインの認知度【バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査（内閣府）】	60.1%（2019年度）
		②	社会全体における男女の地位が平等だと思う人の割合【中野区区民意識・実態調査】	14.5%（2020年度）	20%	社会全体における男女の平等感【男女共同参画社会における世論調査（内閣府）】	21.2%（2019年度）
2	多文化共生のまちづくりの推進	①	国際交流や多文化共生事業への満足度【中野区資料】	－	80%		
		②	文化・国際交流事業への外国人の参加割合【中野区資料】	42.8%（2020年度）	50%		
3	地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり	①	近所との付き合いがほとんどない区民の割合【健康福祉に関する意識調査】	21.6%（2020年度）	18%	地域の人との関りがほとんどない人の割合【都民の健康や地域とのつながりに関する意識・活動状況調査（東京都）】	19.2%（2020年度）
		②	住民同士の交流の場があると感じている区民の割合【健康福祉に関する意識調査】	32.2%（2020年度）	40%		
4	地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実	①	地域活動を行っている区民の割合【健康福祉に関する意識調査】	19.6%（2020年度）	25%		
		②	地域課題の解決に取り組む団体の新規立上げ支援数【中野区資料】	15団体（2017～2020年度）	36団体（5年間の累計）		
5	地域の自主的な活動の推進と拠点の整備	①	区民活動センターを身近に感じる人の割合【健康福祉に関する意識調査】	16.7%（2020年度）	20%		
		②	区民活動センター集会室利用率（15施設の平均）【中野区資料】	34.4%（2020年度）	55%		
6	誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり	①	中野区の文化的環境に満足していると思う区民の割合【中野区区民意識・実態調査】	23.8%（2020年度）	34%	住んでいる地域の文化的環境の満足度【文化に関する世論調査（文化庁）】	36.5%（2020年度）
		②	自ら文化・芸術活動を行っている区民の割合【中野区区民意識・実態調査】	27.7%（2020年度）	43%	鑑賞以外の文化芸術活動経験【文化に関する世論調査（文化庁）】	14.2%（2020年度）
7	魅力的な地域資源の発掘・発信	①	SNSで発信した地域資源情報のインプレッション数（投稿が表示された回数）【中野区資料】	1,120,000件（2020年度）	2,240,000件		
		②	イベント・サービス実施、またはマッチングの支援件数【中野区資料】	38件（2020年度）	76件		
8	持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり	①	区内民営事業所数【経済センサス基礎調査、活動調査】	12,068件（2016年）	12,500件		
		②	区内従業者数【経済センサス基礎調査、活動調査】	121,982人（2016年）	130,000人		
9	商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出	①	買い物やサービス等利用のため、商店街へ週1日以上行く人の割合【中野区区民意識・実態調査】	72.6%（2020年度）	75.7%		
		②	区内商店街内の空き店舗数【中野区商店街連合会作成資料】	545店（2020年度）	449店	全国空き店舗数【平成30年度商店街実態調査報告書（中小企業庁）】	18,540店（2018年度）
10	中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信	①	中野駅周辺を利用する際に不満を感じている区民の割合【中野区区民意識・実態調査】	62.2%（2020年度）	50%		
		②	中野駅の乗車人員（1日平均）のJR東日本エリア内での順位【鉄道事業者公表資料】	20位（2020年度）	18位		

施策		指標 【出典】		現状値	目標値 （2025年度）	ベンチマーク 【出典】	現状値
11	中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と多様な都市機能の誘導	①	区が特に力を入れていると感じる施策に「駅前などの重点的まちづくり」を選択した区民の割合 【中野区区民意識・実態調査】	35.4% （2020年度）	40%		
		②	中野駅周辺における都市基盤整備（街路事業）の進捗率 【中野区資料】	23.6% （2020年度）	55.1%		
12	子どもの権利の尊重擁護と理解促進	①	子どもの権利が守られていると思う区民の割合 【中野区区民意識実態調査】	－	30%	「川崎市子どもの権利条例」を「知っている」「聞いたことがある」大人の割合 【第7回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（川崎市）】	33.2% （2021年度）
		②	「自分のことが好きだ」と思う児童・生徒の割合 【中野区子どもと子育て家庭の実態調査】	小学生：69.9% 中学生：60.7% （2019年度）	小学生：75% 中学生：65%	「自分のことが好きだ」と思う児童・生徒の割合（小学5年生、中学2年生） 【東京都子供の生活実態調査（東京都）】	小学5年生：67.8% 中学2年生：59.8% （2016年度）
13	一人ひとりの状況に応じた支援の充実	①	「学校は、自他の生命を大切にする心を育てている」と考える保護者の割合 【学校教育に関する保護者アンケート】	71.7% （2020年度）	75%		
		②	いじめの解消率 【いじめ等、児童・生徒間の問題の未然防止と早期発見のためのアンケート】	53.9% （2020年度）	70%		
14	子どもの貧困対策の推進	①	授業が「よくわからない」と感じる困窮層の子ども（小・中学生）の割合 【中野区子どもと子育て家庭の実態調査】	小学生：20.6% 中学生：54.6% （2019年度）	小学生：15% 中学生：50%	授業が「よくわからない」と感じる困窮層の子ども（小学5年生・中学2年生）の割合 【東京都子供の生活実態調査（東京都）】	小学5年生：28.7% 中学2年生：24.3% （2016年度）
		②	「がんばれば、むくわれると思う」と答える子ども（小・中学生）の割合 【中野区子どもと子育て家庭の実態調査】	小学生：83.0% 中学生：77.0% （2019年度）	小学生：88% 中学生：82%	「がんばれば、むくわれると思う」と答える子ども（小学5年生・中学2年生）の割合 【東京都子供の生活実態調査（東京都）】	小学5年生：83.7% 中学2年生：79.0% （2016年度）
15	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応	①	継続的な指導を要する虐待ケースの改善率 【中野区資料】	46.2% （2020年度）	100%		
		②	要保護児童対策地域協議会への参加関係機関数 【中野区資料】	268箇所 （2020年度）	307箇所		
16	子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実	①	「学校は一人ひとりの児童・生徒のよさや可能性を伸ばす教育を行っている」と考える保護者の割合 【学校教育に関する保護者アンケート】	67.0% （2020年度）	70%		
		②	「学校・園は他の校種との接続や連携を大切にした教育を視点に授業・保育改善に努めている」と考える保護者の割合 【学校教育に関する保護者アンケート】	54.5% （2020年度） ＊小中連携教育の取組に対しての結果	70%		
17	発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実	①	「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成にあたり、学校と話し合うことができた」と思う保護者の割合 【学校教育に関する保護者アンケート】	85.8% （2020年度）	95%		
		②	通常の学級に在席する児童・生徒のうち、心理士による特別支援教育巡回相談で対応したケースの割合 【中野区資料】	12.2% （2020年度）	20%		
18	特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進	①	学校の授業等で活用した地域人材の人数 【中野区資料】	3,060人 （2020年度）	4,865人		
		②	「学校は、家庭・地域と協力しながら子どもを教育している」と考える保護者の割合 【学校教育に関する保護者アンケート】	77.7% （2020年度）	88%		

施策		指標 【出典】		現状値	目標値 （2025年度）	ベンチマーク 【出典】	現状値
19	これからの学びに対応した学校教育環境の整備	①	ICTを活用して児童・生徒を指導することができている教員の割合 【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】	79.4% （2020年度）	85%		
		②	中野区立学校図書館の図書貸出冊数 【中野区資料】	392,657冊 （2020年度）	471,000冊		
20	地域における子育て支援活動の促進	①	子育て支援活動に参加した区民の割合 【中野区区民意識・実態調査】	4.7% （2020年度）	10%		
		②	ファミリー・サポート・センター事業における利用マッチング率 【中野区資料】	85.4% （2020年度）	90%		
21	妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実	①	妊産婦に対する妊産期相談支援事業実施の割合 【中野区資料】	89.9% （2020年度）	95%	区部の妊婦相談面接率 【母子保健事業報告年報 令和2年版（東京都）】	87.6% （2019年度）
		②	子育てサービスを必要に応じて利用できた割合 【子育てに関するアンケート調査】	95.6% （2020年度）	98%		
22	将来を見通した幼児教育・保育の実現	①	保育所等利用待機児童数 【中野区資料】	73人 （2020年4月1日現在）	0人	保育所等利用待機児童数（23区） 【東京都】	989人 （2020年4月1日現在）
		②	「中野区保育の質ガイドライン」を知っている保護者のうち、ガイドラインが教育・保育に役立てられていると感じる保護者の割合 【保護者満足度調査】	80.6% （2020年度）	90%		
23	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実	①	「日頃から子どもの状況を伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができている」と考える保護者の割合 【区立障害児通所支援施設保護者アンケート調査】	87.7% （2020年度）	95%		
		②	区立障害児通所支援施設における保護者を支援するプログラムの開催回数 【中野区資料】	18回 （2020年度）	24回		
24	子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導	①	区内の住宅の環境に満足している子育て家庭の割合 【中野区子どもと子育て家庭の実態調査】	54.8% （2019年度）	60%		
		②	誘導居住面積水準以上の住宅に住まう子育て世帯の割合 【住宅・土地統計調査】	33.5% （2018年）	38%	誘導居住面積水準以上の住宅に住まう子育て世帯の割合（23区平均） 【平成30年住宅・土地統計調査（総務省）】	35.2% （2018年度）
25	子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実	①	保護者から見た「遊び・憩いの環境」の総合的な満足度 【中野区子どもと子育て家庭の実態調査】	16.8% （2019年度）	27%		
		②	子育て応援とうきょうパスポート協賛店舗数 【東京都公表資料】	73店舗 （2020年度）	150店舗	子育て応援とうきょうパスポート協賛店舗数（都内全域） 【東京都公表資料】	5,431店舗 （2020年度）
26	若者が地域や社会で活躍できる環境づくり	①	地域活動やNPOなどの活動に参加した20歳代、30歳代の割合 【中野区区民意識・実態調査】	20% （2020年度）	45%	20代若者の地域の人との関わりに強いつながりを感じている者の割合 【子供・若者の意識に関する調査（内閣府）】	20% （2019年度）
		②	地域社会などでボランティア活動に参加したことがある中学生の割合 【中野区資料】	60.7% （2020年度）	73%	13歳～14歳のボランティアなどに参画して直接社会を良くしていきたいと思う者の割合 【子供・若者の意識に関する調査（内閣府）】	11% （2019年度）

施策		指標 【出典】		現状値	目標値 （2025年度）	ベンチマーク 【出典】	現状値
27	社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援体制の充実	①	子ども・若者支援センター及びすこやか福祉センターにおける若者相談対応件数(実人員) 【中野区資料】	138人 （2020年度）	220人	若者総合支援センター「若ナビα」年間相談対応件数（実人数） 【東京都】	3,642人 （2020年度）
		②	若者相談対応により課題の解決に至った件数（実人員） 【中野区資料】	31人 （2020年度）	55人		
28	高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実	①	「何かあったときに相談する相手がいる」と思う高齢者の割合 【高齢福祉・介護保険サービス意向調査】	51.7% （2020年度）	55%		
		②	地域包括支援センターを身近に感じる人の割合（50歳代以上） 【健康福祉に関する意識調査】	22.9% （2020年度）	30%		
29	高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実	①	主治医と十分連携が取れているケアマネジャーの割合 【高齢福祉・介護保険サービス意向調査】	43% （2020年度）	55%		
		②	「長期療養が必要になった場合に可能な限り自宅や実家で過ごしたい」人の割合 【健康福祉に関する意識調査】	32.7% （2020年度）	60%	「長期療養が必要となった場合、自宅で療養を続けたいと思う」人の割合 【健康と保健医療に関する世論調査（東京都）】	32.2% （2016年度）
30	多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり	①	収入のある仕事を週1回以上している65歳以上の区民の割合 【高齢福祉・介護保険サービス意向調査】	27% （2020年度）	35%	収入のある仕事の有無 【高齢者の生活実態（東京都）】	31.6% （2020年度）
		②	60代以上における地域活動を行っている割合 【健康福祉に関する意識調査】	60歳代:22.7% 70歳代:38.3% 80歳以上:36.5% （2020年度）	45%	何らかの社会活動を行っている人の割合 【高齢者の経済生活に関する調査結果（内閣府）】	60歳代:39.1% 70歳代:40% 80歳以上: 25.3% （2019年度）
31	区民が主体的に取り組む介護予防の推進	①	住民主体サービスを提供する地域団体等の数 【中野区資料】	20団体 （2020年度）	30団体		
		②	体操や軽運動など介護予防のための通いの場への参加状況 【高齢福祉・介護保険サービス意向調査】	18.9% （2020年度）	25%		
32	権利擁護と虐待防止の推進	①	「成年後見制度」という言葉やしくみを知っている人の割合 【健康福祉に関する意識調査】	34.7% （2020年度）	45%	成年後見制度に関する認知度 【認知症に関する世論調査（内閣府）】	51% （2019年度）
		②	養護者による高齢者・障害者虐待の通報・届出に対応できた割合 【中野区資料】	100% （2020年度）	100%		
33	多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進	①	アウトリーチチームが対応して適切に支援につなげた割合 【中野区資料】	78.4% （2020年度）	85%		
		②	自殺死亡率（10万人対） 【中野区資料】	17.6人 （2016年から2020年の5年平均）	14.4人	東京都の自殺死亡率（10万人対） 【地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）】	16.0人 （2016年から2020年の5年平均）
34	障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備	①	障害福祉サービスを利用していない理由のうち「サービスを知らない」「利用方法がわからない」の割合 【障害福祉サービス意向調査】	21.1% （2020年度）	10%		
		②	入所施設から地域移行した障害者の数（2015年度以降の累積数） 【中野区資料】	10人 （2020年度）	39人	第6期障害福祉計画に係る国の基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号）において、2019年度末時点の施設入所者数の6%以上に第5期計画の未達成分を加えた人数が地域生活へ移行としている。	18人 （2020年度）

施策		指標 【出典】		現状値	目標値 （2025年度）	ベンチマーク 【出典】	現状値
35	生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実	①	生活保護から自立した世帯数 【中野区資料】	187世帯 （2020年度）	200世帯		
		②	生活困窮者を対象とした就労支援を受け就労した割合 【中野区資料】	5.3% （2020年度）	40%	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 【令和2年度生活困窮者自立支援制度に関する支援状況調査（区部）（東京都）】	28% （2020年度）
36	障害者の就労や社会参画の推進	①	一般就労による定期的な収入のある障害のある人の割合（15歳以上65歳未満） 【障害福祉サービス意向調査】	41.8% （2020年度）	43.5%		
		②	就労支援センターによる就職者数 【中野区資料】	50人 （2020年度）	77人	就労支援センターによる就職者数（特別区平均） 【区市町村障害者就労支援事業実績報告書（東京都）】	66人 （2019年度）
37	認知症のある人とその家族を支える環境づくり	①	オレンジカフェ等認知症の人やその家族が集える場所の設置数 【中野区資料】	19箇所 （2020年度）	25箇所		
		②	認知症の症状や基本的な対応方法を知っている人の割合 【健康福祉に関する意識調査】	27.3% （2020年度）	45%		
38	誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり	①	1回30分以上の運動を週に1～2回以上行っている区民の割合 【健康福祉に関する意識調査】	56.7% （2020年度）	60%	都民のスポーツ実施率（週1回以上スポーツをする都民の割合） 【都民生活に関する世論調査（東京都）】	60.4% （2020年度）
		②	障害者の外出の主な目的における趣味・スポーツの割合 【障害福祉サービス意向調査】	19.7% （2020年度）	25%		
39	健康的な生活習慣が身につく環境づくり	①	自身の健康状態が「よい」と思う区民の割合 【健康福祉に関する意識調査】	85.7% （2020年度）	90%	健康意識の構成割合のうち「健康と思っている」者の割合（6歳以上の者（入院患者を除く）） 【国民生活基礎調査（厚生労働省）】	86.1% （2019年度）
		②	食べ物や食生活に関して栄養バランスや規則正しい食生活を心がけている人の割合 【健康福祉に関する意識調査】	58.8% （2020年度）	63%		
40	地域医療体制の充実	①	地域の救急医療体制が整っていると思う人の割合 【健康福祉に関する意識調査】	74.5% （2020年度）	80%	休日・夜間の医療体制（救急医療体制）について不安を感じる区民の割合 【第52回杉並区区民意向調査「区政に関する意識と実態」（杉並区）】	24.6% （2020年度）
		②	かかりつけ医を決めている区民の割合 【健康福祉に関する意識調査】	64.4% （2020年度）	80%	かかりつけ医がいる人の割合 【第7回日本の医療に関する意識調査（日本医師会）】	55.2% （2020年度）
41	生涯にわたり学び続けることができる環境づくり	①	「区内において様々な学習機会が充実している」と感じる区民の割合 【中野区区民意識・実態調査】	19.2% （2020年度）	30%		
		②	区立図書館における児童図書貸出冊数 【中野区資料】	302,594冊 （2020年度）	395,700冊		
42	防災まちづくりの推進	①	不燃領域率（防災まちづくり事業対象地区） 【中野区資料】	61.7% （2020年度）	70%		
		②	住宅の耐震化率 【中野区資料】	90.3% （2020年度）	100%	住宅の耐震化率の現状 【東京都耐震改修促進計画（東京都）】	92.0% （2020年度）
43	災害に強い体制づくり	①	地域自主訓練等参加人員 【中野区資料】	45,600人 （2019年度）	60,000人		
		②	飲料水・食料を備蓄している区民の割合 【中野区区民意識・実態調査】	飲料水60.3% 食　料56.4% （2020年度）	飲料水75% 食　料65%	食料や飲料水、日用品などを準備している割合 【防災に関する世論調査（内閣府）】	45.7% （2017年度）

施策		指標 【出典】		現状値	目標値 （2025年度）	ベンチマーク 【出典】	現状値
44	西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進	①	西武新宿線5駅周辺の居住人口 【中野区資料】	157,248人 （2020年度）	160,000人		
		②	西武新宿線5駅周辺の居住者のうち、中野区を住みやすいと思う区民の割合 【中野区区民意識・実態調査】	89.6% （2020年度）	91%		
45	各地区の特性に応じたまちづくりの推進	①	中野坂上駅、東中野駅、新中野駅周辺の居住人口 【中野区資料】	82,949人 （2020年度）	87,000人		
		②	中野坂上駅、東中野駅、新中野駅周辺の居住者のうち、中野区を住みやすいと思う区民の割合 【中野区区民意識・実態調査】	93.5% （2020年度）	95%		
46	住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進	①	定住意向理由として「家の広さなど居住環境がよい」を選択した区民の割合 【中野区区民意識・実態調査】	11.6% （2020年度）	15%		
		②	空き家棟数 【中野区資料】	584棟 （2020年度）	380棟		
47	まちなかの安全性・快適性の向上	①	定住意向理由として「自然や街並みがよい」を選択した区民の割合 【中野区区民意識・実態調査】	9.4% （2020年度）	10%		
		②	住まい周辺の生活環境について、「景観や街並みについて」を「よい評価」とした区民の割合 【中野区区民意識・実態調査】	72.7% （2020年度）	75%		
48	道路・橋梁の着実な整備・改修	①	道路舗装改修率 【中野区資料】	11.2% （2020年度）	22%		
		②	無電柱化優先整備路線の進捗率 【中野区資料】	15.1% （2020年度）	35%		
49	多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備	①	公園や広場の利用者満足度 【中野区区民意識・実態調査】	58.7% （2020年度）	65%		
		②	公園や広場の利用率 【中野区区民意識・実態調査】	34.0% （2020年度）	36%		
50	誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備	①	区内移動の快適性に関する満足度 【中野区区民意識・実態調査】	64.5% （2020年度）	68%		
		②	駅周辺の自転車放置率 【中野区資料】	5.4% （2020年度）	4%	駅周辺の自転車放置率【区部】 【令和2年度調査　駅前放置自転車の現状と対策（東京都）】	5.6% （2020年度）
51	脱炭素社会の推進と気候変動への適応	①	区内の二酸化炭素排出量 【オール東京62市区町村共同事業提供資料】	899千t-CO_2 （2018年度）	716千t-CO_2	①に係る区内の二酸化炭素排出量削減率（2013年度比） 23区の二酸化炭素排出量削減率（2013年度比） 【オール東京62市区町村共同事業提供資料】	△15.1% （2018年度） △14.5% （2018年度）
		②	環境に配慮した取組を行っている区民の割合 【中野区区民意識・実態調査】	89.9% （2020年度）	95%		
52	ごみの減量やリサイクルの推進	①	区民1人1日あたりのごみ排出量 【中野区資料】	477ｇ （2020年度）	431ｇ	23区の1人1日あたりのごみ排出量 【清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）】	521ｇ （2020年度）
		②	燃やすごみの中の資源化可能物の混入率 【ごみ組成分析調査】	25.5% （2020年度）	22.8%		
53	みどりの保全と創出の推進	①	みどりの豊かさに対する区民の満足度 【中野区区民意識・実態調査】	63.6% （2020年度）	64.3%		
		②	緑被率・みどり率 【中野区みどりの基本計画】	緑被率16.14% みどり率17.46% （2019年度）	緑被率16.57% みどり率17.89%		

施策		指標 【出典】		現状値	目標値 （2025年度）	ベンチマーク 【出典】	現状値
54	犯罪や事件・事故の防止と消費生活の安全の推進	①	刑法犯認知件数 【都民安全推進本部資料（東京都）】	2,058件 （2020年）	1,700件		
		②	自転車関与事故件数 【都民安全推進本部資料（東京都）】	350件 （2020年）	190件	自転車事故関与率 【都民安全推進本部資料（東京都）】	東京都40.6% 中野区55.7% （2020年）
55	感染症の予防と拡大防止	①	感染症の予防を心がけている人の割合 【健康福祉に関する意識調査】	97.3% （2020年度）	98%	感染防止の心がけとして「こまめに手洗いをする割合」 【新型インフルエンザ対策に関する世論調査（内閣府）】	71.2% （2019年度）
		②	区民健診（長寿健診）の受診率 【中野区資料】	43.1% （2020年度）	50%		
56	安全・安心な生活環境の確保	①	食中毒について、関心があり十分理解している人の割合 【健康福祉に関する意識調査】	13.1% （2020年度）	15%		
		②	旅館業監視施設のうち、指摘事項があった施設の割合 【中野区資料】	59.3% （2020年度）	25%		

中野区基本計画

2021 年度 ▶ 2025 年度（令和3年度～令和7年度）

3中企企第1010号
令和3年（2021年）9月

編集・発行　中野区企画部企画課
〒164－8501　東京都中野区中野四丁目8番1号
電話　03－3389－1111（代表）
電子メール　kihonkousou@city.tokyo-nakano.lg.jp
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp